民生病院常任委員会

日 時 令和3年3月11日(木)午前10時から 場 所 全員協議会室

議題

1 付託案件(23件)

- (1) 議案第10号 令和2年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- (2) 議案第11号 令和2年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- (3) 議案第12号 令和2年度射水市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- (4) 議案第14号 令和2年度射水市病院事業会計補正予算(第4号)
- (5) 議案第 3号 令和3年度射水市国民健康保険事業特別会計予算
- (6) 議案第 4号 令和3年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (7) 議案第 5号 令和3年度射水市介護保険事業特別会計予算
- (8) 議案第 8号 令和3年度射水市病院事業会計予算
- (9) 議案第18号 射水市コミュニティセンター条例の一部改正について
- (10) 議案第19号 射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について
- (11) 議案第20号 射水市心身障害者(児)福祉金条例の一部改正について
- (12) 議案第21号 射水市重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正について
- (13) 議案第22号 射水市福祉有償運送運営協議会条例の一部改正について
- (14) 議案第23号 射水市介護保険条例の一部改正について
- (15) 議案第24号 射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について
- (16) 議案第25号 射水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効 果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- (17) 議案第26号 射水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を 定める条例の一部改正について
- (18) 議案第27号 射水市国民健康保険税条例の一部改正について
- (19) 議案第28号 射水市国民健康保険条例の一部改正について
- (20) 議案第29号 射水市小杉ふれあいセンター条例の廃止について
- (21) 議案第30号 射水市敬老福祉年金条例の廃止について

- (22) 議案第32号 指定管理者の指定について
- (23) 議案第33号 損害賠償額の決定について

2 報告事項(8件)

- (1) 射水市コミュニティバス等再編プラン(案)について (市民生活部 生活安全課 資料 1 - 1 、 1 - 2)
- (2) 第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画(案)について (福祉保健部 地域福祉課 資料1)
- (3) 第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画(案)について (福祉保健部 社会福祉課 資料1)
- (4) 射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について (福祉保健部 介護保険課 地域福祉課 資料1)
- (5) 後期高齢者医療保険料の均等割保険料の軽減基準額の引き上げについて (福祉保健部 保険年金課 資料1)
- (6) 公立保育園給食調理業務委託に係る公募型プロポーザルの結果について (福祉保健部 子育て支援課 資料1)
- (7) 第3次射水市食育推進計画(案)について (福祉保健部 保健センター 資料1)
- (8) 鼠径部ヘルニア日帰り手術センター(DHセンター)の開設について (射水市民病院 経営管理課 資料1)

3 その他

射水市コミュニティバス等再編プラン(案)について

1 再編プラン (素案) に関する地域等との意見交換について

(1) 実施期間

12月下旬から2月下旬

(2) 実施地域等

17地域振興会(新湊、庄西、作道、片口、海老江、七美、塚原、三ケ、戸破、 黒河、池多、太閤山、中太閤山まちづくり、南太閤山、ふたくち、大島、下地区) 及び交通事業者(海王交通㈱、㈱三島野観光、エムアールテクノサービス㈱、富山 地方鉄道㈱、加越能バス㈱)

(3) 主な意見

- ① 買物や通院に配慮したダイヤ等について
 - 利用実態から運行本数が少なくなっても、買物と通院がちゃんとできるなど、 ダイヤのメリハリが大切。
 - ・ イータウンや小杉駅に行けるようになるのはよいが、市民病院への通院の利便を確保してほしい。
 - アプリオに行けるようになるのはよいが、カモン新湊ショッピングセンターへも買物に行けるように、接続を考慮してほしい。
 - ・ 大阪屋ショップやアルビスで買物できるよう時間を考慮したダイヤやバス停 を設置されるのはよい。
- ② プランの周知について
 - 自治会長等へ説明・周知してほしい(全体:作道、大島。個別:二口、戸破)。
 - 周知できるよう分かりやすい資料を作成してほしい(新湊、塚原)
- ③ 利用促進等について
 - 路線図や時刻表をエリア別にするなど分かりやすくしてほしい。
 - 庁舎や病院へ行きやすく、分かりやすく示してほしい。
 - 地元でアンケート調査を行ってほしい。
 - 乗り方教室や買物ツアーを企画して実施してみたい。

2 再編プラン (素案) からの変更点等

エリア	再編後の路線	主な変更点等
新湊一小杉間	⑦新湊・小杉線	・①新湊・大門線との接続(クロスベイ新湊や
(P10·11)		市民病院)に配慮してダイヤ調整。
	⑤市民病院・太閤山線	・特に変更なし。
新湊一大門間	①新湊・大門線	・朝夕の快速便と冬期便のルートで赤井経由
(P12·13)		から八塚経由に変更。
		・一部の便で寺塚原公民館前経由に変更。
		・⑦新湊・小杉線(クロスベイ新湊や市民病院)
		や県営渡船(越ノ潟)との接続に配慮してダ イヤ調整。
	⑤新湊・越中大門駅線 	・夕方の便は高周波文化ホールでの発着に変 更。
新湊西部、新湊	②新湊・本江線	・一部の便で海竜スポーツランド経由せず、時
東部		間短縮。
(P14·15)	③新湊東部・七美線	・一部の便で沖等を経由するルートを追加。
	④新湊西部・庄西塚原線	・庄西~市民病院間を本町3丁目や高周波文
		化ホールを経由するルートに変更。
新湊東部-小杉	⑥新湊・呉羽駅線	・特に変更なし。
駅間	⑥小杉駅・下経由足洗線	・特に変更なし。
$(P16 \cdot 17)$	⑩堀岡・片口経由小杉駅線	・朝夕の便で富山高専前を経由するルートへ
		の延伸は、富山地鉄と加越能バスとの合意が
		必要なため、今後の課題として記載。
小杉駅南部	⑫小杉駅・金山線	・特に変更なし。
(P18·19)	③小杉地区循環線	・西部循環で中太閤山の集落を経由するルー
		トに変更。
	④小杉駅・太閤山循環線	・循環線のため、名称に循環を加える。
大門・大島地域、	⑧小杉駅・大島中央循環線	・大門中学校への通学に配慮し、朝夕のルート
小杉駅・市庁舎		変更。
周辺		・買物や通院に配慮してダイヤを調整。
(P20·21)	⑨浅井・越中大門駅線	・特に変更なし。
	⑩櫛田・越中大門駅線	・朝の道路の混雑状況を考慮し、大門中学校前
		~越中大門駅へのルートを変更。
	⑩小杉駅・水戸田経由大門線	・特に変更なし。

[※] エリアの欄に記載している()内は再編プラン(案)の頁を表す。

市民生活部生活安全課 資料1-2 3月定例会 民生病院常任委員会 令和3年3月11日

射水市コミュニティバス等再編プラン (案)

目次

1	再編プラン(案)の概要	
(1)	趣旨	1
(2)	再編の方針	2
(3)	再編実施スケジュール	3
	再編前後の路線図	
(5)	路線の変更概要	6
(6)	再編前後のコミュニティバスの走行距離	8
(2) (3) (4) (5)	エリア別路線再編の内容 新湊-小杉間(①、⑦、⑭) 新湊-大門間(①、⑤) 新湊西部、新湊東部(②、③、④) 新湊東部-小杉駅間(⑥、⑮、⑰、⑱) 小杉駅南部(⑫、⑬、⑭) 大門・大島地域、小杉駅・庁舎周辺(新規路線、⑧、⑨、⑩、⑪、デマンドタクシー)…	. 12 . 14 . 16 . 18

別添1 令和3年8月1日改正時刻表(案)

別添2 参考資料 コミュニティバス路線別カルテ

1 再編プラン(案)の概要

(1) 趣旨

本市では、平成19年度から市全域を網羅するコミュニティバスの本格運行を開始し、 平成23年度から大門・大島地区では利用者の少ないコミュニティバスに替えてデマン ドタクシーを導入した。平成28年度には新庁舎への移転に併せて新規路線(⑩中央幹 線)を追加するなど、利便性の向上に取り組んできた。

社会経済情勢の変化や今後のまちづくりの方向性等を見据え、全面的に路線を見直しする必要があり、射水市地域公共交通網形成計画に基づく重点実施プロジェクト「公共交通ネットワーク再構築プロジェクト」として、効率的で利便性の高い持続可能な公共交通網の構築などを目的に、コミュニティバス等再編プランを策定する。

(2) 再編の方針

ア コミュニティバス等の課題

① 需要や目的に応じた柔軟な路線網の構築

高齢化がさらに進展する中、買物や通院など日常生活の移動を確保するため、そうした需要や目的に柔軟に対応できるようコミュニティバス路線を見直しするほか、 今後の高齢者の短距離移動をいかに支えるか検討していく必要がある。

② 持続性の確保に向けた運行の効率化等

運転手不足が年々深刻化していく中で運行経費も増加している。公共交通の持続性を確保するため、労務環境にも配慮しながら運行の効率化を図るほか、路線再編の実施を踏まえ運賃の見直しを検討していく必要がある。

③ 長大路線や重複路線、利用者の少ない路線の解消

目的地への到着に時間がかかったり、運行本数が少なかったりするなどの長大路線で利便性の向上が求められている。また、経路が重複する路線や利用者の少ない路線があるなど、需要に見合った形で効率化を図る必要がある。

イ 再編に向けた考え方

① 路線の機能や需要に応じた運行本数の最適化や民間路線等との役割分担

路線の機能に応じて、幹線では20~30分に1本運行し、支線では1時間に1本を基本としながら、需要に応じて2~3時間に1本運行するものとする。また、市域をまたぐ広域的な移動では民間路線での移動を基本とするほか、生活路線と観光移動の役割分担を図る。

② まちづくりの方向性等を踏まえた路線の新設と運行エリアの見直し

小杉駅及び市庁舎周辺は都市計画マスタープランで都市中核拠点と位置付けており、また市内移動は商業施設等が集積する大島地区を中心とした移動が見られることから、小杉駅や市庁舎周辺、大島地区の商業施設や医療機関を循環する路線を新設し、これに伴いデマンドタクシーの運行区域を見直しする。

③ 路線分割による所要時間の短縮や路線統合による重複路線等の解消

利便性の向上が必要な長大路線は分割して目的地までの所要時間の短縮や運行本数の増加を図るとともに、重複路線や利用者の少ない路線は需要を踏まえながら路線を統合し効率化を図る。

④ 新たな需要を取り込んだ効果的な運行や目的に応じた柔軟な経路設定

朝夕における通学・通勤に対応した快速便を設定しながら、日中における買物や通院、お出かけ等の需要や目的にも柔軟に対応できるよう経路を見直しする。

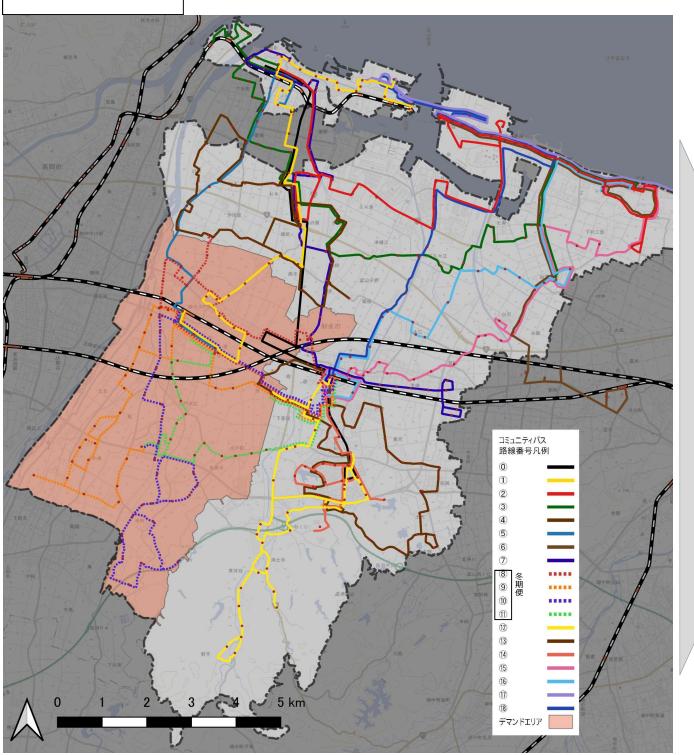
⑤ 乗継の利便性向上を図るダイヤの見直し

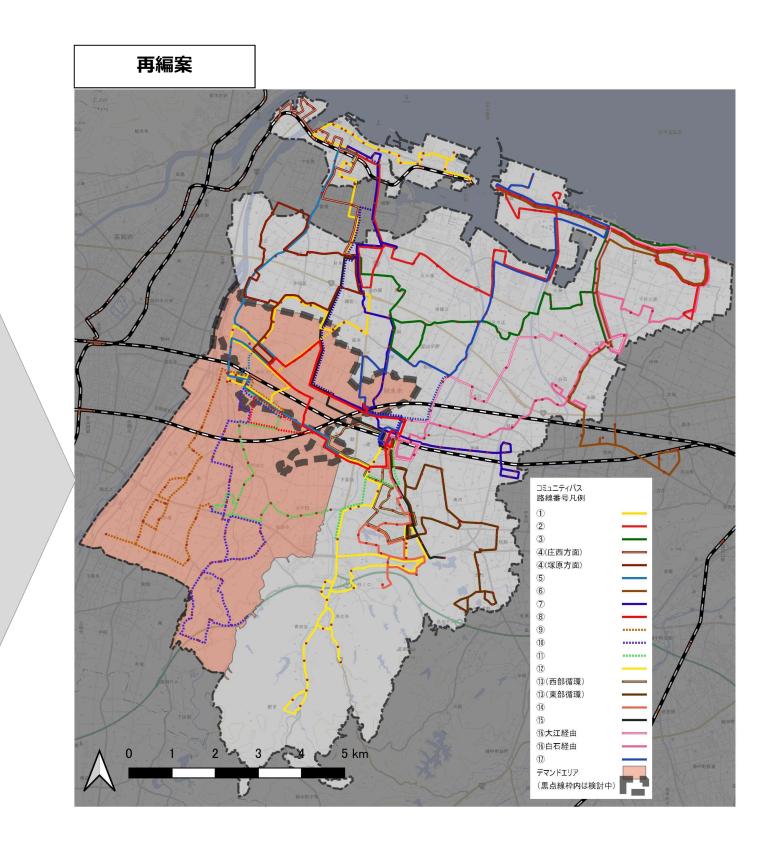
鉄道とバス、バスからバス等への乗継に配慮しながらダイヤを見直しする。

(3) 再編実施スケジュール

年度・月	R2						R	3						R4
項目	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
再編プラン策定	\rightarrow													
新規路線運行事業者 の募集			-											
交通会議														
再編プラン周知														
コミュニティバス 路線変更・新設														\rightarrow
デマンドタクシー 区域変更														\rightarrow
運賃改定の検討										\rightarrow				
交通会議												→		
運賃改定の周知														
運賃改定の実施														

再編前(現行)





(5) 路線の変更概要

	現行		目店し堀西		目古し畑山	
	路線	運行本数 (片道)		見直し概要	見直し理由	
0	中央幹線(クロスベイ新湊~小杉駅南口)	1時間に1本	統合	⑦新湊・小杉線の快速便として統合	1便当たり平均乗降者数が3人未満	
U	(市民病院~パスコ前)	1時間に1本	机口	⑤市民病院・太閤山線(仮)として統合再編	経路の一部が⑭と重複	
1	新湊·大門線(快速便)	朝•夕	維持			
lacksquare	新湊·大門線	1時間に1本	経路変更	中野・大島北野等の経由地追加	日中便利用やや少→需要喚起	
2	新湊·本江線	1時間に1本	経路変更	一部の便での短縮を検討	長大路線で遅れがち	
3	七美·作道経由庄西線	1時間に1本	分割·減便	庄西~市民病院区間は④へ統合	1便当たり平均乗降者数が3人未満	
4	塚原・作道循環線 (作道方面)	1時間に1本	統合	庄西~市民病院区間は③から統合	 - 1便当たり平均乗降者数が1人未満	
•	(塚原方面)	1時間に1本	ועוי ם	商業施設経由追加	「医当たり干粉来阵石数が「八不凋	
⑤	新湊·越中大門駅線	1~2時間に1本	経路変更	買物や通院目的にも対応した経路見直し	日中便利用やや少→需要喚起	
6	新湊·呉羽駅線	2時間に1本	ダイヤ変更等	買い物時間の確保		
7	新湊·小杉線	1時間に1本	経路変更	市役所前経由追加	快速便の統合・効率化に伴う対応	
$\boldsymbol{\psi}$		「時间に「本	統合・減便	①中央幹線(クロスベイ新湊~小杉 駅南口)と統合し、効率化	経路の一部が①と機能的に重複	
8	大島·小杉経由大門線【冬期】	行き1本、帰り2本	廃止	①・④・⑤、新⑧で対応		
			新設	商業施設や医療機関等を結ぶ	・大島を中心とした移動が多い ・小杉駅及び市庁舎周辺を都市中 核拠点に位置付け	
	デマンドタクシー		区域変更	コミュニティバス運行エリアでの デマンドタクシー運行区域の見直し	コミュニティバスの定時運行により 利便性向上	
9	浅井·大門経由小杉駅線【冬期】	行き2本、帰り2本	経路変更			
10	櫛田·大門経由小杉駅線【冬期】	行き1本、帰り2本	経路変更	越中大門駅や他路線との接続に配 慮した経路変更	タ方の便に小杉駅から大門方面へ の利用が少ない	
1	小杉駅·水戸田経由大門線【冬期】	行き1本、帰り2本	経路変更			
12	小杉駅·金山線	3時間に1本	経路変更	平野経由追加	施設廃止に伴う	
(13)	小杉地区循環線	2時間に1本	分割	東西に分割し、移動時間の短縮	長大路線で循環しているため、目的 地への移動が遠回りとなっている	
4	小杉駅・太閤山線(フレセン)	1時間に1本	経路変更	③・④(ランド)の経由地を一部付け替え	⑬・⑭(ランド)の変更に伴う	
14	小杉駅・太閤山線(ランド)	1時間に1本	統合	①中央幹線(市民病院~パスコ前) と統合し、市民病院への利便性向上	経路の一部が①と重複	
15	小杉駅・白石経由足洗線	2~3時間に1本	統合	分かりやすく統合	小杉駅、下、足洗と発着地・結節点が同じ	
16	小杉駅・大江経由足洗線	2~3時間に1本	机口	狭小区間一部変更	が同じ 狭小区間あり	
1	海王丸パーク・ライトレール接続線【休日】	2時間に1本	廃止	ぶりかにバスへ一元化を推進	1便当たり平均乗降者数が2人未満	
18	堀岡・片口経由小杉駅線	1時間に1本	経路変更	日中便はイータウン〜射水警察署 前〜沖を経由		
	コミュニティバス 計19路線					

	再編案					
	路線	運行本数				
		(片道)				
	新湊·大門線(快速便)	朝・夕				
1	新湊・大門線	1時間に1本				
2	新湊·本江線	1時間に1本				
3	新湊東部・七美線(仮)	1.5時間に1本				
	新湊西部・庄西塚原線(仮) (庄西方面)	1 5 吐 即 - 1 士				
4	(塚原方面)	1.5時間に1本				
⑤	新湊·越中大門駅線	1~2時間に1本				
6	新湊•呉羽駅線	2時間に1本				
7	新湊・小杉線	1時間に1本				
W)	新湊・小杉線(快速便)	2時間に1本				
8	小杉駅・大島中央循環線(仮)	1.5時間に1本 (1周約30~40分)				
		(1)23,0300 10,337				
9	浅井·越中大門駅線(仮)【冬期】	行き2本、帰り2本				
110	櫛田·越中大門駅線(仮)【冬期】	行き1本、帰り2本				
11	小杉駅·水戸田経由大門線【冬期】	行き2本、帰り2本				
12	小杉駅·金山線	3時間に1本				
13	小杉地区循環線(東部循環)	1時間に1本				
	小杉地区循環線(西部循環)	1~2時間に1本				
14)	小杉駅・太閤山循環線(仮)	1時間に1本				
15)	市民病院・太閤山線(仮)	1時間に1本				
16	小杉駅・下経由足洗線(南系統:白石経由)	1.5時間に1本(系統別では2~3				
	小杉駅・下経由足洗線(北系統:大江経由)	時間に1本)				
1	堀岡・片口経由小杉駅線	1時間に1本				
	コミュニティバス 計17路線					

(6) 再編前後のコミュニティバスの走行距離

	TB 4二		運用	
	現行	平日	休日	年間実車
	路線	日走行キロ	日走行キロ	走行距離
	中央幹線(クロスベイ新湊~小杉駅南口)	199.0	0.0	48,357.0
0	(市民病院~パスコ前)	240.0	0.0	58,320.0
1	新湊・大門線(快速便)	31.4	0.0	7,630.2
•	新湊・大門線	347.2	232.0	112,673.6
2	新湊·本江線	545.8	407.2	177,269.4
3	七美·作道経由庄西線	487.5	195.2	142,276.9
4	塚原・作道循環線 (作道方面)	144.2	0.0	35,040.6
4	(塚原方面)	106.5	0.0	25,879.5
⑤	新湊·越中大門駅線	157.5	105.0	51,082.5
6	新湊•呉羽駅線	150.9	102.6	49,185.9
7	新湊・小杉線	474.9	245.7	145,376.1
W				
8	大島·小杉経由大門線	32.7	0.0	1,962.0
9	浅井·大門経由小杉駅線	45.1	0.0	2,706.0
10	櫛田・大門経由小杉駅線	54.1	0.0	3,246.0
11	小杉駅・水戸田経由大門線	37.0	0.0	2,220.0
12	小杉駅・金山線	147.2	105.6	48,579.6
13	小杉地区循環線	249.0	177.2	80,556.5
	小杉駅・太閤山線(フレセン)	151.4	114.2	49,551.4
14	小杉駅・太閤山線(ランド)	101.3	39.4	39,630.4
15	小杉駅•白石経由足洗線	150.7	100.3	45,782.3
16	小杉駅・大江経由足洗線	147.4	85.8	43,467.6
17)	海王丸パーク・ライトレール接続線		157.6	19,227.2
18	堀岡・片口経由小杉駅線	176.4	180.9	62,244.9
		4,177.2	2,248.7	1,252,265.6

km/日 km/日 km/年

	再編案	運用(案)			
		平日	休日	年間実車	
	路線	日走行キロ	日走行キロ	走行距離	
	(⑦新湊・小杉線の快速便として統合)				
	(⑮市民病院・太閤山線(仮)として統合)				
1	新湊·大門線(快速便)	31.7	0.0	7,703.1	
\Box	新湊·大門線	428.1	271.8	135,089.6	
2	新湊·本江線	540.6	395.3	174,554.0	
3	新湊東部・七美線(仮)	265.6	100.8	76,838.4	
	新湊西部・庄西塚原線(仮) (庄西方面)	124.5	49.8	36,329.1	
4	(塚原方面)	90.0	0.0	21,870.0	
⑤	新湊·越中大門駅線	186.0	125.3	60,484.6	
6	新湊·呉羽駅線	144.3	97.7	46,972.2	
	新湊·小杉線	442.3	247.8	137,710.5	
7	新湊·小杉線(快速便)	117.7	0.0	28,601.1	
	(①④5の経路変更、新⑧で対応)				
8	小杉駅・大島中央循環線(仮)	197.5	120.1	62,644.7	
9	浅井・越中大門駅線(仮)	22.0	0.0	1,320.0	
10	櫛田・越中大門駅線(仮)	49.6	0.0	2,976.0	
1	小杉駅・水戸田経由大門線【冬期】	48.6	0.0	2,916.0	
12	小杉駅・金山線	162.5	104.1	48,912.0	
13	小杉地区循環線(東部循環)	221.3	175.5	73,485.0	
(i)	小杉地区循環線(西部循環)	99.6	61.8	31,742.4	
14	小杉駅・太閤山循環線(仮)	149.0	107.8	49,358.6	
15)	市民病院・太閤山線(仮)	209.6	42.0	57,068.8	
Æ	小杉駅・下経由足洗線(南系統:白石経由)	150.7	102.4	46,166.6	
16	小杉駅・下経由足洗線(北系統:大江経由)	148.5	86.9	43,869.1	
	(ぶりかにバスへ一元化を推進)	0.0	0.0	0.0	
1	堀岡·片口経由小杉駅線	201.5	149.3	64,562.2	
	計17路線	4031.2	2238.4	1,211,174.0	
	増減	-146.0	-10.3	-41,091.6	

km/日 km/日 km/年

2 エリア別路線再編の内容

(1) 新湊—小杉間(①、⑦、⑭)

現状と課題

- ・①は運行本数が多いが、1便当たりの平均乗降者数は3人未満で、1人を下回る便も存在している。クロスベイ新湊~小杉駅南口間の利用が少ないなど、輸送量に対して需要が追いついていない状況である。
- ・⑦は利用がまんべんなく見られており、ニーズと路線が合致しており現行路線が適切であると言えるが、古新町公民館前~クロスベイ新湊間の利用は多くない。

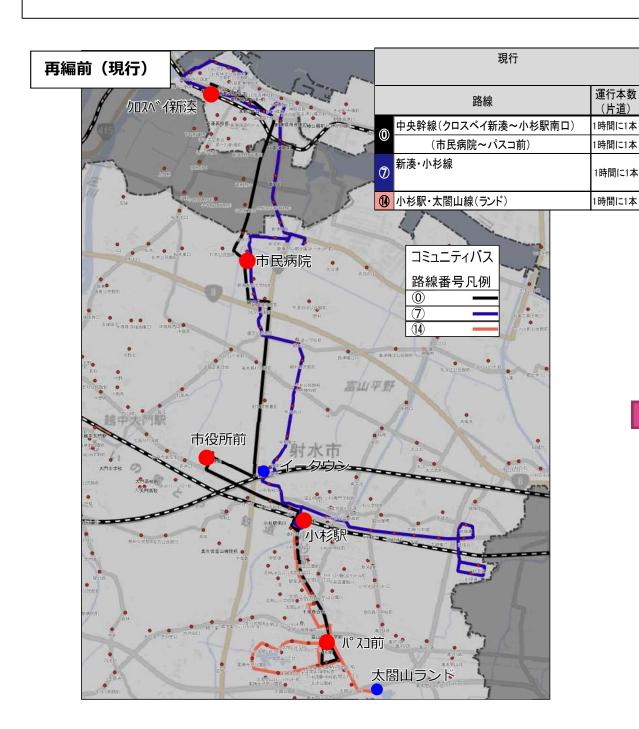
見直し 内容

統合

経路変更

統合·減便

統合

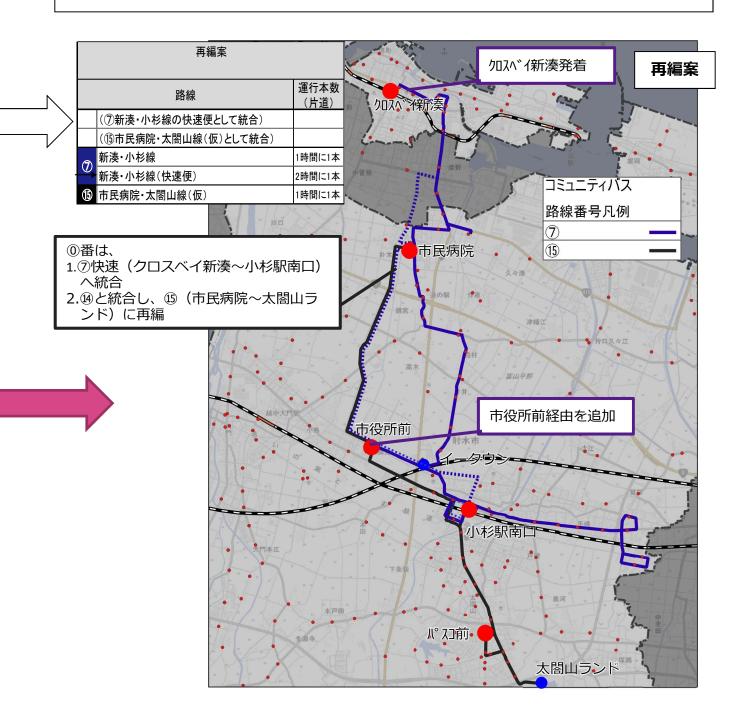


見直し内容

- ・①のクロスベイ新湊~小杉駅南口間は⑦の快速便として統合し、市民病院~パスコ前間は現行の⑭と統合して⑮市民病院・太閤山線(仮)として再編する。
- ・⑦はクロスベイ新湊発着として、再編する⑩の補完として新たに市役所前経由を追加する。また、古新町公民館前~クロスベイ新湊間は①へ変更する。

期待される効果

- ・ ①の機能は残しつつ他の路線に再編することで、需要に見合った運行本数(幹線として $20\sim30$ 分に 1 本を確保)となり、運行の効率化が図られる。
- ・太閤山から市民病院へのバス停が増加することとなり、利便性が向上する。

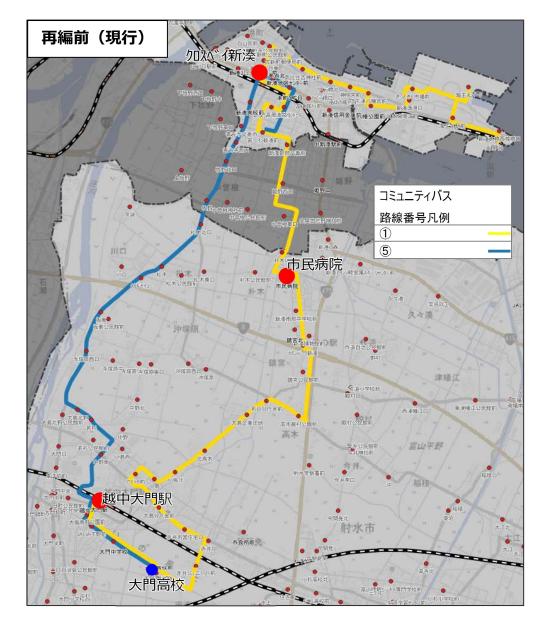


現状と課題

- ・①は朝夕は新湊方面から大門高校への通学利用が多く、日中は主に高齢者の市民病院へ の通院利用が多い。近年利用が減少傾向となっている。
- ・ ⑤は大門方面から新湊高校へ、新湊方面から大門高校への朝夕の通学利用が多い。全体 的には増加傾向となっているが、日中の利用が少ない。
- →基本的な機能は維持しつつも、日中における買物や通院等の需要を取り込み、各路線の機能面の差別化を図ることが必要である。

	現行		見直し	
	路線	運行本数 (片道)	内容	
1	新湊・大門線(快速便)	朝•夕	経路変更	
W	新湊・大門線	1時間に1本	在 始変更	
⑤	新湊·越中大門駅線	1~2時間に1本	経路変更	

		再編案	
۱			
,		路線	運行本数 (片道)
	(T)	新湊·大門線(快速便)	朝•夕
	Э	新湊·大門線	1時間に1本
	(5)	新湊·越中大門駅線	1~2時間に1本

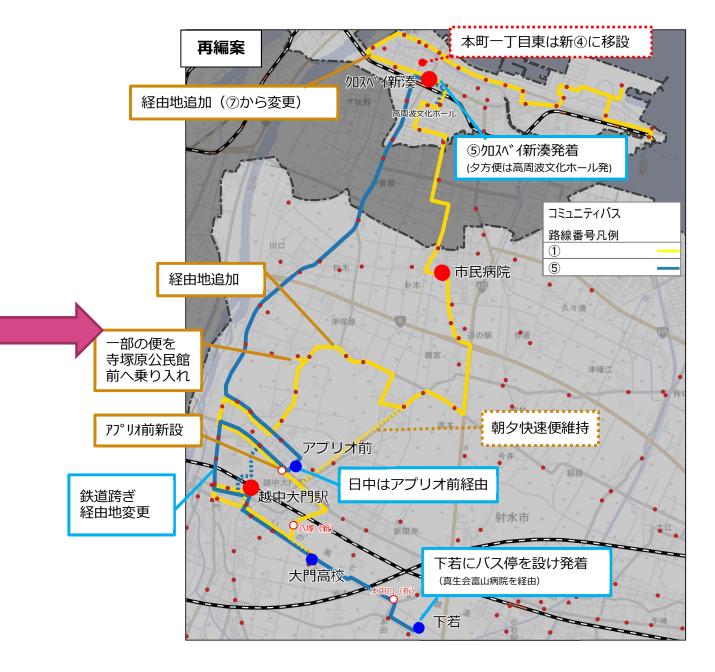


見直し内容

- ①は下記の通り、経由地を変更する。
- ●越ノ潟~市民病院間は、⑦の古新町公民館前~クロスベイ新湊間を統合する。
- ●市民病院~寺塚原~大島北野~アプリオ前(新たに経由)~越中大門駅とし、塚原地域・大島地域のバス停を追加する。なお、通学便は引き続き区間快速・大門高校経由にて運行する。
- ・⑤はクロスベイ新湊発着とする。また、アプリオ前経由として日中の買物需要を見込む。さらに下若まで延伸し、大島地域からの通院需要も見込む。

期待される効果

- ・①、⑤ともに新湊-大門間の通勤通学時間帯の機能は維持し、日中において①は買物利用、⑤は新湊~アプリォ前~大門間の速達移動という役割分担により、効果的な利用喚起が期待される。
- ・大島地域のバス停を設置することにより、当該地域の定時定路線化が可能となり、越中大門 駅や市民病院、新湊方面へのアクセスが向上するなど、多くの市民利用が期待される。



現状と課題

- ・②は利用がまんべんなく見られており、ニーズと路線が合致しており現行路線が適切であると言える。ただしダイヤに余裕がなく遅れがちであるため、一部便の経由地を見直しするなど時間短縮が必要である。
- ・③は1便当たりの平均乗降者数が3人未満で、全体的に利用が少なめである。朝以外は市民病院を東西にまたぐ移動が少ない。
- ・ ④は1便当たりの平均乗降者数が1人未満で、利用が極めて低調であり、市民病院にしか行けない経路を見直すなど抜本的な見直しが必要である。

見直し内容

- ・②は経路は現行通りとするが、一部の便で海竜スポーツランドを経由地せず、ダイヤを 短縮。
- ・③は足洗~下地区~市民病院間と、市民病院~庄西間に分割し、前者を需要に見合った 運行本数で運行し、後者は現行の④と統合再編する。
- ・④は塚原地域を、分割する③の市民病院~庄西間と併せ、新湊西部で循環する路線に再編する。南北で系統を分け、北系統は庄西方面とクロスベイ新湊を経由(現行の③の市民病院以北が変更)、南系統は塚原方面に加えアプリオ前を経由することで商業施設への移動を追加する。需要に見合った運行本数で運行するとともに、朝夕の東西移動に配慮して③と④を接続して運行する。また、作道地域は③の一部便の経由地に追加する。

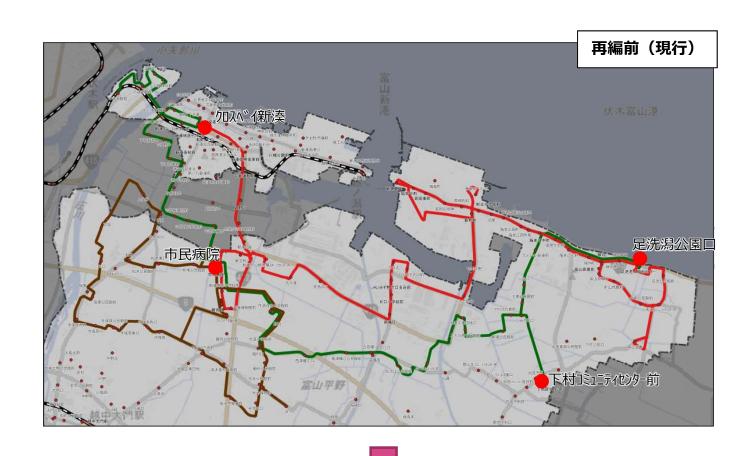
期待される効果

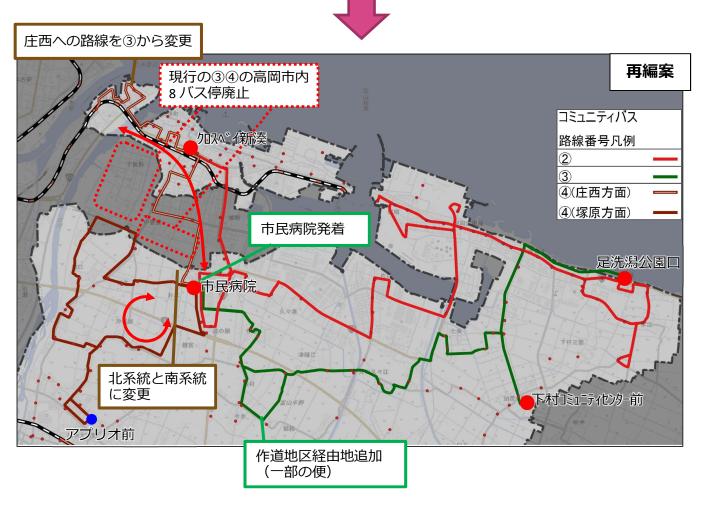
- ・利用の少ない区間を④の大幅見直しに集約することで、現行の③バス2台、④バス1台の計3台を、③④合わせて2台での運行が可能となり、運行の効率化が図られる。
- ・ ④は市民病院に加えて、新湊方面やアプリオ前へと循環させることで利用増を図る。

	現行		見直し
	路線	運行本数 (片道)	内容
2	新湊·本江線	1時間に1本	経路変更
3	七美·作道経由庄西線	1時間に1本	分割·減便
4	塚原・作道循環線 (作道方面)	1時間に1本	統合
4	(塚原方面)	1時間に1本	ועוי ם



	再編案				
	路線	運行本数 (片道)			
2	新湊·本江線	1時間に1本			
3	新湊東部・七美線(仮)	1.5時間に1本			
4	新湊西部・庄西塚原線(仮) (庄西方面)	1.5時間に1本			
4	(塚原方面)	1.3时间1~1本			





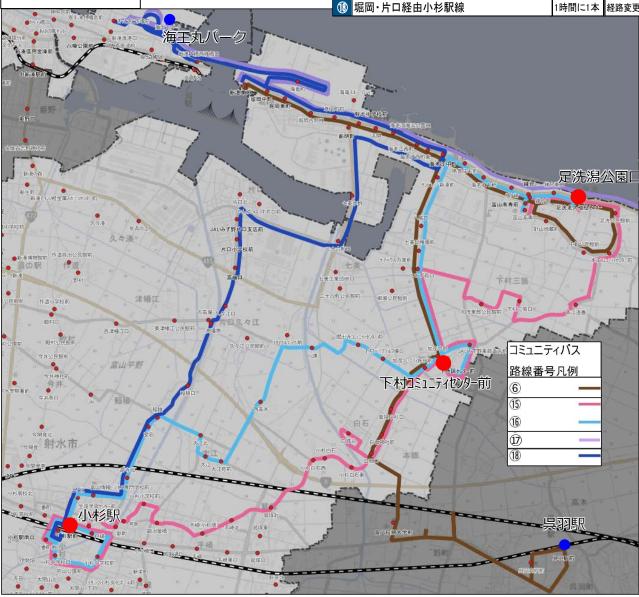
現状と課題

- ・⑥は利用が減少傾向ではあるが、通学や買物での移動を確保する点で必要性は高い。
- ・⑤、⑥はまんべんなく利用されており、利用の経年変化も安定しているため、ニーズと 路線が合致しており現行路線が適切である。
- ・ ⑰は1便当たりの平均乗降者数が2人未満と利用が少なく、また「ぶりかにバス」と富山方面と海王丸パークの観光移動の確保という役割が重複している。
- ・ 18は朝夕の便で通学に利用されるなど、利用者が多く、増加傾向ではあるが、休日は新港東口以西への移動が少ない。
- →基本的には現行を維持しつつ、一部必要な見直しを行う。今後、フットボールセンター 等の整備に伴い需要の変化を注視しながら対応していくことが必要である。

また、要望のある⑰の富山高等専門学校への延伸には富山地鉄バスと加越能バスとの合意が必要である。

見直し 内容 運行本数 路線 (片道) ⑥ 新湊・呉羽駅線 2時間に1本 ダイヤ変更等 15 小杉駅・白石経由足洗線 2~3時間に1本 統合 2~3時間に1本 16 小杉駅・大江経由足洗線 (1) 海王丸パーク・ライトレール接続線 2時間に1本 廃止

再編前 (現行)



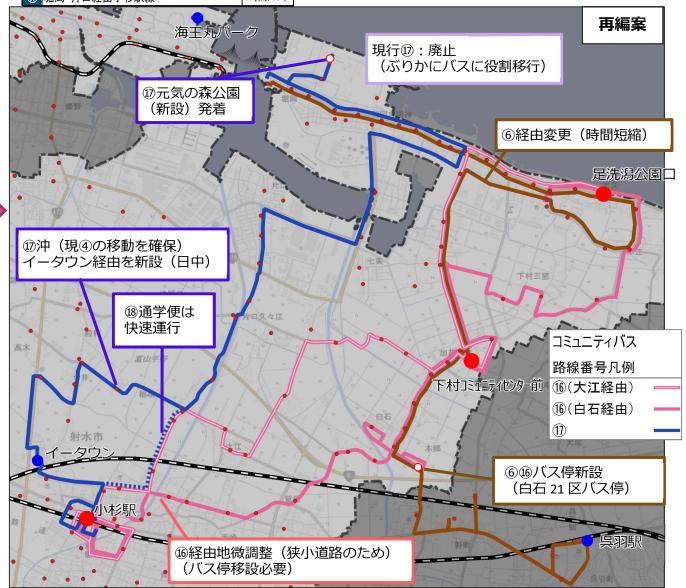
見直し内容

- ・⑰は令和3年9月30日をもって廃止し、富山方面と海王丸パークの観光移動は「ぶりかにバス」へ一元化を進める。
- ・路線番号変更: ⑤、⑥→どちらも経由地違いの⑥とする。
- ・®は⑰に変更し、元気の森公園発着とするほか、一部④の移動の確保のため沖経由とし、 さらにイータウンも経由して買物需要の喚起を図る。

期待される効果

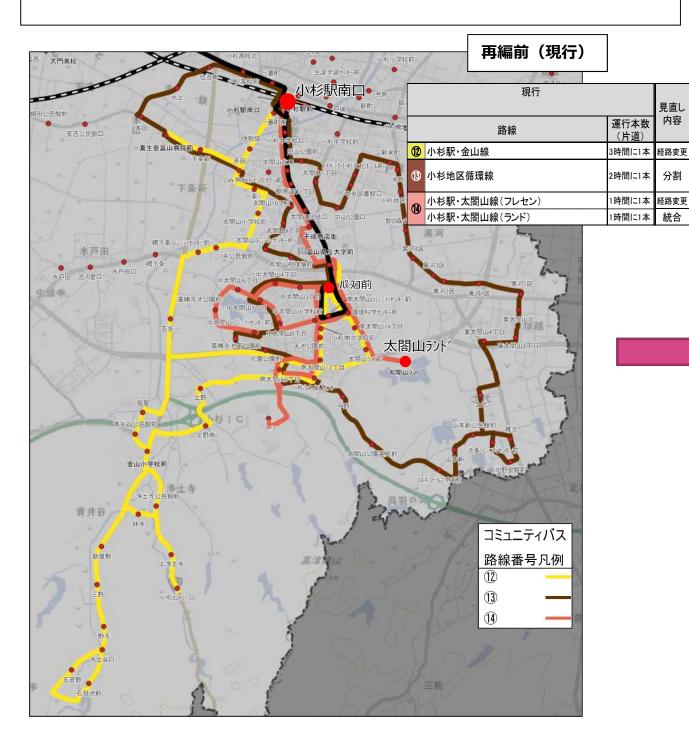
- ・⑰を一元化することにより、運行の効率化が図られる。
- ・⑱の買物需要のさらなる喚起が期待される。

	再編案					
	路線					
6	新湊•呉羽駅線	2時間に1本				
16	小杉駅・下経由足洗線(南系統:白石経由)	1.5時間に1本				
W	小杉駅・下経由足洗線(北系統:大江経由)	1.5时间に1本				
	(ぶりかにバスへ一元化を推進)					
1	堀岡・片口経由小杉駅線	1時間に1本				



現状と課題

- ・ ⑫は利用は多くはないものの、金山地域から小学校や小杉駅、商業施設等への移動を確保するために必要性は高い。
- ・ ⑬は大きく循環しているルートのうち、東側と西側をまたぐ利用はほとんどなく、運行の効率があまりよくない。
- ・⑭は小杉駅南口や太閤山ランド、商業施設等への移動に利用されている。
- →③の大循環の効率化が必要である。また、大きく循環していることにより、各地区から 小杉駅南口や商業施設等の目的地への移動が遠回りとなっており、利便性が高くない要 因となっている。
- → ⑭については、小杉駅南口~パスコ前~太閤山ランドを直線上に結ぶ移動に現状でも多く 使われているが、これは他の路線と一部重複しており、再編が必要である。

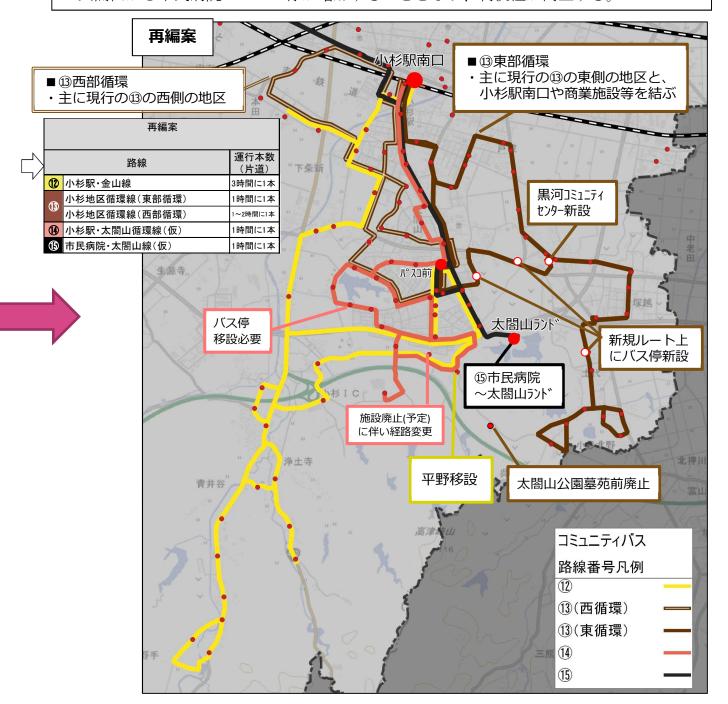


見直し内容

- ・ ⑬は西部循環と東部循環に分割する。東部循環は速達性確保のため、太閤山公園墓苑側は迂回せず、新規ルートにこれまでバス停がなった箇所を経由して、小杉駅南口や公共施設、商業施設等を結ぶ。

期待される効果

- ・⑬の大循環が小さくなることにより、<u>各地区からの小杉駅南口や商業施設等への移動時</u>間が短縮され利便性が向上する。
- ・複数のバス停が新設されることにより、利便性の向上が期待される。
- ・太閤山から市民病院へのバス停が増加することとなり、利便性が向上する。

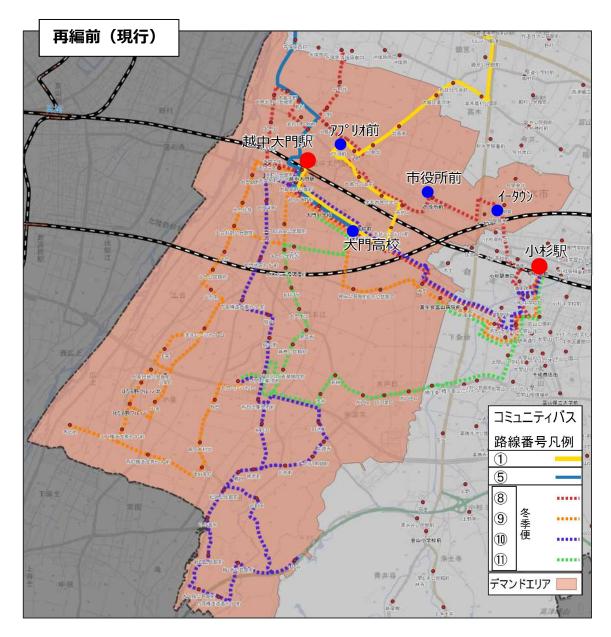


現状と課題

- ・市内移動は商業施設等が集積する大島地区を中心とした移動が多く見られることや、都市計画マスタープランでは小杉駅及び市庁舎周辺を都市中核拠点として位置付けている。
- ・⑧~⑪(冬期)共通で、大門高校-小杉駅間の移動はほとんど見られない。
- ・デマンドタクシーについては、利用が伸びることで運行費が増加することのほか、今後、 運転手を確保していくことに課題がある。

	現行										
	路線	運行本数 (片道)	内容								
8	大島·小杉経由大門線【冬期】	行き1本、帰り2本	廃止								
	デマンドタクシー		区域変更								
			新設								
9	浅井·大門経由小杉駅線【冬期】	行き2本、帰り2本	経路変更								
10	櫛田・大門経由小杉駅線【冬期】	行き1本、帰り2本	経路変更								
1	小杉駅・水戸田経由大門線【冬期】	行き1本、帰り2本	経路変更								

	再編案	
	路線	運行本数 (片道)
	(①・④・⑤、新⑧で対応)	
	(コミュニティバス運行に伴うデマンドタクシー運行区	域の変更)
8	小杉駅・大島中央循環線(仮)	1.5時間に1本
9	浅井·越中大門駅線(仮)【冬期】	行き2本、帰り2本
9	櫛田·越中大門駅線(仮)【冬期】	行き1本、帰り2本
1	小杉駅·水戸田経由大門線【冬期】	行き2本、帰り2本

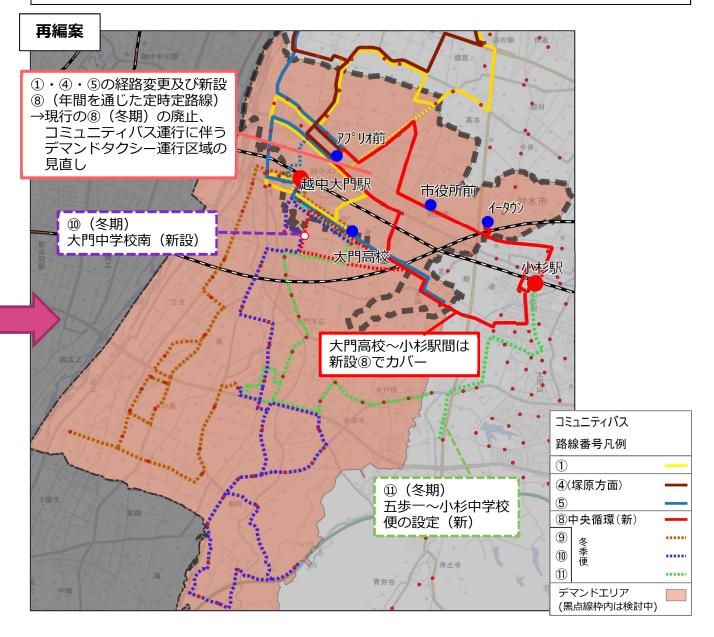


見直し内容

- ・商業施設や医療機関等の主要な施設及び潜在需要の高い施設を結び、新たに⑧小杉駅・大島中央循環線(仮)を新設する。これに伴い、現行の⑧(冬期)を廃止し、⑨(冬期)・⑩(冬期)についても大門高校-小杉駅間は新設する⑧でカバーする。
- ・⑨ (冬期)・⑩ (冬期) については大門高校止めとし、越中大門駅や他の路線への接続に 配慮した経路に変更する。
- ・⑪ (冬期) は五歩一~小杉中学校への通学に利用できる便を設定する。
- ・デマンドタクシーは、①・④・⑤の経路変更及び新設する⑧に伴い、令和4年4月1日から運行区域を見直しし、大島地域及び二口地域の一部の公共施設及び医療機関、商業施設のみを、乗降場所として設定する(他の区域とのみ行き来できるものとする。)。

期待される効果

- ・当該地区は、①・④・⑤の経路変更及び⑧小杉駅・大島中央循環線(仮)の新設により、 多くの人の利用ができ、利便性が大幅に向上する。また、デマンドタクシーの運行区域 の見直しにより、運行負担が抑制される。
- ・ほとんど利用のない小杉駅方面の運行を見直しすることで、⑨(冬期)、⑩(冬期)の運行の効率化が図られる。



射水市コミュニティバス 令和3年8月1日ダイヤ改正(案)

目次

①新湊•大門線	 P1
②新湊•本江線	 P2
③新湊東部·七美線	 P3
④新湊西部•庄西塚原線	 P4•5
⑤新湊·越中大門駅線	 P6
⑥新湊•呉羽線	 P7
⑦新湊•小杉線	 P8•9
⑧小杉駅・大島中央循環線	 P10
⑨浅井·越中大門駅線	 P11
⑩櫛田·越中大門駅線	 P12
⑪小杉駅・水戸田経由大門線	 P13
⑪小杉駅•金山線	 P14
⑬小杉地区循環線	 P15•16
⑭小杉駅•太閤山循環線	 P17
⑤市民病院•太閤山線	 P18
16小杉駅・下経由足洗線	 P19•20
⑪堀岡•片口経由小杉駅線	 P21

中国	· 大門線			2021年08	3月01日 3										
株理 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		1	2	3	4	5		7	8		10	11	12	13	14
	((1)新湊·大	(1)新湊·大	(1)新湊・大	(4)蛇涛. +	(1)蛇涛. +		(1)転簿. +	(1)転沫.+		(4)蛇(木·十	(4)乾涤.十	(4)蛇床. +	(1)车床. 十	(1)新湊・大
************************************															門線(越ノ
### 20						潟→越中大	門駅・寺塚	潟→越中大		門駅·寺塚			潟→越中大		潟→越中大
東日 平日 平日 平日 平日 平日 平日 平日					大門高校)	門駅)		門駅)	院)		門駅)	院)	門駅)	門駅)	門駅)
接上泉駅前			/		Æ		経田)			経田)					
藤上八年 一		亚口	亚口	亚口		亚口			亚口			亚口		亚口	平日
海王丸駅前 ―	越が足	Τμ.			<u> </u>		U0-3U	10.25		12:30	13-25		15:30		17:34
海王丸バーク ― ― 1															17:36
************************************															17:37
新茂漁港口 —				1 1											17:39
日本高周波前 0645 0725 0728 — 0827 0936 1031 1141 1236 1331 1441 1536 1636				1 1											17:39
八燥密育 06-45 07-25 07-28 08-27 09-36 10-31 11-41 12-36 13-31 14-41 15-36 16-36		06:45	07:25												17:40
放生率小橋宮前 06-46 07-26 07-29 — 08-28 09-37 10-32 11-42 12:37 13-32 14-42 15:37 16:37 神明宮前 06-46 07-26 07-29 — 08-28 09-37 10-32 11-42 12:37 13-32 14-42 15:37 16:37 から移土口 06-47 07-27 07:30 — 08-29 09-38 10-33 11-43 12:38 13-33 14-44 15:39 16:38 5															17:40
神明宮前 の8-46 07-26 07-29 ―― 98-28 09-37 10-32 11-42 12-37 13-32 14-42 15-37 16-37 がぐら橋北口 08-47 07-27 07-30 ―― 98-29 09-38 10-33 11-43 12-38 13-33 14-43 15-38 15-38 16-38 気圧住吉神杜前 08-48 07-28 07-31 ―― 98-30 09-39 10-34 11-44 12-39 13-34 14-44 15-39 16-39 15-39 16-39 15-39 16-39 15-39 16-39															17:41
かでら橋北口 06-47 07-27 07-30 — 08-29 09-38 10-33 11-43 12-38 13-33 14-43 15-38 16-38															17:41
気比住吉神社前 古新門郵便局前 百千回 大田俊寺公民館前 の650 の730 の731 の731 ロー宮前 の650 の730 の733 ロース の733 ロース の733 ロース の733 ロース の733 ロース の733 ロース の733 ロース の733 ロース の733 ロース の733 ロース の733 ロース の733 ロース の733 ロース の733 ロース の733 ロース の735 ロース の735 ロース の735 ロース の737 ロース の737 ロース の737 ロース の737 ロース の737 ロース の738 ロース の742 ロース の743 ロース の743 ロース の743 ロース の743 ロース の743 ロース の743 ロース 0835 0837 0836 0837 0838 0848 0848 0858 0848 0858 0848 0858 0848 0858 0848 084															17:42
古新町金便局前 06-49 07-29 07-32 — 08-31 09-40 10-35 11-45 12-40 13:35 14-45 15-40 16-40 15-45 15-45 07-30 07-30 07-30 07-30 07-30 07-30 11-47 12-42 13:37 14-47 15-42 16-42 13-45 15-40 16-40 14-55 10-65 07-32 11 — 08-33 09-42 10-37 11-47 12-42 13:37 14-47 15-42 16-42 12-45 13-40 14-45 15-43 16-43 12-45 1															17:42
古新市公民館前 06:50 07:30 07:33 - 08:32 09:41 10:36 11:46 12:41 13:36 14:46 15:41 16:41 12:48 14:45 15:41 16:41 12:48 16:42 13:37 14:47 15:42 16:42 13:48 14:47 15:42 16:42 13:48 14:47 15:42 16:42 13:48 14:47 15:42 16:42 13:48 14:47 15:42 16:42 13:48 14:48 15:43 16:43 16:43 14:48 15:42 13:48 14:48 15:43 16:43 16:43 17:48 17:49 15:44 16:44 15:48 17:49 15:44 16:44 17:49															17:43
北長佳寺公民館前 06:51 07:31 1 1 - 08:33 09:42 10:37 11:47 12:42 13:37 14:47 15:42 16:42 1 日本町面口 10:52 07:32 1 1 - 08:35 09:43 10:38 11:48 12:44 13:39 14:49 15:44 16:43 1 所表主志二子七ンラ 10:54 07:53 07:33 1 1 - 08:35 09:44 10:39 11:49 12:44 13:39 14:49 15:44 16:44 本町3丁目 - 1 1 1 - 08:36 09:45 10:40 11:50 12:45 13:41 14:51 15:46 16:45 本町3丁目 - 1 1 1 - 08:38 09:47 10:42 11:52 12:47 13:42 14:52 15:47 16:47 (新泽中央文化会館															17:44
白山宮前															17:45
正月 本町西口				1 1											
新来351-17-14-12-9m 06:54 07:34 1				1 1											17:47 17:48
クロスペイ新湊 06:55 07:35 07:35 08:37 09:46 10:41 11:51 12:46 13:41 14:51 15:46 16:46 本町3丁目 1 08:38 09:47 10:42 11:52 12:47 13:42 14:52 15:47 16:47 高周波文化ホール (新湊中央文化会館) 07:37 08:38 09:48 10:43 11:53 12:48 13:43 14:53 15:48 16:48 新湊交流会館前 07:07:38 08:40 09:49 10:44 11:54 12:49 13:44 14:55 15:51 16:49 16:49 11:58 12:53 13:44 14:56 15:51 16:49 16:49 11:59 12:51 13:44 14:56 15:51 16:49 16:49 11:58 12:53 13:44 14:56 15:51 16:49 16:49 14:58 12:53 13:43 14:56 15:51 16:01 16:49 14:56 15:51 16:01 16:49 11:58 12:53 13:43 14:56 15:51 16:01				* *											17:48
本町3丁目															
高周波文化ホール		00:00													17:50
(新湊中央文化会館) 07:38 - 08:49 10:43 11:53 12:48 13:43 14:54 15:49 16:49 新湊交流会館前 - 07:40 - 08:42 09:51 10:46 11:56 12:51 13:46 14:56 15:51 16:51 新湊幹部交番前 - 07:42 - 08:44 09:53 10:48 11:58 12:53 13:48 14:58 15:53 16:53 好野部口 - 07:42 - 08:44 09:53 10:48 11:58 12:53 13:48 14:58 15:53 16:53 好野部口 - 07:43 - 08:45 09:54 10:49 11:59 12:54 13:49 15:54 16:54 朴木口 - 1 1 - 08:47 09:56 10:51 12:01 12:56 13:51 15:01 15:56 16:56 16:56 17:51 15:01 15:56 16:56 17:51 15:01 15:56 16:56 17:51 15:01 15:56 16:56 17:51 15:01 15:56 16:56 17:51 15:01 15:56 16:56 17:00 10:55 10:00 10:55 10:00 10:55 13:00 13:55 15:03 16:00 17:00 16:55 17:00 10:55 10:00 10:55 13:00 13:55 15:03 16:00 17:00 16:55 17:00 10:55 17:00 10:55 17:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 16:00 17:00 17:00 16:00 17:00 17:00 16:00 17:00				1 1		08:38	09:47	10:42	11:52	12:47	13:42	14:52	15:47	10:47	17:51
第一十分前湊前		_	_	07:37	_	08:39	09:48	10:43	11:53	12:48	13:43	14:53	15:48	16:48	17:52
新湊幹部交番前 — — 07-42 — 08-44 09-53 10-48 11-58 12-53 13-48 14-58 15-53 16-53 ME野西口 — — 07-43 — 08-45 09:54 10-49 11:59 12:54 13-49 14-59 15:54 16:54 計木口 — — 1 1 0 08-47 09-56 10:51 12-01 12:56 13-51 15:01 15:56 16:56 16-56 市民病院 — — 07-47 07-25 08-49 09-58 10:53 12-03 13:00 13:55 15:03 16:00 17:00 銀宮北 — — 1 1 07-27 08-53 10-02 10:57 — 13:02 13:57 — 16:02 17-02 高木農社公園前 — — 1 1 07-27 08-53 10-02 10:57 — 13:02 13:57 — 16:02 17-02 高木農社公園前 — — 1 1 07-30 08-56 10:51 10:00 11:55 14:00 — 16:05 17-05 高木農社公園前 — — 1 1 07-33 08-57 10:06 11:01 — 13:06 14:01 — 16:06 17-06 17-06 17-09 1		_	_	07:38		08:40	09:49	10:44	11:54	12:49	13:44	14:54	15:49	16:49	17:53
#野西口	・ イン新湊前	_	_	07:40	_	08:42	09:51	10:46	11:56	12:51	13:46	14:56	15:51	16:51	17:55
朴木口	湊幹部交番前	_	_	07:42		08:44	09:53	10:48	11:58	12:53	13:48	14:58	15:53	16:53	17:57
市民病院 — 07:47 07:25 08:49 09:58 10:53 12:03 12:58 13:53 15:03 15:58 16:58 16:58	姫野西口	_	_	07:43	_	08:45	09:54	10:49	11:59	12:54	13:49	14:59	15:54	16:54	17:58
市民病院 —	朴木口	_	_	↓ ↓		08:47	09:56	10:51	12:01	12:56	13:51	15:01	15:56	16:56	18:00
競店出	古足住院			07.47	07.25	08:49	09:58	10:53	12.02	12:58	13:53	15.02	15:58	16:58	18:02
カモンドーク新湊	111 12/14/1915	_	_	07.47	07.23	08:51	10:00	10:55	12.03	13:00	13:55	13.03	16:00	17:00	18:04
高末農村公園前 ― ― ↓↓ 07:30 08:56 10:05 11:00 ― 13:05 14:00 ― 16:05 17:05 有目分庁舎前 ― の7:53 07:31 08:57 10:06 11:01 ― 13:06 14:01 ― 16:06 17:06 大島企業団地 ― ― ↓↓ 07:32 08:57 10:06 11:01 ― 13:06 14:01 ― 16:06 17:06 沖塚原 ― ― ↓↓ 07:35 08:00 10:09 11:04 ― 13:09 14:04 ― 16:09 17:09 沖塚原西口 ― ― ↓↓ 07:36 09:01 10:10 11:05 ― 13:10 14:05 ― 16:10 17:10 寺塚原立民館前 ― ― ↓↓ 07:37 09:02 10:11 11:06 ― 13:11 14:06 ― 16:11 17:11 寺塚原公民館前 ― ― ↓↓ 07:38 09:03 10:13 11:07 ― 13:12 ↓↓ ― ↓↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	鏡宮北	_	_	↓ ↓	07:27	08:53	10:02	10:57	_	13:02	13:57	_	16:02	17:02	18:06
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	モンパーク新湊	_	_	↓ ↓	07:27	08:53	10:02	10:57	_	13:02	13:57	_	16:02	17:02	18:06
大島企業団地 ― ― ↓ ↓ 07:32 08:57 10:06 11:01 ― 13:06 14:01 ― 16:06 17:06 沖塚原 ― ― ↓ ↓ 07:35 09:00 10:09 11:04 ― 13:09 14:04 ― 16:09 17:09 沖塚原西口 ― ― ↓ ↓ 07:36 09:01 10:10 11:05 ― 13:10 14:05 ― 16:10 17:10 寺塚原東口 ― ― ↓ ↓ 07:37 09:02 10:11 11:06 ― 13:11 14:06 ― 16:11 17:11 寺塚原東口 ― ― ↓ ↓ 1 ↓ ↓ ↓ 10:12 ↓ ↓ ― 13:12 ↓ ↓ ― ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	木農村公園前	_	_	↓ ↓	07:30	08:56	10:05	11:00	_	13:05	14:00	_	16:05	17:05	18:09
沖塚原西口	布目分庁舎前	_	_	07:53	07:31	08:57	10:06	11:01	_	13:06	14:01	_	16:06	17:06	18:10
沖塚原西口	大島企業団地	_	_	↓ ↓	07:32	08:57	10:06	11:01	_	13:06	14:01	_	16:06	17:06	18:10
寺塚原東口 - 山山 07:37 09:02 10:11 11:06 - 13:11 14:06 - 16:11 17:11 寺塚原東口 - 1 山山 1 山山 1 山山 - 13:12 1 山口 - 1 山口 1 山口 1 山口 - 13:12 1 山口 - 1 山口 1 山口 1 山口 - 1 山口 1 山口 - - 1 山口 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - <td< th=""><th>沖塚原</th><th>_</th><th>_</th><th>$\downarrow \downarrow$</th><th>07:35</th><th>09:00</th><th>10:09</th><th>11:04</th><th>_</th><th>13:09</th><th>14:04</th><th>_</th><th>16:09</th><th>17:09</th><th>18:13</th></td<>	沖塚原	_	_	$\downarrow \downarrow$	07:35	09:00	10:09	11:04	_	13:09	14:04	_	16:09	17:09	18:13
寺塚原公民館前	沖塚原西口	_	_	↓ ↓	07:36	09:01	10:10	11:05	_	13:10	14:05	_	16:10	17:10	18:14
中野北		_	_	↓ ↓	07:37	09:02			_	13:11		_			18:15
中野		_	_	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	10:12	↓ ↓	_	13:12	↓ ↓	_	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
著杉		_	_	$\downarrow \downarrow$	07:38	09:03	10:13	11:07	_	13:13	14:07	_	16:12	17:12	18:16
大島北野 — ― ↓↓ 07:42 09:07 10:17 11:11 — 13:17 14:11 — 16:16 17:16 大島北野公民館前 — ― ↓↓ 07:43 09:08 10:18 11:12 — 13:18 14:12 — 16:17 17:17 若北野公民館前 — ― ↓↓ 07:45 09:10 10:20 11:14 — 13:20 14:14 — 16:19 17:19 中野南 — ― ↓↓ 07:45 09:10 10:20 11:14 — 13:20 14:14 — 16:19 17:19 アブリオ前 — ― ↓↓ 07:45 09:11 10:21 11:15 — 13:21 14:15 — 16:19 17:19 アブリオ前 — ― ↓↓ 07:46 09:11 10:21 11:15 — 13:21 14:15 — 16:20 17:20 大島分庁舎前 — ― 07:58 07:47 09:12 10:22 11:16 — 13:22 14:16 — 16:21 17:21 八塚 — ― ↓ ↓ ↓ ↓ 09:14 10:24 11:18 — 13:24 14:18 — 16:23 17:23 大門高校 — ― 08:03 07:52 ↓↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	中野	_	_	↓ ↓	07:39	09:04	10:14	11:08	_	13:14	14:08	_	16:13	17:13	18:17
大島北野公民館前 — ― ↓↓ 07:43 09:08 10:18 11:12 — 13:18 14:12 — 16:17 17:17 若松公民館前 — ― ↓↓ 07:45 09:10 10:20 11:14 — 13:20 14:14 — 16:19 17:19 中野南 — ― ↓↓ 07:45 09:10 10:20 11:14 — 13:20 14:14 — 16:19 17:19 アプリオ前 — ― ↓↓ 07:46 09:11 10:21 11:15 — 13:21 14:15 — 16:20 17:20 大島分庁舎前 — ― 07:58 07:47 09:12 10:22 11:16 — 13:22 14:16 — 16:21 17:21 大島分庁舎前 — ― 07:58 07:47 09:12 10:22 11:16 — 13:22 14:16 — 16:21 17:21 八塚 — ― ↓ ↓ ↓ ↓ 09:14 10:24 11:18 — 13:22 14:16 — 16:21 17:21 大門高校 — — 08:03 07:52 ↓↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ □ 11:18 — 13:22 14:18 — 16:23 17:23 大門高校 — — 08:05 07:54 09:15 10:25 11:19 — 13:25 14:19 — 16:24 17:24 人品人子子野前 — — 08:06 07:55 09:16 10:26 11:20 — 13:26 14:20 — 16:25 17:25 大門総合会館前 — — ↓↓ ↓ ↓ 09:17 10:27 11:21 — 13:27 14:21 — 16:26 17:26 田町公民館前 — — ↓↓ ↓ ↓ 09:18 10:28 11:22 — 13:28 14:22 — 16:27 17:27 建中大門駅 — — 08:09 07:58 09:19 10:29 11:23 — 13:29 14:23 — 16:28 17:28		_	_	↓ ↓					_			_			18:19
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##		_	_	$\downarrow \downarrow$	07:42	09:07	10:17	11:11	_	13:17	14:11	_	16:16	17:16	18:20
中野南	島北野公民館前	_	_	↓ ↓	07:43	09:08	10:18	11:12	_	13:18	14:12	_	16:17	17:17	18:21
アブリオ前 ― ― ↓↓ 07:46 09:11 10:21 11:15 ― 13:21 14:15 ― 16:20 17:20 大島分庁舎前 ― の7:58 07:47 09:12 10:22 11:16 ― 13:22 14:16 ― 16:21 17:	皆杉公民館前	_	_	$\downarrow \downarrow$		09:10		11:14	_	13:20		_	16:19		18:23
大島分庁舎前	中野南	_	_	↓ ↓	07:45	09:10	10:20	11:14	_	13:20	14:14	_		17:19	18:23
大島分庁舎前	アプリオ前	_	_	↓ ↓	07:46	09:11	10:21	11:15	_	13:21	14:15	_	16:20	17:20	18:24
大門高校 08:03 07:52 ↓↓ ↓↓ ↓↓ - ↓↓ ↓↓ - ↓↓ ↓↓ - ↓↓ ↓↓ 大門中学校 - 08:05 07:54 09:15 10:25 11:19 - 13:25 14:19 - 16:24 17:24 JALンみず野前 08:06 07:55 09:16 10:26 11:20 - 13:25 14:20 - 16:25 17:25 大門総合会館前 ↓↓ ↓↓ 09:17 10:27 11:21 - 13:27 14:21 - 16:26 17:26 田町公民館前 ↓↓ ↓↓ 09:18 10:28 11:22 - 13:28 14:22 - 16:27 17:27 建中大門駅 - 08:09 07:58 09:19 10:29 11:23 - 13:29 14:23 - 16:28 17:28	大島分庁舎前	_	_	07:58	07:47	09:12	10:22	11:16	_	13:22	14:16	_		17:21	18:25
大門中学校 — - 08:05 07:54 09:15 10:25 11:19 — 13:25 14:19 — 16:24 17:24 JALVみず野前 — - 08:06 07:55 09:16 10:26 11:20 — 13:26 14:20 — 16:25 17:25 大門総合会館前 — - ↓↓ ↓↓ 09:17 10:27 11:21 — 13:27 14:21 — 16:26 17:26 田町公民館前 — - ↓↓ ↓↓ 09:18 10:28 11:22 — 13:28 14:22 — 16:27 17:27 越中大門駅 — - 08:09 07:58 09:19 10:29 11:23 — 13:29 14:23 — 16:28 17:28		_	_						_	13:24		_			18:27
JAいみず野前 — 08:06 07:55 09:16 10:26 11:20 — 13:26 14:20 — 16:25 17:25 大門総合会館前 — 」 ↓ ↓ ↓ 09:17 10:27 11:21 — 13:27 14:21 — 16:26 17:26 田町公民館前 — — ↓ ↓ 09:18 10:28 11:22 — 13:28 14:22 — 16:27 17:27 越中大門駅 — — 08:09 07:58 09:19 10:29 11:23 — 13:29 14:23 — 16:28 17:28		_	_	08:03	07:52		↓ ↓	1	_	↓ ↓	↓ ↓	_	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
大門総合会館前 — - ↓↓ ↓↓ 09:17 10:27 11:21 — 13:27 14:21 — 16:26 17:26 田町公民館前 — - ↓↓ ↓↓ 09:18 10:28 11:22 — 13:28 14:22 — 16:27 17:27 越中大門駅 — - 08:09 07:58 09:19 10:29 11:23 — 13:29 14:23 — 16:28 17:28	大門中学校	_	_	08:05	07:54	09:15	10:25	11:19	_	13:25	14:19	_	16:24	17:24	18:28
大門総合会館前 — - ↓↓ ↓↓ 09:17 10:27 11:21 — 13:27 14:21 — 16:26 17:26 田町公民館前 — - ↓↓ ↓↓ 09:18 10:28 11:22 — 13:28 14:22 — 16:27 17:27 越中大門駅 — - 08:09 07:58 09:19 10:29 11:23 — 13:29 14:23 — 16:28 17:28	IAいみず野前	_	_	08:06	07:55	09:16	10:26	11:20	_	13:26	14:20	_	16:25	17:25	18:29
田町公民館前 — — ↓↓ ↓↓ 09:18 10:28 11:22 — 13:28 14:22 — 16:27 17:27 越中大門駅 — — 08:09 07:58 09:19 10:29 11:23 — 13:29 14:23 — 16:28 17:28		_	_	↓ ↓		09:17	10:27		_		14:21	_	16:26		18:30
1 1		_	_	↓ ↓	↓ ↓				_		14:22	_	16:27		18:31
		_		08:09	07:58				_			_			18:32
火ルート ⑦篤琢東 ⑦篤琢東	次ルート(⑦鷲塚東	⑦鷲塚東												

冬 = 12月~2月の平日のみ運行 12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休 ①新湊·大門線 2021年08月01日 改正 4 10 1)新漆・大 1)新漆・ブ (1)新湊·大 (1)新湊·大 (1)新湊·大 門線(越中 (1)新湊·大 (1)新湊·大 門線(越中 (1)新湊·大 (1)新湊・大 門線(快速 門線(越中 門線(越中 門線(越中 大門駅→越 門線(市民 門線(越中 大門駅→越 門線(市民 門線(越中 門線(越中 ヘリョハール | ロボハロス | ロボハビサ | ロボルビサ | 便 越中大 ノ潟・寺塚 | 病院→越ノ | 大門駅→越 | 大門駅→越 | 田駅→地 / 大門駅→越 大門駅→越 大門駅→越 ノ潟・寺塚 病院→越ノ 大門駅→越 門駅→越ん 原公民館前 ノ潟) ノ潟) 潟) ノ潟) 原公民館前 潟) ノ潟) ノ潟) 経由) 経由) 平日 平日 平日 越中大門駅 08:10 09:21 10:31 11.25 13:31 14.25 16:30 17:30 18:34 田町公民館前 10:32 11:26 13:32 14:26 17:31 16:31 大門総合会館前 11.27 13:33 14:27 16:32 09:23 10.33 17:32 JAいみず野前 08:11 09:24 10:34 11:28 13:34 14:28 16:33 17:33 18:35 大門中学校 17:34 18:37 08:12 09:25 10:35 11.29 13:35 14.29 16:34 大門高校 08:14 1 1 16:36 17:36 18:39 16:37 17:37 八塚 08:15 09:26 10.36 11:30 13:36 14:30 大島分庁舎前 08:17 09:28 10:38 11:32 13:38 14:32 16:39 17:39 18:43 アプリオ前 17:40 08:18 09.29 10.39 11:33 13:39 14:33 16:40 中野南 13:40 17:41 08:19 09:30 10:40 11:34 14:34 16:41 若杉公民館前 08:19 09:30 10.40 11:34 13.40 14:34 16.41 17:41 大島北野公民館前 08:21 09:32 10:42 11:36 13:42 14:36 16:43 17:43 大島北野 08:22 09:33 10:43 11:37 13:43 14:37 16.44 17:44 若杉 08:23 09:34 10:44 11:38 13:44 14:38 16:45 17:45 中野 08:25 09:36 10.46 11.40 13.46 14.40 16.47 17:47 中野北 08:26 09:37 10:47 11:41 13:47 14:41 16:48 17:48 寺塚原公民館前 11:42 14:42 寺塚原東口 11:43 13:48 16:49 17:49 08:27 09:38 10:48 14:43 沖塚原西口 17:50 08:28 09:39 10.49 11.44 13.49 14.44 16:50 沖塚原 08:29 09:40 10:50 11:45 13:50 14:45 16:51 17:51 大島企業団地 08:32 09:43 10:53 11:48 13:53 14:48 16:54 17:54 布目分庁舎前 08:32 09:43 10:53 11:48 13:53 14:48 16:54 17:54 18:48 高木農村公園前 17:55 08:33 09:44 10.54 11.49 13:54 14.49 16:55 カモンパーク新湊 08:36 09:47 10:57 11:52 13:57 14:52 16:58 17:58 鏡宮北 08:36 09:47 10:57 11:52 13:57 14:52 16:58 17:58 08:38 09:49 10:59 11:54 13:59 17:00 18:00 市民病院 18:53 12:51 15:56 08:40 09.51 14.56 17:02 18:02 11.01 11.56 14.01 朴木口 08:40 09:51 11:01 11:56 12:51 14:01 14:56 15:56 17:02 18:02 姫野西口 08:43 09:54 11:04 11:59 12:54 14:04 14:59 15:59 17:05 18:05 18:56 新湊幹部交番前 08:45 09:56 11:06 12:01 12:56 14:06 15:01 16:01 17:07 18:07 18:58 第一イン新湊前 08:47 09:58 11:08 12:03 12:58 14:08 15:03 16:03 17:09 18:09 19:00 新湊交流会館前 08:49 10:00 11:10 12:05 13:00 14:10 15:05 16:05 17:11 18:11 19:02 高周波文化ホール 08:50 10:01 11:11 12:06 13:01 14:11 15:06 16:06 17:12 18:12 19:03 (新湊中央文化会館) 本町3丁目 08:51 10:02 11:12 12:07 13:02 14:12 15:07 16:07 17:13 18:13 1 1 クロスベイ新湊 08:52 10:03 11.13 12:08 13:03 14:13 15:08 16:08 17:14 18:14 19:05 新湊コミュニティセンター前 08:53 10:04 11:14 12:09 13:04 14:14 15:09 16:09 17:15 18:15 19:06 庄川本町西口 08:54 10:05 11:15 13:05 14:15 15:10 17:16 18:16 19:07 12:10 16:10 白山宮前 08:55 10:06 11:16 12:11 13:06 14:16 15:11 16:11 17.17 18:17 19:08 北長徳寺公民館前 08:56 10:07 11:17 12:12 13:07 14:17 15:12 16:12 17:18 18:18 19:09 古新町公民館前 08:57 10:08 11:18 12:13 13:08 14:18 15:13 16:13 17:19 18:19 19:10 古新町郵便局前 08:58 10:09 11:19 12:14 13:09 14:19 15:14 16:14 17:20 18:20 19:11 気比住吉神社前 08:59 10:10 11:20 12:15 13:10 14:20 15:15 16:15 17:21 18:21 19:12 かぐら橋北口 08:59 10:10 11:20 12:15 13:10 14:20 15:15 16:15 17:21 18:21 19:12 神明宮前 09:00 10:11 11:21 12:16 13:11 14:21 15:16 16:16 17:22 18:22 19:13 放生津八幡宮前 14:22 17:23 09:01 10:12 12:17 13:12 15:17 16:17 18:23 19:14 11:22 八幡公園前 09:02 10:13 11:23 12:18 13:13 14:23 15:18 16:18 17.24 18:24 19:15 日本高周波前 09:03 10:14 11:24 12:19 13:14 14:24 15:19 16:19 17:25 18:25 19:16 新湊漁港口 09:03 10:14 11:24 12:19 13:14 14:24 15:19 16:19 17:25 18:25 きっときと市場前 09:04 10.15 11.25 12.20 13:15 14.25 15:20 16.20 17.26 18.26 海王丸パーク 09:05 10:16 11:26 12:21 13:16 14:26 15:21 16:21 17:27 18:27 海王丸駅前 10:18 11:28 12:23 13:18 14.28 17:29 18:29 09:07 15:23 16:23 19:18

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

09:09

10:20

11:30

12:25

13:20

14:30

15:25

16:25

17:31

18:31

19:20

②新湊・本江線			2021年0	3月01日 7	改正						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	(2)新湊·本 江線(足洗	(2)新湊·本 江線(足洗	(2)新湊·本	(2)新湊·本 江線(足洗	(2)新湊·本	(2)新湊·本 江線(足洗	(2)新湊·本	(2)新湊·本 江線(足洗	(2)新湊·本	(2)新湊·本	(2)新湊·本
	潟公園口→	潟公園口→	江線(足洗	潟公園口→	江線(足洗	潟公園口→	江線(足洗	潟公園口→	江線(足洗	江線(足洗	江線(足洗
	クロスベイ	クロスベイ	潟公園ロ→	クロスベイ	潟公園ロ→	クロスベイ	潟公園ロ→	クロスベイ	潟公園ロ→	潟公園ロ→	潟公園ロ→
	新湊 新港 の森不通	新湊 海竜 スポーツ不	クロスベイ 新湊)	クロスベイ 新湊)	クロスベイ 新湊)						
	過)	通過)	4917.27	通過)	49112	通過)	4717.27	通過)	49/1/2/	4917.27	4717.27
	平日	平日									平日
足洗潟公園口	07:22	08:42	09:38	10:42	11:38	12:42	13:38	14:42	15:38	16:38	17:42
足洗公民館前	07:24	08:44	09:40	10:44	11:40	12:44	13:40	14:44	15:40	16:40	17:44
本江コミュニティセンター前	07:25	08:45	09:41	10:45	11:41	12:45	13:41	14:45	15:41	16:41	17:45
本江道番	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
中新公民館前	07:26 07:27	08:46 08:47	09:42 09:43	10:46 10:47	11:42	12:46 12:47	13:42 13:43	14:46 14:47	15:42 15:43	16:42 16:43	17:46 17:47
針山地蔵前 富山高専口	07:27	08:48	09:43	10:47	11:43	12:47	13:44	14:47	15:43	16:44	17:47
練合	07:28	08:49	09:45	10:49	11:45	12:49	13:45	14:49	15:45	16:45	17:49
	07:30	08:50	09:46	10:50	11:46	12:50	13:46	14:50	15:46	16:46	17:50
海老江七軒	07:30	08:50	09:46	10:50	11:46	12:50	13:46	14:50	15:46	16:46	17:50
県営住宅前	07:31	08:51	09:47	10:51	11:47	12:51	13:47	14:51	15:47	16:47	17:51
海老江中町	07:32	08:52	09:48	10:52	11:48	12:52	13:48	14:52	15:48	16:48	17:52
海老江西町東	07:32	08:52	09:48	10:52	11:48	12:52	13:48	14:52	15:48	16:48	17:52
海老江西町	07:32	08:52	09:48	10:52	11:48	12:52	13:48	14:52	15:48	16:48	17:52
海老江海浜公園口	07:33	08:53	09:49	10:53	11:49	12:53	13:49	14:53	15:49	16:49	17:53
浜開	07:34	08:54	09:50	10:54	11:50	12:54	13:50	14:54	15:50	16:50	17:54
射北中学校前	07:34	08:54	09:50	10:54	11:50	12:54	13:50	14:54	15:50	16:50	17:54
海竜スポーツランド	_ ↓ ↓	↓ ↓ ↓	09:52	_ ↓ ↓	11:52	↓ ↓ ↓	13:52	_ ↓ ↓	15:52	16:52	17:56
草岡町前	07:35	08:55	09:54	10:55	11:54	12:55	13:54	14:55	15:54	16:54	17:58
堀岡古明神	07:36	08:56	09:55	10:56	11:55	12:56	13:55	14:56	15:55	16:55	17:59
堀岡東町	07:37	08:57	09:56	10:57	11:56	12:57	13:56	14:57	15:56	16:56	18:00
堀岡中町	07:38	08:58	09:57	10:58	11:57	12:58	13:57	14:58	15:57	16:57	18:01
新港東口	07:40	08:59	09:58	10:59	11:58	12:59	13:58	14:59	15:58	16:58	18:02
堀岡コミュニティセンター前射水町	07:42 07:43	09:01 09:02	10:00 10:01	11:01 11:02	12:00 12:01	13:01 13:02	14:00 14:01	15:01 15:02	16:00 16:01	17:00 17:01	18:04 18:05
北電社宅前	07:44	09:03	10:02	11:03	12:02	13:03	14:02	15:03	16:02	17:02	18:06
新明町	07:45	09:04	10:03	11:04	12:03	13:04	14:03	15:04	16:03	17:03	18:07
七美中野	07:46	09:05	10:04	11:05	12:04	13:05	14:04	15:05	16:04	17:04	18:08
二十六町口	07:47	09:06	10:05	11:06	12:05	13:06	14:05	15:06	16:05	17:05	18:09
やんばいはうす片口前	07:49	09:08	10:07	11:08	12:07	13:08	14:07	15:08	16:07	17:07	18:11
片口北	07:51	09:10	10:09	11:10	12:09	13:10	14:09	15:10	16:09	17:09	18:13
JAいみず野片口支店前	07:51	09:10	10:09	11:10	12:09	13:10	14:09	15:10	16:09	17:09	18:13
片口小学校前	07:52	09:11	10:10	11:11	12:10	13:11	14:10	15:11	16:10	17:10	18:14
高場口	07:53	09:12	10:11	11:12	12:11	13:12	14:11	15:12	16:11	17:11	18:15
奈呉の江	07:55	09:14	10:13	11:14	12:13	13:14	14:13	15:14	16:13	17:13	18:17
久々湊	07:56	09:15	10:14	11:15	12:14	13:15	14:14	15:15	16:14	17:14	18:18
新湊アイシン軽金属スポーツセンター前(新湊総合体育館前)	07:57	09:16	10:15	11:16	12:15	13:16	14:15	15:16	16:15	17:15	18:19
新湊博物館前	↓ ↓	09:22	10:21	11:22	12:21	13:22	14:21	15:22	16:21	17:21	18:25
鏡宮北	↓ ↓	09:22	10:21	11:22	12:21	13:22	14:21	15:22	16:21	17:21	18:25
市民病院	08:03	09:24	10:23	11:24	12:23	13:24	14:23	15:24	16:23	17:23	18:27
	08:04	09:29	10:28	11:29	12:28	13:29	14:28	15:29	16:28	17:28	18:32
新生町	08:01	09:32	10:31	11:32	12:31	13:32	14:31	15:32	16:31	17:31	18:35
新港の森	\downarrow	09:34	10:33	11:34	12:33	13:34	14:33	15:34	16:33	17:33	18:37
金屋古志野神社前 姫野口	1 1	09:35 09:36	10:34 10:35	11:35 11:36	12:34 12:35	13:35 13:36	14:34 14:35	15:35 15:36	16:34 16:35	17:34 17:35	18:38 18:39
中新湊駅前 中新湊駅前	1 1	09:36	10:35	11:36	12:35	13:30	14:35	15:36	16:35	17:35	18:39
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1	09:37	10:30	11:37	12:37	13:38	14:30	15:38	16:37	17:30	18:41
富山銀行前	08:11	09:39	10:38	11:39	12:38	13:39	14:38	15:39	16:38	17:38	18:42
本町3丁目	08:12	09:40	10:39	11:40	12:39	13:40	14:39	15:40	16:39	17:39	18:43
クロスベイ新湊	08:13	09:41	10:40	11:41	12:40	13:41	14:40	15:41	16:40	17:40	18:44
ノロハ・コ利次	00.13	UU.T1	10.70	11.71	12.70	10.71	17.70	10.71	10.40	17.70	10.77

※本江道番は本江コミュニティセンター前の1分後に発車します。ご利用の際は、発車時刻30分前までにご連絡ください。

②新湊・本江線				3月01日 7							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	(a)*r'* +	(2)新湊·本	(n)*r'= +	(2)新湊·本	(a)*r'* +	(2)新湊·本	(a)*r* +	(2)新湊·本	(2)新湊·本	(a)*r'= +	(n)*r'= +
	(2)新湊·本 江線(クロ	江線(クロ スベイ新	(2)新湊・本 江線(クロ	江線(クロ スベイ新	(2)新湊·本 江線(クロ	江線(クロ スベイ新	(2)新湊·本 江線(クロ	江線(クロ スベイ新	江線(クロ スベイ新	(2)新湊・本 江線(クロ	(2)新湊・本 江線(クロ
	スベイ新湊	湊一→足洗	スベイ新湊	湊一→足洗	スペイ新湊	湊一→足洗	スペイ新湊	湊一→足洗	湊一→足洗	スペイ新湊	スペイ新湊
	→足洗潟公	潟公園口	→足洗潟公	潟公園口	→足洗潟公	潟公園口	→足洗潟公	潟公園口	潟公園口	→足洗潟公	→足洗潟公
	園口)	海竜スポー	園口)	海竜スポー	園口)	海竜スポー	園口)	海竜スポー	海竜スポー	園口)	園口)
		ツ不通過)		ツ不通過)		ツ不通過)		ツ不通過)	ツ不通過)		
	平日										平日
クロスベイ新湊	07:26	08:44	09:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44
本町3丁目	07:27	08:45	09:45	10:44	11:45	12:44	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45
富山銀行前	07:28	08:46	09:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46
新湊信用金庫前	07:30	08:48	09:47	10:48	11:47	12:48	13:47	14:48	15:48	16:47	17:47
中新湊駅前	07:30	08:48	09:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48
妊野口	07:31	08:49	09:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49
金屋古志野神社前	07:32	08:50	09:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50
新港の森	07:34	08:52	09:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52
新生町	07:34	08:52	09:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52
	07:39	08:57	09:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57
市民病院	07:40	09:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01	18:01
鏡宮北	07:42	09:03	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03	17:03	18:03
新湊博物館前	07:42	09:03	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03	17:03	18:03
新湊アイシン軽金属スポーツセンター前(新湊総合体育館前)	07:48	09:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09
久々湊	07:49	09:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10
奈呉の江	07:50	09:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11
高場口	07:52	09:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:13
片口小学校前	07:52	09:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:13
JAいみず野片口支店前	07:53	09:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14
片口北	07:54	09:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15
やんばいはうす片口前	07:56	09:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17
二十六町口	07:58	09:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19
七美中野	07:59	09:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20
新明町	08:00	09:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21
北電社宅前	08:01	09:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22
射水町	08:02	09:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23
堀岡コミュニティセンター前	08:03	09:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
新港東口	08:05	09:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:26
堀岡中町	08:06	09:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	18:27
堀岡東町	08:07	09:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:28
堀岡古明神	08:08	09:29	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29	18:29
草岡町前	08:09	09:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
海竜スポーツランド	08:12	_ ↓ ↓	10:33	↓ ↓	12:33	_ ↓ ↓	14:33	_ ↓ ↓	_ ↓ ↓	17:33	18:33
射北中学校前	08:14	09:31	10:35	11:31	12:35	13:31	14:35	15:31	16:31	17:35	18:35
浜開	08:15	09:32	10:36	11:32	12:36	13:32	14:36	15:32	16:32	17:36	18:36
海老江海浜公園口	08:15	09:32	10:36	11:32	12:36	13:32	14:36	15:32	16:32	17:36	18:36
海老江西町	08:16	09:33	10:37	11:33	12:37	13:33	14:37	15:33	16:33	17:37	18:37
海老江西町東	08:16	09:33	10:37	11:33	12:37	13:33	14:37	15:33	16:33	17:37	18:37
海老江中町	08:16	09:33	10:37	11:33	12:37	13:33	14:37	15:33	16:33	17:37	18:37
県営住宅前	08:17	09:34	10:38	11:34	12:38	13:34	14:38	15:34	16:34	17:38	18:38
海老江七軒	08:17	09:34	10:38	11:34	12:38	13:34	14:38	15:34	16:34	17:38	18:38
槍ケ崎	08:18	09:35	10:39	11:35	12:39	13:35	14:39	15:35	16:35	17:39	18:39
練合	08:18	09:35	10:39	11:35	12:39	13:35	14:39	15:35	16:35	17:39	18:39
練合東口	08:18	09:35	10:39	11:35	12:39	13:35	14:39	15:35	16:35	17:39	18:39
<u></u> 足洗潟公園口	08:19	09:36	10:40	11:36	12:40	13:36	14:40	15:36	16:36	17:40	18:40

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

③新湊東部·七美線			2021年08	3月01日 व				
	1	2	3	4	5	6	7	8
	(3)新湊東	(3)新湊東	(3)新湊東	(3)新湊東	(3)新湊東	(3)新湊東	(3)新湊東	(3)新湊東
	部·七美線 (足洗潟公	部·七美線 (足洗潟公	部·七美線 (足洗潟公	部·七美線 (足洗潟公	部·七美線 (足洗潟公	部・七美線 (足洗潟公	部·七美線 (足洗潟公	部·七美線 (足洗潟公
	(正流海公 園口~沖~	(足沈海公 園口~沖~	(足沈海公 園口~市民	(足沈海公 園口~沖~	(足沈為公 園口~沖~	(足沈海公 園口~市民	(定流海公 園口~市民	(正沈海公 園口~市民
	市民病院)	市民病院)	病院)	市民病院)	市民病院)	病院)	病院)	病院)
	平日		平日	平日			平日	平日
足洗潟公園口	07:15	08:25	09:16	10:57	12:20	13:50	15:20	16:28
練合東口	07:16	08:26	09:17	10:58	12:21	13:51	15:21	16:29
練合	07:17	08:27	09:18	10:59	12:22	13:52	15:22	16:30
槍ケ崎	07:18	08:28	09:19	11:00	12:23	13:53	15:23	16:31
海老江七軒	07:18	08:28	09:19	11:00	12:23	13:53	15:23	16:31
県営住宅前	07:19	08:29	09:20	11:01	12:24	13:54	15:24	16:32
海老江中町	07:20	08:30	09:21	11:02	12:25	13:55	15:25	16:33
サンビレッジ新湊前	07:21	08:31	09:22	11:03	12:26	13:56	15:26	16:34
八島口	07:22	08:32	09:23	11:04	12:27	13:57	15:27	16:35
七美幼稚園前	07:23	08:33	09:24	11:05	12:28	13:58	15:28	16:36
下村コミュニティセンター前	07:26	08:36	09:27	11:08	12:31	14:01	15:31	16:39
ケアハウス万葉前	07:30	08:40	09:31	11:12	12:35	14:05	15:35	16:43
柳瀬公民館前	07:31	08:41	09:32	11:13	12:36	14:06	15:36	16:44
二十六町公民館前	07:32	08:42	09:33	11:14	12:37	14:07	15:37	16:45
七美工業団地口	07:33	08:43	09:34	11:15	12:38	14:08	15:38	16:46
リサイクルプラザ前	07:35	08:45	09:36	11:17	12:40	14:10	15:40	16:48
久々江公民館前	07:37	08:47	09:38	11:19	12:42	14:12	15:42	16:50
古高場	07:39	08:49	09:44	11:21	12:44	14:14	15:44	16:52
東津幡江公民館前	07:40	08:50	09:41	11:22	12:45	14:15	15:45	16:53
西津幡江口	07:42	08:52	09:43	11:24	12:47	14:17	15:47	16:55
沖	07:45	08:55	\downarrow \downarrow	11:27	12:50	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$
今井神社前	07:46	08:56	\downarrow \downarrow	11:28	12:51	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$
殿村公民館前	07:47	08:57	↓ ↓	11:29	12:52	\downarrow \downarrow	↓ ↓	\downarrow \downarrow
作道小学校前	07:48	08:58	09:45	11:30	12:53	14:19	15:49	16:57
野村	07:50	09:00	09:47	11:32	12:55	14:21	15:51	16:59
作道自治公民館前	07:51	09:01	09:48	11:33	12:56	14:22	15:52	17:00
新湊南部中学校前	07:54	09:04	09:51	11:36	12:59	14:25	15:55	17:03
市民病院	07:55	09:05	09:52	11:37	13:00	14:26	15:56	17:04
								$\overline{}$
次ルート	④新湊コミ							④中伏木

③新湊東部・七美線 2021年08月01日 改正 2 3 4 5 6 8 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 部·七美線 部·七美線 部・七美線│部・七美線│部・七美線│部・七美線 部·七美線 部•七美線 (市民病院 (市民病院 (市民病院 (市民病院 (市民病院 (市民病院 (市民病院 (市民病院 ~足洗潟公 - 足洗潟公 ~ 沖~足洗 ~足洗潟公 ~沖~足洗 ~足洗潟公 ~沖~足洗┃~沖~足洗 潟公園口) 潟公園口) 潟公園口) 潟公園口) 園口) 園口) 園口) 園口) 平日 平日 平日 平日 平日 市民病院 08:40 10:20 11:40 13:10 14:40 15:50 16:50 17:50 新湊南部中学校前 08:41 10:21 11:41 13:11 14:41 15:51 16:51 17:51 08:44 作道自治公民館前 10:24 11:44 13:14 14:44 16:54 17:54 15:54 野村 08:45 10:25 11:45 13:15 14:45 15:55 16:55 17:55 作道小学校前 08:47 10:27 11:47 13:17 14:47 15:57 16:57 17:57 殿村公民館前 1 1 \downarrow \downarrow 1 1 \downarrow \downarrow 11:48 14:48 16:58 17:58 今井神社前 ↓ ↓ 1 1 11:49 14:49 16:59 17:59 1 1 1 1 1 1 14:50 1 1 沖 11:50 17:00 18:00 西津幡江口 08:49 10:29 11:53 13:19 14:53 15:59 17:03 18:03 東津幡江公民館前 08:51 10:31 11:55 13:21 14:55 16:01 17:05 18:05 古高場 08:52 10:32 13:22 17:06 11:56 14:56 16:02 18:06 久々江公民館前 08:54 10:34 11:58 13:24 14:58 16:04 17:08 18:08 リサイクルプラザ前 08:56 10:36 12:00 13:26 15:00 16:06 17:10 18:10 七美工業団地口 08:58 10:38 12:02 13:28 15:02 16:08 17:12 18:12 二十六町公民館前 08:59 10:39 12:03 13:29 15:03 17:13 18:13 16:09 15:05 13:31 柳瀬公民館前 09:01 10:41 12:05 16:11 17:15 18:15 ケアハウス万葉前 10:42 12:06 13:32 17:16 09:02 15:06 16:12 18:16 下村コミュニティセンター前 09:06 10:46 12:10 13:36 15:10 16:16 17:20 18:20 七美幼稚園前 09:09 10:49 12:13 13:39 15:13 16:19 17:23 18:23 八島口 09:10 10:50 12:14 13:40 15:14 16:20 17:24 18:24 サンビレッジ新湊前 09:10 10:50 12:14 13:40 15:14 16:20 17:24 18:24 海老江中町 09:11 10:51 12:15 13:41 15:15 16:21 17:25 18:25 県営住宅前 09:12 10:52 12:16 13:42 15:16 16:22 17:26 18:26 海老江七軒 09:12 10:52 12:16 13:42 15:16 16:22 17:26 18:26 槍ケ崎 09:13 12:17 13:43 10:53 15:17 16:23 17:27 18:27 練合 09:14 10:54 12:18 13:44 15:18 16:24 17:28 18:28 09:15 13:45 18:29 練合東口 10:55 12:19 15:19 16:25 17:29 足洗潟公園口 09:16 10:56 12:20 13:46 15:20 16:26 17:30 18:30

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

④新湊西部·塚原庄西線(庄西) 2021年08月01日 改正									
	1	2	3	4	5	6	7	8	
	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(朝快 速 市民病 院〜新湊コ ミセン止)	(4)新湊西 部·庄西塚 原線(市民 病院~中伏 木)							
	平日		平日		平日		平日	平日	
市民病院	07:57	09:55	10:40	11:20	13:38	15:01	16:05	17:05	
朴木口	07:58	09:56	10:41	11:21	13:39	15:02	16:06	17:06	
姫野西口	08:01	09:59	10:44	11:24	13:42	15:05	16:09	17:09	
善光寺西口	↓ ↓ ↓	10:01	10:46	11:26	13:44	15:07	16:11	17:11	
善光寺交差点	\downarrow \downarrow	10:01	10:46	11:26	13:44	15:07	16:11	17:11	
高周波文化ホール (新湊中央文化会館)	08:04	10:03	10:48	11:28	13:46	15:09	16:13	17:13	
本町3丁目	08:05	10:04	10:49	11:29	13:47	15:10	16:14	17:14	
クロスベイ新湊	08:07	10:06	10:51	11:31	13:49	15:12	16:16	17:16	
本町交差点北	\downarrow \downarrow	10:07	10:52	11:32	13:50	15:13	16:17	17:17	
本町1丁目東	\downarrow \downarrow	10:07	10:52	11:32	13:50	15:13	16:17	17:17	
新湊コミュニティセンター前	08:08	10:08	10:53	11:33	13:51	15:14	16:18	17:18	
庄川本町	_	10:09	10:54	11:34	13:52	15:15	16:19	17:19	
庄川本町西口	_	10:09	10:54	11:34	13:52	15:15	16:19	17:19	
庄川口駅前	_	随時							
日枝神社前	_	10:12	10:57	11:37	13:55	15:18	16:22	17:22	
庄西町1丁目	_	10:13	10:58	11:38	13:56	15:19	16:23	17:23	
六渡寺駅前	_	10:14	10:59	11:39	13:57	15:20	16:24	17:24	
中伏木駅前	_	10:17	11:02	11:42	14:00	15:23	16:27	17:27	

※庄川口駅前は庄川本町西口の1分後に発車します。ご利用の際は、発車時刻30分前までに連絡してください。

④新湊西部·塚原庄西線(庄西) 2021年08月01日 改正								
	1	2	3	4	5	6	7	8
	(4)新湊西	(4)新湊西	(4)新湊西	(4)新湊西	(4)新湊西	(4)新湊西	(4)新湊西	(4)新湊西
	部·庄西塚	部·庄西塚	部·庄西塚	部·庄西塚	部·庄西塚	部•庄西塚	部•庄西塚	部·庄西塚
	原線(中伏	原線(中伏	原線(中伏	原線(中伏	原線(中伏	原線(中伏	原線(中伏	原線(中伏
	木~市民病院)	木~市民病院)	木~市民病院)	木~市民病院)	木~市民病 院)	木~市民病 院)	木~市民病院)	木~市民病 院)
	沙元 /	元)	19T.)	19T.)	19T)	元/	l)元/	がたり
	平日		平日		平日		平日	平日
中伏木駅前	08:16	10:17	11:02	11:42	14:00	15:23	16:27	17:27
六渡寺駅前	08:19	10:20	11:05	11:45	14:03	15:26	16:30	17:30
上 庄西町1丁目	08:20	10:21	11:06	11:46	14:04	15:27	16:31	17:31
日枝神社前	08:21	10:22	11:07	11:47	14:05	15:28	16:32	17:32
庄川口駅前	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
庄川本町西口	08:24	10:25	11:10	11:50	14:08	15:31	16:35	17:35
庄川本町	08:24	10:25	11:10	11:50	14:08	15:31	16:35	17:35
新湊コミュニティセンター前	08:25	10:26	11:11	11:51	14:09	15:32	16:36	17:36
本町1丁目東	08:26	10:27	11:12	11:52	14:10	15:33	16:37	17:37
本町交差点北	08:26	10:27	11:12	11:52	14:10	15:33	16:37	17:37
クロスベイ新湊	08:28	10:29	11:14	11:54	14:12	15:35	16:39	17:39
本町3丁目	08:29	10:30	11:15	11:55	14:13	15:36	16:40	17:40
高周波文化ホール	08:29	10:30	11:15	11:55	14:13	15:36	16:40	17:40
(新湊中央文化会館)								
善光寺交差点	08:31	10:32	11:17	11:57	14:15	15:38	16:42	17:42
善善光寺西口	08:32	10:33	11:18	11:58	14:16	15:39	16:43	17:43
姫野西口	08:34	10:35	11:20	12:00	14:18	15:41	16:45	17:45
朴木口	08:37	10:38	11:23	12:03	14:21	15:44	16:48	17:48
市民病院	08:38	10:39	11:24	12:04	14:22	15:45	16:49	17:49
	\downarrow		\downarrow				\downarrow	↓ ↓
次ルート	③足洗		松木先回り				③足洗	③足洗

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

※庄川口駅前は庄川本町西口の1分後に発車します。ご利用の際は、発車時刻30分前までに連絡してください。

④新湊西部·庄西塚/	原線(塚原	₹)	2021年08	3月01日 改正
	1	2	3	
	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(松木 先回り・牧 野・アプリオ 不経由)	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(松木 先回り・牧 野不通過)	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(松木 先回り・牧 野不通過)	
	平日	平日	平日	
市民病院	07:25	11:25	13:00	
朴木公民館前	07:26	11:26	13:01	
松木東口	07:28	11:28	13:03	
松木公民館前	07:29	11:29	13:04	
松木	07:31	11:31	13:06	
松木北口	07:32	11:32	13:07	
宮袋	07:36	11:36	13:11	
川口	07:38	11:38	13:13	
坂東公民館前	07:42	11:42	13:17	
寺塚原西口	07:43	11:43	13:18	
寺塚原中	07:44	11:44	13:19	
寺塚原公民館前	07:45	11:45	13:20	
中野北	$\downarrow \downarrow$	11:46	13:21	
中野	$\downarrow \downarrow$	11:47	13:22	
中野南	\downarrow \downarrow	11:48	13:23	
アプリオ前	i i	11:49	13:24	
小島西	i i	11:50	13:25	
中野	i i	11:51	13:26	
中野北	1 1	11:52	13:27	
寺塚原東口	07:46	11:53	13:28	
沖塚原西口	07:47	11:54	13:29	
沖塚原	07:48	11:55	13:30	
鏡宮北	07:53	12:00	13:35	
市民病院	07:55	12:02	13:37	
11- 5-441 3150	J			
次ルート	新湊コミ			

④新湊西部・庄西塚原線(塚原) 2021年08月01日 i								
	1	2	3	4				
	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(塚原 先回り・牧 野不通過)	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(塚原 先回り・牧 野不通過)	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(塚原 先回り・牧 野不通過)	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(塚原 先回り・牧 野不通過)				
	平日	平日	平日	平日				
市民病院	09:20	14:23	16:10	17:40				
鏡宮北	09:22	14:25	16:12	17:42				
沖塚原	09:27	14:30	16:17	17:47				
沖塚原西口	09:28	14:31	16:18	17:48				
寺塚原東口	09:29	14:32	16:19	17:49				
中野北	$\downarrow \downarrow$	14:33	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow				
中野	\downarrow \downarrow	14:34	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow				
小島西	$\downarrow \downarrow$	14:35	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$				
アプリオ前	$\downarrow \downarrow$	14:36	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow				
中野南	\downarrow \downarrow	14:37	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow				
中野	$\downarrow \downarrow$	14:38	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$				
中野北	$\downarrow \downarrow$	14:39	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$				
寺塚原公民館前	09:30	14:40	16:20	17:50				
寺塚原中	09:31	14:41	16:21	17:51				
寺塚原西口	09:32	14:42	16:22	17:52				
坂東公民館前	09:33	14:43	16:23	17:53				
川口	09:37	14:47	16:27	17:57				
宮袋	09:39	14:49	16:29	17:59				
松木北口	09:43	14:53	16:33	18:03				
松木	09:44	14:54	16:34	18:04				
松木公民館前	09:46	14:56	16:36	18:06				
松木東口	09:47	14:57	16:37	18:07				
朴木公民館前	09:49	14:59	16:39	18:09				
市民病院	09:50	15:00	16:40	18:10				
次ルート	↓ 中伏木							

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

<u>⑤新湊·越中大門駅</u>	線		2021年08	3月01日 व				
	1	2	3	4	5	6	7	8
	(5)新湊·越 中大門駅線 (快速:クロ スベイ新湊 →下若)	(5)新湊·越 中大門駅線 (快速:クロ スベイ新湊 →下若)	(5)新湊·越 中大門駅線 (クロスベイ →下若)	(5)新湊·越 中大門駅線 (クロスベイ →下若)	(5)新湊·越 中大門駅線 (クロスベイ →下若)	(5)新湊·越 中大門駅線 (クロスベイ →下若)	(5)新湊·越 中大門駅線 (快速:高周 波文化ホー ル→真生 会)	(5)新湊・越 中大門駅線 (快速:高周 波文化ホー ル→本田)
	平日						平日	平日
高周波文化ホール (新湊中央文化会館)	_			1			18:15	19:32
クロスベイ新湊	06:55	07:10	09:42	13:05	15:30	16:55	18:17	19:34
新湊高校前	06:56	07:11	09:43	13:06	15:31	16:56	18:18	19:35
善光寺西口	06:58	07:13	09:45	13:08	15:33	16:58	18:20	19:37
牧野北口	06:59	07:14	09:46	13:09	15:34	16:59	18:21	19:38
牧野	07:00	07:15	09:47	13:10	15:35	17:00	18:22	19:39
松木北口	07:02	07:17	09:49	13:12	15:37	17:02	18:24	19:41
松木	07:03	07:18	09:50	13:13	15:38	17:03	18:25	19:42
タカギセイコー	07:04	07:19	09:51	13:14	15:39	17:04	18:26	19:43
坂東	07:06	07:21	09:53	13:16	15:41	17:06	18:28	19:45
寺塚原西口	07:08	07:23	09:55	13:18	15:43	17:08	18:30	19:47
大島北野	07:10	07:25	09:57	13:20	15:45	17:10	18:32	19:49
若杉	07:11	07:26	09:58	13:21	15:46	17:11	18:33	19:50
小島西	07:12	07:27	09:59	13:22	15:47	17:12	18:34	19:51
アプリオ前	07:13	07:28	10:00	13:23	15:48	17:13	18:35	19:52
中野口	07:14	07:29	10:01	13:24	15:49	17:14	18:36	19:53
若杉公民館口	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	10:02	13:25	15:50	17:15	\downarrow \downarrow	↓ ↓
大門口	↓ ↓	↓ ↓	10:04	13:27	15:52	17:17	\downarrow \downarrow	↓ ↓
東洋紡前	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	10:05	13:28	15:53	17:18	\downarrow \downarrow	↓ ↓
大門中央	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓	10:06	13:29	15:54	17:19	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow
田町公民館前	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	10:07	13:30	15:55	17:20	\downarrow \downarrow	↓ ↓
越中大門駅	07:17	07:32	10:08	13:31	15:56	17:21	18:39	19:56
大島南部公園前	07:19	07:34	10:10	13:33	15:58	17:23	18:41	19:57
JAいみず野前	07:20	07:35	10:11	13:34	15:59	17:24	18:42	19:58
大門中学校	07:21	07:36	10:12	13:35	16:00	17:25	18:43	19:59
大門高校前	07:23	07:38	10:14	13:37	16:02	17:27	18:45	20:01
本田口	07:25	07:40	10:16	13:39	16:04	17:29	18:47	20:03
本田	07:26	07:41	10:17	13:40	16:05	17:30	18:48	20:04
下若	07:26	07:41	10:17	13:40	16:05	17:30	18:48	_
真生会富山病院前	07:28	07:43	10:19	13:42	16:07	17:32	18:50	_

⑤新湊·越中大門駅:	新湊·越中大門駅線 2021年08月01日 改正										
	1		3	4	5	6	7				
	(5)新湊・越	(5)新湊・越	(5)新湊•越	(5)新湊・越	(5)新湊・越	(5)新湊•越	(5)新湊・越				
	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線				
	(快速:真生	(快速:真生	(真生会→	(真生会→	(真生会→	(快速:真生	(快速:真生 会→高周波				
	会→クロス	会→クロス	クロスベイ	クロスベイ	クロスベイ	文化ホー	文化ホー				
	ベイ新湊)	ベイ新湊)	新湊)	新湊)	新湊)	ル)	ル)				
	平日					*	平日				
真生会富山病院前	07:33	07:44	10:41	14:04	16:15	17:38	18:55				
下若	07:33	07:44	10:41	14:04	16:15	17:38	18:55				
本田	07:35	07:46	10:43	14:06	16:17	17:40	18:57				
本田口	07:36	07:47	10:44	14:07	16:18	17:41	18:58				
大門高校前	07:38	07:49	10:46	14:09	16:20	17:43	19:00				
大門中学校	07:40	07:51	10:48	14:11	16:22	17:45	19:02				
JAいみず野前	07:41	07:52	10:49	14:12	16:23	17:46	19:03				
大島南部公園前	07:42	07:53	10:50	14:13	16:24	17:47	19:04				
越中大門駅	07:44	07:55	10:52	14:15	16:26	17:49	19:06				
田町公民館前	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	10:53	14:16	16:27	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$				
大門中央	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	10:54	14:17	16:28	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$				
東洋紡前	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	10:55	14:18	16:29	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$				
大門口	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	10:56	14:19	16:30	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$				
若杉公民館口	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	10:58	14:21	16:32	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$				
中野口	07:47	07:58	10:59	14:22	16:33	17:52	19:09				
アプリオ前	07:48	07:59	11:00	14:23	16:34	17:53	19:10				
小島西	07:49	08:00	11:01	14:24	16:35	17:54	19:11				
若杉	07:50	08:01	11:02	14:25	16:36	17:55	19:12				
大島北野	07:51	08:02	11:03	14:26	16:37	17:56	19:13				
寺塚原西口	07:53	08:04	11:05	14:28	16:39	17:58	19:15				
坂東	07:55	08:06	11:07	14:30	16:41	18:00	19:17				
タカギセイコー	07:57	08:08	11:09	14:32	16:43	18:02	19:19				
松木	07:58	08:09	11:10	14:33	16:44	18:03	19:20				
松木北口	07:59	08:10	11:11	14:34	16:45	18:04	19:21				
牧野	08:01	08:12	11:13	14:36	16:47	18:06	19:23				
牧野北口	08:02	08:13	11:14	14:37	16:48	18:07	19:24				
善光寺西口	08:03	08:14	11:15	14:38	16:49	18:08	19:25				
新湊高校前	08:05	08:16	11:17	14:40	16:51	18:10	19:27				
クロスベイ新湊	08:06	08:17	11:18	14:41	16:52	18:11	19:28				
高周波文化ホール (新湊中央文化会館)	_	_	_	_	_	(18:13)	19:30				

★: 土休日はクロスベイ新湊止め

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

⑥新湊•呉羽駅線	2021年08月01日 改正									
	1 2		3	4	5 6					
	(6)新湊·呉 羽駅線(新 港東口→呉 羽駅前)	(6)新湊·呉 羽駅線(新 港東口→呉 羽駅前)	(6)新湊・呉 羽駅線(海 老江中町→ 長羽屋ショッ プ、アルビス 経由)	(6)新湊・呉 羽駅線(海 老江中町→ 長羽駅前 大阪屋ショッ プ、アルビス 経由)	(6)新湊·呉 羽駅線(海 老江中町→ 呉羽駅前)	(6)新湊・呉 羽駅線(海 老江中町→ 呉羽駅前)				
	平日					平日				
新港東口	06:59	07:25								
堀岡中町	07:00	07:26								
堀岡東町	07:01	07:27		_						
堀岡古明神	07:02	07:28								
草岡町前	07:02	07:28	_	_						
射北中学校前	07:03	07:29	_							
浜開	07:03	07:29	_							
海老江海浜公園口	07:04	07:30	_	_	_	_				
海老江西町	07:04	07:30		_						
海老江西町東	07:05	07:31	_	_						
海老江中町	07:05	07:31		_						
県営住宅前	07:06	07:32		_						
海老江七軒	07:06	07:32		_						
槍ケ崎	07:07	07:33	_	_						
練合	07:08	07:34		_						
練合東口	07:09	07:35		_						
足洗潟公園口	07:10	07:36								
足洗公民館前	07:12	07:38	_	_						
本江コミュニティセンター前	07:13	07:39		_						
中新公民館前	07:14	07:40		_						
針山地蔵前	07:15	07:41		_						
富山高東口	07:16	07:42	_	_						
海老江中町	1 1	1 1	09:45	13:40	16:40	17:55				
サンビレッジ新湊前	07:19	07:45	09:46	13:41	16:41	17:56				
八島口	07:20	07:46	09:47	13:42	16:42	17:57				
七美幼稚園前	07:21	07:47	09:48	13:43	16:43	17:58				
いみず苑口	07:21	07:47	09:48	13:43	16:43	17:58				
下村コミュニティセンター前	07:23	07:49	09:50	13:45	16:45	18:00				
加茂中部	07:24	07:50	09:51	13:46	16:46	18:01				
加茂コミュニティ施設前	07:24	07:50	09:51	13:46	16:46	18:01				
加茂中部西	07:25	07:51	09:52	13:47	16:47	18:02				
倉垣小杉口	07:25	07:51	09:52	13:47	16:47	18:02				
白石神社前	07:25	07:51	09:52	13:47	16:47	18:02				
白石口	07:26	07:52	09:53	13:48	16:48	18:03				
白石21区	07:27	07:53	09:54	13:49	16:49	18:04				
富山短期大学前	07:31	07:57	09:58	13:53	16:53	18:08				
大阪屋ショップ呉羽店	↓ ↓	J J	10:01	13:56	↓ ↓	↓ ↓				
アルビス呉羽本郷店	ÌÌ	ÌÌ	10:05	14:00	ÌÌ	ÌÌ				
呉羽高校前(呉羽駅行き)	07:36	08:02	10:12	14:07	16:58	18:13				
呉羽駅前	07:38	08:04	10:14	14:09	17:00	18:15				

⑥新湊·呉羽駅線 2021年08月01日 改正 6 (6)新湊・呉 (6)新湊・呉 羽駅線(呉 羽駅線(呉 (6)新湊:呉 (6)新湊·呉 (6)新湊·呉 (6)新湊·呉 羽駅前→海┃羽駅前→海 羽駅線(呉 羽駅線(呉 羽駅線(呉 羽駅線(呉 老江中町 老江中町 羽駅前→海 羽駅前→海□羽駅前→海□羽駅前→新 アルビス、大アルビス、大 老江中町) 老江中町) 老江中町) 港東口) ┃阪屋ショップ┃阪屋ショップ 経由) 経由) 平日 平日 呉羽駅前 08:10 10:56 14:50 16:10 17:25 18:40 呉羽高校前(呉羽駅行き) 1 1 1 1 1 1 $\downarrow \downarrow$ 1 1 1 1 呉羽高校前(新港東口行き) 08:12 10:58 14:52 16:12 17:27 18:42 アルビス呉羽本郷店 11:04 14:58 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 大阪屋ショップ呉羽店 15:02 11:08 富山短期大学前 08:17 11:12 15:06 16:17 17:32 18:47 白石21区 08:21 15:10 16:21 17:36 18:51 11:16 白石口 08:22 11:17 15:11 16:22 17:37 18:52 白石神社前 08:22 11:17 15:11 16:22 17:37 18:52 08:22 倉垣小杉口 11:17 15:11 16:22 17:37 18:52 加茂中部西 08:23 17:38 11:18 15:12 16:23 18:53 加茂コミュニティ施設前 08:23 11:18 15:12 16:23 17:38 18:53 加茂中部 08:24 15:13 16:24 17:39 18:54 11:19 下村コミュニティセンター前 08:24 11:19 15:13 16:24 17:39 18:54 いみず苑口 08:26 11:21 15:15 16:26 17:41 18:56 七美幼稚園前 08:27 11:22 15:16 17:42 16:27 18:57 八島口 08:28 11:23 15:17 16:28 17:43 18:58 サンビレッジ新湊前 08:29 11:24 15:18 16:29 17:44 18:59 海老江中町 08:30 11:25 15:19 16:30 17:45 19:00 県営住宅前 08:31 19:01 海老江七軒 08:31 19:01 槍ケ崎 08:32 19:02 _ _ _ _ 練合 08:33 19:03

19:04

19:05

19:07

19:08

19:09

19:10

19:11

19:14

19:14

19:15

19:15

19:16

19:16

19:17

19:17

19:19

19:20

_

_

_

_

_

_______ 土日祝のみ運行

08:34

08:35

08:37

08:38

08:39

08:40

08:41

08:44

08:44

08:45

08:45

08:46

08:46

08:47

08:47

08:49

_

_

_

_

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

練合東口

足洗潟公園口

足洗公民館前

本江コミュニティセンター前

中新公民館前

針山地蔵前

富山高専口

海老江中町

海老江西町東

海老江西町

海老江海浜公園口

浜開

射北中学校前

草岡町前

堀岡古明神

堀岡中町

新港東口

⑦新湊・小杉線		2021年0	3月01日 高	<u> </u>										_			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	 (7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小
	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(快速:	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(快速:	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(快速:	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(快速:	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(快速:
	鷲塚東 手	鷲塚東 手	クロスベイ新 湊→小杉駅	鷲塚東 手	鷲塚東 手	クロスベイ新 湊→小杉駅	鷲塚東 手	鷲塚東 手	クロスベイ新 湊→小杉駅	鷲塚東 手	鷲塚東 手	クロスベイ新 湊→小杉駅	鷲塚東 手	鷲塚東 手	鷲塚東 手	鷲塚東 手	クロスベイ新 湊→小杉駅
	崎不通過、	崎不通過、	南口)	崎経由、針	崎経由、針	南口)	崎経由、針	崎経由、針	南口)	崎経由、針	崎経由、針	南口)	崎経由、針	崎経由、針	崎経由、針	崎経由、針	南口)
	針原経由)	針原経由)	,,,	原不通過)	原不通過)		原不通過)	原不通過)		原不通過)	原不通過)		原不通過)	原不通過)	原不通過)	原不通過)	
	平日	平日	平日			平日			平日			平日		平日	平日	平日	平日
クロスベイ新湊	07:00	07:40	08:42	09:06	10:06	10:50	11:06	12:06	12:50	13:06	14:06	14:50	15:06	16:06	17:06	18:07	18:40
本町3丁目	07:01	07:41	08:43	09:07	10:07	10:51	11:07	12:07	12:51	13:07	14:07	14:51	15:07	16:07	17:07	18:08	18:41
富山銀行前	07:02	07:42	08:44	09:08	10:08	10:52	11:08	12:08	12:52	13:08	14:08	14:52	15:08	16:08	17:08	18:09	18:42
かぐら橋口	07:03	07:43	1 1	09:09	10:09	1 1	11:09	12:09	1 1	13:09	14:09	1 1	15:09	16:09	17:09	18:10	1 1
あゆの風センター	07:04	07:44	l i i	09:10	10:10	ÌÌ	11:10	12:10	ÌÌ	13:10	14:10	ÌÌ	15:10	16:10	17:10	18:11	ΙΪ
新湊信用金庫前	07:05	07:45	08:44	09:11	10:11	10:52	11:11	12:11	12:52	13:11	14:11	14:52	15:11	16:11	17:11	18:12	18:42
中新湊駅前	07:06	07:46	08:45	09:12	10:11	10:53	11:12	12:12	12:53	13:12	14:12	14:53	15:12	16:12	17:12	18:13	18:43
姫野口	07:07	07:47	1 1	09:13	10:12	↓ ↓	11:12	12:12	↓ ↓	13:13	14:12	↓ ↓	15:13	16:13	17:12	18:14	10.40
金屋古志野神社前	07:08	07:48	11	09:14	10:14	11	11:14	12:14	11	13:14	14:14	11	15:14	16:14	17:14	18:15	11
新港の森	07:09	07:49		09:15	10:15	1 1	11:15	12:15	1 1	13:15	14:15	1 1	15:15	16:15	17:15	18:16	1 1
新湊アイシン軽金属スポーツセ	07:12	07:52	11	09:18	10:18	1 1	11:18	12:18	1 1	13:18	14:18	11	15:18	16:18	17:18	18:19	\downarrow \downarrow
ンター前(新湊総合体育館前) 新生町		07:55	1 1			1 1		12:10	1 1	13:21	14:10	1 1	15:21		17:18	18:22	1 1
利工町	07:15		+ +	09:21 09:23	10:21 10:23	1 1	11:21		1 1	13:21	14:21	1 1		16:21 16:23	17:21	18:24	1 1
市民病院	07:17	07:57	08:53			11:01	11:23	12:23	13:01		1	15:01	15:23				18:51
	07:22	08:01		09:28	10:28	1 1	11:28	12:28	1 1	13:28	14:28	1.1	15:28	16:28	17:28	18:29	1 1
	07:24	08:03	1	09:30	10:30	- : :	11:30	12:30	↓ ↓	13:30	14:30	1 1 1	15:30	16:30	17:30	18:31	
カモンパーク新湊 鏡宮公民館前	07:24	08:03	1	09:30	10:30	1 1	11:30	12:30 12:32		13:30	14:30		15:30	16:30	17:30	18:31	
	07:26	08:05		09:32	10:32	1 1	11:32			13:32	14:32		15:32	16:32	17:32	18:33	
殿村口	07:27	08:06	↓ ↓	09:33	10:33	1	11:33	12:33	1	13:33	14:33	1 1	15:33	16:33	17:33	18:34	
殿村公民館前	07:28	08:07	+ +	09:34	10:34	1 1	11:34	12:34	1	13:34	14:34		15:34	16:34	17:34	18:35	1
今井公民館前	07:30	08:09	↓ ↓	09:36	10:36	1	11:36	12:36	1	13:36	14:36	 	15:36	16:36	17:36	18:37	
今井南口	07:31	08:10		09:37	10:37	1 1	11:37	12:37	1	13:37	14:37		15:37	16:37	17:37	18:38	↓ ↓ ↓
今開発北	07:32	08:11	↓ ↓	09:38	10:38	1	11:38	12:38	1 1	13:38	14:38	 	15:38	16:38	17:38	18:39	1
今開発	07:32	08:11	↓ ↓	09:38	10:38	1 1	11:38	12:38	1	13:38	14:38		15:38	16:38	17:38	18:39	
イータウン	07:34	08:13	↓ ↓	09:40	10:40	1	11:40	12:40	↓ ↓	13:40	14:40	↓ ↓	15:40	16:40	17:40	18:41	
本開発中	07:36	08:17	00.01	09:42	10:42	↓↓	11:42	12:42	12.00	13:42	14:42	15.00	15:42	16:42	17:42	18:43	10.50
市役所前	07:38	08:20	09:01	09:44	10:44	11:09	11:44	12:44	13:09	13:44	14:44	15:09	15:44	16:44	17:44	18:45	18:59
小杉高校北	07:41	08:22	1 1	09:47	10:47	1 1	11:47	12:47	1 1	13:47	14:47		15:47	16:47	17:47	18:48	
一番町	07:43	08:25	1 1	09:49	10:49	↓↓	11:49	12:49	10.10	13:49	14:49	↓ ↓ 15 10	15:49	16:49	17:49	18:50	10.00
小杉駅前	07:46	08:32	09:08	09:52	10:52	11:16	11:52	12:52	13:16	13:52	14:52	15:16	15:52	16:52	17:52	18:53	19:06
小杉駅南口	↓ ↓	↓ ↓	09:12	09:56	10:56	11:20	11:56	12:56	13:20	13:56	14:56	15:20	15:56	16:56	17:56	18:57	19:10
戸破	↓ ↓	_ ↓ ↓		10:02	11:02	 -	12:02	13:02		14:02	15:02	_	16:02	17:02	18:02	19:03	
小杉東口	1	↓ ↓	_	10:03	11:03		12:03	13:03	_	14:03	15:03	_	16:03	17:03	18:03	19:04	_
昭和通り	1	1		10:04	11:04		12:04	13:04	_	14:04	15:04	_	16:04	17:04	18:04	19:05	
手崎	↓ ↓	\downarrow		10:05	11:05		12:05	13:05	_	14:05	15:05	_	16:05	17:05	18:05	19:06	
手崎東口	↓ ↓ 07.50	↓ ↓ 00.00	_	10:06	11:06	-	12:06	13:06	_	14:06	15:06		16:06	17:06	18:06	19:07	_
針原北	07:53	08:33		1 1	↓ ↓		1	↓ ↓	_	1	↓ ↓	_	1	1 1	1 1	1 1	
針原南	07:54	08:35	_	10.07	↓↓		10.07	↓ ↓ ↓	_	↓↓	↓ ↓ ↓	_	1007	↓ ↓ ↓	↓↓	10.00	
鷲塚口 蘇皮恵	07:56	08:36		10:07	11:07	_	12:07	13:07	_	14:07	15:07	_	16:07	17:07	18:07	19:08	
	07:57	08:36	_	10:08	11:08	_	12:08	13:08	_	14:08	15:08	_	16:08	17:08	18:08	19:09	_

⑦新湊·小杉線 2021年08月01日 改正 9 10 12 14 16 17 18 19 - 1 4 5 6 8 11 13 15 (7)新湊·小 (7)新湊·小 (7)新湊·小 (7)新湊・小 (7)新湊・小 (7)新湊·小 (7)新湊·小 (7)新湊·小 (7)新湊·小 (7)新湊·小 (7)新湊・小 (7)新湊・小 (7)新湊・小 (7)新湊・小 (7)新湊・小 (7)新湊·小 (7)新湊・小 (7)新湊·小 (7)新湊・小 杉線(鷲塚 杉線(鷲塚 | 杉線(鷲塚 杉線(鷲塚 杉線(鷲塚 杉線(鷲塚 杉線(鷲塚 杉線(鷲塚 杉線(鷲塚 杉線(鷲塚 杉線(鷲塚 杉線(快速 杉線(快速: 杉線(快速 杉線(快速 杉線(快速 杉線(快速: 杉線(鷲塚 杉線(鷲塚 東→クロス 小杉駅南口 小杉駅南口 小杉駅南口 小杉駅南口 小杉駅南口 小杉駅南口 東→クロス 東→クロス ベイ新湊 針 ベイ新湊 **→クロスベ**ィ ・クロスベイ **→クロスベィ** クロスベ **→クロスベィ** ・クロスベイ ベイ新湊 ベイ新湊 原、イータウ 針原不通 針原経由) 針原経由) 新湊) 新湊) 新湊) 新湊) 新湊) 新湊) ン不通過) 過) 平日 鷲塚東 07:19 08:09 09:09 10:09 11:09 12:09 13:09 14:09 15:09 16:09 17:09 18:09 19:09 針原南 11 11 1 1 18:13 19:13 針原北 1 1 1 1 1 1 1 1 18:12 19:12 手崎東口 07:21 08:11 09:11 10:11 11:11 12:11 13:11 14:11 15:11 16:11 17:11 18:15 19:15 手崎 07:22 08:12 09:12 10:12 12:12 13:12 14:12 17:12 18:16 19:16 11:12 15:12 16:12 昭和通り 07:23 08:13 09:13 17:13 10:13 11:13 12:13 13:13 14:13 15:13 16:13 18:17 19:17 小杉東口 07:24 08:14 09:14 11:14 12:14 13:14 17:14 ___ 10:14 14:14 15:14 16:14 18:18 19:18 戸破 07:25 08:15 09:15 10:15 11:15 12:15 13:15 14:15 15:15 16:15 17:15 18:19 19:19 小杉駅前 07:27 08:17 09:17 10:17 11:17 12:17 13:17 14:17 15:17 16:17 17:17 18:22 19:22 小杉駅南口 07:31 08:08 09:15 12:00 14:00 15:25 17:55 1 1 08:21 09:21 10:21 11:21 12:21 13:21 14:21 15:21 16:21 17:21 1 1 1 1 1 1 09:19 1 1 1 1 12:04 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 17:59 1.1. 小杉駅前 08:12 14:04 15:29 1 1 一番町 07:34 1 1 08:24 09:24 10:24 11:24 1 1 12:24 13:24 14:24 15:24 16:24 17:24 1 1 18:24 19:24 1 1 小杉高校北 11 1 1 1 1 08:26 09:26 10:26 11:26 12:26 13:26 14:26 15:26 16:26 17:26 18:26 19:26 \downarrow \downarrow 08:19 08:30 市役所前 09:30 09:26 10:30 11:30 12:11 12:30 13:30 14:11 14:30 15:30 15:36 16:30 17:30 18:06 18:30 19:30 本開発中 1 1 1 1 08:31 09:31 10:31 11:31 1 1 12:31 13:31 1 1 14:31 15:31 16:31 17:31 1 1 18:31 19:31 1 1 イータウン 08:33 09:33 10:33 11:33 12:33 13:33 15:33 16:33 17:33 18:33 14:33 19:33 今開発 07:36 08:35 09:35 10:35 11:35 12:35 13:35 1 1 14:35 15:35 16:35 17:35 1 1 18:35 19:35 今開発北 07:36 08:35 09:35 10:35 11:35 12:35 13:35 14:35 15:35 16:35 17:35 18:35 19:35 今井南口 07:37 08:36 09:36 10:36 11:36 12:36 13:36 1 1 14:36 15:36 16:36 17:36 1 1 18:36 19:36 今井公民館前 07:38 08:37 09:37 10:37 11:37 12:37 13:37 14:37 15:37 17:37 18:37 16:37 19:37 殿村公民館前 07:39 08:38 09:38 10:38 11:38 12:38 13:38 1 1 14:38 15:38 16:38 17:38 1 1 18:38 19:38 1 1 14:39 1 1 殿村口 07:40 08:39 09:39 10:39 11:39 12:39 13:39 15:39 16:39 17:39 18:39 19:39 鏡宮公民館前 07:41 1 1 08:40 14:40 17:40 1 1 09:40 10:40 11:40 12:40 13:40 1 1 15:40 16:40 18:40 19:40 カモンパーク新湊 07:43 08:42 09:42 10:42 11:42 12:42 13:42 14:42 15:42 16:42 17:42 18:42 19:42 鏡宮北 07:44 1 1 08:43 $\downarrow \downarrow$ 17:43 09:43 10:43 11:43 12:43 13:43 $\downarrow \downarrow$ 14:43 15:43 16:43 $\downarrow \downarrow$ 18:43 19:43 08:45 09:45 10:45 11:45 12:45 13:45 14:45 15:45 16:45 17:45 18:45 19:45 市民病院 07:46 08:27 09:34 12:19 14:19 15:44 18:14 08:49 09:49 10:49 11:49 12:49 13:49 14:49 15:49 16:49 17:49 18:50 19:50 \downarrow \downarrow 1 1 1 1 1 1 新生町 07:48 08:51 12:51 09:51 10:51 11:51 13:51 14:51 15:51 16:51 17:51 18:52 19:52 新湊アイシン軽金属スポーツセ 1 1 1 1 1 1 1 1 07:51 08:54 11:54 12:54 13:54 09:54 10:54 14:54 15:54 16:54 17:54 18:55 19:55 ンター前(新湊総合体育館前) 新港の森 07:54 08:57 09:57 10:57 11:57 12:57 13:57 14:57 15:57 16:57 17:57 18:58 19:58 16:58 金屋古志野神社前 07:55 1 1 08:58 09:58 10:58 11:58 1 1 12:58 13:58 1 1 14:58 15:58 17:58 1 1 18:59 19:59 14:59 1 1 19:00 姫野口 07:56 1 1 08:59 09:59 10:59 11:59 12:59 13:59 17:59 15:59 16:59 20:00 中新湊駅前 07:57 08:35 09:00 10:00 09:42 11:00 12:00 12:27 13:00 14:00 14:27 15:00 16:00 15:52 17:00 18:00 18:22 19:01 20:01 新湊信用金庫前 07:58 08:36 09:01 10:01 09:43 11:01 12:01 12:28 13:01 14:01 14:28 15:53 17:01 18:01 18:23 19:02 20:02 15:01 16:01 あゆの風センター 07:59 1 1 09:02 10:02 11:02 12:02 1 1 13:02 14:02 11 15:02 16:02 17:02 18:02 1 1 19:03 20:03 1 1 1 1 かぐら橋口 08:00 09:03 10:03 11:03 12:03 13:03 14:03 1 1 15:03 16:03 17:03 18:03 19:04 20:04 富山銀行前 08:01 08:36 09:04 10:04 09:43 11:04 12:04 12:28 13:04 14:04 14:28 15:04 16:04 15:53 17:04 18:04 18:23 19:05 20:05 08:02 08:37 09:05 10:05 12:05 12:29 13:05 14:05 17:05 18:05 18:24 19:06 本町3丁目 09:44 11:05 14:29 15:05 16:05 15:54 20:06 クロスベイ新湊 08:03 08:38 09:06 10:06 09:45 11:06 12:06 12:30 13:06 14:06 14:30 15:06 16:06 15:55 17:06 18:06 18:25 19:07 20:07

	⑧小杉駅・大島中央循環線 2021年08月01日 改正									
	2	3	4	5	6	7				
	(8)小杉駅・					(8)小杉駅・	(8)小杉駅・			
	大島中央環	(8)小杉駅・	(8)小杉駅・	(8)小杉駅・	(8)小杉駅・	大島中央環	大島中央環			
	状線(左回 り・大門高	大島中央環 状線(左回	大島中央環 状線(左回	大島中央環 状線(左回	大島中央環 状線(左回	状線(左回	状線(左回			
	校経由一条	り)	り)	り)	り)	り・大門高	り・大門高			
	口停車)					校経由)	校経由)			
	平日					平日	平日			
小杉駅南口	07:12	08:40	10:40	13:55	14:32	17:25	18:10			
小杉駅前	07:16	08:44	10:44	13:59	14:36	17:29	18:14			
三ケ北	07:17	08:45	10:45	14:00	14:37	17:30	18:15			
三ケコミュニティセンター前	07:18	08:46	10:46	14:01	14:38	17:31	18:16			
小杉高校北	07:19	08:47	10:47	14:02	14:39	17:32	18:17			
イータウン	07:21	08:49	10:49	14:04	14:41	17:34	18:19			
本開発中	07:23	08:51	10:51	14:06	14:43	17:36	18:21			
市役所前	07:25	08:53	10:53	14:08	14:45	17:38	18:23			
絵本館口	07:27	08:55	10:55	14:10	14:47	17:40	18:25			
北高木	07:30	08:58	10:58	14:13	14:50	17:43	18:28			
小島北	07:31	08:59	10:59	14:14	14:51	17:44	18:29			
小島	07:32	09:00	11:00	14:15	14:52	17:45	18:30			
アプリオ前	07:33	09:01	11:01	14:16	14:53	17:46	18:31			
大島分庁舎前	07:35	09:03	11:03	14:18	14:55	17:48	18:33			
赤井市営住宅口	07:36	09:04	11:04	14:19	14:56	17:49	18:34			
赤井口	07:37	09:05	11:05	14:20	14:57	17:50	18:35			
赤井コミュニティ21前	07:38	09:06	11:06	14:21	14:58	17:51	18:36			
大門高校前	07:40	↓ ↓	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	17:53	18:38			
大門中学校前	07:42	↓ ↓	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	17:55	18:40			
大門小学校	07:43	↓ ↓	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	17:56	18:41			
本田口	07:46	09:08	11:08	14:23	15:00	17:59	18:44			
本田	07:47	09:09	11:09	14:24	15:01	18:00	18:45			
下若	07:47	09:09	11:09	14:24	15:01	18:00	18:45			
真生会富山病院前	07:49	09:11	11:11	14:26	15:03	18:02	18:47			
下条新	07:50	09:12	11:12	14:27	15:04	18:03	18:48			
一条口	↓ ↓	09:15	11:15	14:30	15:07	18:06	18:51			
小杉中学校口	1 1	09:16	11:16	14:31	15:08	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$			
小杉駅南口	07:54	09:17	11:17	14:32	15:09	18:08	18:53			

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

⑧小杉駅・大島中央	2021年08月01日 改正						
	1	2	3	4	5	6	7
	(8)小杉駅・ 大島中央環 状線(右回 り・大門高 校経由一条 口停車)	(8)小杉駅・ 大島中央環 状線(右回 り)	(8)小杉駅・ 大島中央環 状線(右回 り)	(8)小杉駅・ 大島中央環 状線(右回 り)	(8)小杉駅・ 大島中央環 状線(右回 り)	(8)小杉駅・ 大島中央環 状線(右回 り)	(8)小杉駅・ 大島中央環 状線(右回 り・大門高 校経由)
	平日						平日
小杉駅南口	07:55	09:45	11:17	11:54	13:00	15:10	16:15
小杉中学校口	_ ↓ ↓	09:46	11:18	11:55	13:01	15:11	↓ ↓
一条口	07:57	09:47	11:19	11:56	13:02	15:12	↓ ↓
下条新	08:00	09:50	11:22	11:59	13:05	15:15	16:19
真生会富山病院前	08:02	09:52	11:24	12:01	13:07	15:17	16:21
下若	08:03	09:52	11:24	12:01	13:07	15:17	16:22
本田	08:03	09:53	11:25	12:02	13:08	15:18	16:22
本田口	08:04	09:54	11:26	12:03	13:09	15:19	16:23
大門小学校	08:07	_ ↓ ↓	\downarrow \downarrow	↓ ↓ ↓	_ ↓ ↓	↓ ↓ ↓	16:26
大門中学校前	08:08	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	↓ ↓	↓ ↓ ↓	16:27
大門高校前	08:09	_ ↓ ↓	_ ↓ ↓	↓ ↓ ↓	_ ↓ ↓	↓ ↓ ↓	16:28
赤井コミュニティ21前	08:12	09:56	11:28	12:05	13:11	15:21	16:31
赤井口	08:13	09:57	11:29	12:06	13:12	15:22	16:32
赤井市営住宅口	08:14	09:58	11:30	12:07	13:13	15:23	16:33
大島分庁舎前	08:15	09:59	11:31	12:08	13:14	15:24	16:34
アプリオ前	08:17	10:01	11:33	12:10	13:16	15:26	16:36
小島	08:18	10:02	11:34	12:11	13:17	15:27	16:37
小島北	08:19	10:03	11:35	12:12	13:18	15:28	16:38
北高木	08:20	10:04	11:36	12:13	13:19	15:29	16:39
絵本館口	08:23	10:07	11:39	12:16	13:22	15:32	16:42
市役所前	08:25	10:09	11:41	12:18	13:24	15:34	16:44
本開発中	08:25	10:11	11:43	12:20	13:26	15:36	16:44
イータウン	08:29	10:13	11:45	12:22	13:28	15:38	16:48
小杉高校北	08:31	10:15	11:47	12:24	13:30	15:40	16:50
三ケコミュニティセンター前	08:32	10:16	11:48	12:25	13:31	15:41	16:51
三ケ北	08:33	10:17	11:49	12:26	13:32	15:42	16:52
小杉駅前	08:34	10:18	11:50	12:27	13:33	15:43	16:53
小杉駅南口	08:38	10:22	11:54	12:31	13:37	15:47	16:57

⑨浅井•越中大門駅線

2021年08月01日 改正

⑨浅井•越中大門駅線

2021年08月01日 改正

②浅开"越中人门叭	1175	
	1	2
	(9)浅井·越 中大門駅線 (串田本村 →大門高校 西)	(9)浅井・越 中大門駅線 (ほたる野 ヴィレッジ →大門中学 校)
	冬	冬
	平日	平日
牧田	07:10	
串田本村北	07:10	_
串田本村	07:11	
西村構造改善センター前	07:12	
西広上	07:14	
広上構造改善センター前	07:16	
ほたる野ヴィレッジ	07:17	07:17
ほたる野ヴィレッジ北	07:18	07:18
上条団地公民館前	07:19	\downarrow \downarrow
小泉口	07:20	\downarrow \downarrow
浅井コミュニティセンターロ	07:28	\downarrow \downarrow
土合南	07:30	\downarrow \downarrow
土合公民館前	07:31	\downarrow \downarrow
土合	07:32	\downarrow \downarrow
土合北部公民館前	07:33	\downarrow \downarrow
土合北部	07:34	\downarrow \downarrow
大門錦町中	07:35	\downarrow \downarrow
大門中町	07:36	\downarrow \downarrow
田町公民館前	07:37	\downarrow \downarrow
越中大門駅	07:38	\downarrow \downarrow
大島南部公園前	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow
JAいみず野前	07:40	\downarrow \downarrow
大門中学校	07:41	07:33
大門高校西	07:42	_

冬 = 12月~2月の平日のみ運行 12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

	1//	
	1	2
	(9)浅井·越 中大門駅線 (大門高校 西→串田本 村)	(9)浅井·越 中大門駅線 (大門高校 西→串田本 村)
	冬	冬
	平日	平日
大門高校西	16:25	17:55
大門中学校	16:26	17:56
JAいみず野前	16:27	17:57
大島南部公園前	16:28	17:58
越中大門駅	16:28	17:58
田町公民館前	16:29	17:59
大門中町	16:30	18:00
大門錦町中	16:32	18:02
土合北部	16:34	18:04
土合北部公民館前	16:35	18:05
土合	16:36	18:06
土合公民館前	16:37	18:07
土合南	16:38	18:08
浅井コミュニティセンターロ	16:40	18:10
上条	16:42	18:12
小泉口	16:45	18:15
上条団地公民館前	16:46	18:16
ほたる野ヴィレッジ北	16:47	18:17
ほたる野ヴィレッジ	16:48	18:18
小泉	16:49	18:19
広上構造改善センター前	16:53	18:23
西広上	16:55	18:25
西村構造改善センター前	16:57	18:27
串田本村	16:58	18:28
串田本村北	16:59	18:29
牧田	16:59	18:29
大門コミュニティセントー	17:03	18:33

⑩櫛田・越中大門駅線

2021年08月01日 改正

	1
	(10)櫛田·大 門経由小杉 駅線(松原 公民館前→ 大門高校)
	冬
	平日
松原公民館前	07:10
弓の清水	07:11
新田公民館前	07:13
大久保公民館前	07:15
竹原構造改善センター前	07:16
梅ノ木公民館前	07:18
山ノ谷	07:21
宮新田	07:25
櫛田	07:27
南荒町	07:29
北荒町	07:30
パークゴルフ南郷前	07:31
生源寺	07:32
円池口	07:32
布目沢集会所前	07:36
大門企業団地	07:38
堀内南	07:39
堀内	07:40
下条構造改善センター前	07:41
大門地区センター前	07:43
中村	07:45
大門小学校	07:46
大門中学校南	07:46
大島南部公園前	07:48
越中大門駅	07:49
JAいみず野前	07:51

冬 = 12月~2月の平日のみ運行

大門中学校

大門高校

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

07:52

07:53

⑩櫛田・越中大門駅線

2021年08月01日 改正

心作田 赵中人门歌		
	1	2
	(10)櫛田・大 門経由小杉 駅線(大門 高校→大門 コミュニティ セントー)	(10)櫛田·大 門経由小杉 駅線(大門 高校→円池 口)
	冬	冬
	平日	平日
大門高校	16:51	17:53
大門中学校	16:52	17:54
JAいみず野前	16:53	17:55
大島南部公園前	16:54	17:56
越中大門駅	16:55	17:57
大門中学校南	16:58	18:00
大門小学校	16:58	18:00
中村	16:59	18:01
大門地区センター前	17:01	18:03
下条構造改善センター前	17:03	18:05
堀内	17:04	18:06
堀内南	17:05	18:07
大門企業団地	17:06	18:08
大門コミュニティセントー	17:07	\downarrow \downarrow
布目沢集会所前	17:11	18:10
布目沢	17:12	18:11
南荒町	17:14	18:13
櫛田	17:15	18:14
松原公民館前	17:16	18:15
弓の清水	17:17	18:16
新田公民館前	17:19	18:18
大久保公民館前	17:21	18:20
竹原構造改善センター前	17:22	18:21
梅ノ木公民館前	17:24	18:23
山ノ谷	17:27	18:26
宮新田	17:31	18:30
櫛田	17:33	18:32
南荒町	17:35	18:34
北荒町	17:36	18:35
パークゴルフ南郷前	17:37	18:36
生源寺	17:38	18:37
円池口	17:38	18:37
大門コミュニティセントー	17:41	_

①小杉駅・水戸田経由大門線

2021年08月01日 改正

⑪小杉駅・水戸田経由大門線

2021年08月01日 改正

<u> </u>	コノニー	
	1	2
	(11)水戸	(11)水戸
	田・越中大	田・越中大
	門駅線(橋 下条→越中	門駅線(五 歩一→小杉
	大門駅)	駅南口)
	冬	冬
	平日	平日
橋下条	07:30	
水戸田口	07:32	
匠の里口	07:32	_
水戸田	07:33	_
若林	07:34	_
市井	07:35	_
大門コミュニティセントー	\downarrow \downarrow	
大門企業団地	\downarrow \downarrow	_
グリーンヒルズ若草病院前	07:38	_
藤巻公民館前	07:39	_
開口西	07:40	_
大門本江	07:41	_
あおば台	07:42	_
ニロコミュニティセンター前	07:43	_
大門小学校西	07:44	_
中村	07:45	_
大門高校西	07:47	_
大門中学校	07:48	_
越中大門駅	07:52	_
大島南部公園前	_	_
JAいみず野前	_	_
大門中学校	_	_
大門高校前	_	_
五歩一	_	07:45
橋下条コミュニティセンター前	_	07:47
二ノ井公民館前	_	07:48
一条	_	07:51
小杉中学校口	_	07:54
小杉駅南口	_	07:55

冬 = 12月~2月の平日のみ運行 12/29·30、1/2·3は休日ダイヤ、12/31·1/1は運休

	1 / \ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_
	1	2
	(11)水戸	(11)水戸
	田・越中大門駅線(越	田・越中大門駅線(越
	中大門駅→	中大門駅→
	橋下条)	橋下条)
	冬	冬
	平日	平日
小杉駅南口	16:30	17:40
小杉中学校口	16:31	17:41
一条	16:34	17:44
二ノ井公民館前	16:37	17:47
橋下条コミュニティセンター前	16:38	17:48
五歩一	16:40	17:50
大門高校前	16:47	17:57
大門中学校	16:49	17:59
JAいみず野前	16:50	18:00
大島南部公園前	16:51	18:01
越中大門駅	16:52	18:02
大門中学校	16:56	18:06
大門高校西	16:57	18:07
中村	16:59	18:09
大門小学校西	17:00	18:10
ニロコミュニティセンター前	17:01	18:11
あおば台	17:02	18:12
大門本江	17:03	18:13
開口西	17:04	18:14
藤巻公民館前	17:05	18:15
グリーンヒルズ若草病院前	17:06	18:16
大門企業団地	17:07	18:17
大門コミュニティセントー	17:08	18:18
市井	17:10	18:20
若林	17:11	18:21
水戸田	17:12	18:22
匠の里口	17:13	18:23
水戸田口	17:13	18:23
橋下条	17:15	18:25

⑩小杉駅·金山線 2021年08月01日 改正

<u>他小杉趴 · 亚山脉</u>			202140
	1	2	3
	(12)小杉	(12)小杉	(12)小杉
	駅·金山線 (往路1便	駅·金山線 (往路2便	駅·金山線 (往路3便
		真生会富山	五官野経
	駅南口)	病院経由)	由)
	平日		
小杉駅南口		09:00	14:35
一番町南		09:00	14:35
伊勢領		09:02	14:37
真生会富山病院前	_	09:05	↓ ↓
一条	_	09:08	14:39
二ノ井公民館前	_	09:11	14:41
橋下条コミュニティセンター前	_	09:11	14:41
五歩一	-	09:13	14:43
宿屋	07:22	09:16	14:46
青井谷公民館前	07:23	09:17	14:47
金山小学校前	07:24	09:18	14:48
林寺	1 1	↓ ↓	↓ ↓
新屋敷	↓ ↓	↓ ↓	_ ↓ ↓
三野	↓ ↓	09:22	↓ ↓
野手	07:27	09:21	14:51
水上谷口	07:28	↓ ↓	14:52
五官野	07:29	↓ ↓	14:53
石畑池前	07:31	↓ ↓	14:55
三野	07:33	↓ ↓	14:57
新屋敷	07:34	09:23	14:58
林寺	07:35	09:24	14:59
小杉カントリーロ	07:39	09:28	15:03
上浄土寺	07:40	09:29	15:04
净土寺公民館前	07:41	09:30	15:05
金山小学校前	07:43	09:32	15:07
上野南	07:45	09:34	15:09
上野	07:47	09:36	15:11
平野	07:51	09:40	15:15
南太閤山12丁目	07:54	09:43	15:18
天池公園前	07:55	09:44	15:19
小杉南中学校前	07:55	09:44	15:19
中太閤山小学校前	↓ ↓	09:44	15:19
パスコ前	07:56	09:45	15:20
太閤山ランド前	↓ ↓	09:47	15:22
五歩一	08:03	09:52	15:27
橋下条コミュニティセンター前	08:05	09:54	15:29
二ノ井公民館前	08:05	09:54	15:29
太閤山小学校前	08:06	↓ ↓	↓ ↓
一条	08:08	09:56	15:31
真生会富山病院前	08:11	↓ ↓ 20 50	↓ ↓
伊勢領	08:13	09:58	15:33
一番町南	↓↓	↓ ↓ 20 50	↓↓
小杉駅南口	08:15	09:59	15:34

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

改正

⑩小杉駅・金山線			2021年08	3月01日 व
	1	2	3	4
	(12)小杉駅・	(12)小杉駅・	(12)小杉駅・	(12)小杉駅・
	金山線(復	金山線(復	金山線(復	金山線(復
	路1便 真生 会富山病院	路2便 太閤 山小·五官	路3·4便 小杉駅南口	路3·4便 小杉駅南口
	経由)	野経由)	→宿屋)	→宿屋)
	,		冬	
			平日	平日
小杉駅南口	10:30	15:45	17:00	18:00
一番町南	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	J J
伊勢領	10:32	15:47	17:02	18:02
真生会富山病院前	10:36	15:51	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓
一条	10:39	15:54	17:04	18:04
太閤山小学校前	↓ ↓	15:55	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓
二ノ井公民館前	10:41	15:56	17:07	18:07
橋下条コミュニティセンター前	10:41	15:56	17:07	18:07
五歩一	10:43	15:58	17:09	18:09
南太閤山12丁目	10:48	16:03	17:14	18:14
天池公園前	10:48	16:03	17:14	18:14
小杉南中学校前	10:49	16:04	17:15	18:15
中太閤山小学校前	10:49	16:04	17:15	18:15
パスコ前	10:50	16:05	17:16	18:16
太閤山ランド前	10:52	16:07	17:18	18:18
平野	10:55	16:10	17:21	18:21
上野	10:59	16:14	17:25	18:25
上野南	11:01	16:16	17:27	18:27
金山小学校前	11:02	16:18	17:28	18:28
浄土寺公民館前	11:03	16:20	17:30	18:30
上浄土寺	11:04	16:21	17:31	18:31
小杉カントリーロ	11:05	16:23	17:32	18:32
林寺	11:07	16:25	17:34	18:34
新屋敷	11:08	16:26	17:35	18:35
三野	11:09	16:26	17:36	18:36
野手	11:11	16:27	17:37	18:37
水上谷口	$\downarrow \downarrow$	16:28	$\downarrow \downarrow$	J J
五官野	ij	16:29	ij	ij
石畑池前	ij	16:31	ij	ij
青井谷公民館前	11:16	16:36	17:42	18:42
宿屋	11:17	16:37	17:43	18:43
五歩一	11:20	16:40	_	_
橋下条コミュニティセンター前	11:22	16:42	_	
二ノ井公民館前	11:23	16:43	_	
一条	11:25	16:45	_	_
真生会富山病院前	11:29	↓ ↓	_	_
伊勢領	11:32	16:47	_	_
一番町南	11:33	16:48	_	_
小杉駅南口	11:36	16:51	_	_

土日祝も同一

冬 = 12月~2月の平日のみ運行

③a小杉地区循環線	(東部循环	睘)	2021年0	8月01日 व	改正		
	1	2	3	4	5	6	7
	(13a)小杉 東部循環線		(13a)小杉 東部循環線	(13a)小杉 東部循環線 (左回り小	(13a)小杉 東部循環線	(13a)小杉 東部循環線	(13a)小杉 東部循環線
	(快速)	(左回り)	(左回り)	杉駅発)	(左回り)	(左回り)	(左回り)
	平日			平日			平日
エスポワールこすぎ前	_	09:00	11:05	_	14:06	16:09	17:05
山本新	_	09:01	11:06	_	14:07	16:10	17:06
山本新公民館前	_	09:02	11:07	_	14:08	16:11	17:07
池多コミュニティセンター前	06:50	09:03	11:08	_	14:09	16:12	17:08
北野会館前	↓ ↓	09:04	11:09	_	14:10	16:13	17:09
椎土	↓ ↓	09:05	11:10	_	14:11	16:14	17:10
土代	06:52	09:07	11:12	_	14:13	16:16	17:12
太閤山東県営住宅	06:52	09:08	11:13	_	14:14	16:17	17:13
東太閤山4丁目	06:55	09:09	11:14	_	14:15	16:18	17:14
東太閤山3丁目	06:57	09:10	11:15	_	14:16	16:19	17:15
東太閤山北	06:57	09:10	11:15	_	14:16	16:19	17:15
黒河5区	↓ ↓	09:11	11:16	_	14:17	16:20	17:16
黒河1区	↓ ↓	09:12	11:17	_	14:18	16:21	17:17
黒河2区	ij	09:12	11:17	_	14:18	16:21	17:17
黒河コミュニティセンター	07:01	09:13	11:18	_	14:19	16:22	17:18
黒河3区	J J	09:13	11:18	_	14:19	16:22	17:18
黒河4区	ij	09:15	11:20	_	14:21	16:24	17:20
歌の森小学校前	ÌÌ	09:15	11:20	_	14:21	16:24	17:20
小杉地区センターロ	ÌÌ	09:16	11:21	_	14:22	16:25	17:21
栄町	ÌÌ	09:17	11:22	_	14:23	16:26	17:22
新栄町	ÌÌ	09:18	11:23	_	14:24	16:27	17:23
アイザック小杉文化ホール前	ii	09:19	11:24	_	14:25	16:28	17:24
中央図書館口	ii	09:20	11:25	_	14:26	16:29	17:25
中山公園口	ij	09:20	11:25	_	14:26	16:29	17:25
太閤山1丁目	07:07	09:21	11:26	_	14:27	16:30	17:26
兜山公園前	11	09:22	11:27	_	14:28	16:31	17:27
小杉中学校口	ij	09:23	11:28	_	14:29	16:32	17:28
		09:24	11:29		14:30	16:33	17:29
小杉駅南口	07:10	09:29	11:34	12:45	14:35	16:38	17:34
小杉中学校口		09:30	11:35	12:46	14:36	16:39	17:35
兜山公園前	_	09:31	11:36	12:47	14:37	16:40	17:36
太閤山1丁目		09:32	11:37	12:48	14:38	16:41	17:37
富山県立大学前	_	09:34	11:39	12:50	14:40	16:43	17:39
パスコ前	_	09:35	11:40	12:51	14:41	16:44	17:40
中太閤山小学校前	_	09:35	11:40	12:51	14:41	16:44	17:40
南太閤山コミュニティセンター前	_	09:36	11:41	12:52	14:42	16:45	17:41
中太閤山16丁目		09:37	11:42	12:53	14:43	16:46	17:42
黒河新		09:40	11:45	12:56	14:46	16:49	17:45
黒河コミュニティセンター		09:41	11:46	12:57	14:47	16:50	17:46
黒河2区		09:41	11:46	12:57	14:47	16:50	17:46
黒河1区		09:42	11:47	12:58	14:48	16:51	17:47
黒河5区	_	09:44	11:49	13:00	14:50	16:53	17:49
東太閤山北		09:44	11:49	13:00	14:50	16:53	17:49
東太閤山3丁目		09:45	11:50	13:01	14:51	16:54	17:50
東太閤山4丁目		09:46	11:51	13:02	14:52	16:55	17:51
太閤山東県営住宅		09:47	11:52	13:03	14:53	16:56	17:52
土代		09:48	11:53	13:04	14:54	16:57	17:53
椎土		09:50	11:55	13:06	14:56	16:59	17:55
北野会館前		09:51	11:56	13:07	14:57	17:00	17:56
池多コミュニティセンター前		09:52	11:57	13:08	14:58	17:01	17:57
山本新公民館前		09:53	11:58	13:09	14:59	17:02	17:58
山本新五氏語前		09:54	11:59	13:10	15:00	17:02	17:59
エスポワールこすぎ前		09.54	12:00	13:11	15:01	17:03	18:00
エハハノ ルこりご削		09.00	12.00	10.11	10.01	17.04	10.00

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

③a小杉地区循環線	(東部循環	₩)	2021年08	3月01日 व	改正		
	1	2	3	4	5	6	7
	(13a)小杉東	(13a)小杉東	(13a)小杉東	(13a)小杉東	(13a)小杉東	(13a)小杉東	(13a)小杉東
	部循環線 (右回り小杉	部循環線	部循環線	部循環線	部循環線	部循環線 (右回り小杉	部循環線 (右回り小杉
	駅南口発)	(右回り)	(右回り)	(右回り)	(右回り)	駅南口発)	駅南口発)
							冬
	平日					平日	平日
エスポワールこすぎ前		07:35	10:10	13:12	15:15		
山本新	_	07:36	10:11	13:13	15:16		
山本新公民館前	_	07:37	10:12	13:14	15:17		
池多コミュニティセンター前	_	07:38	10:13	13:15	15:18		
北野会館前	_	07:39	10:14	13:16	15:19		
椎土	_	07:40	10:15	13:17	15:20		
土代	_	07:42	10:17	13:19	15:22		
太閤山東県営住宅		07:43	10:18	13:20	15:23		
東太閤山4丁目		07:44	10:10	13:21	15:24		
東太閤山3丁目		07:45	10:10	13:22	15:25		
東太閤山北		07:45	10:20	13:22	15:25		
黒河5区	_	07:46	10:21	13:23	15:26		
黒河1区		07:48	10:23	13:25	15:28		
黒河2区		07:48	10:23	13:25	15:28		
黒河コミュニティセンター		07:49	10:24	13:26	15:29		
黒河新		07:50	10:24	13:27	15:30		
中太閤山16丁目		07:53	10:28	13:30	15:33		
南太閤山コミュニティセンター前		07:54	10:29	13:31	15:34		
中太閤山小学校前		07:55	10:30	13:32	15:35		
パスコ前		07:55	10:30	13:32	15:35		
富山県立大学前		07:56	10:31	13:33	15:36		
太閤山1丁目		07:56	10:31	13:33	15:36		
型		07.57	10:32	13:35	15:38		
小杉中学校口		07:59	10:34	13:36	15:39		
		08:00	10:34	13:30	15:40		
小杉駅南口	07:10	08:10	10:35	13:41	15:44	18:20	19:10
小杉中学校口	07:11	08:10	10:40	13:43	15:44	18:21	19:11
	07:11		10:41	13:43	15:46	18:22	
兜山公園前		08:11					19:12
太閤山1丁目	07:13	08:12	10:43	13:45	15:48	18:23	19:13
中山公園口	07:14	08:13	10:44	13:46	15:49	18:24	19:14
中央図書館口	07:14	08:13	10:44	13:46	15:49	18:24	19:14
アイザック小杉文化ホール前	07:15	08:14	10:45	13:47	15:50	18:25	19:15
新栄町	07:16	08:15	10:46	13:48	15:51	18:26	19:16
米町 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	07:17	08:16	10:47	13:49	15:52	18:27	19:17
小杉地区センターロ	07:18	08:17	10:48	13:50	15:53	18:28	19:18
歌の森小学校前	07:19	08:18	10:49	13:51	15:54	18:29	19:19
黒河4区	07:19	08:18	10:49	13:51	15:54	18:29	19:19
黒河3区	07:20	08:19	10:50	13:52	15:55	18:30	19:20
黒河コミュニティセンター	07:21	08:20	10:51	13:53	15:56	18:31	19:21
黒河2区	07:21	08:20	10:51	13:53	15:56	18:31	19:21
黒河1区	07:22	08:21	10:52	13:54	15:57	18:32	19:22
黒河5区	07:23	08:22	10:53	13:55	15:58	18:33	19:23
東太閤山北	07:24	08:23	10:54	13:56	15:59	18:34	19:24
東太閤山3丁目	07:24	08:23	10:54	13:56	15:59	18:34	19:24
東太閤山4丁目	07:25	08:24	10:55	13:57	16:00	18:35	19:25
太閤山東県営住宅	07:26	08:25	10:56	13:58	16:01	18:36	19:26
土代	07:27	08:26	10:57	13:59	16:02	18:37	19:27
椎土	07:29	08:28	10:59	14:01	16:04	18:39	19:29
北野会館前	07:30	08:29	11:00	14:02	16:05	18:40	19:30
池多コミュニティセンター前	07:31	08:30	11:01	14:03	16:06	18:41	19:31
山本新公民館前	07:32	08:31	11:02	14:04	16:07	18:42	19:32
山本新	07:33	08:32	11:03	14:05	16:08	18:43	19:33
エスポワールこすぎ前	07:34	08:33	11:04	14:06	16:09	18:44	19:34

③b小杉地区循環線	(西部循環	₹)	2021年08月01日 改正			
	1	2	3	4		
	(13b)小杉 西部循環線 (左回り)	(13b)小杉 西部循環線 (左回り)	(13b)小杉 西部循環線 (左回り)	(13b)小杉 西部循環線 (左回り)		
	平日					
小杉駅南口	08:11	09:35	14:45	17:00		
一番町	08:14	09:38	14:48	17:03		
小杉高校前	08:15	09:39	14:49	17:04		
住吉町	08:17	09:41	14:51	17:06		
水上	08:18	09:42	14:52	17:07		
本田	08:19	09:43	14:53	17:08		
真生会富山病院前	08:20	09:44	14:54	17:09		
下条新	08:21	09:45	14:55	17:10		
赤田	08:22	09:46	14:56	17:11		
一条	08:23	09:47	14:57	17:12		
太閤山10丁目	08:25	09:49	14:59	17:14		
太閤山9丁目	08:26	09:50	15:00	17:15		
太閤山コミュニティセンター前	08:27	09:51	15:01	17:16		
太閤山相撲場前	08:28	09:52	15:02	17:17		
富山県立大学前	08:29	09:53	15:03	17:18		
パスコ前	08:30	09:54	15:04	17:19		
中太閤山小学校前	08:31	09:55	15:05	17:20		
中太閤山9丁目	08:32	09:56	15:06	17:21		
中太閤山7丁目	08:33	09:57	15:07	17:22		
中太閤山6丁目	08:33	09:57	15:07	17:22		
太閤山6丁目	08:34	09:58	15:08	17:23		
太閤山小学校前	08:36	10:00	15:10	17:25		
いみずのショッピングタウン前	08:37	10:01	15:11	17:26		
小杉中学校口	08:39	10:03	15:13	17:28		
小杉駅南口	08:41	10:05	15:15	17:30		

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

(3)b小杉地区循環線(西部循環) 2021年08月01日 改正 2 (13b)小杉 西部循環線 (13b)小杉 (13b)小杉 (13b)小杉 (13b)小杉 (13b)小杉 (右回りパ | 西部循環線 | 西部循環線 | 西部循環線 | 西部循環線 | 西部循環線 スコ前→小 (右回り) (右回り) (右回り) (右回り) (右回り) 杉駅南口) 平日 平日 小杉駅南口 18:56 10:05 12:10 14:00 16:00 小杉中学校口 10:06 12:11 14:01 16:01 18:57 18:59 いみずのショッピングタウン前 10:08 12:13 14:03 16:03 _ 太閤山小学校前 10:09 12:14 14:04 16:04 19:00 ___ 太閤山6丁目 19:02 10:11 12:16 14:06 16:06 ___ 中太閤山6丁目 19:03 10:12 12:17 14:07 16:07 __ 中太閤山7丁目 10:12 12:17 14:07 16:07 19:03 中太閤山9丁目 10:13 12:18 14:08 16:08 19:04 中太閤山小学校前 12:19 14:09 16:09 19:05 10:14 _ 12:21 パスコ前 07:40 10:16 14:11 16:11 19:07 富山県立大学前 19:08 07:41 10:17 12:22 14:12 16:12 太閤山相撲場前 12:23 14:13 19:09 07:42 10:18 16:13 太閤山コミュニティセンター前 19:10 07:43 10:19 12:24 14:14 16:14 太閤山9丁目 12:25 07:44 10:20 14:15 16:15 19:11 太閤山10丁目 12:26 07:45 10:21 14:16 16:16 19:12 一条 10:23 12:28 19:14 07:47 14:18 16:18 赤田 07:48 10:24 12:29 14:19 16:19 19:15 下条新 07:49 10:25 12:30 14:20 16:20 19:16 真生会富山病院前 07:50 10:26 12:31 14:21 16:21 19:17 本田 12:32 07:51 10:27 14:22 16:22 19:18 水上 07:52 10:28 12:33 14:23 16:23 19:19 住吉町 07:54 10:30 12:35 14:25 16:25 19:21 小杉高校前 07:55 10:31 12:36 14:26 16:26 19:22 一番町 07:56 10:32 12:37 14:27 16:27 19:23 小杉駅南口 07:59 10:35 12:40 14:30 16:30 19:26

4小杉駅·太閤山循环	環線		2021年08	3月01日 리				
	1	2	3	4	5	6	7	8
	(14a)小杉 駅・太閤山 線(左回り南 太閤山発)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(左回り南 太閤山発)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(左回り)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(左回りコ ストコ経由)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(左回り)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(左回りコ ストコ経由)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(左回り)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(左回りコ ストコ経由)
	平日						平日	
小杉駅南口	<u> </u>		08:48	09:42	12:50	13:50	16:50	17:44
小杉中学校口			08:49	09:43	12:51	13:51	16:51	17:45
太閤山北口			08:50	09:44	12:52	13:52	16:52	17:46
駅南通り1丁目		_	08:50	09:44	12:52	13:52	16:52	17:46
太閤山団地口			08:51	09:44	12:53	13:53	16:53	17:47
一			08:52	09:46	12:54	13:54	16:54	17:47
太閤山3丁目			08:53	09:47	12:55	13:55	16:55	17:49
富山県立大学前			08:55	09:49	12:57	13:57	16:57	17:51
パスコ前			08:57	09:51	12:59	13:59	16:59	17:53
中太閤山3丁目			08:58	09:52	13:00	14:00	17:00	17:54
中太閤山4丁目			08:59	09:53	13:01	14:01	17:01	17:55
中太閤山4丁目			09:00	09:54	13:02	14:02	17:02	17:56
薬勝寺池公園前		07:36	09:01	09:55	13:03	14:03	17:03	17:57
薬勝寺池南公園口		07:36	09:01	09:55	13:03	14:03	17:03	17:57
中太閤山コミュニティセンター前		07:37	09:02	09:56	13:04	14:04	17:04	17:58
花園公園前		07:38	09:03	09:57	13:05	14:05	17:05	17:59
南太閤山8丁目	06:50	07:40	09:05	09:59	13:07	14:07	17:07	18:01
コストコ	↓ ↓	↓ ↓ ↓	↓ ↓	10:03	↓ ↓	14:11	↓ ↓	18:05
平野	06:52	07:42	09:07	10:07	13:09	14:15	17:09	18:09
南太閤山12丁目	06:54	07:44	09:09	10:09	13:11	14:17	17:11	18:11
天池公園前	06:54	07:44	09:09	10:09	13:11	14:17	17:11	18:11
中太閤山小学校前	06:55	07:45	09:10	10:10	13:12	14:18	17:12	18:12
中太閤山9丁目	06:56	07:46	09:11	10:11	13:13	14:19	17:13	18:13
中太閤山7丁目	06:57	07:47	09:12	10:12	13:14	14:20	17:14	18:14
中太閤山4丁目	06:58	07:48	09:13	10:13	13:15	14:21	17:15	18:15
中太閤山3丁目	06:59	07:49	09:14	10:14	13:16	14:22	17:16	18:16
パスコ前	07:00	07:50	09:15	10:15	13:17	14:23	17:17	18:17
富山県立大学前	07:02	07:52	09:17	10:17	13:19	14:25	17:19	18:19
太閤山3丁目	07:04	07:54	09:19	10:19	13:21	14:27	17:21	18:21
千成商店街	07:05	07:55	09:20	10:20	13:22	14:28	17:22	18:22
太閤山団地口	07:06	07:56	09:21	10:21	13:23	14:29	17:23	18:23
駅南通り1丁目	07:07	07:57	09:22	10:22	13:24	14:30	17:24	18:24
太閤山北口	07:07	07:57	09:22	10:22	13:24	14:30	17:24	18:24
小杉中学校口	07:08	07:58	09:23	10:23	13:25	14:31	17:25	18:25
小杉駅南口	07:10	08:00	09:25	10:25	13:27	14:33	17:27	18:27

2021年08月01日 改正 <u>他小杉駅·太閤山循環線</u>

	1	2	3	4	5
	(14a)小杉 駅・太閤山 線(右回り)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(右回りコ ストコ経由)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(右回り)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(右回りコ ストコ経由)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(右回り)
			平日		平日
小杉駅南口	10:48	11:44	14:50	15:44	19:00
小杉中学校口	10:49	11:45	14:51	15:45	19:01
太閤山北口	10:50	11:46	14:52	15:46	19:02
駅南通り1丁目	10:50	11:46	14:52	15:46	19:02
太閤山団地口	10:51	11:47	14:53	15:47	19:03
千成商店街	10:52	11:48	14:54	15:48	19:04
太閤山3丁目	10:53	11:49	14:55	15:49	19:05
富山県立大学前	10:55	11:51	14:57	15:51	19:07
パスコ前	10:57	11:53	14:59	15:53	19:09
中太閤山3丁目	10:58	11:54	15:00	15:54	19:10
中太閤山4丁目	10:59	11:55	15:01	15:55	19:11
中太閤山7丁目	11:00	11:56	15:02	15:56	19:12
中太閤山9丁目	11:01	11:57	15:03	15:57	19:13
中太閤山小学校前	11:01	11:57	15:03	15:57	19:13
天池公園前	11:02	11:58	15:04	15:58	19:14
南太閤山12丁目	11:03	11:59	15:05	15:59	19:15
平野	11:05	12:01	15:07	16:01	19:17
コストコ	\downarrow \downarrow	12:05	\downarrow \downarrow	16:05	_
南太閤山8丁目	11:07	12:09	15:09	16:09	_
花園公園前	11:09	12:11	15:11	16:11	_
中太閤山コミュニティセンター前	11:09	12:11	15:11	16:11	_
薬勝寺池南公園口	11:10	12:12	15:12	16:12	_
薬勝寺池公園前	11:11	12:13	15:13	16:13	_
中太閤山6丁目	11:12	12:14	15:14	16:14	_
中太閤山4丁目	11:13	12:15	15:15	16:15	_
中太閤山3丁目	11:14	12:16	15:16	16:16	_
パスコ前	11:15	12:17	15:17	16:17	_
富山県立大学前	11:17	12:19	15:19	16:19	
太閤山3丁目	11:19	12:21	15:21	16:21	_
千成商店街	11:20	12:22	15:22	16:22	_
太閤山団地口	11:21	12:23	15:23	16:23	_
駅南通り1丁目	11:22	12:24	15:24	16:24	_
太閤山北口	11:22	12:24	15:24	16:24	_
小杉中学校口	11:23	12:25	15:25	16:25	_
小杉駅南口	11:25	12:27	15:27	16:27	_

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

⑤市民病院·太閤山紀	⑮市民病院·太閤山線 2021年08月01日 改正										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	(15)市民病	(15)市民病	(15)市民病	(15)市民病	(15)市民病	(15)市民病	(15)市民病	(15)市民病	(15)市民病	(15)市民病	(15)市民病
	院·太閤山	院·太閤山	院·太閤山	院·太閤山	院·太閤山	院·太閤山	院·太閤山	院·太閤山	院·太閤山	院·太閤山	院·太閤山
	線(市民病	線(市民病	線(市民病	線(市民病	線(市民病	線(市民病	線(市民病	線(市民病	線(小杉駅	線(小杉駅	線(市民病
		院→太閤山								南口→太閤	
	□)	ランド)	山ランド)	山ランド)	ランド)						
	平日	平日				平日+		平日+		平日+	平日
	1	' '				夏季		夏季		夏季	1
市民病院	06:49	07:50	08:50	10:10	11:50	12:50	13:50	15:25	_	_	17:54
市役所前	06:59	07:59	08:59	10:19	11:59	12:59	13:59	15:34	_	_	18:03
小杉駅南口	07:06	08:06	09:06	10:26	12:06	13:06	14:06	15:41	16:30	17:05	18:10
太閤山北口	↓ ↓	08:08	09:08	10:28	12:08	13:08	14:08	15:43	16:32	17:07	18:12
駅南通り1丁目	↓ ↓	08:08	09:08	10:28	12:08	13:08	14:08	15:43	16:32	17:07	18:12
太閤山団地口	↓ ↓	08:09	09:09	10:29	12:09	13:09	14:09	15:44	16:33	17:08	18:13
富山県立大学前	↓ ↓	08:12	09:12	10:32	12:12	13:12	14:12	15:47	16:36	17:11	18:16
パスコ前	07:14	08:14	09:14	10:34	12:14	13:14	14:14	15:49	16:38	17:13	18:18
南太閤山コミュニティセンター前	_	08:16	09:16	10:36	12:16	13:16	14:16	15:51	16:40	17:15	18:20
環境科学センター前	_	08:17	09:17	10:37	12:17	13:17	14:17	15:52	16:41	17:16	18:21
南太閤山14丁目	_	08:17	09:17	10:37	12:17	13:17	14:17	15:52	16:41	17:16	18:21
太閤山ランド前	_	08:18	09:18	10:38	12:18	13:18	14:18	15:53	16:42	17:17	18:22
太閤山ランド	_	08:20	09:20	10:40	12:20	13:20	14:20	15:55	16:44	17:19	(18:24)

()内は夏季プール期間のみ運行

網掛け部分は、土日祝は運休

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

⑮市民病院·太閤山線 2021年08月01日 改正

切り大柄院·太閤山林 2021年08月01日 以正											
	- 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	(15)市民病	(15)市民病		(15)市民病		(15)市民病		(15)市民病			(15)市民病
	院·太閤山	院·太閤山	院·太閤山	院·太閤山		院·太閤山	院·太閤山	院·太閤山		院·太閤山	院·太閤山
	線(太閤山	線(太閤山	線(太閤山	線(太閤山	線(太閤山ランド→市	線(太閤山	線(太閤山 ランド→市	線(太閤山 ランド→小		線(太閤山	線(太閤山 ランド→市
	民病院)	民病院)	民病院)	民病院)	民病院)	民病院)	民病院)	杉駅南口)	杉駅南口)	民病院)	民病院)
				平日+			平日+			平日+	平日+
	平日	平日		夏季			夏季			夏季	夏季
太閤山ランド	_	08:20	09:40	10:40	12:20	13:20	14:55	16:00	16:50	17:24	(18:25)
太閤山ランド前	07:18	08:22	09:42	10:42	12:22	13:22	14:57	16:02	16:52	17:26	18:27
南太閤山14丁目	07:19	08:23	09:43	10:43	12:23	13:23	14:58	16:03	16:53	17:27	18:28
環境科学センター前	07:19	08:23	09:43	10:43	12:23	13:23	14:58	16:03	16:53	17:27	18:28
南太閤山コミュニティセンター前	07:20	08:24	09:44	10:44	12:24	13:24	14:59	16:04	16:54	17:28	18:29
パスコ前	07:22	08:26	09:46	10:46	12:26	13:26	15:01	16:06	16:56	17:30	18:31
富山県立大学前	07:24	08:28	09:48	10:48	12:28	13:28	15:03	16:08	16:58	17:32	18:33
太閤山団地口	07:27	08:31	09:51	10:51	12:31	13:31	15:06	16:11	17:01	17:35	18:36
駅南通り1丁目	07:28	08:32	09:52	10:52	12:32	13:32	15:07	16:12	17:02	17:36	18:37
太閤山北口	07:28	08:32	09:52	10:52	12:32	13:32	15:07	16:12	17:02	17:36	18:37
小杉駅南口	07:30	08:34	09:54	10:54	12:34	13:34	15:09	16:14	17:04	17:38	18:39
市役所前	07:37	08:41	10:01	11:01	12:41	13:41	15:16	_	_	17:45	18:46
市民病院	07:46	08:50	10:10	11:10	12:50	13:50	15:25	_	_	17:54	18:55

()内は夏季プール期間のみ運行

網掛け部分は、土日祝は運休

16。小杉野。	下级由显珠纹	(南系統・白モ20)	21年08日01日	ᅲ
(10/21ハイシ島バー		(単余歌"日在20	21 4 00 A 0 1 🗖	

他a小杉駅 下栓田足	元 旅 ()	术机"口工	202140	月01日 改正			
	1	2	3	4	5		
		(16a)小杉	(16a)小杉	(16a)小杉	(16a)小杉		
	(16a)小杉 駅・白石経	駅·白石経 由足洗線	駅·白石経 由足洗線	駅·白石経 由足洗線	駅·白石経 由足洗線		
	新·日石程 由足洗線	(小杉駅南	(小杉駅南	(小杉駅南	(小杉駅南		
	(小杉駅南	□→足洗	ロ→足洗	ロ→足洗	口→足洗		
	口→富山	潟公園口	潟公園口	潟公園口	潟公園口		
	高専前)	白城台経	白城台経	小杉中学	小杉中学		
		由)	由)	校前経由)	校前経由)		
				平日	平日		
小杉駅南口	08:02	11:12	14:02	17:13	18:40		
小杉中学校前	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	17:17	18:44		
小杉駅前	08:06	11:16	14:06	17:21	18:48		
救急薬品市民交流プラザ前 (いみず市民交流プラザ前)	08:07	11:17	14:07	17:22	18:49		
新町	08:08	11:18	14:08	17:23	18:50		
高寺	08:09	11:19	14:09	17:24	18:51		
小杉小学校前	08:10	11:20	14:10	17:25	18:52		
西楠町	08:11	11:21	14:11	17:26	18:53		
アルビス小杉総合体育センター前	08:12	11:22	14:12	17:27	18:54		
手崎北	08:13	11:23	14:13	17:28	18:55		
鷲塚北	08:14	11:24	14:14	17:29	18:56		
小杉白石西	08:16	11:26	14:16	17:31	18:58		
小杉白石	08:16	11:26	14:16	17:31	18:58		
小杉白石東	08:17	11:27	14:17	17:32	18:59		
白城台	\downarrow \downarrow	11:30	14:20	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow		
白石21区	\downarrow \downarrow	11:32	14:22	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow		
白石口	08:19	11:33	14:23	17:34	19:01		
白石神社前	08:20	11:34	14:24	17:35	19:02		
倉垣小杉口	08:21	11:35	14:25	17:36	19:03		
加茂中部西	08:22	11:36	14:26	17:37	19:04		
加茂コミュニティ施設前	08:23	11:37	14:27	17:38	19:05		
下村コミュニティセンター前	08:24	11:38	14:28	17:39	19:06		
JAいみず野東部支店前	08:25	11:39	14:29	17:40	19:07		
いみず苑口	08:28	11:42	14:32	17:43	19:10		
加茂東部公民館前	08:29	11:43	14:33	17:44	19:11		
下村三箇口	08:31	11:45	14:35	17:46	19:13		
本江道番	08:33	11:47	14:37	17:48	19:15		
本江コミュニティセンター前	08:35	11:49	14:39	17:50	19:17		
足洗公民館前	08:36	11:50	14:40	17:51	19:18		
足洗潟公園口	08:38	11:52	14:42	17:53	19:20		
練合東口	08:39	_	_	_	_		
練合	08:40	_	_	_	_		
富山高専前	08:42	_	_	_	_		

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

⑯a小杉駅·下経由足洗線(南系統·白そ2021年08月01日 改正

(lb)a小杉駅・ト栓田足	- かし 的K (十) : 1	2	3	<u>4</u>
	(16a)小杉 駅・白洗湯・日 日と洗湯→南 ドルット ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(16a)小杉駅・白石線 駅・白石線 田足洗→小 足洗・中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(16a)小杉 駅·白石経線 由足洗線専 (富山→小 駅南口 駅南日 城台経由)	(16a)小杉 駅·白石経 由足洗線 高山→小 駅南口)
	<u>冬</u> 平日			
富山高専前		_	11:54	14:44
練合		_	11:56	14:46
練合東口		_	11:57	14:47
足洗潟公園口	07:20	08:50	11:58	14:48
足洗公民館前	07:22	08:52	12:00	14:50
本江コミュニティセンター前	07:23	08:53	12:01	14:51
本江道番	07:25	08:55	12:03	14:53
下村三箇口	07:27	08:57	12:05	14:55
加茂東部公民館前	07:29	08:59	12:07	14:57
いみず苑口	07:30	09:00	12:08	14:58
JAいみず野東部支店前	07:33	09:03	12:11	15:01
下村コミュニティセンター前	07:34	09:04	12:12	15:02
加茂コミュニティ施設前	07:35	09:05	12:13	15:03
加茂中部西	07:36	09:06	12:14	15:04
倉垣小杉口	07:37	09:07	12:15	15:05
白石神社前	07:37	09:07	12:15	15:05
白石口	07:38	09:08	12:16	15:06
白石21区	1 1	09:09	12:17	1 1
白城台	ij	09:12	12:20	⊢i i
小杉白石東	07:39	09:14	12:22	15:07
小杉白石	07:40	09:15	12:23	15:08
小杉白石西	07:40	09:15	12:23	15:08
<u> </u>	07:42	09:17	12:25	15:10
手崎北	07:44	09:19	12:27	15:12
アルビス小杉総合体育センター前	07:45	09:20	12:28	15:13
西楠町	07:46	09:21	12:29	15:14
小杉小学校前	07:47	09:22	12:30	15:15
高寺	07:48	09:23	12:31	15:16
新町	07:49	09:24	12:32	15:17
救急薬品市民交流プラザ前 (いみず市民交流プラザ前)	07:50	09:25	12:33	15:18
小杉駅前	07:51	09:26	12:34	15:19
小杉中学校前	07:55	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$
小杉駅南口	07:59	09:30	12:38	15:23

冬 = 12月~2月の平日のみ運行

⑥b小杉駅·下経由足	⑯b小杉駅·下経由足洗線(北系統·大汀2021年08月01日 改正									
	1	2	3	4	5					
				(16b)小杉	(16b)小杉					
	(16b)小杉	(16b)小杉	(16b)小杉	駅·大江経	駅·大江経					
	駅·大江経 由足洗線	駅·大江経 由足洗線	│駅·大江経 │ 由足洗線	由足洗線	由足洗線					
	(小杉駅南	(小杉駅南	(小杉駅南	(小杉駅南 ロ→足洗潟	【(小杉駅南 □→足洗潟					
	口→足洗潟	口→足洗潟	口→足洗潟	公園口小	公園口小					
	公園口)	公園口)	公園口)	杉中学校前	杉中学校前					
				経由)	経由)					
					冬					
				平日	平日					
小杉駅南口	10:00	12:44	15:35	17:10	18:40					
小杉中学校前	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	_ ↓ ↓	17:14	18:44					
小杉駅前	10:04	12:48	15:39	17:18	18:48					
三ケ北	10:05	12:49	15:40	17:19	18:49					
富山情報ビジネス専門学校前	10:06	12:50	15:41	17:20	18:50					
高寺北	10:07	12:51	15:42	17:21	18:51					
愛宕	10:09	12:53	15:44	17:23	18:53					
稲積	10:10	12:54	15:45	17:24	18:54					
大江北	10:11	12:55	15:46	17:25	18:55					
大江	10:12	12:56	15:47	17:26	18:56					
大江苑前	10:12	12:56	15:47	17:26	18:56					
西高木	10:14	12:58	15:49	17:28	18:58					
八講	10:16	13:00	15:51	17:30	19:00					
摺出寺コミュニティセンター前	10:18	13:02	15:53	17:32	19:02					
下村パークゴルフ場口	10:19	13:03	15:54	17:33	19:03					
加茂コミュニティ施設前	10:20	13:04	15:55	17:34	19:04					
下村コミュニティセンター前	10:21	13:05	15:56	17:35	19:05					
JAいみず野東部支店前	10:22	13:06	15:57	17:36	19:06					
いみず苑口	10:24	13:08	15:59	17:38	19:08					
七美幼稚園前	10:25	13:09	16:00	17:39	19:09					
八島口	10:26	13:10	16:01	17:40	19:10					
サンビレッジ新湊前	10:27	13:11	16:02	17:41	19:11					
海老江中町	10:28	13:12	16:03	17:42	19:12					
県営住宅前	10:28	13:12	16:03	17:42	19:12					
海老江七軒	10:29	13:13	16:04	17:43	19:13					
槍ケ崎	10:30	13:14	16:05	17:44	19:14					
練合	10:31	13:15	16:06	17:45	19:15					
練合東口	10:32	13:16	16:07	17:46	19:16					
足洗潟公園口	10:33	13:17	16:08	17:47	19:17					

冬 = 12月~2月の平日のみ運行 12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

⑥b小杉駅・下経由足洗線(北系統・大江2021年08月01日 改正

(b)b小杉駅・下栓田足	ンプレル水(イレ)	不利 人口	2021400		<u>х ш</u>
	1	2	3	4	5
	(16b)小杉	(16b)小杉			(16b)小杉
	駅・大江経	駅・大江経	(16b)小杉	(16b)小杉	駅·大江経
	由足洗線 (足洗潟公	由足洗線 (足洗潟公	駅·大江経 由足洗線	駅·大江経 由足洗線	由足洗線 (足洗潟公
	園口→小杉		(足洗潟公	(足洗潟公	園口→小杉
	駅南口 小	駅南口 小	園口→小杉	園口→小杉	駅南口 小
	杉中学校前		駅南口)	駅南口)	杉中学校前
	経由)	経由)			経由)
	平日				平日
口外海八里口		10.04	10.10	10.05	
足洗潟公園口	07:12	10:34	13:19	16:25	17:51
練合東口	07:13	10:35	13:20	16:26	17:52
練合	07:14	10:36	13:21	16:27	17:53
槍ケ崎	07:15	10:37	13:22	16:28	17:54
海老江七軒	07:15	10:37	13:22	16:28	17:54
県営住宅前	07:16	10:38	13:23	16:29	17:55
海老江中町	07:17	10:39	13:24	16:30	17:56
サンビレッジ新湊前	07:18	10:40	13:25	16:31	17:57
八島口	07:19	10:41	13:26	16:32	17:58
七美幼稚園前	07:20	10:42	13:27	16:33	17:59
いみず苑口	07:21	10:43	13:28	16:34	18:00
JAいみず野東部支店前	07:23	10:45	13:30	16:36	18:02
下村コミュニティセンター前	07:24	10:46	13:31	16:37	18:03
加茂コミュニティ施設前	07:25	10:47	13:32	16:38	18:04
下村パークゴルフ場口	07:26	10:48	13:33	16:39	18:05
摺出寺コミュニティセンター前	07:28	10:50	13:35	16:41	18:07
八講	07:30	10:52	13:37	16:43	18:09
西高木	07:32	10:54	13:39	16:45	18:11
大江苑前	07:33	10:55	13:40	16:46	18:12
大江	07:33	10:55	13:40	16:46	18:12
大江北	07:34	10:56	13:41	16:47	18:13
稲積	07:35	10:57	13:42	16:48	18:14
愛宕	07:37	10:59	13:44	16:50	18:16
高寺北	07:38	11:00	13:45	16:51	18:17
富山情報ビジネス専門学校前	07:39	11:01	13:46	16:52	18:18
三ケ北	07:40	11:02	13:47	16:53	18:19
小杉駅前	07:41	11:03	13:48	16:54	18:20
小杉中学校前	07:45	11:07	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	18:24
小杉駅南口	07:49	11:11	13:52	16:58	18:28

⑪堀岡·片口経由小	杉駅線		2021年08	3月01日 व				
	1	2	3	4	5	6	7	8
	(17)堀岡・	(17)堀岡・				(17)堀岡・	(17)堀岡・	(17)堀岡・
	片口経由小	片口経由小	(17)堀岡・	(17)堀岡・	(17)堀岡・	片口経由小	片口経由小	片口経由小
	杉駅線(快	杉駅線(快	片口経由小 杉駅線(海	片口経由小 杉駅線(元	片口経由小 杉駅線(元	杉駅線(快	杉駅線(快 速元気の森	杉駅線(快 速海竜町→
	速海竜町→	速海竜町→	竜町→小杉	気の森→小	気の森→小	速元気の森	一高専経由	高専経由→
	小杉駅南 口)	小杉駅南 口)	駅南口)	杉駅南口)	杉駅南口)	→小杉駅南 口)	→小杉駅南	小杉駅南
	П)	П)				ш/	□)	□)
	ਜ਼ਾ⊓	ᇴ	ᇴ		4 - 4	+		ᇴ
ニケの木八国前	平日	平日	平日	00.00	土日祝	<u> </u>	17.00	平日
元気の森公園前	_			09:30	13:35	15:39	17:09	
海竜町	06:38	07:07	08:11	09:31	13:36	15:41	17:11	18:12
新港東口	06:40	07:09	08:13	09:33	13:38	15:43	17:13	18:14
堀岡東町	06:42	07:11	08:15	09:35	13:40	15:45	17:15	18:16
草岡町前	06:44	07:13	08:17	09:37	13:42	15:47	17:17	18:18
射北中学校前	06:47	07:16	08:20	09:40	13:45	15:50	17:20	18:21
海老江中町	06:49	07:18	08:22	09:42	13:47	15:52	17:22	18:23
七美中野	06:54	07:23	08:27	09:47	13:52	15:57	17:27	18:28
二十六町口	06:56	07:25	08:28	09:48	13:53	15:59	17:29	18:30
JAいみず野片口支店前	06:57	07:26	08:30	09:50	13:55	16:00	17:30	18:31
片口小学校前	06:58	07:27	08:31	09:51	13:56	16:01	17:31	18:32
高場口	06:59	07:28	08:32	09:52	13:57	16:02	17:32	18:33
久々江口	07:00	07:29	08:33	09:53	13:58	16:03	17:33	18:34
高場南	07:02	07:31	08:34	09:54	13:59	16:05	17:35	18:36
稲積口	07:03	07:32	08:36	09:56	14:01	16:06	17:36	18:37
沖	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	08:39	09:59	14:04	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$
今井神社前	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	08:40	10:00	14:05	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$
今井南口	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	08:41	10:01	14:06	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓	\downarrow \downarrow
射水警察署前	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	08:42	10:02	14:07	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓	\downarrow \downarrow
イータウン	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	08:44	10:04	14:09	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓	\downarrow \downarrow
小杉高校北	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	08:45	10:05	14:10	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓	\downarrow \downarrow
三ケ北	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	08:46	10:06	14:11	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓	\downarrow \downarrow
稲積	07:04	07:33	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	16:07	17:37	18:38
愛宕	07:05	07:34	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	16:08	17:38	18:39
高寺北	07:06	07:35	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	16:09	17:39	18:40
富山情報ビジネス専門学校前	07:07	07:36	1 1	1 1	\downarrow \downarrow	16:10	17:40	18:41
小杉駅前	07:09	07:38	08:48	10:08	14:13	16:12	17:42	18:43
小杉駅南口	07:13	07:42	08:52	10:12	14:17	16:16	17:46	18:47

12/29・30、1/2・3は休日ダイヤ、12/31・1/1は運休

①堀岡・片口経由小2	杉駅線		2021年08	3月01日 3				
	1	2	3	4	5	6	7	8
	(17)堀岡・片 口経由小杉 駅線(快速 小杉駅専口 一高東経由 元気の森)	(17)堀岡・片 口経由小杉 駅線(快速 小杉駅南口 一高専経由 元気の森)	(17)堀岡・片 口経由小杉 駅線(小杉 駅南口→元 気の森)	(17)堀岡・片 口経由小杉 駅線(小杉 駅南口→元 気の森)	(17)堀岡・片 口経由小杉 駅線(小杉 駅南口→元 気の森)	(17)堀岡・片 口経由小杉 駅線(快速 小杉駅南口 →元気の 森)	(17)堀岡·片 口経由小杉 駅線(快速 小杉駅南口 →海竜町)	(17)堀岡·片 口経由小杉 駅線(快速 小杉駅南口 →海竜町)
	冬							
	平日	平日			土日祝			平日
小杉駅南口	07:27	08:00	11:00	12:46	14:41	16:26	17:52	19:02
小杉駅前	07:31	08:04	11:04	12:50	14:45	16:30	17:56	19:06
富山情報ビジネス専門学校前	07:33	08:06	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	16:32	17:58	19:08
高寺北	07:34	08:07	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	16:33	17:59	19:09
愛宕	07:35	08:08	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	16:34	18:00	19:10
稲積	07:36	08:09	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	16:35	18:01	19:11
三ケ北	\downarrow \downarrow	↓ ↓	11:05	12:51	14:46	↓ ↓	↓ ↓	$\downarrow \downarrow$
小杉高校北	\downarrow \downarrow	↓ ↓	11:06	12:52	14:47	↓ ↓	↓ ↓	$\downarrow \downarrow$
イータウン	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	11:07	12:53	14:48	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓	\downarrow \downarrow
射水警察署前	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	11:09	12:55	14:50	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓	\downarrow \downarrow
今井南口	\downarrow \downarrow	↓ ↓	11:10	12:56	14:51	↓ ↓	↓ ↓	$\downarrow \downarrow$
今井神社前	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	11:11	12:57	14:52	\downarrow \downarrow	↓ ↓	\downarrow \downarrow
沖	\downarrow \downarrow	↓ ↓	11:12	12:58	14:53	\downarrow \downarrow	↓ ↓	$\downarrow \downarrow$
稲積口	07:37	08:10	11:15	13:01	14:56	16:36	18:02	19:12
高場南	07:39	08:12	11:17	13:03	14:58	16:38	18:04	19:14
久々江口	07:40	08:13	11:18	13:04	14:59	16:39	18:05	19:15
高場口	07:41	08:14	11:19	13:05	15:00	16:40	18:06	19:16
片口小学校前	07:42	08:15	11:20	13:06	15:01	16:41	18:07	19:17
JAいみず野片口支店前	07:43	08:16	11:21	13:07	15:02	16:42	18:08	19:18
二十六町口	07:45	08:18	11:23	13:09	15:04	16:44	18:10	19:20
七美中野	07:46	08:19	11:24	13:10	15:05	16:45	18:11	19:21
海老江中町	07:51	08:24	11:29	13:15	15:10	16:50	18:16	19:26
射北中学校前	07:53	08:26	11:31	13:17	15:12	16:52	18:18	19:28
草岡町前	07:56	08:29	11:34	13:20	15:15	16:55	18:21	19:31
堀岡東町	07:58	08:31	11:36	13:22	15:17	16:57	18:23	19:33
新港東口	08:00	08:33	11:38	13:24	15:19	16:59	18:25	19:35
海竜町	08:02	08:35	11:40	13:26	15:21	17:01	18:27	19:37
元気の森公園前	_	_	11:41	13:27	15:22	17:02	_	_

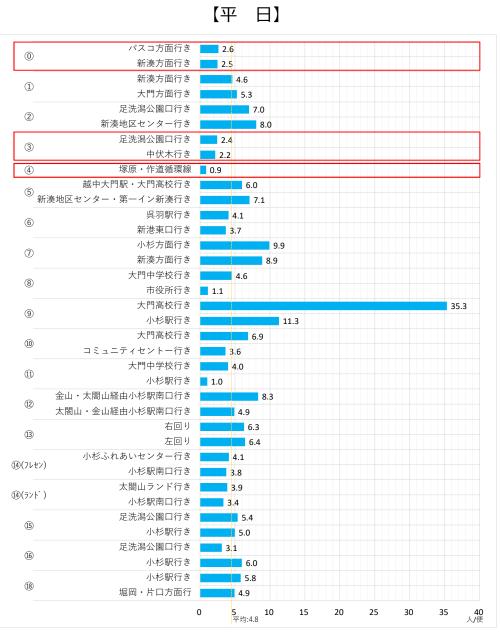
参考資料 コミュニティバス路線別カルテ

【年間利用者数の推移】

単位:人/年

	路線		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	増減	傾向		
番号	路線名	備考	(2012年度)	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	増減傾向図	H24に対 の増減 ³	すするR1 率	
0	中央幹線						9,493	21,566	24,262	27,020	مسر	W	+25%	※対H29b
1	新湊・大門線		43,966	39,687	35,359	35,677	35,935	34,940	35,183	31,154	1	20	-29%	
2	新湊・本江線		93,018	72,119	71,930	66,196	74,535	70,827	69,283	48,031	Jan	Ψ	-48%	
3	七美・作道経由庄西線		26,697	22,658	19,390	17,781	14,437	14,182	15,385	11,926	1	Ψ	-55%	
4	塚原・作道循環線		5,271	3,957	4,049	3,122	2,288	1,884	1,896	2,471	}	Ψ	-53%	
5	新湊・越中大門駅線		21,965	22,130	24,085	25,099	24,037	25,761	24,290	25,856		₹7	+18%	
6	新湊・呉羽駅線		17,014	16,559	15,088	14,743	13,504	15,031	14,369	12,898	\frac{1}{2}	20	-24%	
7	新湊・小杉線		49,688	56,969	61,444	64,389	74,019	73,389	71,130	70,186	1	1	+41%	
8	大島・小杉経由大門線	12-2月のみ運行	725	357	378	466	505	537	605	389	L	Ψ	-46%	
9	浅井・大門経由小杉駅線	12-2月のみ運行	1,710	1,875	1,991	2,223	2,279	2,923	3,093	3,300		1	+93%	
10	櫛田・大門経由小杉駅線	12-2月のみ運行	244	339	356	509	531	646	296	805	~~~	1	+230%	
11)	小杉駅・水戸田経由大門線	12-2月のみ運行	878	977	576	816	556	723	467	346	~ ~~	Ψ	-61%	
12	小杉駅・金山線		18,855	17,281	16,438	16,814	15,506	13,794	12,862	12,299	J	Ψ	-35%	
13	小杉地区循環線		24,435	25,064	24,522	24,087	24,754	24,965	24,332	25,053	$\wedge \vee$	→	+3%	
14)	小杉駅・太閤山線		62,084	56,827	55,984	58,799	55,428	51,899	56,308	55,142	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	20	-11%	
15)	小杉駅・白石経由足洗線		11,972	12,998	12,602	12,313	11,463	13,743	13,389	12,954	~	₹7	+8%	
16	小杉駅・大江経由足洗線		15,782	15,723	14,709	13,692	13,472	15,076	13,860	13,059	>	20	-17%	
17)	海王丸パーク・ライトレール接続線	休日のみ運行	2,448	1,718	4,270	1,643	1,328	1,435	1,555	1,478	√	Ψ	-40%	
18	堀岡・片口経由小杉駅線		7,380	14,012	17,940	16,449	18,517	18,924	21,824	21,403	James .	Ŷ	+190%	
	小計(コミュニティバ	(ス)	404,132	381,250	381,111	374,818	392,587	402,245	404,389	375,770		27	-7%	
参考	デマンドタクシー		12,079	14,358	13,191	14,264	14,505	14,118	14,183	15,278	~~~	₹ V	+26%	
	合計		416,211	395,608	394,302	389,082	407,092	416,363	418,572	391,048		2	-6%	

【路線別1便当たり平均利用者数(令和元年度)】

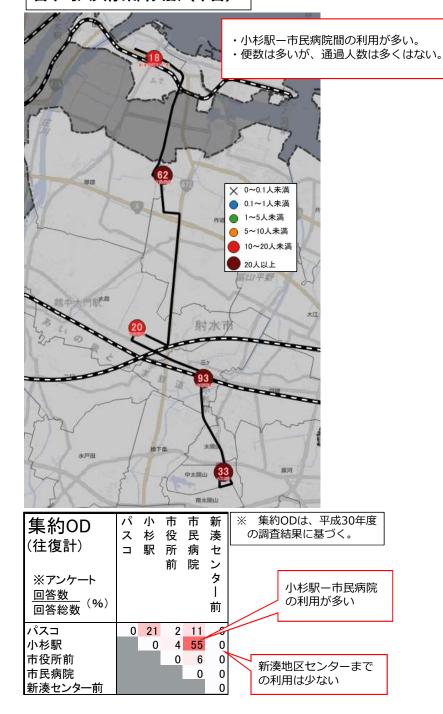


【休日】

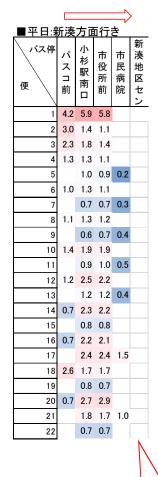


0:中央幹線

日平均バス停乗降人数(平日)



通過人数平均ヒートマップ

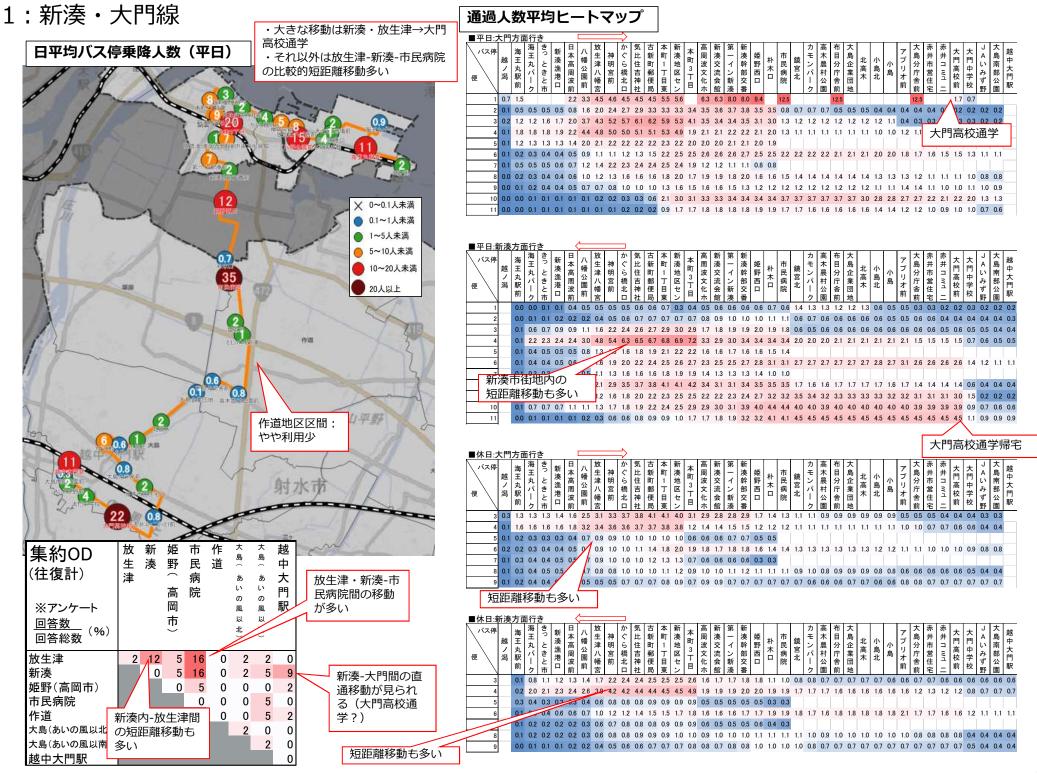


新湊までの利用

は少ない

全体的に通過人数が2人程度以下の 通過人数の便が多い

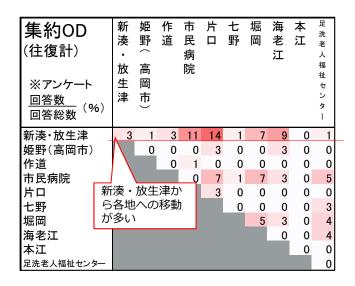
	$\langle =$				
■平日:/	パス	コ方	面征	jð	
バス停便	パスコ前	小杉駅南口	市役所前	市民病院	新湊地区セン
1		0.9	4.8	4.7	
2		0.1	2.6	2.8	
3		0.3	0.6	0.5	
4			1.9	2.1	1.1
5		0.6	1.6	1.7	
6			3.2	3.5	1.8
7		0.8	1.8	1.5	
8			2.8	2.9	1.7
9		1.5	1.4	1.3	
10			2.2	2.2	1.0
11		1.5	1.2	1.2	
12			2.6	2.6	1.6
13		1.5	1.3	1.1	
14			1.1	1.2	0.7
15		1.2	1.0	0.6	
16			1.5	1.3	
17		1.4	0.9	0.8	
18			3.7	3.8	3.2
19		2.0	0.6	0.5	
20			2.5	2.5	
21		0.3		8.0	
22			2.7	2.9	2.7

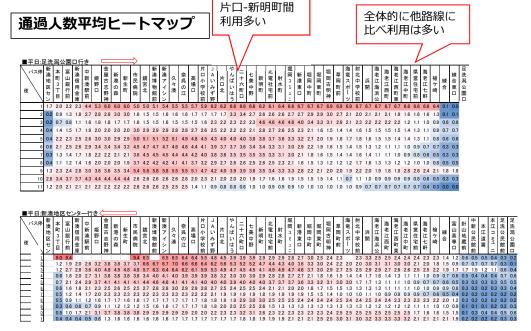


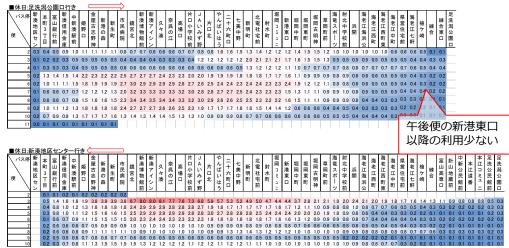
2:新湊・本江線

日平均バス停乗降人数(平日)



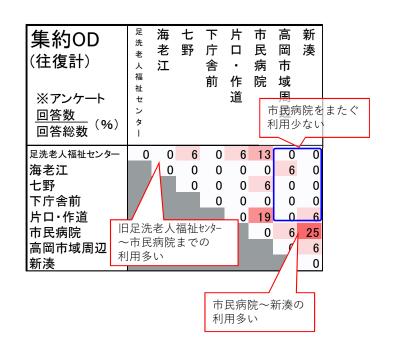






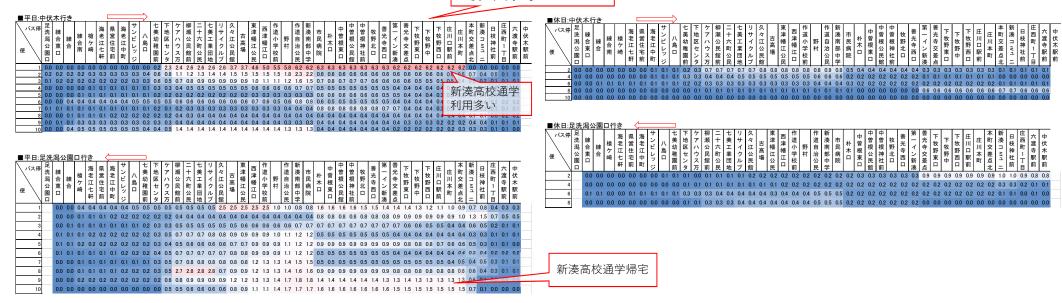
3:七美・作道経由庄西線





通過人数平均ヒートマップ

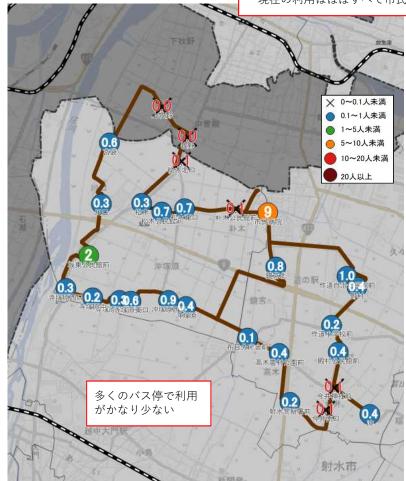
全体的に1便あたり1人未満 の便・区間が多い



4:塚原·作道循環線

日平均バス停乗降人数(平日)

- ・ほぼすべての区間で通過人数平均が1人を下回ることから、抜本的な再編が必要
- ・現在の利用はほぼすべて市民病院への移動と考えられる



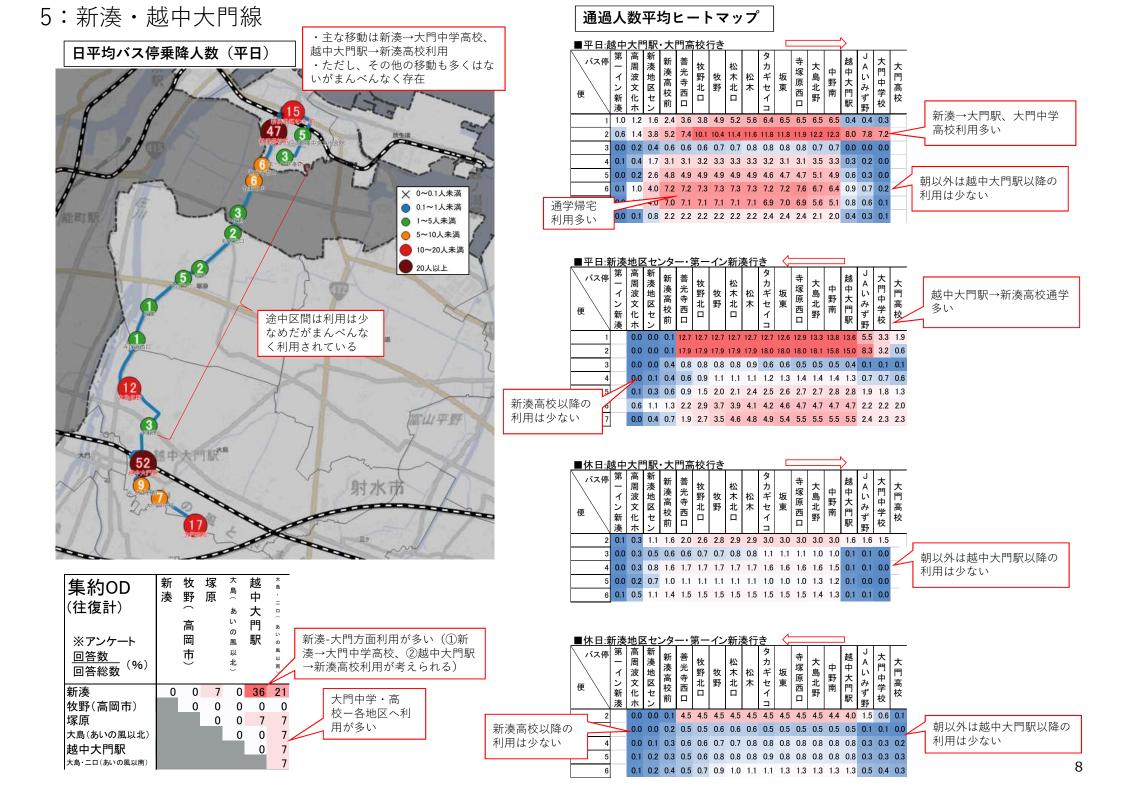
集約OD (往復計) 市 塚 作 民病院 ※アンケート 回答数 (%) 回答総数 (%) 市民病院 0 57 43 塚原 0 0 作道 0

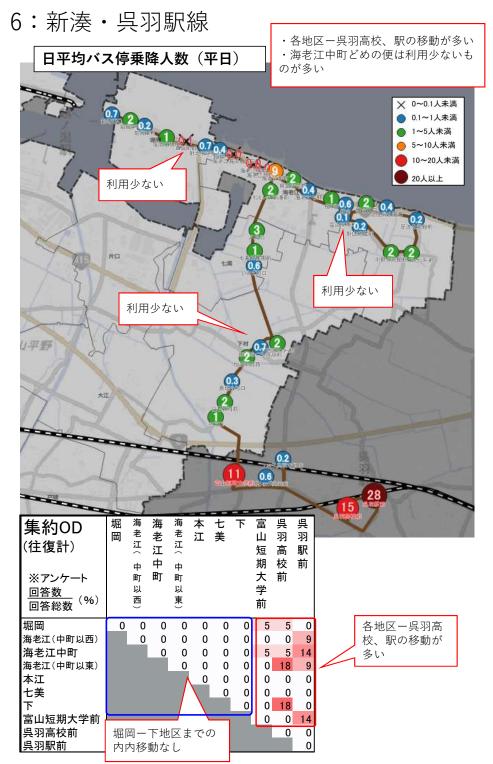
塚原、作道地区一市民 病院の利用がほとんど

通過人数平均ヒートマップ

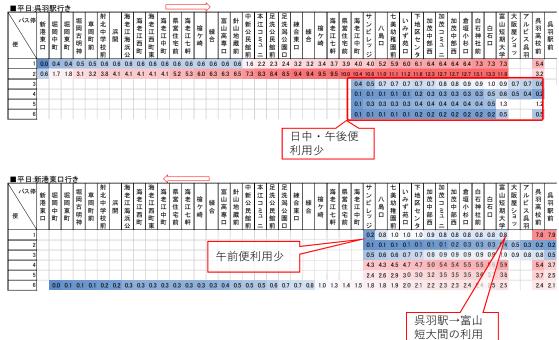
ほぼすべての区間で通過人数平均が 1人を下回る

■平日:	冢原	•作	道循	環	線					\Rightarrow																					
バス停便	市民病院	朴木公民館前	松木東口	松木公民館前	松木	松木北口	牧野	上牧野	宮袋	三口	坂東公民館前	寺塚原西口	寺塚原中	寺塚原公民館	寺塚原東口	沖塚原西口	沖塚原	鏡宮北	市民病院	作道自治公民	野村	作道小学校前	殿村公民館前	今井神社前	沖	今井南口	射水警察署前	高木農村公園	布目分庁舎前	鏡宮北	市民病院
1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	
3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	
4	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	
7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	
8	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
9	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	
10	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	
11	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
12	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	





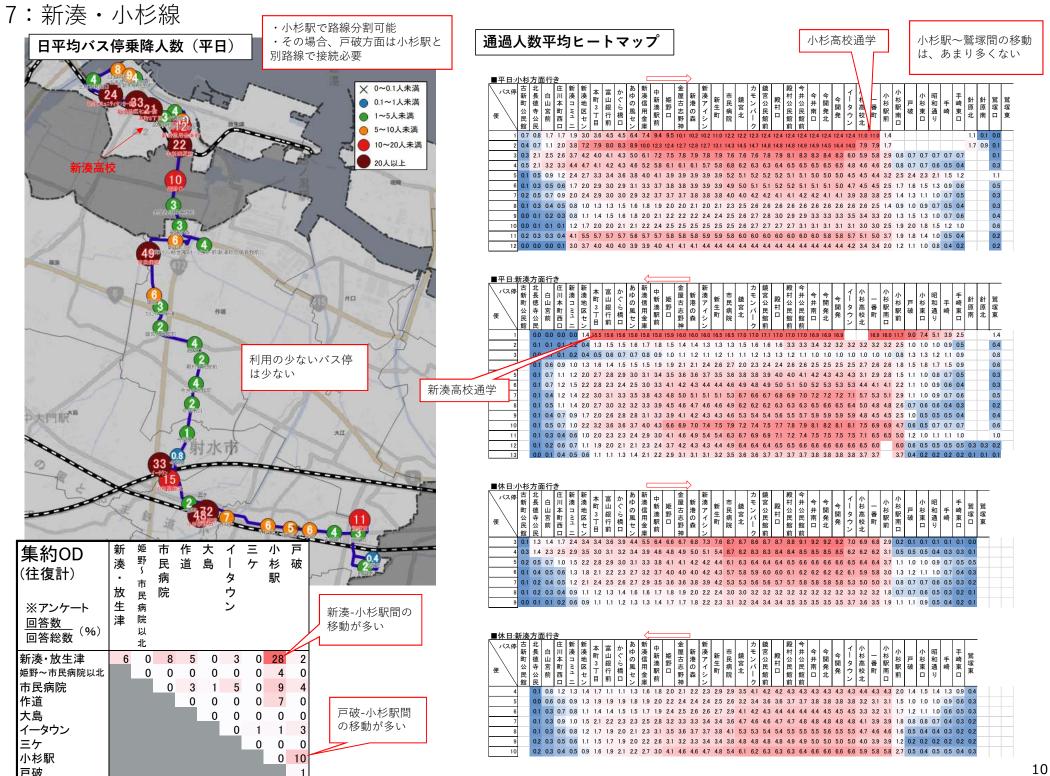
通過人数平均ヒートマップ



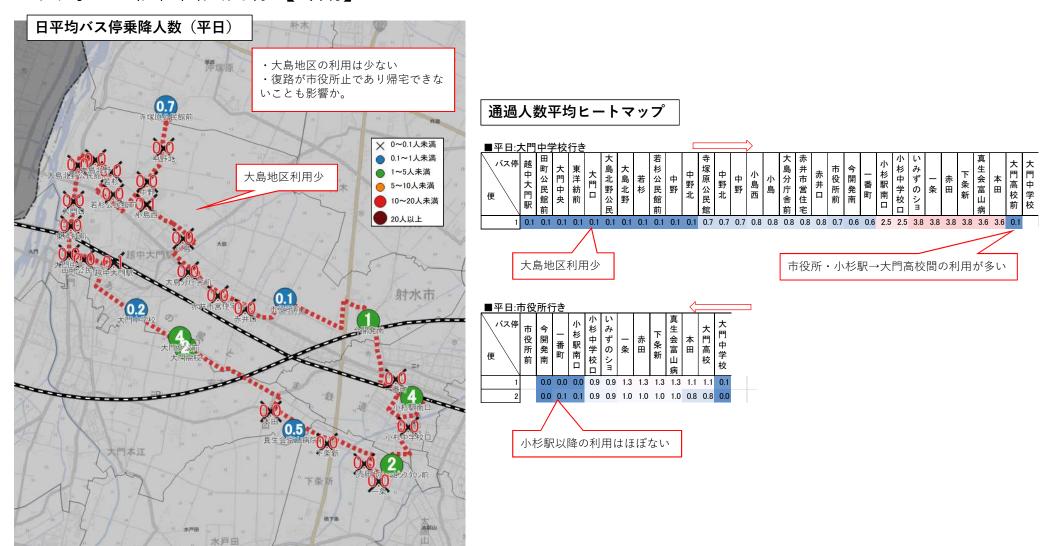


日中~昼利用 少ない

■休日:	新港	東口	1行	き							\langle																																
がス何	新港東口	堀岡中町	堀岡東町	堀岡古明神	草岡町前	射北中学校前	浜開	海老江海浜公	海老江西町	海老江西町東	海老江中町	県営住宅前	海老江七軒	槍ケ崎	練合	富山高専口	針山地蔵前	中新公民館前	本江コミュニ	足洗公民館前	足洗潟公園口	練合東口	練合	槍ケ崎	海老江七軒	県営住宅前	海老江中町	サンビレッジ	八島口	七美幼稚園前	いみず苑口	下地区センタ	西	加茂コミュニ	加茂中部西	垣小杉	白石神社前	白石口	富山短期大学	大阪屋ショッ	ルビスロ	呉羽高校前	呉羽駅前
1		0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1.4	1.4	1.4	1.4
2	2																											0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	0.3
:	3																											0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	8.0	8.0	8.0	0.7	0.6	0.5
4	1																											1.3	1.4	1.4	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0

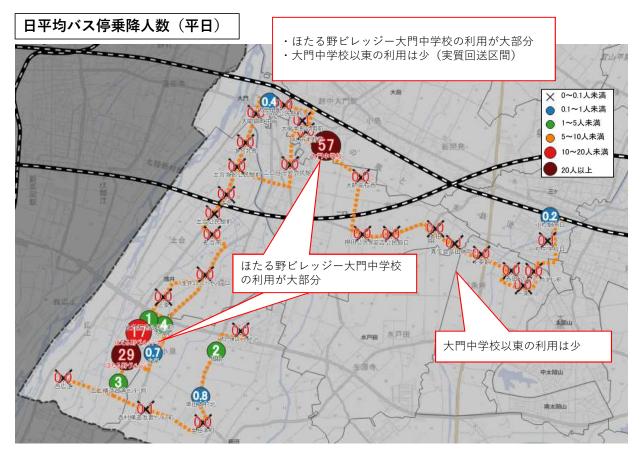


8:大島・小杉経由大門線【冬期】



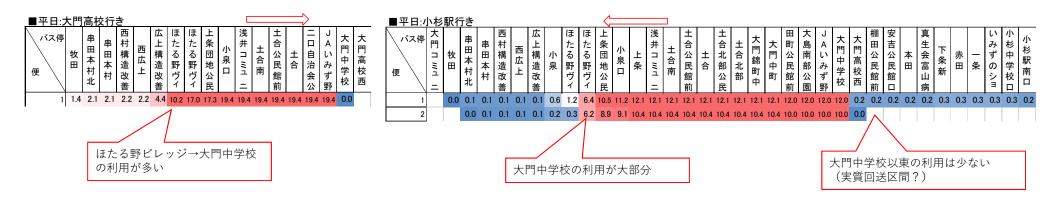
(OD調査未実施)

9:浅井・大門経由小杉線【冬期】

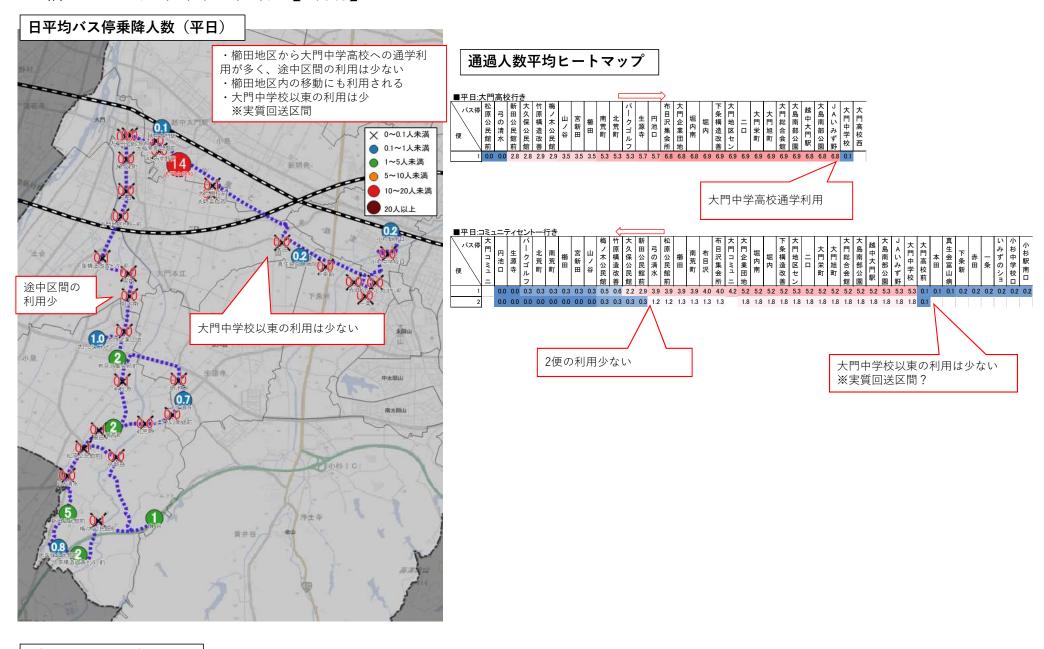


(OD調査未実施)

通過人数平均ヒートマップ



10: 櫛田・大門経由小杉線【冬期】



(OD調査未実施)

11:小杉駅・水戸田経由大門線【冬期】



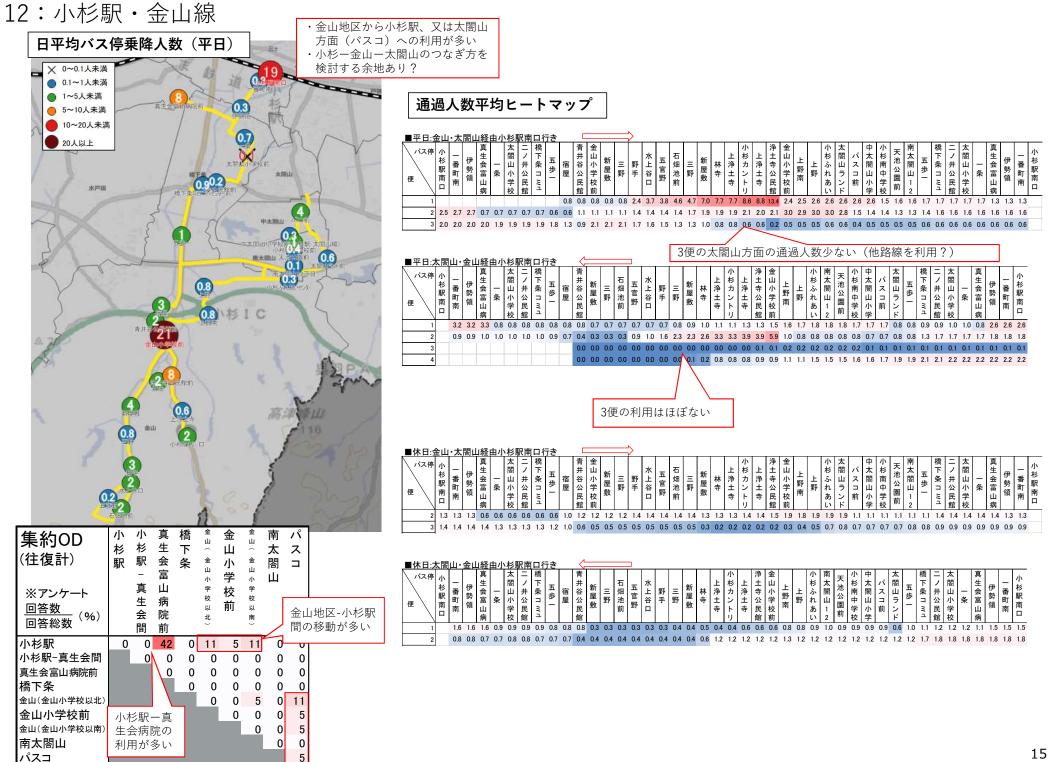
(OD調査未実施)

通過人数平均ヒートマップ

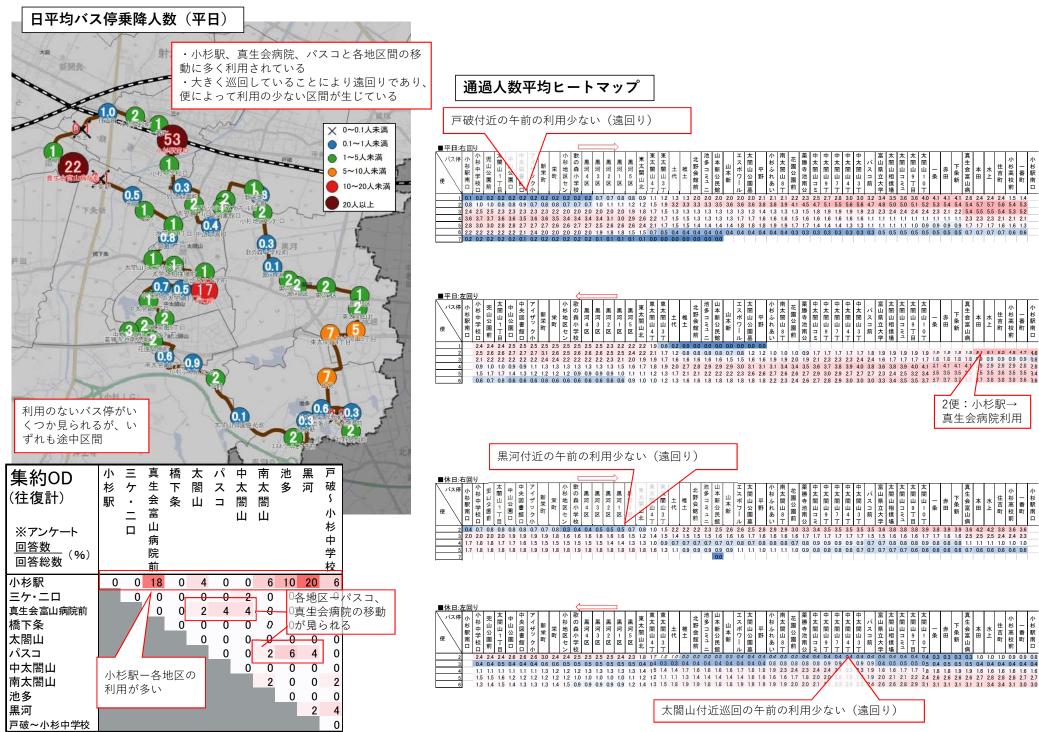


■平日:小杉駅行き 大門口ミュ いみずのショ 小杉中学校口 太閤山小学校 橋下条コミュ グリーンヒル 二ノ井公民館 滕巻公民館 | П п ш т 匠の里口 あおば台 八門小学校西 大門中学校 水戸田口 大門本江 八門高校西 開口西 橋下条 水戸田 若林 市井 中 村

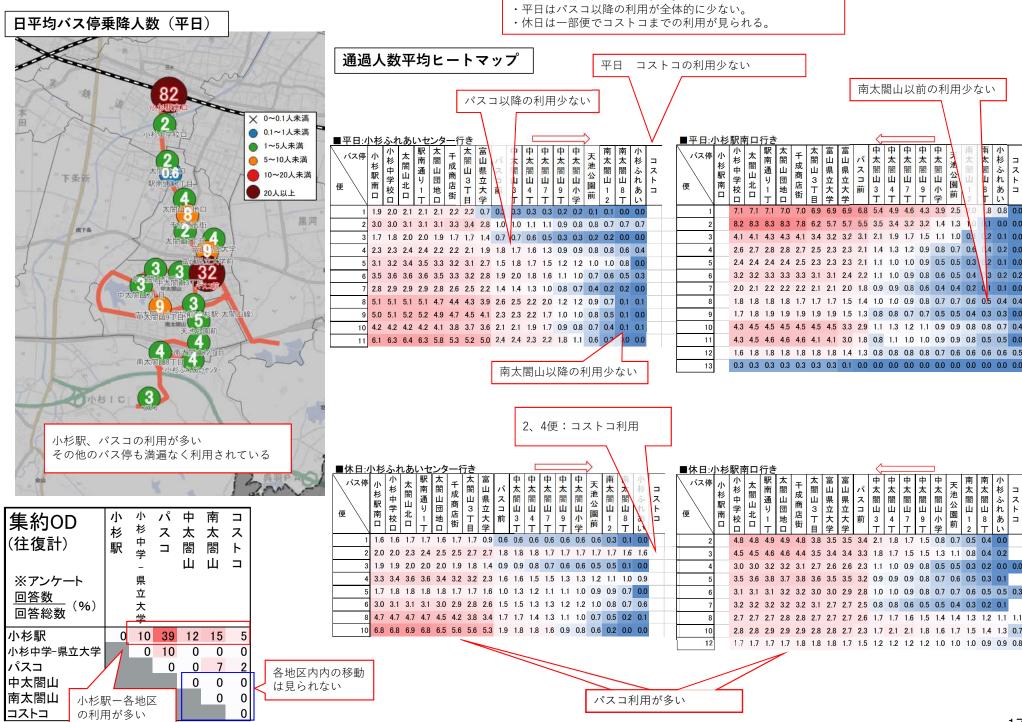
小杉駅一真生会病院利用(平均1人) (他路線代替可)



13: 小杉地区循環線



14:小杉駅・太閤山線(フレセン行き)

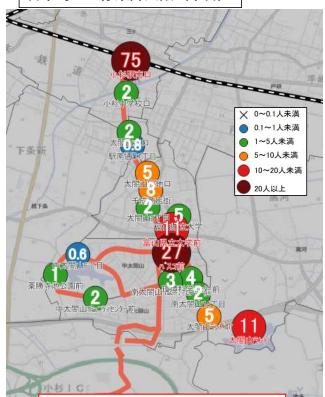


・小杉駅-各地区の利用が多い。

14:小杉駅・太閤山線(太閤山ランド行き)

- ・小杉駅ー各地区の利用が多い。
- ・平日はパスコ以降の利用は平均的には少なめだが、便によっては一定の利用あり。
- ・休日は太閤山ランドへの利用が一定見られる。

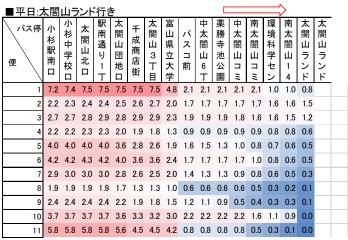
日平均バス停乗降人数(平日)



小杉駅、パスコ、県立大学、太閤山の利用が 多い その他のバス停も満遍なく利用されている

集約OD 太閤 ス太 (往復計) 閤 閤 山 山ラ ※アンケート <u>回答数</u> 回答総数 (%) 小杉駅 0 48 26 小杉中学-県立大学 パスコ 中太閤山 南太閤山 0 太閤山ランド 各地区内内の移動 小杉駅一各地区 は見られない の利用が多い

通過人数平均ヒートマップ



■平日:/	小杉	駅南	可口 :	行き							\]			
バス停 便	小杉駅南口	小杉中学校口	太閤山北口	駅南通り1丁	太閤山団地口	千成商店街	太閤山3丁目	富山県立大学	富山県立大学	パスコ前	中太閤山6丁	薬勝寺池公園	中太閤山コミ	南太閤山コミ	環境科学セン	南太閤山14	太閤山ランド	太閤山ランド
1		7.0	7.0	7.0	7.0	6.0	5.4	5.4	5.4	5.1	1.4	1.4	1.4	1.4	1.1	0.9	0.9	0.0
2		1.4	1.4	1.4	1.4	1.2	0.9	8.0	8.0	0.7	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.0
3		2.3	2.4	2.5	2.6	2.4	2.1	2.0	2.0	1.8	0.9	8.0	0.7	0.4	0.4	0.3	0.2	0.0
4		2.9	3.0	3.1	3.1	3.0	2.7	2.7	2.7	2.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.2
5		3.1	3.2	3.3	3.3	3.4	2.9	2.9	2.9	2.7	1.4	1.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
6		1.9	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.0	1.9	1.8	8.0	8.0	8.0	8.0	0.7	0.6	0.6	0.5
7		2.0	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	1.7	1.0	0.9	8.0	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4
8		3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	2.4	2.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1
9		2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.7	2.7	2.4	2.2	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0
10		3.0	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0	2.1	1.8	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2
11		4.1	4.7	4.7	4.7	4.7	4.6	4.6	2.9	2.4	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	8.0	0.6
12		2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	1.4	1.1	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	8.0	8.0	0.3

パスコ以降の利用は平均的には少 なめだが、便によっては一定の利 用あり

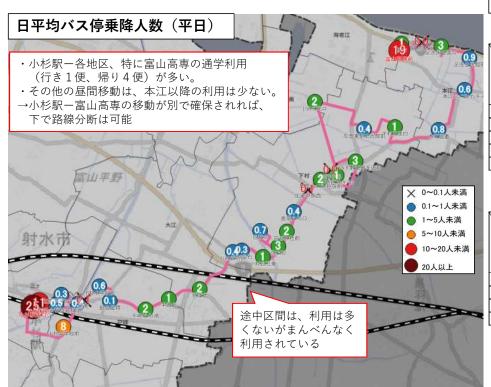
■休日:7	た 闇	山ラ	ランド	行き	5										>			
バス停便	小杉駅南口	小杉中学校口	太閤山北口	駅南通り1丁	太閤山団地口	千成商店街	太閤山3丁目	富山県立大学	パスコ前	中太閤山6丁	薬勝寺池公園	中太閤山コミ	南太閤山コミ	環境科学セン	南太閤山14	太閤山ランド	太閤山ランド	
2	2.9	2.9	2.9	2.9	3.0	2.9	3.0	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.2		
3	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0	3.1	3.1	2.8	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0		
4	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
5	3.5	3.6	3.6	3.6	3.5	3.4	3.3	2.7	2.2	2.1	2.0	1.8	1.6	1.5	1.5	1.4		
6	0.8	0.8	0.8	8.0	8.0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6		
7	3.3	3.3	3.3	3.2	3.1	2.9	3.0	2.6	1.6	1.5	1.4	1.2	1.1	1.0	1.0	0.8		
8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1		
9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.8	2.4	2.3	2.2	1.0	0.9	0.9	0.6	0.5	0.3	0.2	0.1		
10	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1		

3便が太閤山ランドまでの 利用多い

■休日:/.	小杉	駅南	可口	行き							¢				-			
バス停便	小杉駅南口	小杉中学校口	太閤山北口	駅南通り1丁	太閤山団地口	千成商店街	太閤山3丁目	富山県立大学	富山県立大学	パスコ前	中太閤山6丁	薬勝寺池公園	中太閤山コミ	南太閤山コミ	環境科学セン	南太閤山14	太閤山ランド	太閤山ランド
3		3.4	3.4	3.5	3.5	3.3	3.1	2.8	2.8	2.6	1.6	1.3	1.3	1.1	0.5	0.3	0.2	0.0
4		0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5		1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	1.7	1.7	1.7	1.6	0.9	8.0	8.0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5
6		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
7		2.3	2.3	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.1	1.5	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1
8		1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9
9		3.7	3.7	3.8	3.7	3.9	3.9	3.8	3.7	3.5	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4
10		4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.2	3.3	3.0	2.8	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	1.8
11		1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9
12		0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5

9,10便が太閤山ランドまで の利用多い

15:小杉駅·白石経由足洗線



通過人数平均ヒートマップ

1便:小杉駅→富山高専への 通学利用多い

ı	■平日:	足洗	潟仏	康	口行	iŧ									_	>															Ì			
	バス停便	小杉駅南口	小杉中学校前	小杉駅前	小杉社会福祉	生涯学習セン	新町	荒町	小杉小学校前	鍛冶屋橋	手崎(小杉焼	手崎北	鷲塚北	小杉白石西	小杉白石	小杉白石東	白城台	白石口	白石神社前	倉垣小杉口	加茂中部西	加茂口ミュニ	下地区センタ	JAいみず野	いみず苑口	加茂東部公民	下村三箇口	本江道番	本江コミュニ	足洗公民館前	足洗潟公園口	練合東口	練合	富山高専前
1	1	11.6		13.7	13.7	13.7	13.7	13.7	13.8	13.8	14.8	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9		14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	15.0	14.1	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	13.0	
ı	2	1.6		1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.7	1.5	1.5	1.5	1.3		1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3				
ı	3	3.1		3.8	3.8	3.8	3.8	3.7	3.7	3.6	3.5	3.3	3.1	3.1	3.1	2.9	2.5	2.1	1.9	1.9	1.9	1.8	1.6	1.4	1.0	1.0	0.9	0.7	0.5	0.4				
	4	1.4	2.9	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.1	3.0	2.8	2.8	2.7	2.5		1.8	1.7	1.6	1.5	1.3	1.2	8.0	8.0	0.8	0.6	0.2	0.2	0.1				
H	5	1.2	1.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0		1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.6	1.4	1.4	1.4	1.1	1.0	1.0	0.9				

Į	■平日:/	小杉	駅行	jŧ								\				_																		
	バス停便	小杉駅南口	小杉中学校前	小杉駅前	小杉社会福祉	生涯学習セン	新町	荒町	小杉小学校前	鍛冶屋橋	手崎(小杉焼	手崎北	鷲塚北	小杉白石西	小杉白石	小杉白石東	白城台	白石口	白石神社前	倉垣小杉口	加茂中部	加茂口ミュニ	下地区センタ	JAいみず野	いみず苑口	加茂東部公民	下村三箇口	本江道番	本江コミュニ	足洗公民館前	足洗潟公園口	練合東口	練合	富山高専前
	1		0.0	6.1	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.1	5.5	5.4	5.3		5.3	5.0	3.9	3.7	3.6	2.4	1.9	0.5	0.5	0.5	0.1	0.1	0.1	0.0			
	2			1.9	3.5	3.8	4.0	4.1	4.1	4.1	4.1	3.9	3.7	3.4	3.3	3.2		2.7	2.2	1.9	1.9	1.9	1.7	1.7	1.4	1.2	1.1	1.1	0.9	8.0	0.6			
	3			1.6	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.0	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.4	2.3	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.4	1.4	1.4
	4			2.3	5.6	5.6	5.6	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.6	5.6	5.6		5.6	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.4	5.4	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.7	4.7	4.6	4.6

4 便:富山高専→小杉駅へ の通学帰宅利用多い

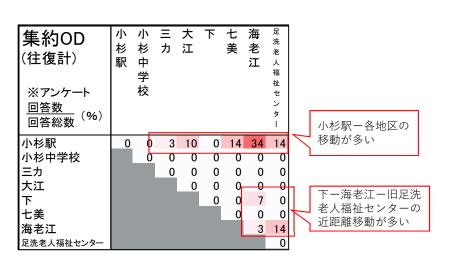
集約OD (往復計) ※アンケート 回答数 回答総数 (%)	小杉駅	小杉中学校	戸破	下	本江	足洗老人福祉センター	海老江	富山高専	
小杉駅 小杉中学校 戸破 下 本江 足洗老人福祉センター 海老江 富山高専			0 0 5 間の利 見られ		15 0 0 5 0	10 0 0 10 0	0 0 0 0 0 0	30 0 0 0 0 0	小杉駅一各地区 (特に富山高専) の移動が多い

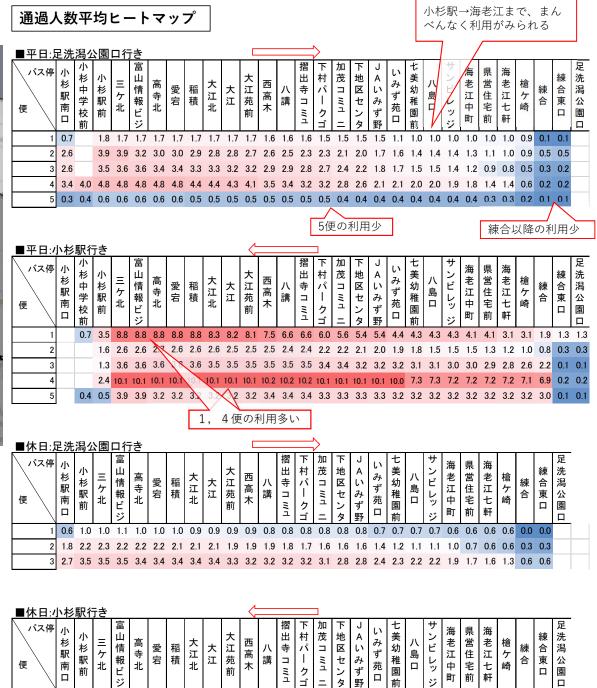
_■休日:	足洗	潟ケ	園	口行	iŧ										>																		
バス停便	小杉駅南口	小杉駅前	小杉社会福祉	生涯学習セン	新町	荒町	小杉小学校前	鍛冶屋橋	手崎(小杉焼	手崎北	鷲塚北	小杉白石西	小杉白石	小杉白石東	白城台	白石口	白石神社前	倉垣 小杉口	西茂中部西	一 ドミコミ	な	JAいみず野	いみず苑口	加茂東部公民	下村三箇口	本江道番	本江口 // コ	足洗公民館前	足洗潟公園口	練合東口	練合	富山高専前	
1	1.1	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3		2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8		
2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1	0.8	8.0	0.8	0.6		0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2					
3	2.2	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.2	1.9	1.7	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6					

	休日:/	小杉	駅彳	うき								¢-				3																		
便	バス停	小杉駅南口	小杉駅前	小杉社会福祉	生涯学習セン	新町	荒町	小杉小学校前	鍛冶屋橋	手崎(小杉焼	手崎北	鷲塚北	小杉白石西	小杉白石	小杉白石東	白城台	白石口	白石神社前	倉垣小杉口	加茂中部	加茂コミュニ	下地区センタ	JAいみず野	いみず苑口	加茂東部公民	下村三箇口	本江道番	本닜 디 /// 디	足洗公民館前	足洗潟公園口	練合東口	練合	富山高専前	
	2		2.1	3.9	3.9	4.0	4.0	4.0	4.1	4.0	3.8	3.7	3.2	3.0	3.0		2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	1.9	1.8				
	3		1.2	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.4	1.4	1.3	
	4		0.4	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	8.0		0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.2	

16:小杉駅·大江経由足洗線







3.2 5.2 5.2 5.2 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 4.8 4.8 4.8 4.8 4.7 4.5 4.5 4.1 3.5 3.4 3.3 3.2 3.1 2.8 2.4 0.6 0.6

1.9

1.2 2.4 2.4 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.4 2.4 2.4 2.4 2.4 2.3 2.3 2.3 2.1 2.0 1.9

17:海王丸パーク・ライトレール接続線

日平均バス停乗降人数(休日)



集約OD (往復計) ※アンケート 回答数 回答総数 (%)	岩瀬浜駅	足洗老人福祉センター	海老江	堀岡	放生津
岩瀬浜駅	0	0	0	0	100
足洗老人福祉センター		0	0	0	0
海老江			0	0	0
堀岡				0	0
放生津					0

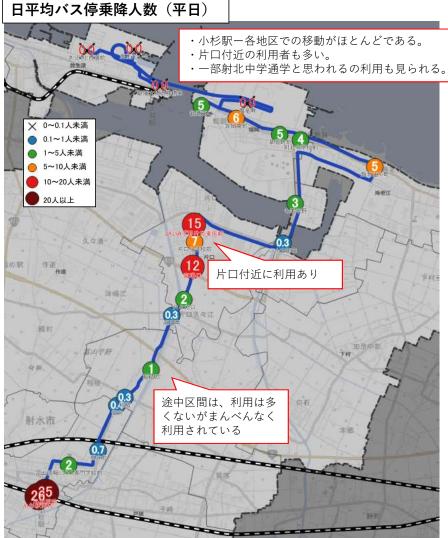
通過人数平均ヒートマップ

■休日:新	盺湊	行き	-												>						
バス停便	岩瀬浜駅	足洗潟公園口	練合東口	練合	槍ケ崎	海老江七軒	県営住宅前	海老江中町	海老江西町東	海老江西町	海老江海浜公	浜開	射北中学校前	草岡町前	堀岡古明神	堀岡東町	堀岡中町	新港東口	きっ ときと市	海王丸パーク	新湊大橋西桟
1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.0	0.7	0.4	
2	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.3	0.5	0.2	
3	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	8.0	0.4	0.3	
4	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	8.0	8.0	8.0	0.6	0.4	0.3	

■休日:ホ	さり はいまい はい	浜馴	尺行:	き					\]								
バス停便		足洗潟公園口	練合東口	練合	槍ケ崎	海老江七軒	県営住宅前	海老江中町	海老江西町東	海老江西町	海老江海浜公	浜開	射北中学校前	草岡町前	堀岡古明神	堀岡東町	堀岡中町	新港東口	きっ ときと市	海王丸パーク	新湊大橋西桟
1		1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	0.8	0.7	0.3
2		1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	0.9	0.6	0.3
3		1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.3	8.0	0.4
4		1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	8.0	0.6	0.3

往路、復路ともに各便1~2人 程度、岩瀬浜駅から放生津方面 への移動に使われている。

18:堀岡·片口経由小杉駅線





通過人数平均ヒートマップ

堀岡→小杉駅まで通過人数多い 第2便 片口方面から先で特に多くなる



■平日:は	平日:堀岡・片口方面行																				
	利 港 東	岡東	岡町		中	美 中	六町	Aいみず	口小学校	場	々 江	高場南		稲積	愛宕		山情報ビ	杉駅	杉駅南		
1		0.0	0.0	0.0	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	0.9	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1		
2		0.0	0.0	0.1	0.2	0.4	8.0	0.9	1.0	1.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.4		
4		0.1	1.3	1.5	1.8	2.0	2.0	2.1	3.2	3.7	4.3	4.4	4.4	4.9	5.0	5.0	5.0	4.9	3.8		
6		0.7	1.2	1.9	2.2	3.2	3.4	3.5	5.4	6.0	6.9	7.3	7.3	7.3	7.4	7.5	7.5	7.1	4.5		丆
7		0.8	1.2	1.5	1.7	2.3	2.5	2.5	4.4	5.2	6.4	6.5	6.5	6.5	6.6	6.6	6.7	6.6	4.6	\sim	\neg
8		0.3	0.4	0.8	0.9	1.3	1.6	1.6	3.9	4.7	6.2	6.3	6.3	6.3	6.4	6.4	6.4	6.4	4.4		

小杉駅→片口方面まで 通過人数多い

■休日:/	小杉	駅行	き												>									
バス停便	新湊大橋西桟	海王丸パーク	もっ ときと市	海竜町	新港東口	堀岡東町	草岡町前	射北中学校前	海老江中町	七美中野	二十六亩口	JAいみず野	片口小学校前	高場口	久々江口	高場南	稲積口	稲積	愛宕	高寺北	富山情報ビジ	小杉駅前	小杉駅南口	J
4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	3.1	3.5	4.4	5.4	5.7	5.8	10.3	11.3	11.9	12.0	12.0	12.2	12.3	12.3	12.6	12.3	5.6		É
5	0.1	0.5	1.3	1.3	1.5	1.6	1.8	2.1	2.3	2.4	2.5	4.0	4.3	4.7	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.7	2.0		L
6	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.5	0.7	0.8	0.8	1.6	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	8.0		
7	0.1	0.2	0.2	0.2	0.4	0.4	0.4	0.6	0.7	0.8	0.8	1.3	1.4	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	0.3		

きっときと 射北中学校 二十六町口 堀 草岡東 町 七美中野 新港東 ۱۱ ۱۱ 久々江口 老江 高場 積口 海竜町 高場口 杉駅南口 稲積 出情報ビ 愛宕 小 寺北 み ず 校 中町 前 0.1 0.4 1.0 1.1 1.1 1.2 1.4 1.5 1.6 1.7 1.7 2.1 2.2 2.3 2.3 2.4 2.4 2.4 2.4 2.4 2.3 1.6 0.0 0.1 0.3 0.3 0.4 1.1 1.3 1.7 1.9 2.0 2.0 2.7 2.9 3.1 3.1 3.2 3.3 3.3 3.3 3.4 3.3 2.4 **0.1 0.2 0.5 0.5 0.9 1.3 1.5 1.6 1.8 1.9 1.9 2.9 3.3 3.7 3.7 3.8 3.8 3.8 3.8 3.8 3.7 2.7** 0.4 0.5 0.7 1.3 2.4 2.7 2.8 5.2 5.6 6.3 6.3 6.3 6.4 6.4 6.4 6.5 6.3 4.3 0.7 0.9 1.2 1.7 3.5 3.7 3.9 6.8 7.4 8.5 8.7 8.7 8.7 8.8 8.8 8.8 8.4 5.7

6, 7便は利用が多い

4便は利用が多い

22

福祉保健部 地域福祉課 資料 1 3月定例会 民生病院常任委員会 令和 3 年 3 月 1 1 日

第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画(案) について

- 1 第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画(素案)に関するパブリック・コメントの実施結果について
- (1) 実施期間

令和2年12月18日(金)から令和3年1月18日(月)まで

(2)閲覧を行った書類

第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画(素案)

- (3)書類の閲覧場所等
 - ア 射水市ホームページ
 - イ 窓口等での閲覧(市地域福祉課、各地区センター及び中央図書館)
- (4)寄せられた意見等

ア 意見等の提出者数 6名

イ 意見の件数 7件

(5)意見等の概要・意見等に対する考え方

	116 66	÷ = **	÷ = ** - \	<i>,,</i>
	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
1	第1章 計画の策定に当たって 4 計画の新たな視点 (3)感染症等に対応した 新たな地域福祉活動(P5)	子どもや障がい者のいる家族の中で新型コロナウイルス感染者が出た場合、保護施設の充実等、対応策が必要ではないか。	既存のサービス提供体制に 支障が出ないようサービス事業所等を支援していくととも に、新型コロナウイルス感染症が検討してまいります。 新型コロナウイルス感染本部型コロナウルス感染症 が、動型コロナウルス感染症 が、対策にしてまいります。 が関連に対応はないのが、 が、感染者やそのない はにない、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	無
2	第4章 施策の展開 基本目標1「ともに支え合う人づくり」 1 地域福祉活動の担い手の育成・確保(P48) 基本目標2「安心して暮らせる地域づくり」 1 住民主体の活動環境の整備(P54)	地域住民の交流の場を つくってはどうか。 公園には遊具だけでな く、ベンチがあれば、大 人が集い、交流や関わり ができるのではないか。	地域支え合いネットワーク 事業を推進し、地域住民の交 流の拡充や居場所の確保に取 り組みます。 地域住民の交流が活発にな るよう、活動拠点となる公共 施設の利用を促進します。	無

3	第4章 施策の展開 基本目標2「安心して暮らせる地域づくり」 1 住民主体の活動環境の整備(P54) 基本目標3「自分らしく生活できる仕組みづくり」 5 福祉分野以外との連携(P77)	高齢者が気軽に集えた り、テイクアウトできる ような飲食店を充実させ てはどうか。 その周知のため誰にで もわかりやすいマップや ポスターを作成してはど うか。	商業と福祉の連携は、集いの場の確保、就労や生きがいの場の創出にもつながることから、連携を推進していきます。 地域支え合いネットワーク事業における資源マップ(地域にある施設や店舗の地図)の作成を支援します。	無
4	第4章 施策の展開 基本目標2「安心して暮らせる地域づくり」 3 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進(P64) 基本目標3「自分らしく生活できる仕組みづくり」 5 福祉分野以外との連携(P77)	富山県は車社会であるから、広い道が増えた方がいい。	高齢者や障がい者に配慮 し、道路においてもバリアフ リー・ユニバーサルデザイン を推進していきます。 高齢者等が外出しやすくな るように、公共交通の利用を 促進していくほか、移動手段 の支援にも取り組みます。	無
5	第4章 施策の展開 基本目標2「安心して暮らせる地域づくり」 4 災害時の支援体制の整備(P65)	災害発生時の対処方法 を知っておかないと危険 ではないか。	高齢者や障がい者等、災害 発生時に特に支援を必要とす る人の避難支援のための避難 行動要支援者支援制度を推進 するなど、災害の備えに対す る意識の向上や環境の整備・ 拡充に取り組みます。	無
6	第4章 施策の展開 基本目標3「自分らしく生 活できる仕組みづくり」 1 包括的な相談支援体制 の構築(P68)	良いことだが、住民に わかりやすい説明が必要 ではないか。	包括的な相談支援体制を構築し、周知に当たっては、市 民への丁寧でわかりやすい説 明を行っていきます。	無
7	第4章 施策の展開 基本目標3「自分らしく生 活できる仕組みづくり」 5 福祉分野以外との連携 (P77)	公共交通の料金を下げると、高齢者等が外出し やすくなるのではない か。	高齢者等が外出しやすくなるように、公共交通の利用を促進していくほか、移動手段の支援にも取り組みます。	無

2 第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画(案) 別添 計画の愛称:「いみず地域共生プラン」

いみず地域共生プラン

第 2 次射水市地域福祉計画 第 3 次射水市地域福祉活動計画 射水市成年後見制度利用促進基本計画 射水市再犯防止推進計画

令和3年度~令和12年度

(案)



令和3年3月

射水市

射水市社会福祉協議会

はじめに(市長挨拶)

あいさつ(市社会福祉協議会会長)

目 次

第1章 計画の策定に当たって・・1	第3章 計画の基本的な考え方・・45
1 地域福祉計画とは・・・・・・・1	1 基本理念・・・・・・・・ 45
2 地域福祉活動計画とは・・・・・・2	2 基本目標・・・・・・・・ 46
3 計画策定の背景・・・・・・・ 3	3 計画の体系・・・・・・・・・47
4 計画の新たな視点・・・・・・・4	
(1) 社会福祉法の改正による 盛り込むべき事項・・・・・・・・4	第4章 施策の展開・・・・・・48
(2)自助・互助・共助・公助について・・4	基本目標 1
(3)感染症等に対応した新たな	「ともに支え合う人づくり」・・・・・48
地域福祉活動・・・・・・・・5	基本目標 2
(4) Society5.0 の実現に向けたテシタル・	「安心して暮らせる地域づくり」・・・・54
トランスフォーメーションの推進について・・・・5	
(5)SDGsの達成に向けて・・・・・6	基本目標3
5 計画の位置付け・・・・・・・・7	「自分らしく生活できる仕組みづくり」・・68
6 計画の期間・・・・・・・・・ 11	
7 計画策定の手法・・・・・・・・11	第 5 章 計画の推進体制と進行管理・評価・・81
	1 推進体制・・・・・・・・ 81
第2章 市の現況と課題・・・・12	
第2章 100%加C旅遊・・・・12	2 計画の公表と周知・・・・・・82
1 人口等の現況・・・・・・・・ 12	3 計画に係る指標・・・・・・・ 83
(1)人口・世帯数の状況・・・・・・12	4 計画の評価と見直し・・・・・・ 83
(2)高齢者に関する状況・・・・・・13	
(3)障がい者に関する状況・・・・・15	資料編・・・・・・・・・84
(4)児童に関する状況・・・・・・18	4 制高統令の収息
(5)生活保護に関する状況・・・・・・20	1 計画策定の経過・・・・・・・ 84
(6)権利擁護に関する状況・・・・・21	2 射水市地域福祉計画等策定委員会
(7)再犯防止に関する状況・・・・・・22	設置要綱・・・・・・・・・・85
(8)避難行動要支援者支援制度に	3 射水市地域福祉計画等策定委員会
関する状況・・・・・・・・23	委員名簿・・・・・・・・・86
2 福祉に関する市民等の意識・・・・・24	
	4 用語集・・・・・・・・・・ 87
(1)地域福祉アンケート調査結果	4 用語集・・・・・・・・・・ 87
からみる課題・・・・・・・24	4 用語集・・・・・・・・・ 87
	4 用語集・・・・・・・・・・ 87

第1章 計画の策定に当たって

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な生活の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備し、地域福祉を推進するための計画です。

この計画は、地域住民や団体・組織など、みんながつながり支え合うことで、子どもから 高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別などに関わらず、誰もが住み慣れた家庭や地域の中 で自分らしく生きがいを持ち、安心した生活を送ることができる社会を目指すものです。

社会福祉法第107条(抜粋)

(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらか じめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよ う努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及 び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福 祉計画を変更するものとする。

2 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、市町村社会福祉協議会と地域住民や社会福祉に関する活動を行う 個人、団体、社会福祉を目的とした事業者、行政等が協力し、福祉のまちづくりを進めるた めの民間の活動及び行動の計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第 109 条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた市町村社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

社会福祉法(第109条第1項)

(市町村社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3 計画策定の背景

近年、少子高齢化や少人数世帯の増加、家族機能の脆弱化などにより、高齢の親と 50 代のひきこもり状態の子が同居している中で起こる「8050問題」や、親の介護と育児が同じ時期に重なる「ダブルケア」といった、複雑化・複合化した課題を抱える世帯が見られるなど、家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。

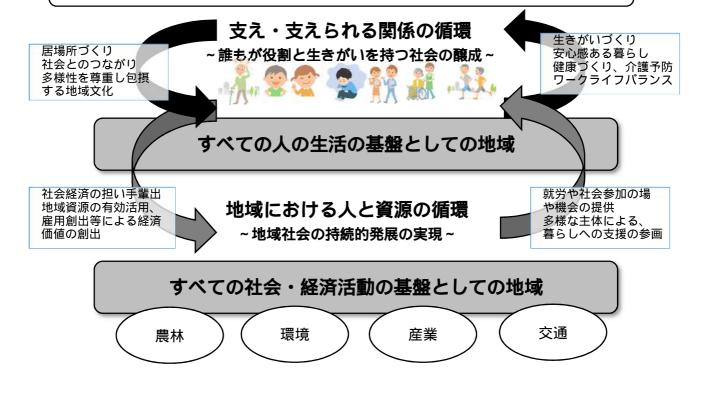
また、人口の減少、非正規雇用の拡大、コミュニティ機能の低下など、社会構造の変化を背景として地域における結び付きが弱まり、社会的孤立や生活困窮 者の増加など、課題が深刻化しているケースが見られます。

このような中、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく暮らしていくことができるよう、地域住民が支え合い、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

~地域共生社会とは~

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



4 計画の新たな視点

(1)社会福祉法の改正による盛り込むべき事項

平成 29 年の社会福祉法の改正により、各自治体が策定する地域福祉計画について、福祉 関連個別計画の上位計画に位置付けるとともに、福祉関連計画の各分野における共通事項 を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や福祉関係者が地域生活課題を把握し、 関係機関との連携等により課題解決を目指すという「地域福祉の方法」が明記されるととも に、地域福祉計画に盛り込むべき事項として、次の5つが示されました。

地域福祉計画に盛り込むべき5事項

地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項

地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2)自助・互助・共助・公助について

自助・互助・共助・公助の意味

自助	住み慣れた地域で暮らすため、自分たちの日常生活における 課題は、自発的に解決すること
互助	地域で暮らす人たちが隣近所や地域のつながりで助け合い、 支え合い、課題を解決すること
共助	健康保険や年金、介護保険などの社会保障制度等の制度で支 え合うこと
公助	自助、互助、共助で解決することのできない課題に対して、 行政サービスが対応すること

地域共生社会の実現には、自助・互助・共助・公助をバランス良く組み合わせることが重要です。

しかし、共助を担ってきた社会保険、公助を担ってきた公的福祉が人口減少や少子高齢 化等の影響を受けて負担が大きくなっています。

将来にわたり効果的な社会保障制度を維持するためには、自助・互助・共助・公助全体のより適切な在り方の再構築が必要です。

今後、福祉課題・生活課題の内容を地域の実情に合った形でこの4つが適切に機能するよう、地域住民をはじめ、関係する団体・組織等の連携・協働を一層強化することで、地域 共生社会の実現を目指していきます。

(3)感染症等に対応した新たな地域福祉活動

新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛や活動制限は、市民の交流や見守り活動、 生きがいづくり等を目的に実施されてきた地域福祉活動にも縮小や休止などの影響を及ぼ しています。

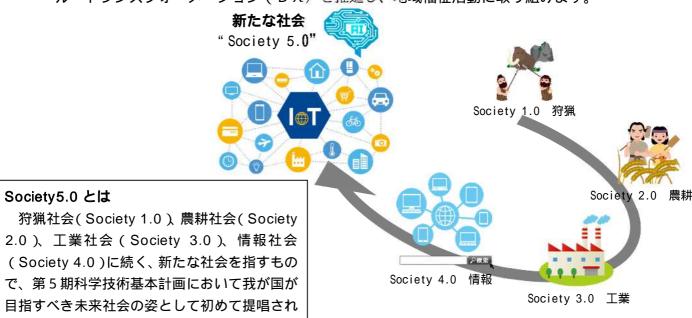
また、多くの経済活動の停止に伴い、減収や失業による生活困窮で支援を必要とする人も増えています。

今後、市民が新しい生活様式を継続していくことに併せて、新型インフルエンザ等感染症 との共存に対応した新たな地域福祉活動の取組を推進していきます。

(4) Society5.0の実現に向けたデジタル・トランスフォーメーション の推進について

我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された Society 5.0 で実現する社会は、Io T (Internet of Things) や人工知能 (AI) といった新しい技術を導入することで、社会構造の変化等がもたらす様々な課題を解決し、誰もが自分らしく安心して暮らせるものです。

本市においても、Society5.0を実現するため、新たな技術等を積極的に活用したデジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進し、地域福祉活動に取り組みます。



ました。

(5) SDGsの達成に向けて

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27年の国連サミットで採択された持続可能でより良い世界を目指す国際目標のことで、17の目標で構成されています。

SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点は、地域福祉計画とも共通するものであることから、本計画ではSDGsの理念を取り入れ、計画を推進していきます。

17の目標のうち、地域福祉と特に関連が大きい以下の目標達成のために各種事業を推進し、持続可能な地域と福祉の仕組みをつくっていくことを目指します。

- 「1 貧困をなくそう」
- 「2 飢餓をゼロに」
- 「3 すべての人に健康と福祉を」
- 「5 ジェンダー 平等を実現しよう」
- 「10 人や国の不平等をなくそう」
- 「11 住み続けられるまちづくりを」
- 「17 パートナーシップで目標を達成しよう」

SUSTAINABLE GOALS



【SDGsの17の目標】

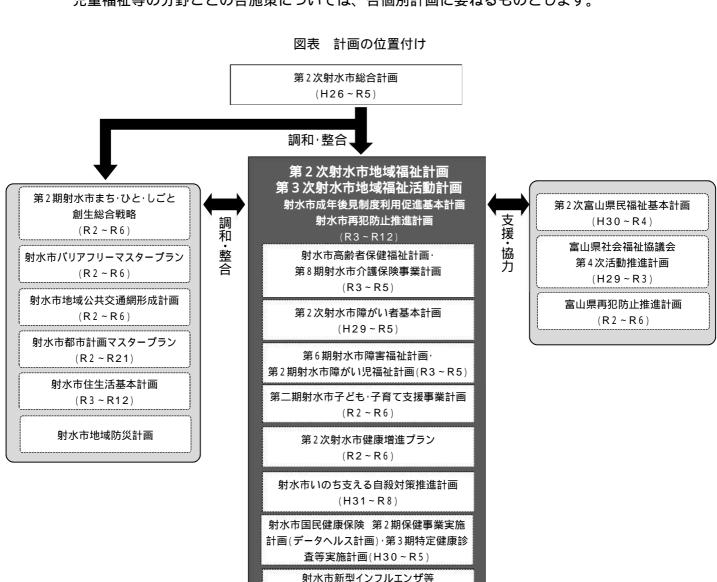
5 計画の位置付け

「射水市地域福祉計画」と「射水市地域福祉活動計画」の2つの計画は、基本理念や目標を共有するなど、いわば「車の両輪」であることから、計画の策定に当たり、よりわかりやすく実効性のあるものとするため、一体的に策定しました。

本計画は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など福祉分野別計画の最上位計画として 位置付けられています。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律(第14条第1項)に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律(第8条)に基づく「地方再犯防止推進計画」も包含しており、地域福祉や関連する分野の取組と連動させて、推進していきます。

なお、既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、その重なる部分について、「該当する計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができる」とされていることから、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の分野ごとの各施策については、各個別計画に委ねるものとします。



対策行動計画

関連法抜粋

成年後見制度の利用の促進に関する法律(第14条第1項)

(市町村の講ずる措置)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律(第8条)

(地方再犯防止計画)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、 これを公表するよう努めなければならない。

福祉分野別計画の概要

射水市高齢者保健福祉計画 第 8 期射水市介護保険事業計画

計画期間	令和3年度から令和5年度までの3年間
概 要	この計画は、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に
	基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。
	高齢者の保健・福祉・介護サービス分野の基本的な政策目標とその実現に向
	けて取り組んでいく計画で、8期計画においては、団塊の世代が全て75歳以
	上となる令和7年(2025年)及び現役世代が急減する令和22年(2040年)を
	見据え、地域共生社会の実現等を目指しています。
	地域福祉に関連する取組としては、社会貢献活動の促進や老人クラブ活動へ
	の支援、三世代交流事業やシルバー人材センターの運営支援、雇用の促進、認
	知症高齢者等と家族への支援、高齢者の見守り活動、防犯・交通安全対策の推
	進等を行っています。

第2次射水市障がい者基本計画

計画期間	平成 29 年度から令和 5 年度までの 7 年間
概要	この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者基本計画」として策定し
	たもので、長期的視点に立って、障がい者の生活全般にわたる支援を行うため
	の障がい者施策に係る総合的な計画です。
	障がいの有無に関わらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共
	生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加支援等、施策の一層の推進を
	図ります。
	地域福祉に関連する取組としては、交流・ふれあいの機会の充実として、障
	がい者の参加促進や日常的なふれあい事業の推進、ボランティア活動の支援と
	して障がい者のボランティア活動への参加促進、地域の見守り・支え合い活動
	等小地域での福祉活動の促進など、様々な施策を行っています。

第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画

計画期間	令和3年度から令和5年度までの3年間
概 要	この計画は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づく「市町村障害福祉計画・
	障害児福祉計画」として策定したものです。
	障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援
	事業のサービスを提供するための考え方、目標及び確保すべきサービス量とそ
	の確保方策を定める計画です。
	これらが総合的・計画的に実施できるよう支援体制を構築し、社会参加の機
	会が確保され、住み慣れた地域で自らが望む生活を送ることを目指しています。
	地域福祉に関連する取組としては、自発的活動支援事業として障がい者自ら
	が企画・立案した活動を実施するための助言等の実施や、ボランティア活動へ
	の支援、障がい者スポーツの普及等を行っています。

第二期射水市子ども・子育て支援事業計画

計画期間	令和2年度から令和6年度までの5年間
概要	この計画は、子ども子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業
	計画」として策定したものです。
	第二期の計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と市が策定していた「射
	水市子どもの未来応援計画」「第2次射水市子どもに関する施策推進計画」の
	3 つの計画を一本化した計画で、より一層の子育て支援施策の充実を図ってい
	ます。
	「子どもの幸せを第一とする支援」「子どもの健やかな成長への支援」「家庭
	における子育てへの支援」「地域で支える子育て支援」の4つの基本方針の下
	で、子ども・子育て支援を進めています。
	地域福祉に関連する取組としては、異年齢の子どもたちとのふれあい、子ど
	もの貧困対策や権利支援、子育て支援センター等における相談支援、子育て支
	援ネットワークづくり、地域における見守りネットワークの構築、ひとり親家
	庭等への支援等を行っています。

第2次射水市健康増進プラン

計画期間	令和2年度から令和6年度までの5年間
概 要	この計画は、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」として策定したも
	のです。
	少子高齢化が進み生活習慣病が増加する中、全ての市民が生涯にわたって健
	やかで心豊かに生活していくために、健康づくりを推進する行動計画です。
	ヘルスプロモーションの理念に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康づく
	りに取り組み、その取組を社会全体で支援するための環境づくりを行うことに
	より、健康なまちづくりを推進します。
	地域福祉に関連する取組としては、地域とのつながりを生かし健康を守り支
	えていくため、健康づくりボランティアと協働で行っている運動や食生活に関
	する生活習慣の改善をはじめとした健康づくり事業を推進しています。

射水市いのち支える自殺対策推進計画

*33 · 3 · · · = · ·	のう文化も自然が永遠には自由
計画期間	令和元年度から令和8年度のまでの8年間
概 要	この計画は、自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」として策定し
	たもので、「誰も自殺に追い込まれることのない射水市の実現」を目指すため、
	総合的な自殺対策を行う計画です。
	市民一人ひとりのかけがえのない「いのち」の大切さを考え、ひとと地域の
	絆を強めていく中で、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、
	「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすため、様々な実
	践的な取組の一層の推進を図ります。
	地域福祉に関連する取組としては、ゲートキーパー養成講座や関係機関等と
	の連携強化、自殺対策に関する啓発活動の推進、自殺未遂者への支援等のほか、
	市が行っている既存の取組の中に自殺対策の視点を取り入れながら、計画を推
	進しています。

射水市国民健康保険 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期特定健康診査等実施計画

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
計画期間	平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間
概 要	データヘルス計画は、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推
	進を図るための基本的な方針」を踏まえるとともに健康増進計画等と調和のと
	れたものとなっています。
	データヘルス計画では、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿っ
	た効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ります。
	また、「第3期特定健康診査等実施計画」は、保健事業の中核をなす特定健
	診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであることから、データ
	ヘルス計画と一体的に策定しています。
	地域福祉に関連する取組としては、特定保健指導を通じた生活習慣の振り返
	りと改善、各種健康教室の開催等を行っています。

射水市新型インフルエンザ等対策行動計画

概 要

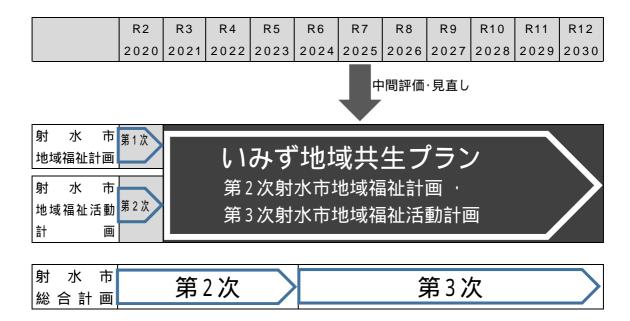
この計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」で規定された事項を踏まえ、国及び富山県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することを目的としたものです。

新型インフルエンザ等が発生した際に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための必要な対策を行っていきます。

6 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。

なお、社会情勢の変化や法改正への対応、計画と現状の乖離等を修正するため、令和7年度に中間評価・見直しを行う予定です。



7 計画策定の手法

策定に当たっては、市民の意識や意向を反映していく必要があることから、市内在住の 18歳以上の人の中から2,000人を無作為に選んだ地域福祉アンケート調査を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、住民から地域福祉の課題や困りごとを直接聞き取る地域福祉懇談会が開催できなかったことから、その代替措置として市内全 27 地区の地区社会福祉協議会を対象に自由記述式の「地域のふくし調査」を実施しました。

そして、学識経験者、市民団体関係者、社会福祉団体関係者、社会福祉関係事業者及び公募による市民で組織する「射水市地域福祉計画等策定委員会」を設置し、これからの本市における地域福祉の在り方について協議し、本計画を策定しました。

第2章 市の現況と課題

1 人口等の現況

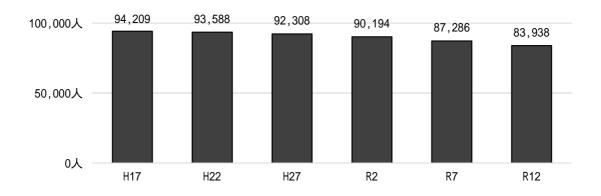
(1)人口・世帯数の状況

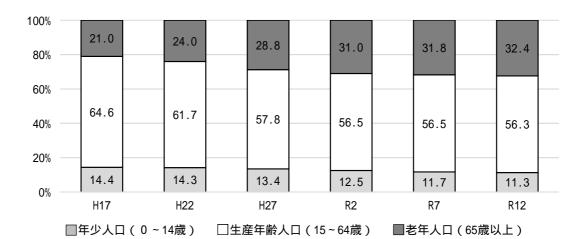
ア 人口の推移

平成 17 年から令和 2 年の人口の推移及び令和 7 年から令和 12 年までの推計を見ると、一貫して減少しています。

年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)割合は低下を続け、老年人口(65歳以上)割合は増加を続けています。

令和 12 年の年少人口割合は 11.3%、老年人口割合は 32.4%と、少子高齢化がますます進行するとされています。





資料:平成17年~平成27年 国勢調査

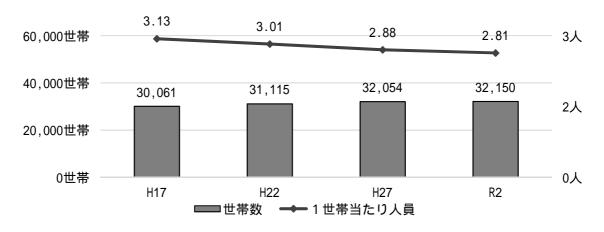
令和 2年~令和12年 国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口」を基に算出

イ 世帯数等の推移

令和 2 年の本市の世帯数は 32,150 世帯であり、 1 世帯当たりの人数は 2.81 人となっています。

1世帯当たりの世帯人員は減少し、核家族化が進んでいます。



資料:平成17年~平成27年 国勢調査

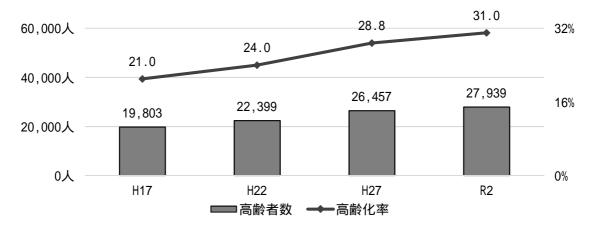
令和 2年 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の世帯数将来推計」を基に算出

(2)高齢者に関する状況

ア 高齢者数及び高齢化率

令和 2 年の本市の 65 歳以上の高齢者数は 27,939 人で、高齢化率は 31.0% となっています。

平成 17 年は高齢者数 19,803 人、高齢化率 21.0%でしたが、年々増加しており、高齢化が進行していることがうかがえます。

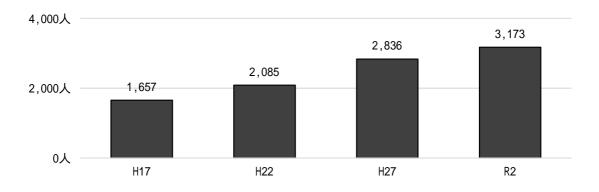


資料:平成17年~平成27年 国勢調査

令和 2年 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」を基に算出

イ ひとり暮らし高齢者数 (65歳以上)

令和2年の本市のひとり暮らし高齢者数(65歳以上)は3,173人となっており、増加傾向となっています。

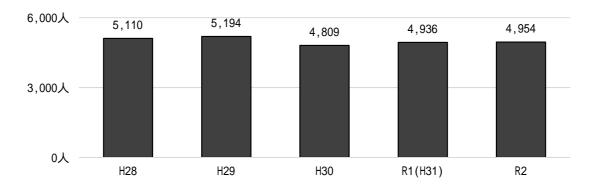


資料:平成17年~平成27年 国勢調査

令和 2年 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の世帯数将来推計」を基に算出

ウ 介護保険要介護認定者

平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業 を開始したことに伴い、要支援 認定を受けずにサービスの利用が可能になったことから、認定者数が一時的に減少し ていますが、平成 30 年以降は増加傾向となっています。



資料:介護保険課(各年4月1日現在)

(3)障がい者に関する状況

ア 身体障がい者(児)の状況

身体障がい者(児)数は、令和2年では3,492人となっており、減少傾向となっています。

障害等級別で見ると、全体の約4割が1・2級(重度の障害)となっています。 障害種別で見ると、肢体不自由が1,654人と最も多く、次いで心臓機能障害などの 内部障害が1,222人となっています。

等級別身体障がい者(児)の状況

(単位:人)

					(ナロ・ハ)
等級	H28	H29	H30	R1(H31)	R2
1級	996	976	935	926	911
2 級	574	558	535	523	513
3 級	815	819	816	821	806
4 級	882	893	895	871	849
5 級	172	173	160	167	159
6 級	260	264	259	249	254
計	3,699	3,683	3,600	3,557	3,492



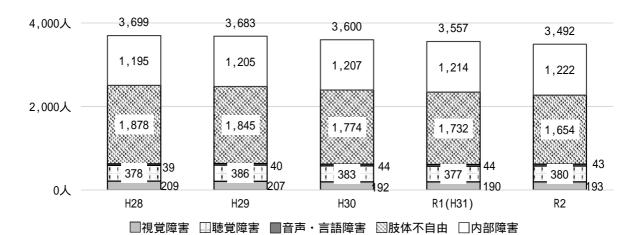
□1級 □2級 ■3級 □4級 □5級 □6級

資料:社会福祉課(各年4月1日現在)

障害種別身体障がい者(児)の状況

(単位:人)

障害種別	H28	H29	H30	R1(H31)	R2
視覚障害	209	207	192	190	193
聴覚障害	378	386	383	377	380
音声・言語障害	39	40	44	44	43
肢体不自由	1,878	1,845	1,774	1,732	1,654
内部障害	1,195	1,205	1,207	1,214	1,222
計	3,699	3,683	3,600	3,557	3,492



資料:社会福祉課(各年4月1日現在)

イ 知的障がい者(児)の状況

知的障がい者(児)の障害の程度を見ると、令和2年ではA(重度)が263人、B(中・軽度)が442人となっており、B(中・軽度)の割合が増加傾向となっています。

(単位:人)

障害区分	H28	H29	H30	R1(H31)	R2
A(重度)	248	251	255	265	263
B (中・軽度)	402	420	420	425	442
計	650	671	675	690	705



■A(重度) B(中・軽度)

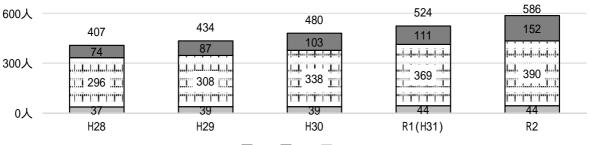
資料:社会福祉課(各年4月1日現在)

ウ 精神障がい者の状況

精神障がい者の障害等級別で見ると、令和2年では1級が44人、2級が390人、3級が152人となっており、2・3級の割合が増加傾向となっています。

(単位:人)

等級	H28	H29	H30	R1(H31)	R2
1級	37	39	39	44	44
2 級	296	308	338	369	390
3 級	74	87	103	111	152
計	407	434	480	524	586



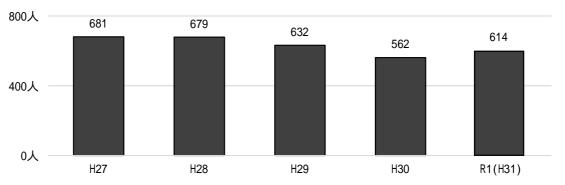
□1級 □2級 ■3級

資料:社会福祉課(各年4月1日現在)

(4)児童に関する状況

ア 出生数

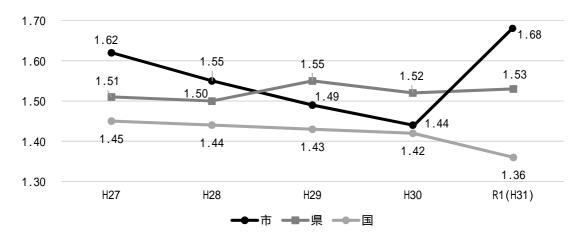
令和元年の本市の出生数は614人となっています。



資料:人口動態調査

イ 合計特殊出生率

令和元年の本市の合計特殊出生率は1.68となっています。



資料:人口動態調査

ウ 保育園・幼稚園・認定こども園の現状

保育園の現状

令和元年(平成31年)から令和2年にかけて公立保育園2園が認定こども園へ移行したため、令和2年の保育園数は21園となっています。

		H28	H29	H30	R1(H31)	R2
公 立	園 数	13 園	13 園	13 園	13 園	11 園
保育園	園児数	1,007人	1,067人	1,082人	1,100人	986 人
私立	園 数	12 園	11 園	11 園	10 園	10 園
保育園	園児数	1,668人	1,525人	1,520人	1,335人	1,311人
計	園 数	25 園	24 園	24 園	23 園	21 園
i i	園児数	2,675人	2,592人	2,602人	2,435人	2,297人

資料:子育て支援課(各年4月1日現在)

幼稚園の現状

令和元年(平成31年)から令和2年にかけて公立幼稚園1園が認定こども園へ移行、 また、平成30年から令和元年(平成31年)にかけて私立幼稚園2園が認定こども園 へ移行したため、令和2年の幼稚園数は1園となっています。

		H28	H29	H30	R1(H31)	R2
公 立	園 数	3 園	2 園	2 園	2 園	1 園
幼稚園	園児数	126 人	103 人	93 人	72 人	15 人
私立	園 数	2 園	2 園	2 園	-	-
幼稚園	園児数	100人	111人	116人	-	-
±⊥	園 数	5 園	4 園	4 園	2 園	1 園
計	園児数	226 人	214 人	209 人	72 人	15 人

資料:子育て支援課(各年5月1日現在)

認定こども園の現状

令和2年の認定こども園数は7園となっています。

		H28	H29	H30	R1(H31)	R2
公立認定	園 数	-	-	-	-	1 園
こども園	園児数	-	-	-	-	71 人
私立認定	園 数	1 園	2 園	2 園	5 園	6 園
こども園	園児数	229 人	366 人	352 人	622 人	663 人
÷⊥	園 数	1 園	2 園	2 園	5 園	7 園
計	園児数	229 人	366 人	352 人	622 人	734 人

資料:子育て支援課(各年5月1日現在)

エ ひとり親に関する状況

本市では、母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭、父子家庭及び寡婦の就業支援、子どもの養育に関することなど、ひとり親家庭の様々な相談に応じています。

また、ひとり親家庭の自立のために、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成といった経済的負担の軽減を図る制度などによる支援を行っています。

本市のひとり親家庭等医療費助成資格者数は、令和2年3月31日現在で632人となっています。

(単位:人)

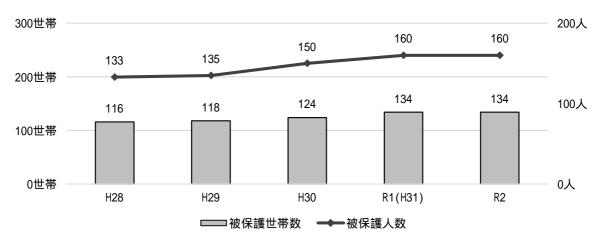
		H28	H29	H30	R1(H31)	R2
母子	資格 者数	645	636	632	608	593
家庭	所得制限者数	108	107	106	106	114
父子	資格 者数	63	60	52	41	37
家庭	所得制限者数	20	18	14	21	16
養育者	資格 者数	1	1	1	2	2
家庭	所得制限者数	0	0	0	0	0
÷⊥	資格 者数	709	697	685	651	632
計	所得制限者数	128	125	120	127	130

資料:子育て支援課(各年3月31日現在)

(5)生活保護に関する状況

ア 被保護世帯数及び人数

令和2年の本市の被保護世帯数は134世帯、被保護人数は160人となっており、増加傾向となっています。



資料:社会福祉課(各年4月1日現在)

(6)権利擁護 に関する状況

ア 児童虐待に関する状況

令和元年度の相談件数は30件となっており、増加傾向となっています。

(単位:件)

	H27	H28	H29	H30	R1(H31)
児童虐待相談件数	14	15	20	30	30

資料:子育て支援課

イ 高齢者虐待に関する状況

令和元年度の相談件数は39件となっています。

(単位:件)

	H27	H28	H29	H30	R1(H31)
高齢者虐待相談件数	31	42	41	46	39

資料:地域福祉課

ウ 成年後見制度市長申立件数

令和元年度の申立件数は2件となっています。

(単位:件)

	H27	H28	H29	H30	R1(H31)
成年後見制度市長申立件数	5	6	1	3	2

資料:地域福祉課

工 市民後見人養成者数

令和元年度の呉西地区成年後見センターにおける本市の市民後見人バンク 登録者は 13人となっています。

(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R1(H31)
基 礎 研 修	15		14		7
実践(実務)研修		8		7	3
フォローアップ研修				15	
市民後見人バンク登録者					13

資料:地域福祉課

才 日常生活自立支援事業 利用者数

令和元年度の利用者数は16人となっています。

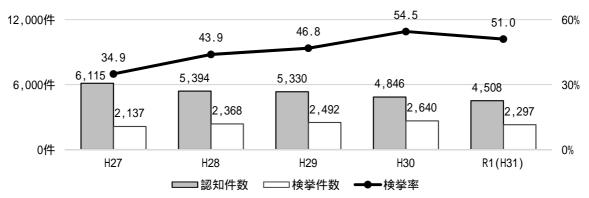
(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R1(H31)
日常生活自立支援事業利用者数	24	21	16	15	16

資料:市社会福祉協議会(各年3月31日現在)

(7)再犯防止に関する状況

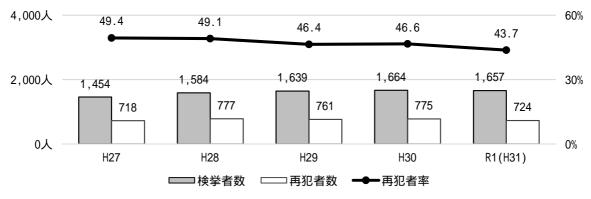
ア 刑法犯 認知件数、検挙 件数、検挙率(富山県) 刑法犯認知件数は、年々減少しています。



資料:富山県警察本部

イ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率(富山県)

近年、再犯者率は4割台で推移しています。



資料:富山県警察本部

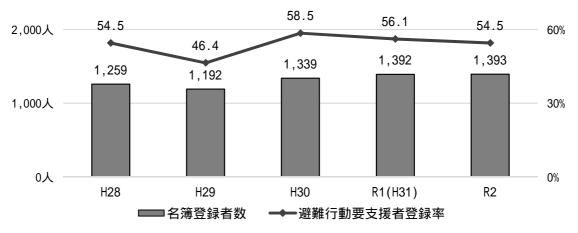
更生保護 のボランティアを行う保護司 は、令和2年4月現在で57人が法務大臣から委嘱され、活動が行われています。

また、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する協力雇用主は、令和2年4月現在で91の事業者が登録されています。

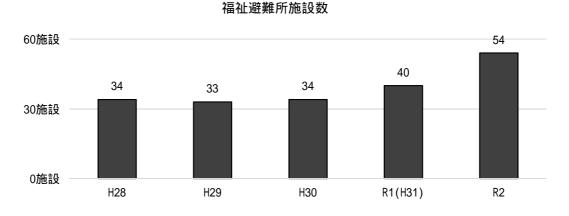
(8)避難行動要支援者支援制度に関する状況

平成25年の災害対策基本法の改正に伴い、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などが「避難行動要支援者」と定義され、自治体に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。災害発生時に特に支援を必要とする人のうち名簿に登録されている人数の割合(登録率)は、令和2年4月現在で54.5%、名簿登録者数は1,393人となっています。

また、高齢者や障がい者など一般の避難所生活では支障をきたす配慮者に対して、特別の配慮がなされた避難所である福祉避難所は、令和2年4月現在で54施設となっており、年々増加しています。



資料:地域福祉課(各年4月1日現在)



資料:地域福祉課(各年4月1日現在)

2 福祉に関する市民等の意識

(1)地域福祉アンケート調査結果からみる課題

「射水市地域福祉計画」及び「射水市地域福祉活動計画」の2つの計画の策定に当たり、市民の皆様の考え方や意見を聞かせていただき、本市の地域福祉を推進するための 貴重な資料とする目的でアンケート調査を実施しました。

実施方法

調査対象	18 歳以上の一般市民
配布数	2,000 人を無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年3月~4月

回収数・有効回収数

配布数	回収数	有効回収数	
2,000人	985人(回収率 49.3%)	977人(回収率 48.9%)	

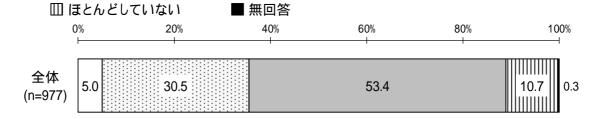
有効回収数内訳

全体	男性	女性	無回答
977 人	412 人	550 人	15 人
100.0%	42.2%	56.3%	1.5%

近所付き合いの程度【継続】

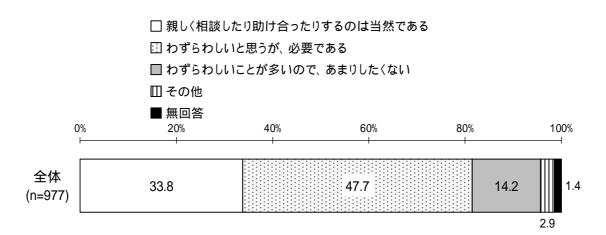
「あいさつをする程度」の割合が 53.4% (前回 44.0%) で最も高くなっています。「わりと親しく付き合っている」30.5% (前回 38.4%)と「とても親しく付き合っている」5.0% (前回 11.3%)を合わせた "親しく付き合っている"の割合は35.5% (前回 49.7%)となっており、地域での支え合いの基盤は、弱くなっています。





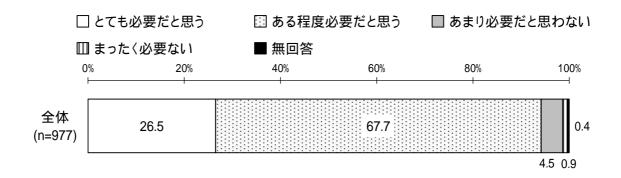
近所付き合いに対する考え方【継続】

「わずらわしいと思うが、必要である」の割合が 47.7% (前回 46.0%) で最も高く、次いで「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」が 33.8% (前回 39.2%) 「わずらわしいことが多いので、あまりしたくない」が 14.2% (前回 9.3%) などの順となっています。



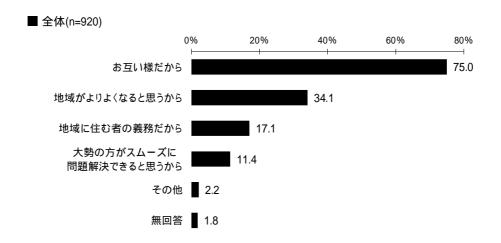
住民相互の支え合い・助け合いの必要性【継続】

「とても必要だと思う」26.5%(前回30.2%)と「ある程度必要だと思う」67.7%(前回60.2%)を合わせた"必要だと思う"の割合が94.2%(前回90.4%)で、「あまり必要だと思わない」4.5%(前回4.8%)と「まったく必要ない」0.9%(前回0.2%)を合わせた"必要だと思わない"5.4%(前回5.0%)を大きく上回っています。



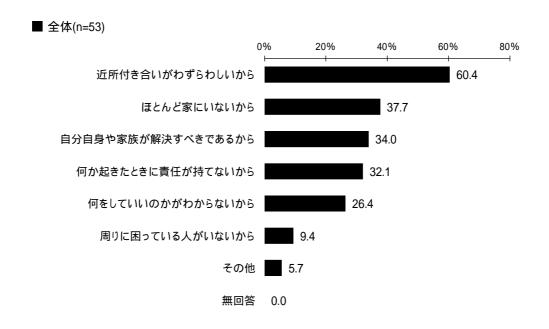
住民相互の支え合い・助け合いが必要だと思う理由【新規】

「お互い様だから」の割合が 75.0% で最も高く、次いで「地域がよりよくなると思うから」34.1%、「地域に住む者の義務だから」17.1% などの順となっています。



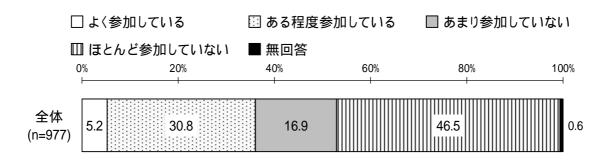
住民相互の支え合い・助け合いが必要だと思わない理由【新規】

「近所付き合いがわずらわしいから」の割合が60.4%で最も高く、次いで「ほとんど家にいないから」37.7%、「自分自身や家族が解決すべきであるから」34.0%などの順となっています。



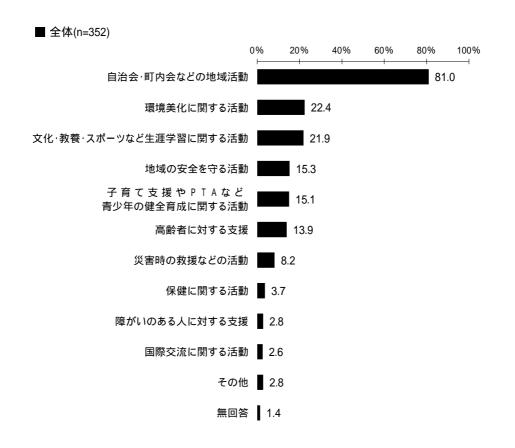
地域活動やボランティアへの参加状況【継続】

「あまり参加していない」16.9%(前回 17.5%)と「ほとんど参加していない」46.5%(前回 22.1%)を合わせた<u>*参加していない"の割合が63.4%(前回 39.6%)となってお</u>り、参加率は高くありません。



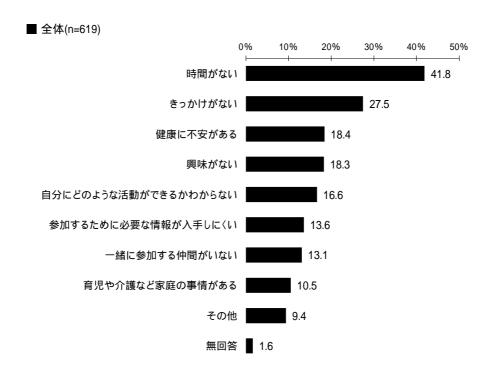
参加している地域活動【新規】

「自治会・町内会などの地域活動」の割合が81.0%で最も高く、次いで「環境美化に関する活動」22.4%、「文化・教養・スポーツなど生涯学習に関する活動」21.9%などの順となっています。



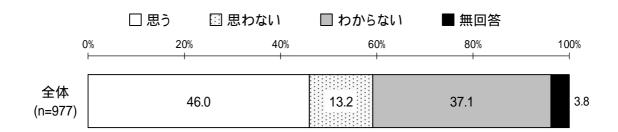
地域活動に参加していない理由【新規】

「時間がない」の割合が41.8%で最も高く、次いで「きっかけがない」27.5%、「健康に不安がある」18.4%などの順となっています。



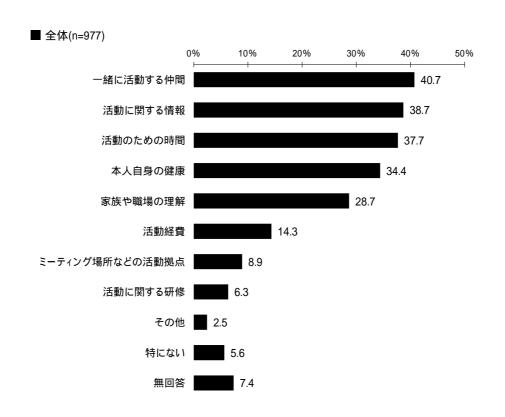
地域活動に参加して社会のために役立ちたいという考え【新規】

<u>「思う」の割合が 46.0%となっており、地域活動やボランティアへの参加率が低い中、</u> 意欲のある方はいることがうかがえます。



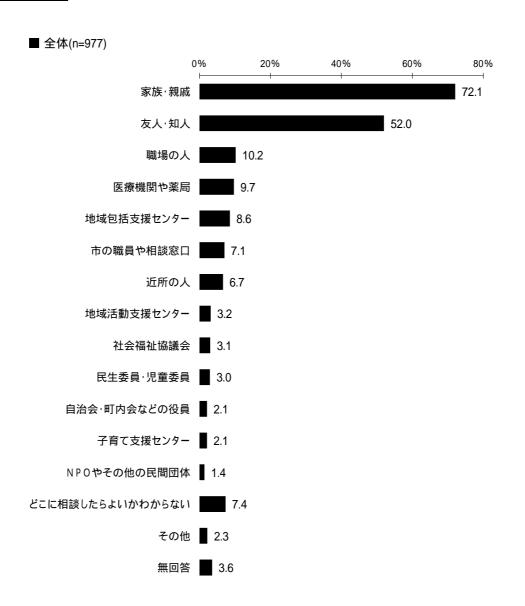
地域活動に参加してもらうために必要だと思うこと【新規】

「一緒に活動する仲間」の割合が40.7%で最も高く、次いで「活動に関する情報」38.7%、「活動のための時間」37.7%などの順となっています。



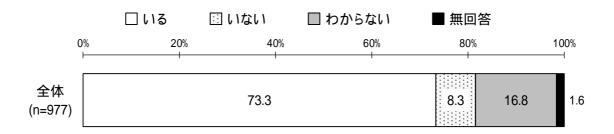
不安や悩みについての相談先【新規】

「家族・親戚」の割合が72.1%で最も高く、次いで「友人・知人」52.0%、「職場の人」10.2%などの順となっています。また、「どこに相談したらよいかわからない」が7.4%となっています。



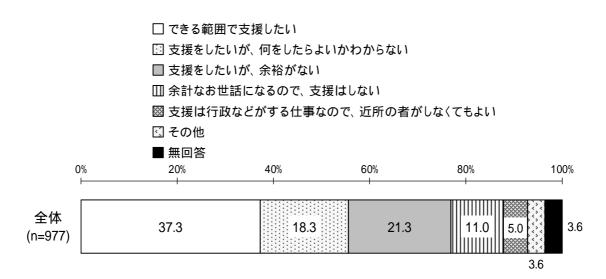
困ったときに手助けをお願いできる人の存在【新規】

「いない」8.3%、「いる」73.3%、「わからない」16.8%となっています。



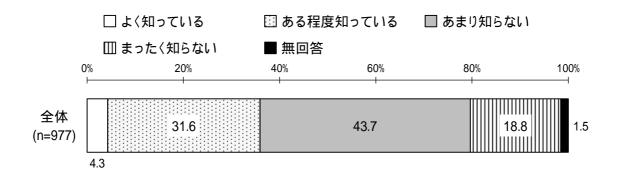
必要としている隣近所の方への支援【継続】

「できる範囲で支援したい」の割合が37.3%(前回43.0%)で最も高く、次いで「支援をしたいが、余裕がない」21.3%(前回24.5%)「支援をしたいが、何をしたらよいかわからない」18.3%(前回14.0%)などの順となっています。



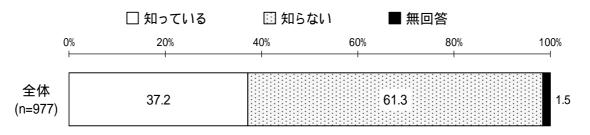
民生委員・児童委員 の役割の認知【継続】

「あまり知らない」43.7%(前回 39.0%)と「まったく知らない」18.8%(前回 15.3%) を合わせた<u>"知らない"の割合が62.5%(前回 54.3%)となっており、認知度は高くあり</u> ません。特に、70歳未満の年齢層では、"知らない"が過半数となっています。



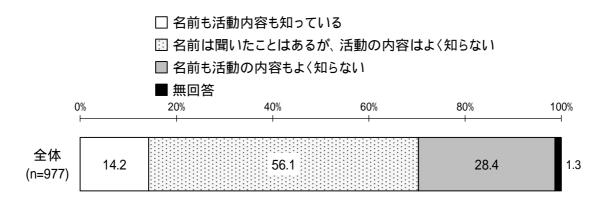
居住地の民生委員・児童委員の認知【継続】

<u>「知らない」の割合が 61.3% (前回 50.4%)で、認知度は高くありません。</u>特に、70 歳 未満の年齢層では、"知らない"が過半数となっています。



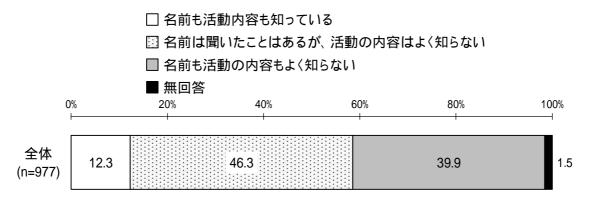
射水市社会福祉協議会の認知【継続】

「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」56.1%(前回 58.8%)と「名前も活動の内容もよく知らない」28.4%(前回 24.8%)を合わせた<u>"活動内容を知らない"</u>の割合は84.5%(前回 83.6%)となっており、認知度は高くありません。



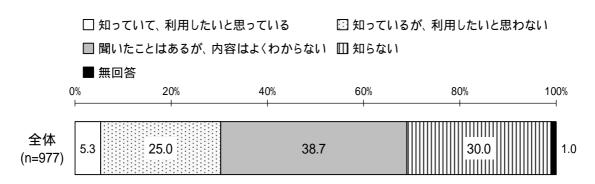
居住地区の社会福祉協議会の認知【継続】

「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」46.3%(前回 44.5%)と「名前も活動の内容もよく知らない」39.9%(前回 38.9%)を合わせた<u>"活動内容を知らない"</u>の割合は86.2%(前回 83.4%)となっており、認知度は高くありません。



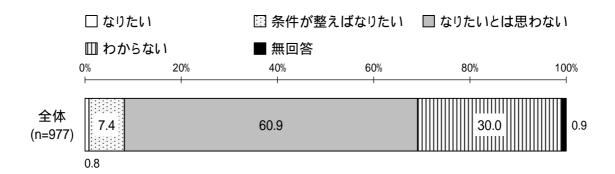
成年後見制度の認知【新規】

「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」の割合が 38.7%で最も高く、次いで「知らない」30.0%、「知っているが、利用したいと思わない」25.0%などの順となっています。
「知っていて、利用したいと思っている」は 5.3% しかなく、ニーズが高まる中で認知度は高くありません。



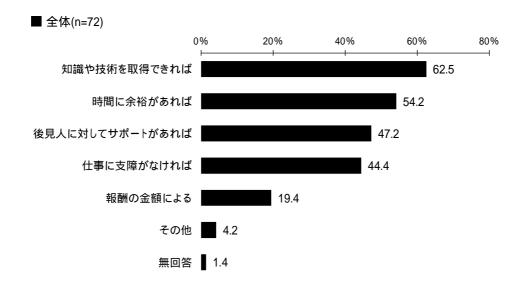
市民後見人になる希望【新規】

<u>「なりたいとは思わない」の割合が60.9%で最も高く</u>、次いで「わからない」30.0%、「条件が整えばなりたい」7.4%の順となっています。



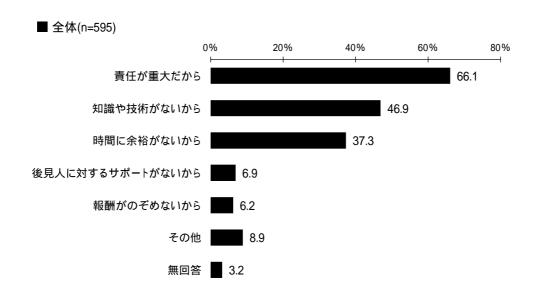
市民後見人になる条件【新規】

「知識や技術を取得できれば」の割合が 62.5%で最も高く、次いで「時間に余裕があれば」54.2%、「後見人に対してサポートがあれば」47.2%などの順となっています。



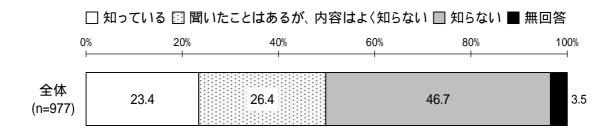
市民後見人になりたいと思わない理由【新規】

<u>「責任が重大だから」の割合が66.1%で最も高く</u>、次いで「知識や技術がないから」46.9%、「時間に余裕がないから」37.3%などの順となっています。



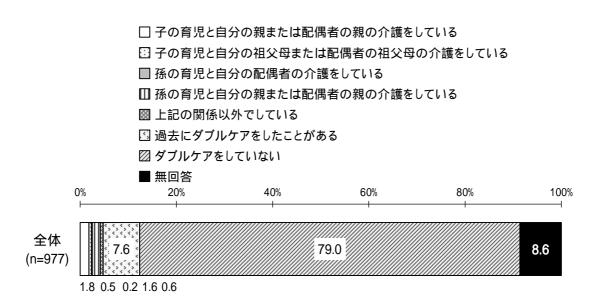
ダブルケアの認知【新規】

「知らない」の割合が46.7%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」26.4%、「知っている」23.4%の順となっています。



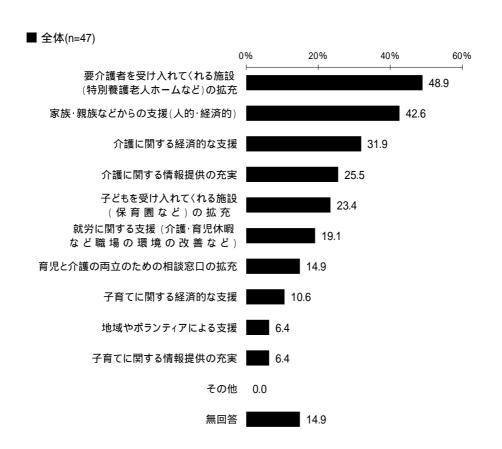
ダブルケアの経験【新規】

「過去にダブルケアをしたことがある」7.6%と現在何らかの形でダブルケアをしている方 4.7%を合わせた "ダブルケアを経験"は 12.3%となっています。



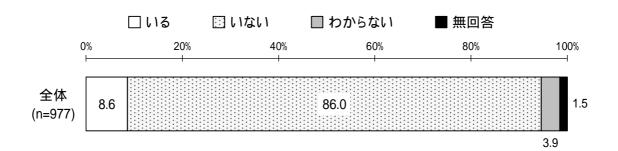
ダブルケアの負担軽減に必要な支援【新規】

「要介護者を受け入れてくれる施設(特別養護老人ホームなど)の拡充」の割合が48.9%で最も高く、次いで「家族・親族などからの支援(人的・経済的)」42.6%、「介護に関する経済的な支援」31.9%などの順となっています。



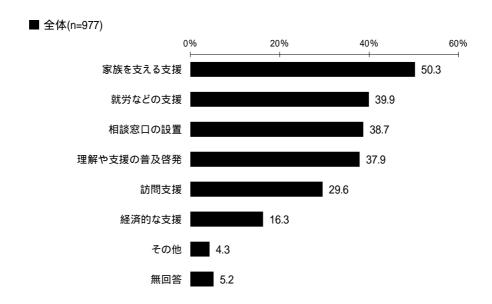
家族や親類でのひきこもりの存在【新規】

「いる」が8.6%となっており、一定数のひきこもりが存在することがうかがえます。



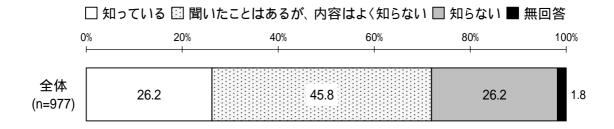
ひきこもりの方に必要な支援【新規】

「家族を支える支援」の割合が 50.3%で最も高く、次いで「就労などの支援」39.9%、「相談窓口の設置」38.7%などの順となっています。



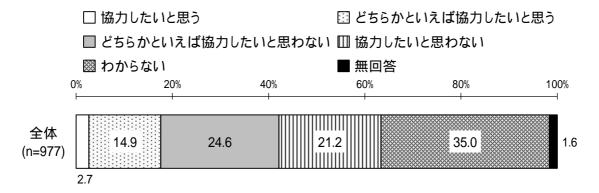
更生保護の認知【新規】

「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」の割合が 45.8%で最も高く、次いで「知っている」「知らない」同率 26.2%の順となっています。



犯罪をした人の立ち直りへの協力【新規】

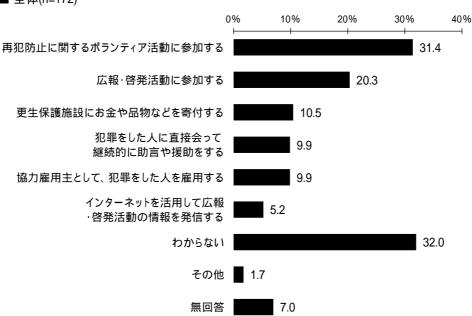
「どちらかといえば協力したいと思わない」24.6%と「協力したいと思わない」21.2%を合わせた<u>"協力したくない"の割合が45.8%</u>で、「協力したいと思う」2.7%と「どちらかといえば協力したいと思う」14.9%を合わせた"協力したい"17.6%を上回っています。



犯罪をした人の立ち直りに協力したい内容【新規】

「わからない」の割合が32.0%と最も高く、次いで「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」31.4%、「広報・啓発活動に参加する」20.3%、「更生保護施設にお金や品物などを寄付する」10.5%などの順となっています。

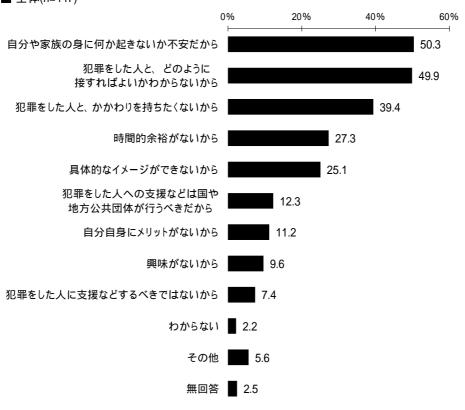
■ 全体(n=172)



犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由【新規】

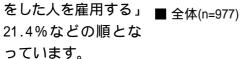
「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」の割合が50.3%で最も高く、次いで「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」49.9%、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」39.4%などの順となっています。

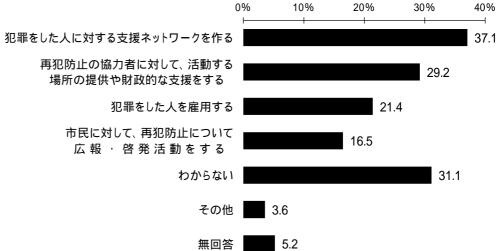
■ 全体(n=447)



再犯防止のためにすべきこと【新規】

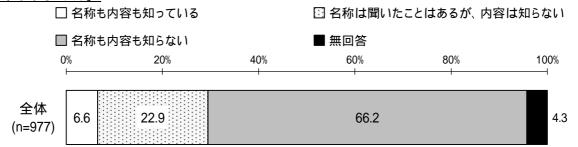
「犯罪をした人に対する支援ネットワークを作る」の割合が37.1%で最も高く、次いで 「再犯防止の協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」29.2%、「犯罪 たしたした専用する





避難行動要支援者支援制度の認知【継続】

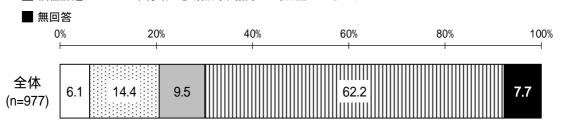
「名称も内容も知らない」66.2%と「名称は聞いたことはあるが、内容は知らない」22.9%を合わせた "知らない"の割合が89.1%(前回72.7%)となっており、制度の認知度は高くありません。



地域福祉における行政と地域住民の関係についての考え【継続】

「福祉課題については、行政と地域住民が協力して取り組むべきである」の割合が 62.2% (前回 52.8%)で最も高く、次いで「行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力すべきである」14.4%(前回 20.3%)「地域の福祉課題については地域住民どうしで助け合い、それでも解決しない場合には行政が援助すべきである」9.5%(前回 12.2%)などの順となっています。

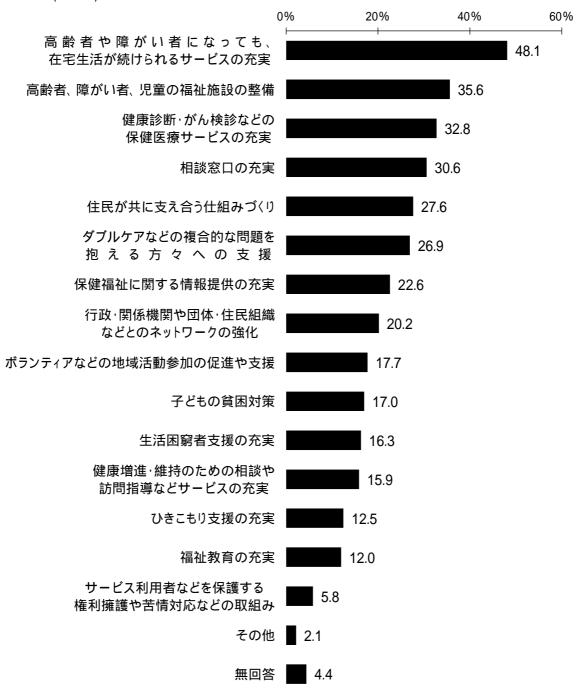
- □ 地域福祉の充実を進める責任は行政にあるので、住民は特に協力しなくてもよい
- ☑ 行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力すべきである
- 地域の福祉課題については地域住民どうしで助け合い、それでも解決しない場合には行政が援助すべきである
- Ⅲ 福祉課題については、行政と地域住民が協力して取り組むべきである



射水市が重視していく必要のある福祉施策【新規】

「高齢者や障がい者になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」の割合が48.1%で最も高く、次いで「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備」35.6%、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」32.8%、「相談窓口の充実」30.6%の順となっています。

■ 全体(n=977)



(2)地域のふくし調査からみる課題

「射水市地域福祉計画」及び「射水市地域福祉活動計画」を一体化した新計画の策定に当たり、地域の生活課題や要望等、地域の実情を把握するため、当初は中学校区単位での「地域福祉懇談会」を開催し、地区社会福祉協議会の皆様からご意見を聞かせていただく予定としていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、安全な開催が困難となったため、地域福祉懇談会に代わり、「地域のふくし調査」を実施しました。

実施方法

調査対象	市内全 27 地区社会福祉協議会	
配布	各地区社会福祉協議会の構成員のうち、任意の 10 人に依頼	
調査方法	郵送配布・郵送回収	
<u> </u>	無記名式・調査シートによる	
調査期間	令和2年5月~6月	
	地域福祉に関する 18 項目ごとに	
	お住まいの地域(地域振興会 圏域)の	
調査内容	" 現状 " や " 困っていること "	
嗣且 内台	" 困っていること " の解決に必要だと思うこと	
	(行政・市社会福祉協議会・民間事業者へ求めること、	
	地域で取り組めること など)	

回収数・有効回収数

配布数	回収数	有効回収数
270 人	181人(回収率 67.0%)	181人(回収率 67.0%)

主な回答の状況 ("現状"や"困っていること")

対象	回答の状況	
ひとり暮らし高齢者	・ひきこもりがち、孤立、アパートの場合は所在がつかみにくい。 ・対象者のケア(情報)が関係者・団体間で共有されていない。	
高齢者のみの世帯 (本人・配偶者ともに 65歳以上の世帯)	・核家族・老老介護・高齢者のみ世帯の増加	
認知症 症状の程度や年齢は 問わない	・認知症の方を理解しており、地域で見守っている。 ・認知症の家族のサポートの必要性 ・認知症サポーター 養成講座受講後の日常活動への反映(実践)	
ひとり親世帯 (18歳以下の子を養育 している世帯)	・小学生までは関心を持ち続けていたが、中学生以上になるとよくわからなくなる。 ・プライバシーの問題があり、生活の内容等を含め、実態把握が難しい。 ・どこまで踏み込んでいいのかわからない。	

対象	回答の状況
ダブルケア (育児と介護が同時直 面)	・相談窓口がわかりにくい。 ・ダブルケアの意味がわからない。把握していない。
障がい者 (身体・知的・精神) 手帳所持者に限らない	・保護者や身内の人間が死亡等によりいなくなることが心配。地域自体も高齢化している。 ・必要な援助の把握が難しい。把握はしていても生活実態まではわからない。 ・ろうあ者の救急車への連絡方法が音声対応しかない。 ・知的や精神障がい者に対しては、民生委員でも入り込めないような感じがある。
家庭内の虐待 高齢者・障がい者・ 子ども・配偶者・パー トナーなど	・家庭内の虐待は隠すためわからない。把握が難しい。 ・把握できたとしても、自身や地域として何ができるのか、してあげられる のかわからない。
生活困窮者 社会的な孤立を含む	・近所との付き合いがない。いつも施錠しており、なかなか会えない。 ・近所付き合いを拒絶。お願いごとをしても返事がないことがある。 ・地域交流に否定的な場合、無理に交流を求められない。
高齢の親と無職の子の同居世帯 (いわゆる8050世帯)	・ひきこもりやアルコール依存症などと重複している。 ・親が関わってほしくない様子。どう対処すればよいかわからない。 ・親の介護がきっかけで働いていない。
ひきこもり 年齢は問わない	・家族が言わない。中高年のひきこもりは把握していない。家庭内で暴れることがある。 ・相談先がわからない。ひきこもりの判断が難しい。 ・家族が社会や支援とつながっていない。家族があまり積極的に相談されないので入りづらい。
外国籍の住民	・地域行事に参加している家族が多い気がする。 ・技能実習生や留学生との交流はほとんどない。 ・母国文化や生活習慣との違いがある。
刑務所や更生施設な どからの出退所者	・把握していない。どうしても先入観があり付き合いづらい。 ・保護司が 100%対応
避難行動要支援者 (災害時避難に支援を 必要とする人)	・地域全体が老老介護のため、有事の時に役立つのか疑問 ・自治会単位で把握しているが、情報は共有されていない。 ・防災行政無線は、聞こえないところの方が多い。
防災・減災	・防災訓練の頻度がばらついている。 ・訓練時に、避難行動要支援者の点は意識されていない。 ・どこに避難したらよいかわからない。
住まいの環境 空き家、ごみ屋敷 を 含む	・空き家だらけ。所有者がわからない。連絡がとれない。防犯上不安である。 ・空き家が損壊している。 ・空き家や跡地の草が伸び放題になっている。
交通手段 公共交通機関を含む	・どこに行くにも車が必要なので、コミュニティバスは便利 ・免許返納者が増加してきた。外出機会の減少。 ・コミュニティバスでは利便性が悪い。

対象	回答の状況		
買い物	・宅配サービスの利用。スーパーなどの店の送迎バスの利用 ・現状では、個人的な支え合いの段階で対応している。 ・移動販売の利用、ケアネットチームや民生委員などで買い物を手伝ってい る。		
地域福祉活動の担い 手	・企業の定年延長で担い手がいない。 ・60~70 代に自己主義・利己主義の方が多くなってきている。 ・地域のつながりが薄くなり、参加者も少ない。 ・引き受け手の減少への不安。若い年代の参加が必要 ・若い時からの教育、体験が必要		
その他	・包括に相談して行動している。包括経由で福祉サービスの提供を受け、大変助かった。 ・人材不足、同じ人が何役もこなしている、新規事業は増える一方・自分の住んでいる所は自分で守る。些細なことでもやれることはやる。・心ない人からの不満や不平もあり、自信もなくなっていく。・情報公開の制限の緩和が必要・行政が地域にお願いするのではなく、もっと積極的に地域の中に入って支援をしてほしい。・地域振興会最大の課題は地域の福祉対応		

(3)課題の整理

【 地域福祉活動の担い手に関して】

指標の達成状況	平成 26 年度	【現況】 令和元年度	【目標】 令和2年度
地域行事への参加度	51.8%	36.0%	70.0%
民生委員・児童委員の役割の周知度	42.8%	35.9%	80.0%
地区社会福祉協議会の周知度	13.2%	12.3%	60.0%
福祉ボランティア団体数	99 団体	95 団体	100 団体
NPO 法人認証数	35 法人	36 法人	45 法人
高齢福祉推進員 数	671 人	650 人	730 人

資料:射水市地域福祉計画「計画に係る指標」(平成23年3月策定・平成28年3月改訂)

- ・指標の達成状況を見ると、どれも目標に達していません。
- ・地域福祉のアンケート調査結果を見ると、近所付き合いの程度では、「親しく付き合っている」の割合が35.5%と低く、前回調査時(49.7%)よりも悪化していて、地域での支え合いの基盤は強いとはいえませんが、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」「わずらわしいと思うが、必要である」と、近所付き合いを積極的・肯定的に考える人は8割以上に上っており、考えと実際のギャップを埋めることが課題のひとつです。
- ・地域福祉活動の中核を担う射水市社会福祉協議会及び居住地区の社会福祉協議会(地区社会福祉協議会) 民生委員・児童委員の認知は広がっていません。支援が必要な人への相談や支援に結び付いていないおそれがあり、認知度の向上に合わせて機能強化を図る必要があります。

・地域のふくし調査では、「企業の定年延長により担い手がいない。」「地域のつながりが薄くなり、参加者も少ない。」など、地域福祉活動の担い手確保に課題があることがうかがえます。

【 安心・安全に関して】

指標の達成状況	平成 26 年度	【現況】 令和元年度	【目標】 令和2年度
隣近所への支援に対する意識度	43.0%	37.3%	60.0%

資料:射水市地域福祉計画「計画に係る指標」(平成23年3月策定・平成28年3月改訂)

- ・隣近所への支援に対する意識度は、高まっていません。住み慣れた地域で暮らし続けられるように、近所付き合いなど支え合いの基盤強化が必要です。
- ・近年の再犯者率の増加に伴い、再犯防止推進法が制定されましたが、犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病等の様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。しかし、地域福祉のアンケート調査結果を見ると、「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない」の割合が45.8%となっており、更生支援の取組への理解の推進と社会復帰への支援が必要です。
- ・避難行動要支援者支援制度については、約9割の人が「内容を知らない」と答えていて、前回調査時より悪化しています。近年頻発する風水害等の災害に備えるためにも、制度の普及啓発、要支援者の支援体制強化が必要です。
- ・地域のふくし調査では、ひとり暮らし高齢者や障がい者、家庭内の虐待の対応に苦慮しているなど、安心して暮らせる地域づくりに向けた課題があることがうかがえます。

【 必要とする支援に関して】

- ・地域福祉のアンケート調査結果を見ると、不安や悩みについての相談先では、「どこに相談したらよいかわからない」の割合が7.4%となっています。必要な支援が受けられず、社会的孤立につながるおそれがあり、相談体制の周知啓発と充実が必要です。また、射水市が重視していく必要のある福祉施策でも、3割の方が「相談窓口の充実」を挙げています。
- ・「複雑化」「複合化」している問題として、ひきこもり(8050問題)やダブルケア等がありますが、「家族や親類にひきこもりがいる」8.6%、「ダブルケアを経験」12.3%となっており、市内に一定数いることがうかがえます。虐待等その他の「複雑化」「複合化」している問題と合わせて、解決のための対策を推進していく必要があります。
- ・高齢化の進展に伴い認知症の人が増える中で、成年後見制度へのニーズが高まっていますが、「成年後見制度を知っていて利用したい」の割合は5.3%しかありません。制度の普及啓発や市民後見人等の支援者の育成が必要です。
- ・地域のふくし調査でも、「複雑化」「複合化」している問題解決のための取組や活動に苦心していることがうかがえます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水

前回の計画では、基本理念を「互いに助け合い支え合うまち 射水」とし、市全体で地域福祉について理解を深め、市が一体となって地域福祉活動を展開する環境づくりを進めてきました。

今後はさらに、子ども、若者、高齢者、障がい者、生活困窮者やひきこもりの人など、年齢や障がいの有無、性別などに関わらず、一人ひとりが尊重され、互いに支え、支えられる関係づくりの構築が必要となっています。

本計画では、引き続き、第2次射水市総合計画の基本方針である「健康でみんなが支え合うまち」を踏まえ、みんながつながり支え合うことで、様々な地域生活課題を抱えながらも、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち自分らしく笑顔で暮らしていけるような「地域共生社会」の実現を目指し、基本理念を「みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水」とします。

2 基本目標

基本理念に基づき、本計画の基本目標を次のように設定します。

1

ともに支え合う人づくり

地域福祉推進の主役は市民です。

みんながつながり支え合う社会をつくるためには、一人ひとりお互いに思いやり、誰も が役割を持ち活躍できる地域を目指し、地域福祉活動に参加しようという意識の醸成が 必要です。

地域福祉の推進を担う人材の掘り起こしや育成、次代を担う子どもたちへの福祉教育 の充実を図り、ともに支え合う"人づくり"を進めます。

2

安心して暮らせる地域づくり

地域の生活課題や住民ニーズに的確に対応していくには、地域住民や当事者の積極的 な参画と協働が不可欠であり、受け皿となる地域の住民主体の支え合いの組織が必要で

支え合いの組織を核とした地域支え合いネットワーク事業を推進していくほか、全て の人の権利侵害、虐待、暴力、差別、偏見を防ぎ、災害、犯罪、事故から守り、みんなが 安心して暮らせる"地域づくり"を進めます。

3

自分らしく生活できる仕組みづくり

社会情勢の変化とともに、福祉等に関する相談内容も複雑化・多様化している中で、課 題を抱える人たちを包括的に受け止める体制の整備が求められています。

断らない相談体制の整備や切れ目のない支援の実施、犯罪や非行をした人の社会復帰 支援など、一人も取り残さない支援体制を整備し、誰もが自分らしく生活できる"仕組み づくり"を進めます。

3 計画の体系

<基本理念>みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水

《基本目標》	《施策の方向》	
【基本目標1】 ともに支え合う 人づくり	1 地域福祉活動の 担い手の 育成・確保	地域福祉活動を担う人材の掘り起こし、育成…P49 民生委員・児童委員活動の環境整備…P50 一 福祉教育の推進・福祉意識の醸成…P50 地域振興会等自治組織との連携・協働…P51 ボランティア・NPO活動の推進…P51
	 2 福祉人材の育成 	人材の確保·育成·定着支援…P52 福祉の仕事の魅力発信…P53
	1 住民主体の 活動環境の整備	- 地域支え合いネットワーク事業の推進P55 ケアネット活動の推進P58
【基本目標2】 安心して 暮らせる 地域づくり	2 権利擁護の推進 2 権利擁護の推進 	成年後見制度の利用促進…P61 一 虐待及びDV防止対策の推進…P62 差別・偏見の解消…P63
	4 災害時の支援体制 の整備	通難行動要支援者支援制度の推進…P65 福祉避難所の拡充…P67
	1 包括的な相談 支援体制の構築	 断らない相談体制の整備P68
	2 全庁的な体制整備	— 庁内の部局横断的な連携体制の整備 P71
【基本目標3】 自分らしく 生活できる 仕組みづくり	 3 制度の狭間の 課題解決	ひきこもり支援の推進…P72 生活困窮者の自立支援…P73 ダブルケアラー・ヤングケアラーへの支援…P73 空き家・ごみ屋敷対策の推進…P74
	4 更生支援の推進	— 更生支援の推進…P76
	_ 5 福祉分野以外との _ 連携	農業·商業と福祉の連携…P77 公共交通との連携…P77
	6 福祉サービス 事業者への支援	地域における公益的な取組の推進…P79 - 事業者の参入促進・育成支援…P80 市社会福祉協議会の機能強化…P80

第4章 施策の展開

基本目標1 「ともに支え合う人づくり」

1 地域福祉活動の担い手の育成・確保

現状と課題

地域を支えていくためには、地域を知り、周囲とのつながりを持つことや地域活動等への参加が不可欠です。

地域福祉アンケート調査では、「福祉課題については、行政と地域住民が協力して取り組むべきである」と回答した人は62.2%、「行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力すべきである」と回答した人は14.4%となっており、76.6%の人が福祉課題解決には住民協力が必要との意識を持っています。

また、「民生委員・児童委員の役割を知らない」と回答した人は 62.5%、「地区の社会福祉協議会の活動を知らない」と回答した人は 86.2%となっており、地域福祉活動の中核を担う民生委員・児童委員、地区の社会福祉協議会の認知は、広がっていません。

なお、地域活動やボランティアへの参加率(アンケートで「よく参加している」「ある程度参加している」と回答した割合)は 36.0%、地域活動への参加意識(アンケートで「参加したいと思う」と回答した割合)は 46.0%、令和元年度の射水市ボランティアセンター(市社会福祉協議会)に登録しているボランティア数は 1,984 人となっています。

地域福祉活動への興味・関心を高めることや参加を阻害する要因を解消するなど、活動参加を促進し、地域福祉活動の担い手の確保・育成につなげていくことが重要です。

市民が取り組むこと

- ・地域に関心を持ち、問題があればどうしたらいいかを日頃から考えたり、近くの人と話し合ったりしましょう。
- ・コミュニティセンターなど地域の拠点を活用して、交流の機会となる集いや行事 を行いましょう。
- ・積極的にボランティア活動や社会貢献活動に参加しましょう。
- ・身近な人にボランティア活動への参加を呼びかけましょう。
- ・福祉に関する勉強会や講演会などに積極的に参加しましょう。
- ・家族や友達など、身近な人と福祉について話し合いましょう。
- ・自分が暮らしている地域の諸問題に関心を持ち、自分ができることを地域社会に 還元するようにしましょう。

施策 地域福祉活動を担う人材の掘り起こし・支援

市が取り組むこと	
学習機会の提供	地域振興会や地区社会福祉協議会と連携し、地域住民を対象に地域福祉活動への参加意識を醸成する講演会のほか、知識や技術の習得を図る研修会、講習会を行うなど、地域福祉活動の担い手の育成を図ります。
活動の拠点に関する支援	地域福祉活動を行う際の話し合いや活動の拠点になるよう公共施設の利用を促進するとともに、活動に携わる人のニーズを把握し、 改善に努めます。
情報の発信・共有	広報、ホームページ、ケーブルテレビなど、多様な媒体を活用し、 福祉情報を市民がいつでも入手できるよう、情報提供手段の充実に 努めます。
	ボランティア団体やNPOの活動紹介等を行い、活動への参加を 促します。

市社会福祉協議会が取り組むこと		
地区社会福祉協議会への支援	地区社会福祉協議会が取り組む、ケアネット活動やいのちのバトン 等の地域福祉活動の推進を図ります。 市社会福祉協議会の広報「福祉いみず」等を効果的に活用し、地区社会福祉協議会の認知度の向上を図ります。	
地域福祉活動への参 加支援	多様なボランティア活動のニーズの把握に努めます。 ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを募集する人や事業所等をつなぐ役割を担い、地域福祉活動への参加を支援します。 市民一人ひとりが地域において役割や生きがいを持って活躍できるよう、研修の機会を創出し、地域福祉人材の育成・支援に取り組みます。	
情報の発信・共有	いつでも容易に目的の情報や相談窓口につながることができるよう、広報「福祉いみず」やホームページなどの媒体により、地域福祉活動に関する情報を発信し、参加支援に取り組みます。 地域振興会や自治会・町内会、地区社会福祉協議会等の地域の多様な組織が、地域福祉活動の推進に必要な情報を互いに共有し、有機的な連携の強化を図ります。	

施策 民生委員・児童委員活動の環境整備

市が取り組むこと

民生委員・児童委員に対する研修の充実・強化を図るとともに、委員活動の基盤となる地区民生委員児童委員協議会の活性化に努めます。

民生委員・児童委員活動をサポートする高齢福祉推進員などの地域福祉の担い手の確保・育成を支援します。

市社会福祉協議会が取り組むこと

地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の資質の向上に努めるとともに、 民生委員・児童委員活動への市民の理解促進に努めます。

民生委員・児童委員活動が円滑に推進されるよう、保健、医療、福祉、教育関係者や、 高齢福祉推進員、認知症サポーター等の地域の福祉人材との有機的なネットワークの強 化を図ります。

市民生委員児童委員協議会の事務局を担い、民生委員・児童委員活動をサポートします。

施策 福祉教育の推進・福祉意識の醸成

市が取り組むこと		
人権・福祉教育の推進	小・中学校でいじめをなくす「射水市民五か条」や「射水市 子ども条例 」を周知するなど、道徳や集会の時間を通して、人 権・福祉教育を推進します。	
	総合的な学習の時間の活用をはじめ、ボランティア活動など の体験学習を展開します。	
自立に向けたケア意識 の醸成	ソーシャルワークとは、生活課題を抱えた人の相談を受け、必要な支援に導くことですが、社会福祉士 等の専門職が専門性を生かして行うものだけではなく、誰もが生活課題を抱えた人に寄り添い、支えるソーシャルワーカー になれるという意識の醸成に努めます。 「専門職に任せればよい」、公の責任」という意識ではなく、誰もが生活課題を抱える人を気に掛け、自立をアシスト(手伝い)する役割を担っているという意識の醸成に努めます。	
福祉に関するイベント・ 講演会・講座等の開催	市民の福祉意識の醸成のため、イベント・講演会・講座等を 開催します。	
交流事業の推進	保育園等の幼児や小・中学生が、老人ホームや障がい者施設を訪問したり、小学校等に高齢者を招くなど、高齢者・障がい者と子どもの交流機会の拡充を図ります。 老人ホームや障がい者施設等において、地域住民と入所している人との交流が図られるよう、施設のイベント等のふれあいの場づくりを支援します。	

市社会福祉協議会が取り組むこと		
人権・福祉教育の推進	教育機関と連携した「心のバリアフリー」を推進し、次世代 の地域福祉を担う人材の育成に努めます。	
	子どもだけではなく、誰もが地域社会の一員である意識を持つよう、福祉に関する啓発活動や福祉活動に参加するきっかけづくりを行い、福祉意識の醸成を図ります。	
寄附文化の醸成	地域住民等が主体的に地域の困りごとを解決するための多様な活動の財源として、公的財源のみではなく、民間資金や社会資源の活用・創出のための仕組みを検討します。 共同募金 運動を推進し、寄附文化の醸成を図ります。	

施策 地域振興会等自治組織との連携・協働

地域が取り組むこと

地域の生活課題の解決には、地域が主体的に取り組む意識を持ちましょう。

市が取り組むこと

地域福祉の担い手の確保・育成、地域の身近な課題の解決、より良いまちづくりのため、協働のパートナーである地域振興会との連携強化を図ります。

地域振興会が行う地域福祉の課題解決について、柔軟に対応します。

地域主体で地域福祉活動やまちづくりを推進する仕組みについて検討していきます。

市社会福祉協議会が取り組むこと

住民一人ひとりが役割と生きがいを持てる地域を目指し、まちづくりの推進役である 地域振興会や自治会・町内会と、地域福祉の推進役である地区社会福祉協議会の相互理 解を深め、連携体制の構築を図ります。

施策 ボランティア・NPO活動の推進

市が取り組むこと	
ボランティア・NPO との連携・協働の推進	市民参加による社会づくりを推進するため、ボランティア団体やNPOとの更なる連携や協働体制の強化を図ります。
ボランティア活動 推進体制の整備	ボランティア活動に関する普及啓発、人材の育成、情報の提供など、地域住民がいつでも気軽にボランティア活動を始められる体制の整備に努めます。
NPO法人への支援	NPO法人設立のための経費補助や情報提供などの活動支援を行います。

市社会福祉協議会が取り組むこと	
ボランティア・NPO との連携・協働の推進	新たなボランティアの養成やNPOとの協働により、地域福祉活動の活性化を推進します。
ボランティア活動 推進体制の整備	多様なボランティアニーズに対応するため、ボランティアセンターの運営体制を充実し、コーディネート機能の強化を図ります。
	ボランティア活動に取り組む個人や団体に対し、ボランティ アセンター登録を促進します。
NPO法人への支援	NPO法人と地域ボランティアとの協働を支援し、地域に根差した活動の活性化に取り組みます。

ボランティアセンター

市社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置され、ボランティア活動を推進するために、次のような事業を行っています。

相談・支援

- ・ボランティア活動をしたい人、必要とする人の相談
- ・活動中のトラブル・悩みの相談
- ・ボランティアの育成・支援

把握・登録

- ・ボランティア活動を行うグループ等の把握及び登録
- ・ボランティア活動に関するニーズの把握

広報・情報提供

- ・ボランティア活動に関する情報の収集と提供啓発・普及
- ・市内ボランティア推進校の指定と福祉教育の推進 養成・研修
- ・ボランティア活動に関する講座や研修会の開催 活動基盤の整備
- ・助成制度の紹介
- ・活動中の事故に備えてのボランティア保険の加入促進

2 福祉人材の育成

現状と課題

地域共生社会の実現や地域包括ケアシステム の深化・推進には、人材の確保と育成、 定着支援が欠かせません。

本市では、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、 栄養士、保育士、介護支援専門員、相談支援専門員、介護職員等の専門職員が活躍して おり、それぞれの専門性を生かし、市民の多様なニーズに対応できるよう、資質や技術の 向上に努めています。

専門職員は、各施設等でのサービス提供にとどまらず、地域住民からの介護や子育て等に関する相談に応じたり、助言・指導を行うなど、地域福祉の推進を支援していく役割を担うことも期待されていることから、より質の高い人材の養成・確保に努める必要があります。



施策 人材の確保・育成・定着支援

市が取り組むこと	
専門職員の育成・充実	多様化・高度化する福祉ニーズに適切に対応するため、専門職員 の育成・充実に努めます。
	地域福祉を推進する上で広く住民を支援していく役割を担えるよう、保健・医療・福祉関係専門職員の研修への参加を促進します。
保健・医療・福祉分 野の専門職員の連携	専門職員が有する専門性を生かした複数のサービスを総合的に調整するケアマネジメント能力の更なる向上を目指し、会議や研修会を行い、職員間の連携強化を図ります。
職場環境の整備	社会福祉施設等において、優秀な人材の確保と定着を図るため、 社会福祉事業従事者の雇用環境の向上のための支援を推進します。
福祉職を目指す人への支援	ハローワークや市内の福祉関係の事業所と連携し、企業説明会の開催など、福祉職を目指す人と職場のマッチングを進めます。 小・中学校における福祉教育の場や生涯学習の場など、様々な機会を通じて福祉の仕事をより身近に感じてもらえるよう、情報提供や啓発に努め、福祉人材の確保につなげていきます。 保育士や介護福祉士を目指す学生に奨学金を貸与します。

市社会福祉協議会が取り組むこと

人口減少・高齢化社会においては、専門福祉人材の確保・育成・定着が重要であるため、関係団体や大学等教育機関との連携・協働の機会を充実し、福祉人材の発掘・養成に努めます。

施策 福祉の仕事の魅力発信

市が取り組むこと

全国には新たな事業に参入したり、地域共生社会の理念を実践したりするなど、先駆的経営を展開することでイメージアップに成功し、人材が集まっている社会福祉法人等があることから、こうした成功事例の情報を発信することで、福祉の仕事の魅力をアピールしていきます。

市社会福祉協議会が取り組むこと

児童、生徒、学生等への福祉教育の充実や、福祉を志す学生の実習機会を創出し、福祉の仕事の魅力発信に努めます。

基本目標2 「安心して暮らせる地域づくり」

1 住民主体の活動環境の整備

現状と課題

急速な少子高齢化が進む中、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025 年)を間近に控えて、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、保健、医療、福祉、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の深化・推進が急務となっています。

また、国においては、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」「参加支援事業」「地域づくり事業」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

この中で、「地域づくり事業」として、本市において「地域支え合いネットワーク事業」 を推進しています。

地域支え合いネットワーク事業は、高齢者が社会参加し、地域において自立した日常生活を営むことができる体制を整備するために実施しているもので、住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所を確保し、支援が必要となっても、安心して住み慣れた地域で生活ができるように様々な取組を行うものです。

また、様々な福祉課題を抱える人やひとり暮らし高齢者等を地域の数人で構成されるチームで支援する「ケアネット活動」を推進しており、令和元年度のケアネット活動チーム数は 221 チームとなっています。

地域福祉アンケート調査では、「住民相互の支え合い・助け合いは必要だと思う」と回答した人は94.2%となっており、意識の高さがうかがえます。

今後も活動を推進し、住民相互の支え合い・助け合いを一層広げていくことが重要です。

市民が取り組むこと

- ・地域の交流活動に積極的に参加して、仲間を増やしましょう。
- ・地域の問題をどうしたら解決できるか、仲間と話し合いましょう。
- ・日頃からの近所付き合いを大切にしていきましょう。
- ・地域の子どもや高齢者、障がい者などを知っておきましょう。
- ・困っている人がいたら、自主的に手助けをしましょう。

施策 地域支え合いネットワーク事業の推進

市が取り組むこと

地域支え合いネットワーク事業の地域振興会圏域全地区での展開を目指します。

地域支え合いネットワーク事業を基盤に、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、高齢者のみならず、障がい者やひきこもりの人のサポートや住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の構築を目指します。

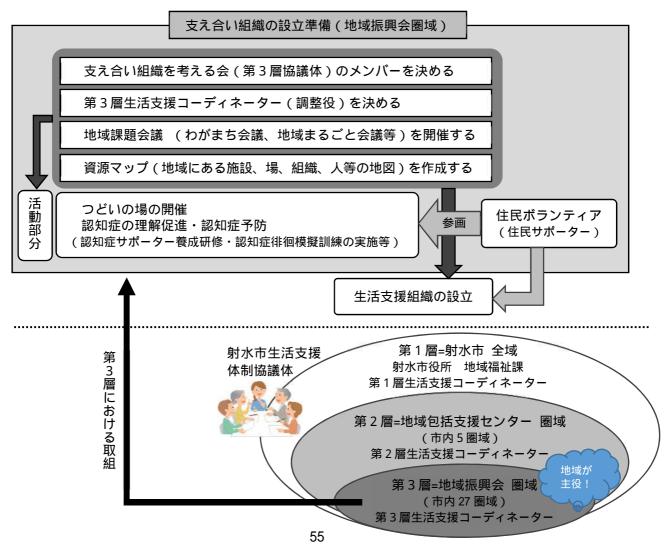
事業の実施に当たっては、庁内各課や、関係機関との連携を強化し、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つの機能の一体的実施に努めます。

市社会福祉協議会が取り組むこと

地域包括ケアシステムの深化に向けて、各層の生活支援コーディネーター との日頃からのネットワークを強化し、地域住民による支え合いの生活支援体制づくりの推進に努めます。

第2層生活支援コーディネーター連絡会議や第3層協議体 会議等に参画し、市社会福祉協議会が有する地域ネットワークを活用し、市や地域包括支援センター等の関係機関との協働による地域支え合いネットワーク事業の推進を図ります。

~ 地域支え合いネットワーク事業実施 概念図~



地域支え合いネットワーク事業の活動事例 (令和2年1月現在)

七美地区

概要(R2.4.1)

人口:1,410人 世帯数:543 世帯 自治会数:8自治会 65 歳以上人口:527 人 高齢化率:37.4%

第3層生活支援コーディネーター:3人 (地区社会福祉協議会長、地域福祉推進員) 取組の経過

地域支え合いネットワーク事業申請 平成 28 年度 平成28年10月 住民型デイサロン「いこいの家」開始

平成 28 年 11 月 地域課題会議実施

地域支え合いネットワーク事業として 平成 29 年度

継続実施

100歳体操・茶話会

開催日:第1~4金曜日

時 間:13:30~15:30 利用料: 200円 参加者:約55名





歌声喫茶「紅とんぼ」

開催日:第1金曜日 時 間:10:00~12:00 利用料: 200 円 + 300 円

(昼食代) 参加者:約20名

映画鑑賞「チャンネル7」

開催日:第4金曜日 時 間:10:00~13:30

利用料: 200 円 + 300 円(昼食代)

参加者:約35名



ふれあい喫茶

開催日:第2:3金曜日 時間:10:00~13:00

利用料: 200 円 + 300 円(昼食代)

参加者:約20名

キッズサロンの開催

~ キッズサロン1~

いこいの家の利用者と地域の子どもたちとの 交流を目的に、ゲームやランチを楽しみました。

~ キッズサロン 2 ~

流しそうめんやゲームなどの縁日コーナーを 設け、交流を図りました。











希望に応じて「いこいの家」への送迎サービスを実施

利用料:100円(往復) 地域振興会で保険料の支払いを行い、運転手を決めて実施

スタッフ会議

月に1回、定期的にスタッフ会議・意見交換を行い、課題が出た際には対応策を話し合っています。

今後の取組

地域に住む誰もが地域の福祉に関わり、考えてもらえるような環境づくりを目指し、住民同士の絆(お互 いさま)を大切に、活動を続けていきます。

地域支え合いネットワーク事業の活動事例 (令和2年1月現在)

南太閤山地区

概要(R2.4.1)

人口:3,230人 世帯数:1,310世帯 自治会数:14 町内会 65 歳以上人口: 1,219 人

高齢化率:37.7%

第3層生活支援コーディネーター:2人

(地区社協副会長兼ヘルスボランティア、元民生委員)

取組の経過

平成 28 年 11 月 モデル事業申請

平成 28 年 12 月 アセスメントシート作成

平成 29 年 1 月 資源マップ作成・地域課題会議実施

> 季節や行事に合わせた花を飾 り、花言葉や特徴を教えてくれ

平成 29 年 4 月 住民型デイサロン

「支えあいネット みなみ」オープン



みんなが主役の集いの場。 きららか射水100歳体操や茶話会・催しを 楽しみ、笑顔があふれています!



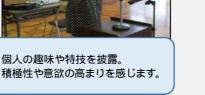
個人の趣味や特技を披露。





るお花の先生。

95歳の二人が出会い、友 情を育んでいます。





夫婦で富山に来て3年。 みなみという場所で地域 とつながることができまし た。



ボランティアによる「わやわや劇 団」が誕生しました。余興はおま かせ!

第3層生活支援コーディネーターの思い

オープン当初は皆さん新しい出会いの場に緊張もありましたが、今ではそれぞれが気負うことなく、自然 体でサロンを楽しんでいます!

時間をかけて築き上げたネットワークは、これからの地域の力となって笑顔を作り続け、支えていくでし

みなみが皆さんの心と身体のよりどころとして親しまれ、深く地域に根付いていくことを願っています。

施策 ケアネット活動の推進

市が取り組むこと

地域住民自らが福祉ニーズを把握し、その解決に取り組むケアネット活動の充実を図るため、地域の関係者と保健・医療・福祉の関係者とのネットワークづくりを推進します。

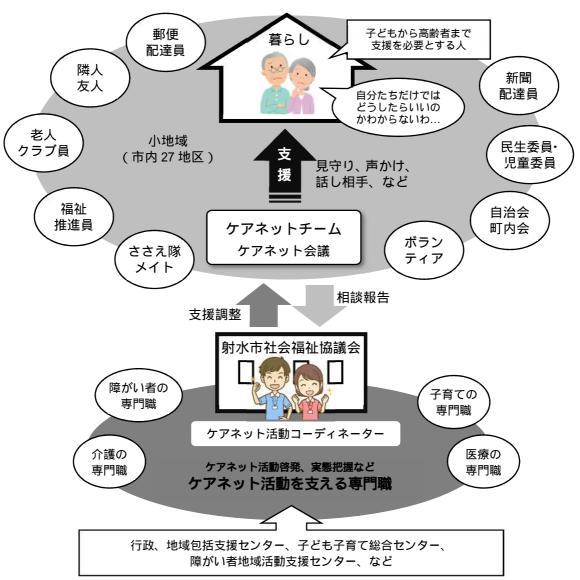
市社会福祉協議会が取り組むこと

地区社会福祉協議会を中心に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支援を必要とする人に対して、地域住民等で構成されるケアネットチームによるケアネット活動を推進します。

地域振興会や自治会・町内会、老人クラブ等の地域の様々な団体や、高齢福祉推進員、 ささえ隊メイト 、認知症サポーター等の地域福祉人材との有機的な連携を促進し、ケア ネット活動の活性化と活動の担い手の拡充を図ります。

~ケアネットチームの構成例~

チームは支援を必要とする人の課題に応じて3~5名程度で構成



2 権利擁護の推進

成年後見制度利用促進基本計画策定に当たって

本市の高齢化率は30%を超え、高齢者のみの世帯も21%を超えています。

これらの状況から、認知症高齢者の増加や知的、精神障がい者等が親世代の高齢化により、社会的孤立状態となってしまう等の課題が懸念されます。

「自分らしく暮らしたい」という思いは誰もが持つ基本的な願いであり、その人らしく暮らし続けることができるよう、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合っていくことなど、権利擁護支援の体制構築が今後ますます重要となってきます。

そうした中、本市においては、呉西6市連携事業 により「呉西地区成年後見センター」 を設置し、成年後見制度の利用促進を進めています。

国の「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、市町村は、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされていることから、本計画の策定に併せて、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

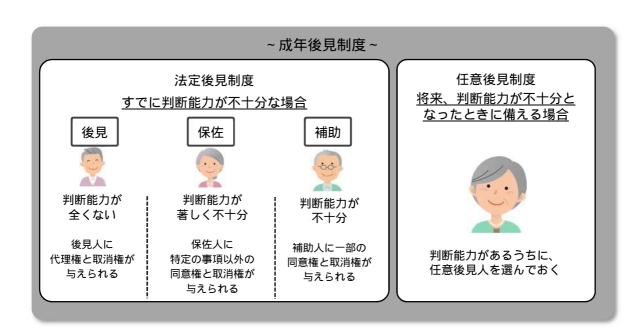
成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念の観点から、判断能力が不十分であるために意思決定が困難な人を対象としています。

判断能力の程度に応じて、成年後見・保佐・補助の3つの分類があり、それぞれ成年後 見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、 財産等の権利を擁護する制度です。

今後、認知症高齢者の増加や単身世帯高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられています。

本計画は、判断能力が十分でない人が、成年後見制度の利用が必要なときに円滑に、確実に利用できるよう、そして本人の尊厳が保持され、地域で「自分らしい暮らし」を続けられることを目指します。



成年後見制度における現状と課題

平成31年4月に呉西6市連携事業により中核機関である「呉西地区成年後見センター」が高岡市社会福祉協議会館内に開設されました。

センターでは、成年後見制度の利用に関する相談や後見業務を行っています。

成年後見制度の利用者数は増加傾向にありますが、制度が必要と思われる人のセンターでの相談利用につながるよう、更なる普及啓発が必要です。

地域福祉アンケート調査では、「成年後見制度を知っていて利用したい」と回答した人が5.3%となっており、約6割の人が「市民後見人になりたいとは思わない」と回答しています。市民後見人になりたいとは思わない理由としては、「責任が重大だから」が66.1%となっています。

市民後見人とは、一般市民が社会貢献のために養成研修を受講し、成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上で、成年後見人等として活動する人のことで、令和元年度における本市市民の市民後見人バンクへの登録者は13人です。認知症高齢者の増加が見込まれる中で、引き続き育成に取り組み、市民後見人を増やしていく必要があります。

また、必要な人が必要なときに円滑に制度を利用できるよう、その周知・啓発に努め、 利用申請時の支援を行う等の利用促進を図ることが必要です。

市民が取り組むこと

- ・市の広報などを読み、成年後見制度について理解を深めましょう。
- ・成年後見制度を地域で話題にし、制度を知る人を増やしましょう。
- ・成年後見制度を必要とする人がいたら、制度と窓口を紹介しましょう。
- ・虐待やDVについて相談できる先や、相談機関を知りましょう。
- ・地域で異変に気が付いたときには、関係機関へ通報したり、相談したりしましょう。
- ・「心のバリアフリー」を意識し、人権を大切にしましょう。

施策 成年後見制度の利用促進

市が取り組むこと	
「呉西地区成年後見センター」を中核機関とした成年後見制度の利用 促進	中核機関である「呉西地区成年後見センター」は、法人後見受任業務として、判断能力が不十分で成年後見制度の利用を必要とする人の成年後見人等となり、身上監護(各種手続きや福祉サービス契約)や財産管理(日常的金銭管理)見守りの支援等を行います。
成年後見制度に関する 相談会の開催	呉西地区成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談 業務を行います。また、市でも相談窓口の開設(市役所、地域 包括支援センター)や専門職による成年後見相談会を行います。
成年後見制度の周知・啓 発	パンフレットの作成や広報での周知により、成年後見制度の 利用促進に取り組みます。
市民後見人の育成	呉西地区成年後見センターにおいて、市民後見人養成講座及び実務研修を開催し、市民後見人を養成します。そして、講座及び研修を受講された人を「市民後見人バンク」に登録し、「法人後見支援員」として活動してもらい、将来的に個人受任型の市民後見人として活動できることを目指します。
市民後見人育成講座・ 研修に関する周知	呉西地区成年後見センターで実施する市民後見人養成講座・ 実務研修をパンフレットや広報で周知します。

市社会福祉協議会が取り組むこと

判断能力が不十分な人の権利擁護支援である日常生活自立支援事業を通じ、市や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、成年後見制度の適切な利用促進を図ります。

生活困窮や8050問題等の個別支援から、潜在的ニーズの発見に努め、適切な利用 促進に努めます。

呉西地区成年後見センターや市をはじめ、地域包括支援センター等の関係機関と緊密 に連携し、権利擁護を推進します。

呉西地区成年後見センター

呉西地区(射水市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市)の市民を対象に、「成年後 見制度」の利用を支援します。

相談

成年後見制度の利用に関する総合的な相談 (申し立て書類等の書き方など)

人材育成

市民後見人の養成講座・実務研修の実施 (研修終了者は、市民後見人バンクに登録し、 法人後見支援員として活動)

法人後見の受任

家庭裁判所から依頼があった際に、必要に応じて 呉西地区後見センターが後見業務を実施



呉西地区成年後見センター (高岡市社会福祉協議会2階)

虐待・DV や差別・偏見における現状と課題

高齢者、障がい者、児童などの虐待被害防止及び早期発見・早期対応を図り、防止に関する啓発活動を行うため、関係機関・地域と連携を図りながら、虐待を防止する体制づくりが必要です。

人権問題や障がい者・外国人に対する差別や偏見だけではなく、新型コロナウイルスの 感染者やその家族、感染症に関わる人への差別や偏見が問題となる中で、あらゆる差別や 偏見を解消する取組を進めていく必要があります。

施策 虐待及びDV防止対策の推進

市が取り組むこと	
高齢者虐待防止対策の 推進	高齢者への虐待の防止並びに被虐待者の早期発見、被虐待者 及び養護者への支援を実施するための専門職を配置し、高齢者 の権利擁護に関する情報提供の充実を図ります。 身近な相談窓口である地域包括支援センター等の相談体制の 強化を図ります。
障がい者虐待防止対策 の推進	障がい者への虐待の防止、早期発見、被虐待者の保護及び自立の支援、擁護者への支援を実施するため、障がい者虐待防止センターに専門職を配置し、迅速かつ的確な対応を図っていきます。
児童虐待防止対策の推 進	児童虐待を防止するため、専門的な知識を有した家庭児童相談員や母子・父子自立支援員を配置し、相談支援事業等を行います。 保健センター、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、児童相談所等の関係機関との連携を図ります。
DV防止対策の推進	DV防止対策に関係する機関、団体等と連携し、必要な情報の共有を図ります。 DV防止対策啓発のための研修会を開催します。

市社会福祉協議会が取り組むこと

児童や高齢者、障がい者に対する虐待やDVの防止対策の啓発に努めます。

一人ひとりの権利を擁護するため、市や支援団体等と緊密に連携した一体的支援に努めます。

施策 差別・偏見の解消

市が取り組むこと	
人権相談体制の充実	人は皆、法の下の平等であるという基本理念に立ち、人権尊 重の理念の普及啓発や人権教育を実施します。
	人権相談の窓口機能の向上を図るなど、人権相談体制の充実 に努めます。
障がい者差別の解消	障がい特性の理解の促進など、障がい者の差別解消に向けた 普及啓発に努めます。
新型コロナウイルス等 の感染症に関する差別・ 偏見の防止	新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大している中で、感染者やその家族、完治した人や感染症に関わる人への差別や偏見が問題になっています。差別や偏見をなくすための啓発活動を進めます。 新型コロナウイルス等の感染症に関し、「正しく理解し、正し
	く恐れる」ための情報発信を行います。 LGBTQと呼ばれる人は、周囲の理解不足や偏見などによ
LGBTQ への理解促 進 	り、社会の中で様々な困難に直面しています。LGBTQに関する正しい情報の提供や理解促進のための教育など、啓発活動 を進めます。
多様性を受け入れる意 識の醸成	同じ地域に住む一員として相互理解を深めるため、外国人と の交流事業を推進するなど、多様性を受け入れる意識の醸成に 努めます。

市社会福祉協議会が取り組むこと

専門機関と連携し、多様性の理解を深め、差別のない誰もが互いに認め合う社会づく りの推進に努めます。



3 バリアフリー ・ユニバーサルデザイン の推進

現状と課題

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が平成 18 年 12 月に施行されました。

この法律は、高齢者、障がい者、妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性 の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化の推進を目 指すものです。

また、本市では、令和2年3月に「射水市バリアフリーマスタープラン」を策定し、誰もが安全で快適に移動でき、楽しく暮らせるまちづくりを推進しています。

高齢者や障がい者等にやさしいまちづくりが求められている中で、本市においても、外出しやすいように、歩道の段差解消や点字ブロックの敷設、公共施設におけるピクトグラム (サイン)への配慮等、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。

市民が取り組むこと

・「障がい」や「障がい者」について理解を深め、地域に「バリア」がないか、点検 してみましょう。

施策 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

市が取り組むこと	
バリアフリー・ユニバー サルデザインの推進	高齢者や障がい者が自由に行動し、社会参加できるように、 公共施設や公共交通機関などのバリアフリー・ユニバーサルデ ザイン化を一層推進し、民間施設においても、推進するよう勧 奨します。 高齢者や障がい者に配慮した、道路の段差解消、点字ブロッ クの敷設、利用しやすいトイレの設置等により、外出時の安全 確保を図ります。 街路樹の根等の通行の障害になっている問題箇所を把握し、 障害物の撤去や修繕を適宜行います。
ゆずりあいパーキング利 用証制度の推進	車椅子使用者や障がい者など歩行が困難な人が、障がい者等 用駐車場を円滑に優先利用できるように、公共施設や商業施設 に協力駐車区画を設置・表示する「富山県ゆずりあいパーキン グ(障がい者等用駐車場)利用証制度」の周知を図ります。

4 災害時の支援体制の整備

現状と課題

災害発生時には、高齢者や障がい者などは、必要な情報の入手や自力での避難が困難なことが多く、被災しやすい立場にあるといえます。

平成 23 年の東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者は約 6 割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上りました。

こうした教訓を踏まえ、実効性のある避難支援がなされるよう国において平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村による避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者への提供等の規定が設けられ、行政と地域が連携して、被害を軽減するために取り組むこととされました。

近年、台風や大雨等の自然災害が全国的に多発している中で、災害時に支援が必要な人の安全を確保することは、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める地域福祉において も、重点的に取り組むべき課題となっています。

地域福祉アンケート調査では、約9割の人が「避難行動要支援者支援制度を知らない」 と回答しており、災害の備えに対する意識の向上や環境の整備・拡充が必要です。

令和2年4月1日現在、本市の避難行動要支援者登録率(災害発生時に特に支援を必要とする人のうち避難行動要支援者名簿への登録及び名簿情報の開示に同意した人の割合)は54.5%、災害発生時に障がい者等を受入可能な特別の配慮がなされた避難所である福祉避難所の施設数は54施設となっており、各種取組を展開することで、それぞれ増加を目指していく必要があります。

市民が取り組むこと

- ・地域の防災訓練に参加しましょう。
- ・自治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織などに協力して、避難行動 要支援者を支援する体制を作りましょう。
- ・災害時には、情報の収集や把握、避難などが困難な人に対して声をかけたり、手助けをしましょう。
- ・日頃から、隣近所と災害時の話をしましょう。
- ・平常時から避難先や避難の方法、経路について把握しておきましょう。

施策 避難行動要支援者支援制度の推進

市が取り組むこと	
避難支援等関係者との 連携	災害時等における要支援者の支援に向け、避難支援の実施に 携わる関係者と連携し、要支援者の把握や情報の共有に努める とともに、自主防災組織への支援に努めます。
個別計画の策定	災害発生時の避難支援等を実効性のあるものにするため、要 支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どの経路で、どこ に避難するかなどを具体的に記載した「個別計画」の策定に取 り組みます。

市社会福祉協議会が取り組むこと

市とともに市民へ避難行動要支援者支援制度を周知し、要支援者への災害時支援や日頃からの見守りについて、地区社会福祉協議会や自治会・町内会、自主防災組織などが連携し、災害時に地域で支え合える体制づくりを推進します。

実効性の高い仕組みにするため、登録された支援者のみで支援するのではなく、自治会・町内会や民生委員・児童委員などの地域住民に加え、福祉関係事業者を含めた身近な地域での日頃からの見守り支援体制の強化を図ります。

~ 避難行動要支援者支援制度のイメージ~



市の役割

平常時

避難行動要支援者名簿の 作成 避難支援等関係者との 情報共有 個別計画の策定

災害時

避難行動要支援者の 避難支援、安否確認 福祉避難所の開設

市

- ・名簿提供についての確認
- ・個別計画の策定



- ・同意した方の名簿情報の共有
- ・個別計画策定の協力

避難行動要支援者 (高齢者、障がい者など)

災害発生時に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難を確保するため、特に支援を必要とする人



避難支援等関係者

(市消防本部、射水警察署、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童 委員、自治会・町内会、自主防災組織など)

避難支援等の実施に携わる関係者



- ・平常時の見守り
- ・災害時の避難支援など





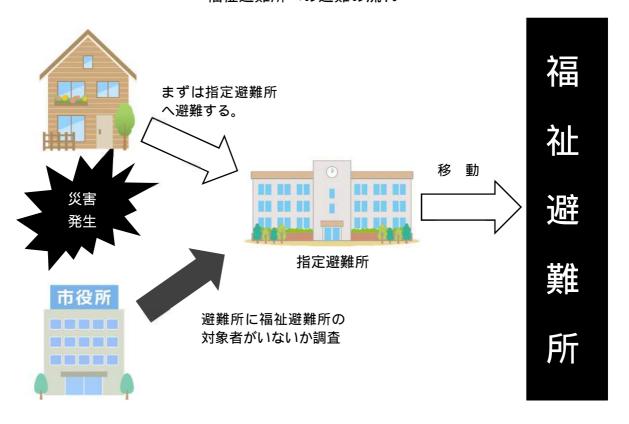
施策 福祉避難所の拡充

市が取り組むこと

福祉避難所に関して、平常時から知識の普及と周知を図ります。

市内の福祉事業所と災害時における福祉避難所としての使用に関する協定を締結し、災害時に開設できる福祉避難所の拡充を図ります。

~福祉避難所への避難の流れ~



基本目標3 「自分らしく生活できる仕組みづくり」

1 包括的な相談支援体制の構築

現状と課題

「複雑化」「複合化」している課題を持つ人や世帯、制度の狭間となっている新たな課題などへの支援を効果的に進めるためには、分野や公・民の枠を超えて協働していくことが必要です。

また、困りごとを潜在化させずに包括的な支援を行っていくためには、情報共有が課題となっています。

国において創設された重層的支援体制整備事業では、市町村に対して「相談支援」(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)とつながりや参加の支援である「参加支援事業」を実施するよう求めています。

地域福祉アンケート調査では、「不安や悩みをどこに相談したらよいかわからない」と 回答した人が7.4%となっています。

また、今後市が重視していく必要のある福祉施策で「相談窓口の充実」と回答した人が30.6%となっています。

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止める断らない相談体制の構築が重要です。

市民が取り組むこと

- ・困ったことやわからないことがあったら、周りの人に相談しましょう。
- ・心配ごとや悩みごとを相談できる機関や地区担当民生委員・児童委員の名前について、把握しておきましょう。
- ・心配ごとや悩みごとなどがあった場合は、市の窓口や専門機関に早めに相談しましょう。

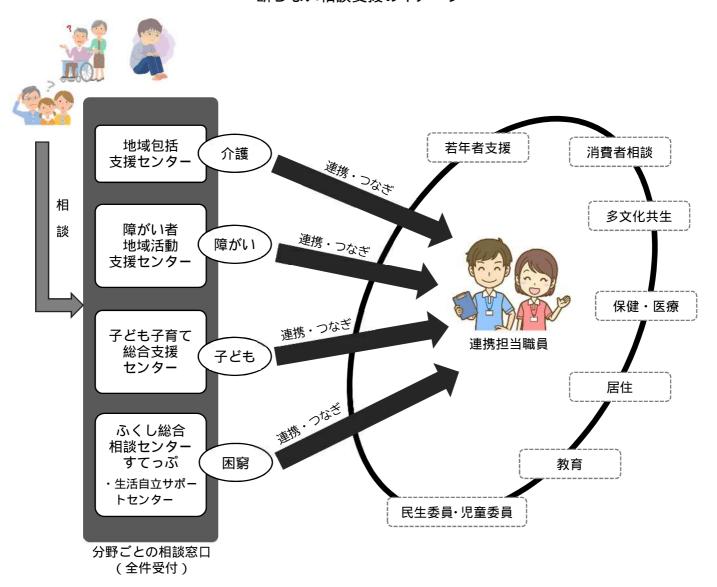
施策 断らない相談体制の整備

市が取り組むこと

「複雑化」「複合化」している課題や制度の狭間の課題等に対応するため、多機関が協働して断らない相談支援体制を構築します。

個人のニーズに合わせた就労支援、居住支援等の"出口支援"や、訪問による見守りなど、本人に寄り添った丁寧な伴走支援体制の確保のための取組を実施します。

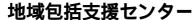
~ 断らない相談支援のイメージ~



市社会福祉協議会が取り組むこと

「射水市ふくし総合相談センターすてっぷ」を中心に、ボランティアセンターやケアネット活動と連携し、多機関協働による年齢や対象を問わない「全世代型・全対象型」の地域包括支援体制づくりを目指します。

支援を必要とする人や、様々な地域の困りごとを地域の関係者との連携により早期に 把握するため、「コミュニティソーシャルワーカー」の配置を目指し、地域と専門職の つながりを強化し、支援関係機関との協働による包括的相談支援体制づくりに努めます。



いつまでも自分らしく 住み慣れた地域で暮らして いけるよう、高齢者本人は もとより、家族や地域の人 などが様々な相談ができる総合 相談窓口として、地域包括支援 センターを市内5か所に設置しています。



心身の衰え 介護の不安や悩み 緊急の支援

総合相談・支援や 必要なサービスとの連携

包括的・継続的 マネジメントの支援

高齢者の虐待防止の ための相談や権利擁護

介護予防の ケアマネジメント

障がい者地域活動支援センター

障がい者が気軽に相談でき、日中の様々な活動や社会との交流を促進するための事業で、 市内4か所で実施しています。

相談支援は、障がい者やその家族、地域の人などから、福祉サービスの利用、日常生活、就労・進路に関する相談など無料で行っています。また、料理やカラオケ、バーベキュー、スポーツ観戦など事業所ごとに楽しい活動を企画しています。





あいネットいみず

ふらっと





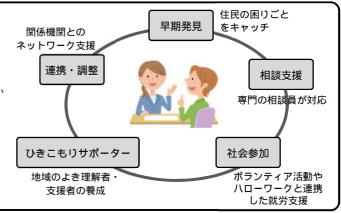
子ども子育て総合支援センター (キッズポートいみず)

子育て支援を行う総合支援施設として、子どもの 悩み総合相談室や子ども発達相談室など、子ども に関する総合的な窓口として機能するとともに、 母子総合相談室を開設し、妊娠・出産・子育て期 にわたり切れ目のない相談・支援をしています。



ふくし総合相談センター すてっぷ

市社会福祉協議会内に設置されている、 各種相談事業(生活困窮者自立支援、ひ きこもり支援、日常生活自立支援、生活 福祉資金貸付)が一つになった、ワンス トップ型の相談窓口です。



2 全庁的な体制整備

現状と課題

「複雑化」「複合化」している様々な課題に的確に対応していくために、所管部局のいわゆる「縦割り」に縛られることなく、関連部局が横断的に連携・協力することが必要です。

施策 庁内の部局横断的な連携体制の整備

市が取り組むこと

福祉保健部内の各専門職及び市社会福祉協議会担当者が、互いの知識・技術を生かし合い支援能力を高め、横断的なネットワークを強化する「福祉保健部事例検討会(つなぐミーティング)」を定例的に開催します。

福祉保健部内で連絡会議を定期的に開催し、認識の共有及び連携の強化に取り組んでいます。将来的には、地域の支え合い組織から集約された地域課題を協議する、第1層協議体からの問題提起を全庁横断的に開催する連絡会議で協議することで、市全体での課題や認識の共有を目指します。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施や食育の推進等、事業の推進において横断的な連携が必要な場合は、庁内ワーキンググループを設置するなど、ニーズに迅速かつ的確に対応できる推進体制を確立します。

市社会福祉協議会が取り組むこと

地域生活課題を抱える人を内包的に支援していくため、市福祉保健部が主催する「福祉保健部事例検討会(つなぐミーティング)」に積極的に参加し、職員の実践力向上を図るとともに、市職員と顔の見える関係づくりを強化し、地域福祉の推進を図ります。

3 制度の狭間の課題解決

現状と課題

地域の中には悩みや課題を抱えてはいるものの、どの制度の対象にもならず、制度の狭間に陥り、生きにくさを抱えて暮らす人々が存在しています。

急速に少子高齢化が進行する中、晩婚化に伴う出産年齢の高齢化等により、同時期に「育児」と「介護」の両方に直面する「ダブルケア」や、大人が担うような責任を引き受け、親や祖父母の介護や、兄弟姉妹の世話に当たる 18 歳未満の子ども「ヤングケアラー」は、大きな問題になっています。

近年、適正な管理が行われていない空き家や耕作放棄地等が防災、衛生、景観等の地域 住民の生活環境に影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の 保全のための対応が必要です。

また、いわゆる「ごみ屋敷」問題も制度の狭間の課題といえますが、問題が発生する背景には、認知症や加齢による身体機能の低下、地域からの孤立などの様々な要因があります。

地域福祉アンケート調査でも、「家族や親類にひきこもりがいる」と回答した人が8.6%、「ダブルケアの経験がある」と回答した人が 12.3%と、制度の狭間の課題を抱える人が一定数いることがうかがえます。

そのため、こうした人々の支援体制として、地域住民や行政、市社会福祉協議会等が一体となって、課題解決を目指す地域福祉の推進が求められています。

市民が取り組むこと

- ・ひきこもり支援に関心のある人は、ひきこもりサポーター になりましょう。
- ・認知症の人への理解を深めましょう。
- ・生活困窮者自立支援制度への理解を深めましょう。
- ・地域における生活困窮者の把握、見守り、自立相談支援機関との連携を図りましょう。

施策 ひきこもり支援の推進

市が取り組むこと

ひきこもり支援推進協議会において、ひきこもりに関する理解や支援を推進するため の施策の検討やサポート事業の効果検証、関係機関との連携強化等を図ります。

市社会福祉協議会が取り組むこと

「射水市ふくし総合相談センターすてっぷ」の周知を図り、ひきこもり状態にある人 やその家族に寄り添い、一人ひとりに合わせた参加支援に取り組みます。

ひきこもり状態にある人やその家族のため、専門相談会の開催や居場所づくりに取り 組みます。

ひきこもりに関する正しい理解を広めるため、ひきこもりサポーターを養成します。 支援関係機関とのネットワークの強化を図ります。

施策 生活困窮者の自立支援

市が取り組むこと	
生活困窮者への支援	支援を必要とする人が制度につながるよう、生活困窮者自立 支援制度やその支援内容について、市の広報やホームページな どの媒体や関係機関との連携により、市民に周知を図ります。 生活保護に至る前の早期段階から支援できるよう、また、ニ ーズに応じた支援が計画的かつ継続的に提供できるよう、相談 窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。 借金の返済等により毎月の収入を上回る支出があり、生活が 苦しい人に、家計での困りごとを一緒に考え、解決に向けた支 援を行います。
居住の支援	離職等で住居を失った、又は失うおそれのある人に、求職活動期間中の家賃補助を行います。
就労の支援	これまでの経験等を踏まえて無理なく長く仕事を続けられるようにするため、ハローワークと連携しながら早期就労に向け支援を行います。 長年働けずにいる、又は働いたことがないなど、直ちに一般就労することが難しい人に、就労に向けた段階的な支援を行います。

市社会福祉協議会が取り組むこと

生活困窮や社会的孤立状態にある人や、表出していない課題も含め複合化した課題を 有する人、就労に困難を抱える人に対し、段階に応じて適切にサポートします。

民生委員・児童委員や地域包括支援センター、ケアマネジャー等との連携により、支援を必要とする人の早期発見に努めます。

自立支援策として、生活福祉資金貸付制度 や、ハローワークと連携した就労支援、弁護士会と連携した司法相談支援、フードバンク と連携した緊急食糧支援等に取り組み、支援関係機関のネットワーク強化を図ります。

地域における社会的孤立の防止に努め、共生の地域づくりを推進します。





施策 ダブルケアラー・ヤングケアラーへの支援

市が取り組むこと

ダブルケアに直面する人(ダブルケアラー)やヤングケアラーの負担感を軽減し、育児や介護、兄弟姉妹の世話等に前向きに取り組めるよう支援するため、福祉サービスの情報提供や相談窓口の充実、関係機関との連携強化を図ります。

市社会福祉協議会が取り組むこと

地域住民や訪問機会のある福祉サービス事業者等との連携を密にし、地域ケア会議等を通じて関係者間での早期発見・支援の体制づくりに努めます。

施策 空き家・ごみ屋敷対策の推進

市が取り組むこと	
空き家対策の推進	空き家等の未然防止並びに発生後の適切な管理について、市の広報やホームページを活用し情報提供を行うほか、地域のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対する働きかけ・相談受付体制の強化に努めます。 管理不全状態の空き家等に対しては、市の関係課や関係機関と連携し、所有者に建物等の利活用や除却を促すなど、更なる悪化を引き起こさないよう対策を講じます。
ごみ屋敷対策の推進	地域住民や自治会などからの情報収集に努め、実態を把握するとともに、市の関係課や関係機関と連携し、早急な問題解決に努めます。

市社会福祉協議会が取り組むこと

社会的孤立や経済的困窮等を背景とした、生活や住居に配慮を要する人の住まいの確保や衛生環境の整備のため、市担当部局や関係機関等との分野横断的な支援体制の構築に努めます。

4 更生支援の推進

地方再犯防止推進計画策定に当たって

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

しかし、こうした生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、 刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社 会で孤立させない息の長い支援等を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携・協力し て実施する必要があります。

特に、支援に当たっては、保健・医療・福祉などの各種サービスを提供する市町村の役割が極めて重要です。

平成28年に成立し、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策の実施等における責務が国だけではなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されたことや、市としても地域共生社会の実現のために、犯罪や非行をした人の更生支援を推進していく必要があることから、本計画の策定に併せて、地方再犯防止推進計画を策定しました。

現状と課題

地域福祉アンケート調査では、「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う」と回答した人は 17.6% となっています。

そして、立ち直りに協力したいと回答した人のうち 32.0%が協力したい内容が「わからない」と回答しており、更生支援に対する理解は高くありません。

更生支援についての理解と協力を進め、再犯防止や犯罪をした人の社会復帰につなげて いくことが重要です。

市民が取り組むこと

- ・犯罪や非行をした人への偏見や差別をなくしましょう。
- ・保護司等の更生保護ボランティアの活動を理解しましょう。
- ・更生保護のボランティア活動に意欲のある人は、活動に参加しましょう。

施策 更生支援の推進

企業・事業所が取り組むこと

犯罪や非行をした人の雇用に協力し、社会復帰を支援しましょう。

市が取り組むこと	
	犯罪や非行をした人への偏見や差別をなくし、社会の中で孤立せずに生活できるように、「社会を明るくする運動」をはじめとする啓発活動などを推進し、更生支援の取組の必要性についての周知と啓発に努めます。
更生支援の取組への理 解の推進	薬物依存に関する正しい理解が広がるように、様々な関係機関や団体と連携して、広報や啓発活動に取り組みます。
	保護司や更生保護女性会などの更生保護活動を一層周知する ことにより、活動への支援を推進します。
	地域での活動や民間ボランティア等と連携して、地域での学びの場づくりを推進するよう、保護司と学校関係者の連携や、協力体制づくりなどに努めます。
	地域での見守り活動や居場所づくりの活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、犯罪や非行を起こしにくい、つながりのある地域づくりを支援します。
	貧困や社会的孤立による犯罪の防止に向けて、生活困窮者自 立支援事業等を活用した支援を行います。
社会復帰を進めるため	障がいや認知症などが起因して犯罪の加害者になってしまう場合があることも踏まえ、介護や日常生活の支援が必要な人が適切な福祉サービスを利用できるように支援します。
の連携と支援の推進	学校等と連携し、非行の未然防止や立ち直り支援を行います。 ハローワーク等の関係団体と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。
	生活の基盤となる住居確保のため、公営住宅の活用、入居の ための支援などの取組を、高齢者、障がい者、生活困窮者など の住まいの確保のための支援と連携して推進します。
	薬物依存からの回復支援を必要とする人が適切な支援につながるように、相談窓口の周知に努めます。

市社会福祉協議会が取り組むこと			
更生支援の取組への理	保護司会等の関係団体と協働し、更生保護活動の周知を図り ます。		
解の推進	経済的困窮や社会的孤立を防止するため、地域の関係機関と 連携し、生活困窮者自立支援事業等による支援を行います。		
	支援を必要とする犯罪をした人に対し、NPO法人や地域の 関係団体と連携し、地域で生活するために必要な保健・医療・ 福祉サービス、住まい、就労、生活困窮等の適切な支援に努め ます。		

5 福祉分野以外との連携

現状と課題

高齢者や障がい者の社会進出が進む中で、より活力ある暮らしや活動を行うためには、 福祉以外の様々な分野と連携を進める必要があります。

近年では、障がい者等が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を 実現していく取組である農福連携(農業と福祉の連携)が注目されています。

農福連携の取組は、障がい者等の就労や生きがいの場の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながります。

また、商福連携(商業と福祉の連携)は、障がい者等の就労や生きがいの場の創出以外にも、買い物難民支援や空き店舗・空き家の活用等、地域の課題解決につながる取組といえます。

令和2年2月に開館した「救急薬品市民交流プラザ(いみず市民交流プラザ)」は、射水市社会福祉協議会と射水市商工会が入居するなど、福祉と商業の連携のためのプラットフォームが築かれており、これを生かした連携が望まれています。

施策 農業・商業と福祉の連携

市が取り組むこと

連携推進に当たり、農業側、商業側、福祉側それぞれの理解を深めるための啓発や他自治体での取組等の情報収集に取り組みます。

地域におけるひきこもりの人や障がい者等の社会参画に向けた、農福連携・商福連携の取組を支援します。

市社会福祉協議会が取り組むこと

福祉分野以外の団体や企業等との相互理解を促進する機会を創出し、分野を超えた連携・協働のまちづくりを推進します。

農業の後継者不足に対する福祉との連携の在り方について、関係団体等と検討する機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりに努めます。

企業の社会貢献活動の展開や、地域福祉活動に参画できるように、民間活力との協働による地域福祉の推進を図ります。

施策 公共交通との連携

市が取り組むこと 高齢者ドライバーが加害者となる交通事故の減少を図るため、高齢者で自動車の運転に不安がある人に運転免許証の自主返納を促します。 乗車体験会やオーダーメイドの時刻表の作成など、モビリティ・マネジメント の取組を通じて公共交通の利用を促し、自動車に依存したライフスタイルからの脱却を図ります。

市が取り組むこと	
	高齢者や障がい者等の移動手段の確保のため、引き続き福祉 交通のサービスを提供します。
移動手段の支援	地域住民が主体となった許可・登録を要しない互助による輸 送の導入等に向けた支援を検討します。
	市民と施設をつなぐ新たな地域交通「べいぐるん」の活用等により、高齢者等の外出機会の促進を図ります。

6 福祉サービス事業者への支援

現状と課題

様々なニーズに対応した多様な福祉サービスを提供できるように、サービスの供給主体である事業者への支援が必要です。

また、全ての社会福祉法人は、社会福祉法により、その高い公益性に鑑み、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するように努める責務が課されていることから、多様な福祉サービスの担い手として期待されています。

中でも、射水市社会福祉協議会は、地域の最前線で様々な福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、創意工夫をこらした独自の事業にも取り組んでいます。

しかし、地域福祉アンケート調査では、「射水市社会福祉協議会の活動を知らない」と回答した人が84.5%となっており、市社会福祉協議会の認知度の向上に合わせて、機能強化を図っていく必要があります。また、48.1%の人が福祉サービス等の充実を求めています。

必要なときに必要なサービスや支援が提供できるようにするため、既に事業を展開している事業者への支援や新しい事業者の参入促進など、事業者への支援の充実が必要です。

市民が取り組むこと

- ・広報「福祉いみず」などを通じて、市社会福祉協議会の活動内容を知りましょ う。
- ・市内の福祉団体とその活動内容について理解しましょう。
- ・地域包括支援センターが行っている支援内容を把握しましょう。

施策 地域における公益的な取組の推進

社会福祉法人が取り組むこと

福祉ニーズに対応した公益的な取組を実施し、望まれる福祉サービスを提供しましょう。

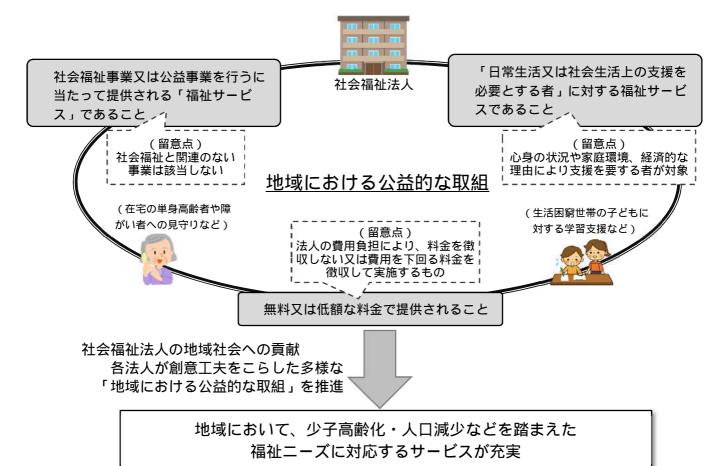
市が取り組むこと

各社会福祉法人において、地域の福祉ニーズ等を踏まえながら、法人の創意工夫による多様な地域貢献活動が行われるように、法人への働きかけを行い、地域における公益的な取組を促進します。

市社会福祉協議会が取り組むこと

支援が必要な高齢者や障がい者、子育て家庭などへ、適切な支援策を見出すため、市内の社会福祉法人とのネットワークの構築を目指します。

~ 公益的な取組のイメージ~



施策 事業者の参入促進・育成支援

市が取り組むこと

市内で不足しているサービスや今後促進していきたいサービスなどの情報を提供し、 事業者の積極的な参入を促進します。

市が実施する福祉サービスについて、社会福祉法人や企業等の適切な担い手への委託、 事業移譲等を検討します。

対話(サウンディング)型市場調査等により、民間事業者から広くアイデアを募りながら、民間活力の導入を図ります。

年齢や障がいの有無を問わず誰もが交流し、居場所と役割を持つ「ごちゃまぜ」のコミュニティ づくりに取り組む社会福祉法人等を支援します。

施策 市社会福祉協議会の機能強化

市が取り組むこと

地域福祉活動の中心的な役割を担う市社会福祉協議会及び市内全 27 地域の地区社会福祉協議会の機能及び体制の充実・強化に努め、拡充を図ります。

市社会福祉協議会が取り組むこと

地域福祉を推進する中核団体として、誰もが安心して幸せに暮らすことができる地域 づくりを推進するため、組織、財政などの基盤強化を図ります。

広報「福祉いみず」やホームページ等を活用し、市社会福祉協議会の役割を市民に広く周知するとともに、地域とのつながりを強化し、認知度の向上を図ります。

市と緊密に連携し、地区社会福祉協議会の運営及び活動の支援に努め、地区社会福祉協議会の活性化を促進します。

災害時における「災害ボランティアセンター」の設置・運営に当たり、平時から市担 当部局と緊密な連携を図ります。

救急薬品市民交流プラザ (いみず市民交流プラザ)

小杉地区に令和2年2月にオープンした 救急薬品市民交流プラザ(いみず市民交流 プラザ)は、誰もが気軽に立ち寄れる市民 交流拠点として、世代を超えて親しまれて いる施設です。

射水市社会福祉協議会や射水市商工会など5団体が入居しており、地域の様々な課題を共有し、互いの強みを生かしてともにまちづくりに取り組んでいます。



第5章 計画の推進体制と進行管理・評価

1 推進体制

本計画は、市が一方的に行うことにより達成できるものではなく、市民、関係団体、福祉 サービス事業者などの参画が不可欠であり、相互の理解と協力の下で推進していきます。 それぞれの担い手には、以下の役割が期待されています。

(1)市民の役割

市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、自らの地域について考え、地域活動への参加や近所や身近な人を気にかけるなど、普段からの交流を持つことが重要です。

また、自分自身の生活や健康の維持・向上のために努力することが求められます。

(2)地域振興会の役割

本市は、旧小学校区を基本単位とした 27 地区で構成されており、その中には 317 の 単位自治会・町内会が存在しています。

27 地区それぞれが、地域の個性を生かして自主的にまちづくりを行うために自治会を中核とした地域振興会を設立し、地域に住む人たちが助け合いながら、住みやすい環境にしていくために協力して自主的な取組を推進します。

(3)地区社会福祉協議会の役割

地域振興会ごとに 27 の地区社会福祉協議会が組織化され、地域の特色を踏まえ、地域の各種団体や福祉施設、市民とともに協力し助け合いながら、生活課題の解決を図ります。

(4)関係団体・機関の役割

市民活動に対する市民の関心が高まり、地域の枠にとらわれない地域福祉活動の担い 手として、大きな活躍が期待されています。

老人クラブ、児童クラブ等の地域の団体は、それぞれの目的の達成のために活発な活動を展開しており、それぞれの活動は、地域コミュニティの活性化に大きく寄与するものです。

(5)民生委員・児童委員の役割

地域福祉の最前線で、高齢者、障がい者、子育て世帯等に対する福祉サービスの紹介 や相談等の様々な活動に取り組んでいます。

支援を必要とする人と行政や専門機関をつなぐパイプ役や、身近な相談相手としてだけでなく、地域福祉活動の推進役としても、大きな期待が寄せられています。

(6)福祉サービス事業者の役割

それぞれの専門性を生かしながら、市民へのサービス提供に取り組みます。 また、必要に応じて、市社会福祉協議会や行政等とも連携・協働していくことが求め られます。

(7)市社会福祉協議会の役割

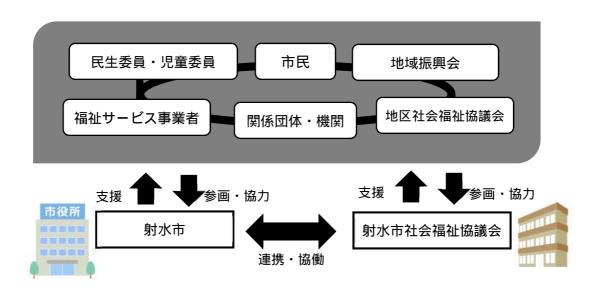
市や関係団体・機関等と連携し、市全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組を推進します。

(8)市の役割

市民の福祉向上を目指し、福祉施策を効果的・総合的に推進することが求められます。 福祉ニーズの把握に努め、公的サービスの充実を図るとともに、市民等と連携・協働 しながら、地域福祉を支えます。

計画が効果的に推進されるために、計画に基づく事業の調査・分析及び評価を行い、適切な進行管理に努めます。

~ 推進体制のイメージ図~



2 計画の公表と周知

計画を円滑に推進するためには、市民一人ひとりの協力が重要となります。

計画の推進に当たっては、計画策定の趣旨や計画の内容等について、市民の理解を深めるため、広報やホームページへの掲載など、あらゆる機会を通じて、公表・周知に努めていきます。

3 計画に係る指標

基本目標の達成状況を測るため、成果指標を定めるものとします。

指標名	現況 R1	中間目標 R6	最終目標 R12	備考
地域活動やボランティ アへの参加率《P48》	36.0%	40.0%	45.0%	アンケート調査により参加
地域活動への参加意識 《P48》	46.0%	50.0%	55.0%	意識を把握
ボランティア登録者数 《P48》	1,979 人	2,100人	2,200人	
地域福祉活動の担い手 養成数《P48》	290 人	490 人	690 人	住民サポーター研修会・ 従事者養成研修修了者数
地域共生社会の取組 地域数《P54》	0 地域	2 地域	5 地域	相談機能及び常設型の居場 所を有する共生社会構築事 業 の取組数
ケアネットチーム数 《P54》	221 J -L	240 ታ-ム	260 f- 4	
市民後見人バンク登録 者数《P60》	13 人	20 人	30 人	
避難行動要支援者登録 率《P65》	54.5%	61.5%	67.5%	避難行動要支援者名簿登録・名簿情報開示に同意した人 ÷ 災害発生時に特に支援を必要とする人
福祉避難所施設数《P65》	54 施設	60 施設	70 施設	
犯罪をした人の立ち直 りへの意識「協力したい」 の割合《P75》	17.6%	20.0%	25.0%	アンケート調査により 割合を把握

4 計画の評価と見直し

本計画の着実な推進を確保するため、各施策への取組がどのように展開され、市民の日常生活そのものがどのように変化したのか、その成果を的確に把握することが重要です。

このため、計画における各施策の実施について、その取組状況を把握しながら、適切な進行管理を行っていく必要があります。

計画の進行管理に当たっては、各施策の進捗状況を確認し、社会情勢などを鑑みながら評価を行います。

また、本計画の中間年となる令和7年度に地域福祉に関する市民の意識や意見を把握するためのアンケート調査等を実施し、計画の見直しを行います。

資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内容
令和 2 年 3 月 1 9 日	第1回射水市地域福祉計画等策定委員会 ・第2次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画の策定について ・現計画の体系及び指標・評価について ・地域福祉アンケート調査について ・今後のスケジュールについて
4月	地域福祉アンケート調査の実施(18 歳以上の市民 2,000 人対象)
5 月	「地域のふくし調査」の実施(27地区社会福祉協議会対象)
7月10日	第1回射水市地域福祉計画等策定ワーキンググループ会議 ・基本理念について ・計画に盛り込む施策について
8月 7日	第2回射水市地域福祉計画等策定委員会 ・アンケート等調査結果について ・計画骨子案について ・基本理念について
10月21日	第2回射水市地域福祉計画等策定ワーキンググループ会議 ・計画素案について
11月11日	第3回射水市地域福祉計画等策定委員会 ・計画素案について ・計画愛称について
12月18日~ 令和3年 1月18日	パブリック・コメント実施
令和 3 年 2 月 8 日	第4回射水市地域福祉計画等策定委員会 ・パブリック・コメントの実施結果について ・計画案について

2 射水市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

令和2年3月3日 射水市告示第43号

(設置)

第1条 本市の地域福祉に関する総合的かつ体系的な指針となる射水市地域福祉計画及び射水市地域福祉活動計画(以下これらを「計画」という。)を策定するため、射水市地域福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、必要な事項について協議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、18人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体関係者
- (3) 社会福祉団体関係者
- (4) 社会福祉関係事業者
- (5) 行政関係者
- (6) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから互選する。
- 2 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)を進行する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、市長が招集する。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 計画の策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課及び射水市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 射水市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

(敬称略) 任期 令和2年3月19日から令和3年3月31日まで

区分	所属団体等	氏 名	備考
学識経験者	富山福祉短期大学	鷹西 恒	委員長
子碱粒缺色	射水市医師会	木田 和典	
	射水市地域振興会連合会	高島 秀五郎	
市民団体	ロンナカーカニデキヘヘ	五十嵐 清	~ R2.3.31
中氏四体 	射水市老人クラブ連合会 	若林 啓一	R2.4.1~
	射水市商工協議会	砂原 良重	
	(福)射水市社会福祉協議会	門田晋	
	射水市民生委員児童委員協議会	中川 由紀子	
社会福祉団体	射水市心身障害者連合会	久々江 除作	
	射水市ボランティア連絡協議会	義本 幸子	
	射水保護司会	新中 孝子	
	(福)射水万葉会	高野 健二	
社会福祉 関係事業者	(福)射水福祉会	岸谷 茂	
101013-701	(特非)プラスワン	萩行 慎一	
	高岡厚生センター射水支所	竹内 智子	副委員長
ノニエト日日ノズ・ナン	高岡児童相談所	佐原 憲英	
行政関係者	54_l/→	板山 浩一	~ R2.3.31
	射水市	小見 光子	R2.4.1~
八曹	公募委員	高安和代子	
公募	公募委員	林原 りか	

4 用語集

	用語	解説	掲載 ページ
あ	IoT(アイオー ティ)	「Internet of Things」の略称で"モノのインターネット"と呼ばれている。インターネットに接続されていなかったモノが、ネットワークを通じて相互に情報交換をする仕組み	5
	アウトリーチ	手を伸ばすことを意味し、支援が必要な人に対し、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと	68
	いのちのバトン	医療情報や緊急連絡先等を記入した情報シートを「いのちのバトン」 という専用容器に入れ、冷蔵庫に保管し、救急時や地域住民どうしの日 頃の支え合い活動に活用する仕組み	49
	射水市子ど も条例	「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの幸せと健やか な成長を図る社会の実現に向け、射水市が制定した条例	50
	N P O (エヌピ ーオー)	「Non-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、 団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称	43
	LGBTQ (エルジービ ーティキュ ー)	レズビアン(女性同性愛者) ゲイ(男性同性愛者) バイセクシュアル(両性愛者) トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人) クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、わからない、又は決めない人)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称の一つ	63
か	介護支援専 門員 (ケアマ ネジャー)	介護や支援を必要とする人やその家族と相談しながら、利用者が適切な介護サービスを受けるための計画(ケアプラン)の作成や調整を行う。 一般的には「ケアマネ」と呼ばれる。	52
	介護予防·日常生活支援総合事業	要支援又は要支援状態となるおそれのある高齢者を対象に、住み慣れた地域でできる限り健康で自立した生活を送ることができるよう、多様な社会資源や実施主体を活用した生活支援サービスを総合的に提供する事業	14
	協議体	市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク	55
	共生社会構築事業	制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた事業	83
	共同募金	募金活動の一つ。赤い羽根をシンボルとする共同募金は、戦後、民間 の社会福祉施設などに対する財政補填のために行われていた民間の募金 活動を制度化したもの	51
	協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者 等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業 主	23
	刑法犯	刑法及び暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの 法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦(強制性交等)・暴行・傷害・ 窃盗・詐欺などの犯罪	22

検挙	検察官・司法警察職員などが認知した犯罪行為について、被疑者を取 り調べること。	22
権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がいを持つ高齢者等や障がい者の人間と しての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。	21
合計特殊出 生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数に相当するもの	18
更生保護	犯罪や非行をした人たちに対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や 支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動	23
高齢福祉推 進員	市長から委嘱を受け、ひとり暮らし高齢者宅への安否確認や孤独感解 消のための訪問を行う。	43
呉西6市連携 事業	富山県西部地域である、高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、 南砺市の6市が連携して行う事業	59
「ごちゃまぜ」 のコミュニテ ィ	障がい者は障がい者、高齢者は高齢者だけという従来型のコミュニティではなく、障がいのある人もない人も世代もかかわりなく、誰もが一緒に集まり、誰もが活躍することのできるコミュニティ	80
コミュニティ ソーシャルワ ーカー	制度の狭間や複数の生活課題を抱える世帯の支援に取り組む専門職。 課題解決のために、地域や専門機関等との協働による新たな仕組みづく りや、分野を横断した円滑な連携を図るための調整を行う。	69
ごみ屋敷	「家屋全体がごみで埋め尽くされ、悪臭や害虫によって近隣住民に被害を与えている状況」を指すことが多いが、一般的な定義づけはされていない。	42
災害ボランテ ィアセンター	災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるため の拠点	80
ささえ隊メイ ト	認知症サポーター養成講座を受講後、さらに認知症サポーターステップアップ講座を受講し、認知症の人とその家族に寄り添い、地域で認知症に関する活動に取り組む。	58
参加支援事業	本人のニーズを丁寧にアセスメントしたうえで、社会とのつながりを 作るための支援を行う。	54
ジェンダー	生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のことを 指す。	6
人工知能(A I)	学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピュー ターシステムを指す。AIは「Artificial Intelligence」の略称	5
市民後見人バンク	市民後見人養成講座や実務研修修了生が市民後見人として登録する制 度の名称	21
社会福祉士	いわゆる「ソーシャルワーカー」と呼ばれる国家資格で、身体・精神・ 環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相 談に応じ、助言や指導、支援を行う専門職	50
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動	76
	権合生更高進 呉事「のイコソーご災イさト参業 ジ人I) 市バ社社利計率生齢員 西業 ちコミーカ み害アさ加エエ民ン 会まなまなエンタボセえカン知後社明まなまなエヤカカメ大大よよ	横利擁護 認知症や知的障がい、精神障がいを持つ高齢者等や障がい者の人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。 合計 特殊 出 15 歳から 48 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数に相当するもの 更生保護 犯罪や非行をした人たちに対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動高齢 福祉 推

ਣੇ	重層的支援 体制整備事 業	既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」「参加支援事業」「地域づくり事業」の一体的実施に向けて創設された事業	54
	生活困窮	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性やその他の事情により、 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれ のある状態	3
	生活支援コー ディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域においてコーディネート機能 (主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者	55
	生 活 福 祉 資 金貸付制度	低所得世帯、障がい者又は高齢者の属する世帯に対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度	73
	精 神 保 健 福 祉士	精神保健福祉法で位置付けられた国家資格で、精神障がい者に対する 相談援助などの業務に携わる専門職	52
	相談支援専 門員	障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全般的な相談支援を行う。	52
	ソーシャルワ ーカー	一般的には、「社会福祉士」や「精神保健福祉士」の国家資格を取得しており、社会福祉に関連する事業に携わっている人の総称	50
た	対話 (サウン ディング)型 市場調査	事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法	80
	地 域 課 題 会 議	地域支え合いネットワーク事業の中で行われる会議で、各地区におけ る課題について取り上げ、検討や解決等を図る。	55
	地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の 充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議	74
	地域振興会	市内 27 の各地区単位で自治会等の自治組織を中心とし、その地区の女性組織、高齢者組織、青少年組織、福祉組織、スポーツ振興組織、消防団等各種団体が連携・協力し、地域づくりを共に行うために設立された組織	41
	地域包括ケア システム	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるように、地域の実情にそって「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」等を包括的に 提供するための体制	52
	地 区 社 会 福 祉協議会	地域の誰もが安心して暮らせるように、地域住民が地域でできることを互いに考え、支え合う、住民主体の組織。市内には、各地域振興会を 圏域として、27地区で組織されている。	11
	D V (ディーブ イ)	「Domestic Violence」の略称。配偶者やパートナーなど親密な関係に ある、又はあった者から振るわれる暴力	62
	デジタル・トラ ンスフォーメー ション(DX)	「デジタルによる変革」を意味し、デジタル技術の活用によって、人々 の生活をより良いものへと変革すること。	5

な	日 常 生 活 自 立支援事業	高齢や障がいにより一人では日常生活に不安のある人が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や書類等の預かりなど、本人との契約に基づいて支援する事業	22
	認 知 症 サ ポ ーター	認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする。	41
は	バリアフリー	生活の中で不便を感じること、様々な活動をしようとするときに障壁 になっているバリアをなくす(フリーにする)こと。	64
	ひきこもりサ ポーター	ひきこもりサポーター養成講座を修了した者。ひきこもりに関する基本的な知識を習得し、地域でひきこもり支援を行う。	72
	ピクトグラム	「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号(サイン)の一つ	64
	フードバンク	生産・流通・消費等の過程で発生する未利用食品を食品企業や農家等からの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組	73
	べいぐるん	新湊地区のベイエリアにおいて、市民と施設をつなぐ新たな地域公共 交通として期待されている電気三輪自動車	78
	保護司	法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティア。保護観察官(専門的な知識に基づいて保護観察の実施などに当たる国家公務員)と協力しながら、保護観察や犯罪予防活動等を行っている。	23
ま	民生委員 · 児 童委員	厚生労働大臣により委嘱された特別職(非常勤)の地方公務員。地域 の実情に詳しい方々が民生委員・児童委員として推薦されており、地域 の中で住民の立場に立った社会福祉活動を行っている。	31
	モ ビリティ・ マネジメント	過度な自動車利用から公共交通や徒歩などの適切な利用に少しずつ変 えていく取組	77
ゃ	ヤングケアラー	慢性的な病気や障がい、精神的な問題などを抱える家族の世話をしている、18歳未満の子どもや若者	72
	ユニバーサル デザイン	年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの 人が利用可能であるようにデザインする考え方。対象を障がい者や高齢 者等に限定していない点が、バリアフリーとは異なる。	64
5	理学療法士	理学療法士及び作業療法士法に基づく国家資格で、身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職	52

いみず地域共生プラン

第2次射水市地域福祉計画第3次射水市地域福祉活動計画射水市成年後見制度利用促進基本計画射水市 再犯防止推進計画

令和3年度~令和12年度

射水市福祉保健部地域福祉課 社会福祉法人射水市社会福祉協議会

〒939-0294

富山県射水市新開発 410 番地 1

TEL: 0766-51-6625 FAX: 0766-51-6657 〒939-0351

富山県射水市戸破 4200 番地 11

TEL: 0766-55-5201 FAX: 0766-55-5208

福祉保健部社会福祉課 資料 1 3 月定例会 民生病院常任委員会 令和 3 年 3 月 1 1 日

第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画(案)について

- 1 第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画(素案)に関するパブリックコメントの実施結果について
 - (1) 実施期間 令和2年12月18日(金)から令和3年1月18日(月)まで
 - (2) 閲覧を行った書類 第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画(素案)
 - (3) 書類の閲覧場所等 ア 射水市ホームページ イ 窓口等での閲覧(市社会福祉課、各地区センター及び中央図書館)
 - (4) 寄せられた意見等ア 意見の提出者数 31名イ 意見の件数 37件
 - (5) 意見等の概要及び考え方 別紙のとおり
- 2 第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画(案) 別添

意見等の概要及び考え方

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
1	第2章 障がい 者の状況 2(3)精神障がい者の状況 (P12)	精神障がい者が年々増加 している背景を詳しく知り たい。	近年、手帳の対象疾患であるうつ病の診断が増加傾向にあります。また、 手帳の取得により、税金の障がい者控除や、交通機関等の障がい者割引、障がい者雇用枠での就労など受けられる 経済的支援やサービスの選択肢が増えることも手帳取得者増加の背景にある と考えています。	無
2	第2章 障がい者 の状況 3(1)障がい者 福祉に関するア ンケート調査結 果 (P14)	調査に対する回答数が少ないため、当事者が集まり話せる懇談会のような場で質的調査を行うことも必要だと考えられる。	毎年、市内の障がい者団体で組織する心身障害者連合会と懇談する機会を設け、課題や要望について意見交換を行っていますが、次回計画策定時にはアンケート調査の実施方法について検討してまいります。	無
3	第2章 障がい者 の状況 3(1)障がい者 福祉に関するア ンケート調査結 果 (P14)	福祉計画作成時のアンケートには、ふりがなを付ける等の誰もが分かりやすい配慮が必要ではないか。また、アンケートから出た声の具体的解決法を書くべきでないか。	アンケートは、すべての漢字にふりがなを付けた調査票を用いて実施しました。 した。 また、アンケート調査結果から把握した福祉ニーズについて、第3章において計画の基本的な考え方やサービス見込量及び確保の方策を記載しています。	無
4	第2章 障がい者 の状況 3(1)障がい者 福祉に関する アンケート調査結 果 日常生活や就労 について (P16)	問 5 収入を得たい、仕事をしたい人が多いのは、働く場が少ないからか。	障がい者が求める就労条件と企業の 雇用条件とのマッチングが調わず、就 職に結びつかない方がいるためではな いかと考えています。また、作業所等 福祉施設から一般就労に移行するため の訓練や、就労定着の支援が難しいこ とも影響していると考えています。 今後は、計画に掲げた農福連携、商 福連携を推進し、就労の場の創出に取 り組みます。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
5	第2章 障がい者 の状況 3(1)障がい者 福祉に関するアンケート調査結 果 日常生活や就労 について (P16)	問5 回答では、「仕事は したくない」、「できない」を 一緒にしているが、意味合い が違っているので分けた方 がいいと思う。	「したくない」と「できない」の意味合いは異なりますが、この設問は「仕事をしたい」方の割合の把握が目的であるため、選択肢としては1つにまとめました。	無
6	第2章 障がい者 の状況 3(1)障がい者 福祉に関するアンケート調査 果 日常生活や就労 について (P17)	問7 就労支援事業所内にもバリアフリー対応の義務化を導入してほしい。もしくはそのような実態の情報公開を積極的にするよう呼びかけてほしい。	指定就労支援事業所の設備に関する 基準では、洗面所、便所等は利用者の 特性に応じたものであることとされて おり、一定の配慮がされていると考え ておりますが、より円滑に利用できる 環境となるように必要な情報提供につ いて働きかけてまいります。	無
7	第2章 障がい者 の状況 3(1)障がい者 福祉に関するア ンケート調査結 果 介助者の状況に ついて (P18)	問10 介助者がいなくなった場合に頼ってもよい機関が知られていないように思う。相談機関や生活する方法の種類を分かりやすく提示することにより、生活していく選択肢が増えると考える。	近な場所で気軽に相談できる機関として、4か所の障がい者地域活動支援センターを位置付けています。	無
8	第2章 障がい者 の状況 3(1)障がい者 福祉に関する サート調査結果 差別解消について (P23)	身障者スペースに駐車する と文句を言われる。) 身体障がい者が利用する	県で、ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)制度を実施しており、協力駐車区画であることを看板等で表示することになっています。 本計画では、用語説明の「障がい者マーク」の項目で説明しています。引き続き、制度の周知に努めてまいります。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
9	第2章 障がい者 の状況 3(1)障がい者 福祉に関するアンケート調査結 果 差別解消につい て (P23)	問29 (タクシーで障がい割引をお願いしたが、割引されなかった。) タクシー料金について、支援金等を考えてみたらどうか。	本市では、重度障がい者に対する福祉タクシー利用券交付事業や通院に係る移送サービス事業等により、社会参加の促進や移動支援を実施しています。	無
10	第2章 障がい者 の状況 3(1)障がい者 福祉に関するア ンケート調査結 果 差別解消につい て (P23)	問29 (公共交通機関を利用しにくい。車いすに対して手助けをしようとがいるがほとんどいない。バリーとが全く進んでいい。) 公共交通機関、歩道、駅等を障がい者が利用しても進めることを計画に記載したほうがよい。 (類似意見14件)	バリアフリー化の推進については、 障がい者施策に係る総合的な計画であ る「第2次射水市障がい者基本計画」 で、施策方針及び主要施策を示してい ます。 また、「射水市バリアフリーマスター プラン」に掲げた移動等円滑化の促進 に向けた取組を実施してまいります。	無
11	第2章 障がい者 の状況 3(1)障がい者 福祉に関するアンケート調査結 果 差別解消について (P23)	問31 障害者差別法を 理解していない人の割合が 多いので、もっと認知される ようにするべき。 (類似意見1件)	障害特性や合理的配慮についての理解を深めるため、差別解消に向けた普及啓発の取組を推進してまいります。(P31)	無
12	第2章 障がい者 の状況 3(1)障がい者 福祉に関調 温祉にト 関調 ま 実 ま について (P24)	問37 障がい者は災害 時に避難するのに不安が多 いから不安を少なくするこ とをしたらいいと思う。 (類似意見1件)	「第2次射水市障がい者基本計画」で、防災・防犯対策の施策方針及び主要施策を示しています。また、災害時の支援体制については、「射水市地域防災計画」に基づき、障がい者等要支援者に対する防災知識の普及や災害時の情報提供・避難誘導体制等の充実を図ることとしています。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
13	第2章 障がい者 の状況 3(1)障がい者 福祉に関するアンケート調査結 果 災害時の避難等 について (P24)	問38、問39 射水市避難行動支援者台帳の登録と、今後「登録したいか」の問いで「わからない」が半数。制度の周知が必要ではないか。	地域での暮らしを継続するためには、災害時の支援や平常時の見守り等地域で支え合える体制づくりが重要です。災害時に情報の入手や自ら避難することが困難な方の安全を確保するため、避難行動要支援者支援制度の周知を図ってまいります。	無
14	第3章 計画の基 本的な考え方 1基本理念 (P28)	令和元年 6 月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)が施行されたことを踏まえ、市の対応について計画に記載すべきである。	ご意見を踏まえ、基本理念の中に、 「情報提供体制の充実等により、社会 参加の機会を確保」を追加します。ま た、「情報提供体制の充実」の用語説明 として、読書バリアフリー法等の概要 を記載します。	有
15	第3章 計画の基 本的な考え方 2(1) 福祉 施設から一般就 労への移行等 (P29)	民間企業とのコラボで就 業支援を行う。また、簡単作 業や清掃とかではなく、ブラ ンド化できるものがあると いい。	就労については、農福連携や商福連 携を推進するため、農業、商業、福祉 の関係機関同士の認識、理解を深める ための啓発に取り組むこととしていま す。	無
16	第3章 計画の基 本的な考え方 2(1) ひきこ もり施策の推進 (P31)	どのように相談窓口や支援場所の周知を図るのか分からない。ひきこもりや不登校児の支援に携わる人材はどのように養成するのか。	広報やHP、ケーブルテレビを通じた情報発信、関係機関へのチラシ配付、 民生委員や障がい者相談員等への事業 紹介を行うことにより、ふくし総合相 談センターすてっぷの周知を図ってい きます。 人材については、ひきこもりサポー ター養成研修を開催し、ひきこもりの 正しい理解の普及や支援に携わるサポーターを養成しています。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
17	第3章 計画の基 本的な考え方 2(2) 日中 活動系サービス (P34)	介助をしている方の負担 を減らす方法について、 サービス系の利用目標を高く設定しているようだが、 く設定しているようだが、 けの力力をがあるが、 に負担軽減されているか。 介助者の助けを求めると、 良いのではないか。私の住む、 たいのではないか。私の住む、 ではないか。 しいのではないか。 といのではないか。 ではないか。 でいるがあるといる。 でいるがあるといる。 でいるがあるといる。 でいるがある。	サービスを利用する場合には、相談 支援事業所の相談支援専門員が利用者 及びご家族等の意向を十分に把握する とともに介助者の負担軽減を考慮した 上で、利用計画を立てています。 また、身近な場所で気軽に相談でき る機関として、4か所の障がい者地域 活動支援センターを位置付けていま す。 なお、計画では相談支援体制の充実・ 強化等を目標に掲げ、必要な施策を推 進することとしています。(P30)	無
18	第3章 計画の基 本的な考え方 3(1) 理解促 進研修・啓発事業 (P41)	店や電車、バスなどで障がい者の方に対する配慮がたりないと感じるので、地域や企業などで指導や対策をしてほしい。 (類似意見1件)	障がい者や障害特性に関する正しい 理解を深めるため、理解促進研修・啓 発事業を引き続き実施してまいりま す。	無
19	第3章 計画の基 本的な考え方 3(1) 理解促 進研修・啓発事業 (P41)	理解促進研修・啓発事業は、第5期計画は実績数値を鑑みると数値化することによってイベントの種類及び啓発活動の内容を推定される。数値化を推進することが重要である。	数値ではなく内容を重視し、事業の 取組内容を具体的に記載しています。 記載は、県への報告様式に準じてい ます。	無
20	第3章 計画の基 本的な考え方 3(1) 日常生 活用具給付等事 業 (P44)	介護・訓練支援用具の実績が計画に近い数値で推移していると評価しているが、実際は計画より多い。市民からの要望の増加に反して計画を縮小しているのではないか。	第5期計画の実績は、ご意見のとおり、「計画を上回って推移している」に修正します。 第6期の計画見込量は、国の示す方法に基づき推計しております。	有

第 6 期 射 水 市 障 害 福 祉 計 画 (第2期射水市障がい児福祉計画)

令和3年度~令和5年度

案

令和3年3月

射水市

目 次

笙1音	計画策定の趣旨と位置づけ	t
ᅲ		,

1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 計画期間····································	5
5 第6期障害福祉計画及び第2期障がい児福祉計画における主な変更内容・・	5
第2章 障がい者の現状	
1 人口·世帯数·手帳所持者数······	7
2 障がい者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(1)身体障がい児・者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(2)知的障がい児・者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(3)精神障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
(4)障害支援区分認定者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3 障がい者の福祉ニーズの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
(1)障がい者福祉に関するアンケート調査結果(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
(2)難病団体及び障害福祉サービス事業者の調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
2 福祉サービス等の現況と課題及び目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(1)令和5年度末の目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(2)現況と課題及び目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33

	į	訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	ŀ	日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	ļ	居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	‡	相談支援(サービス利用計画作成)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	À	補装具費の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
3	地域:	生活支援事業の現況と課題及び今後の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	(1) ผู้	必須事業 現況と課題及び目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
		理解促進研修 · 啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
		自発的活動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
		相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
		成年後見制度利用支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
		成年後見制度法人後見支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
		意思疎通支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
		日常生活用具給付等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
		手話奉仕員養成研修事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
		移動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
		地域活動支援センター事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	(2)	任意事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
		訪問入浴サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
		生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
		日中一時支援事業·······	47
		社会参加促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47

第4章 障がい児の計画(第2期障がい児福祉計画)

1 福祉サービス等の現況と課題及び目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
(1)障がい児通所支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
(2)障がい児相談支援(サービス利用計画作成)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(3)医療的ケア児に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
第5章 計画の推進	
1 計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
(1)計画の評価体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
(2)成果目標と活動指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
参考資料	
1 第6期射水市障害福祉計画の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
2 射水市障がい者総合支援協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 (
3 射水市障がい者総合支援協議会運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
用語説明 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	61
(再掲) 第6期障害福祉計画・第2期障がい児福祉計画の活動指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67

第6期射水市障害福祉計画

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

国の障がい者福祉施策では、平成23年に障害者基本法の改正、平成24年に障害者虐待防止法、平成25年に障害者総合支援法、平成28年に障害者差別解消法、平成30年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行されました。

富山県においては、平成28年に「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」、平成30年に「手話言語条例」が施行されました。

本市では、障害者基本法 に基づき、障がい者福祉施策を総合的に展開するため、平成19年に「射水市障がい者基本計画」を、平成29年には「第2次射水市障がい者基本計画」(計画期間:平成29~令和5年度)を策定しました。

また、平成18年の障害者自立支援法(平成24年 障害者総合支援法 に改正)施行に基づき、「第1期射水市障害福祉計画」を策定し、平成28年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律に基づき、「第1期射水市障がい児福祉計画」を策定しました。

この間、少子高齢化・人口減少という社会構造の変化などを踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、住民一人ひとりの暮らしや地域をともにつくっていく「地域共生社会の実現」が求められるようになってきました。また、平成27年に国連で採択されたSDGs (持続可能な開発目標)の実現も、計画を策定する上での重要な視点となっています。本計画では、17の目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」といった目標達成のために各種事業を推進し、障がい者福祉の充実を目指します。

最近では、新型コロナウイルス感染症の影響によって、日常生活に必要なサービスの利用や社会参加活動が制限されることによる生活上の支障や経済的な問題も生じています。今後、「ウィズコロナ」に対応した支援方法や、緊急時に的確に対応できる支援体制の構築等を検討していく必要があります。

こうした状況への対応や新たな課題も踏まえた上で、障がい児・者が自立した日常生活や社会生活を営み、必要な障害福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するため、今後3年間(令和3~5年度)における障害福祉サービス等の見込量と、その確保のための方策及び相談支

援、地域生活支援事業 の遂行に係る目標等を定めるものとして、「第6期射水市障害福祉計画」及び「第2期射水市障がい児福祉計画」を策定しました。

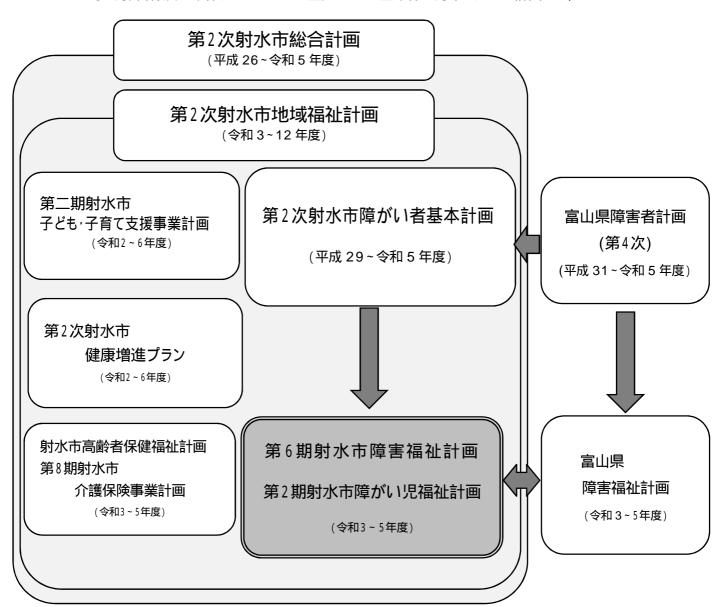
SDGsの17の目標

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



2 計画の位置づけ

「射水市障害福祉計画」は障害者総合支援法 第88条、「射水市障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害(児)福祉計画」として策定するものであり、市が障害者総合支援法 等に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業 のサービスを提供するための考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保の方策を定める計画です。



障害者総合支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

児童福祉法第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

市町村障害児福祉計画は、障害者総合支援法の第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

3 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者

知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち、18歳以上であるもの

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者(発達障害者 支援法第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい 者を除く。)のうち18歳以上であるもの

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる 障害の程度が厚生労働大臣の定める程度の者であって、18歳以上であるもの この計画の対象となる「障がい児」

児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児

4 計画期間

「第6期障害福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」は、現計画の実績を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの数値目標を設定するものです。

年度 平成 令和 計画名 18 19 21 23 24 26 30 2 5 障がい者基本計画 第1次 第2次 障害福祉計画 第1期 第2期 第3期 第4期 第5期 第6期 障がい児福祉計画 第1期 第2期

計画期間

5 第6期障害福祉計画及び第2期障がい児福祉計画における主な変 更内容(国の基本指針)

国は、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成するに当たり、障害福祉サービス 等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和2年5月19日厚生 労働省告示第213号)において、次の項目を示し、目標値等を定めるよう求めています。

(1)施設入所者の地域生活への移行

グループホームなどの障害福祉サービスの機能強化や、地域生活支援拠点等の整備を踏まえ、 令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。

令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減すること。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院中の精神障がい者の地域移行を進めるに当たり、精神障がい者が地域の一員として 安心して自分らしい暮らしをすることができるように、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を 通じ、重層的な連携による支援体制を構築すること。

・精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする等

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの5つの機能を備えた地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、市町村又は圏域に少なくとも一つ確保するとともに、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中の一般就労への移行者数を、令和元年度末の移行 実績の1.27倍以上とすること。

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業の移行者数を、それぞれ令和元年度末における移行者数の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこと。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに次の体制を整備する。

- ・児童発達支援センターを市町村又は圏域に1か所以上設置すること。
- ・児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、保育所等訪問支援を利用で きる体制を構築すること。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に1か所以上確保すること。
- ・医療的ケア児 支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関する コーディネーターを配置すること。

(6)相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、市町村又は圏域において障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を構築すること。

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施できる体制を構築すること。

第2章 障がい者の現状

1 人口·世帯数·手帳所持者数

令和2年4月1日における本市の人口は、92,689人となっています。

そのうち、障害者手帳の所持者数は、4,783 人(重複含む。)で、人口に占める手帳の所持者の割合は、5.2%になっています。

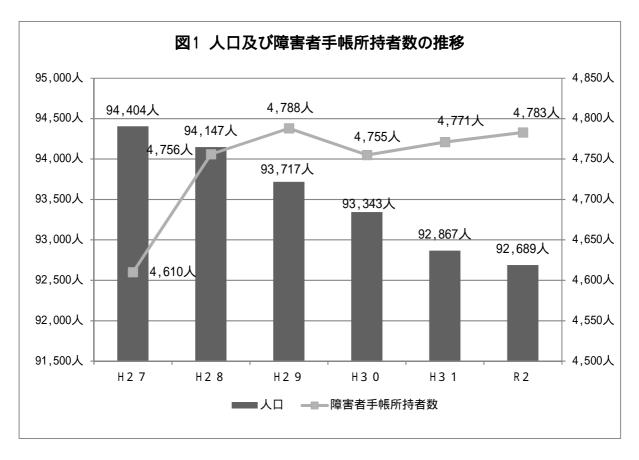
人口については、年々減少傾向で推移していますが、障害者手帳所持者数は、平成28年以降ほぼ横ばいとなっています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成 31 年	令和 2 年
人口(人)	94,404	94,147	93,717	93,343	92,867	92,689
世帯数(戸)	33,764	34,077	34,462	34,768	35,225	35,809
障害者手帳 所持者数(人)	4,610	4,756	4,788	4,755	4,771	4,783

人口·世帯数·障害者手帳所持者数

射水市住民基本台帳人口による(外国人含む。)

^{*}障害者手帳・・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳



2 障がい者の現状

(1)身体障がい児・者の状況

等級等

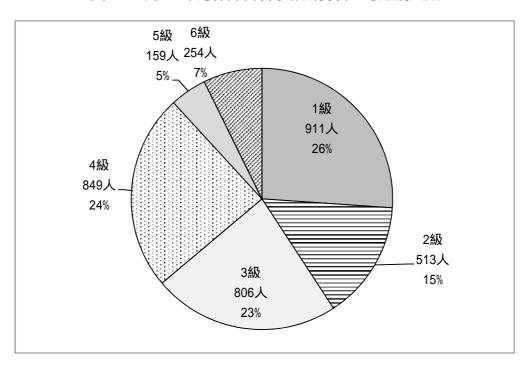
身体障がい児・者の状況を見ると、平成 27 年の 3,722 人をピークに減少の状況になっています。 令和2年の重度障がい児・者は、1級と2級合わせて 1,424人で、身体障害者手帳 所持者全体の 40.8%を占めております。

障害の種類別 身体障がい児・者の状況

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成 31 年	令和2年
1級	1,007	996	976	935	926	911
2級	580	574	558	535	523	513
3級	804	815	819	816	821	806
4級	887	882	893	895	871	849
5級	174	172	173	160	167	159
6級	270	260	264	259	249	254
合計	3,722	3,699	3,683	3,600	3,557	3,492

図2 令和2年身体障害者手帳所持者の等級別人数



障害の種類別

身体障がい者の数は、平成27年と令和2年を比べると230人少なくなっています。

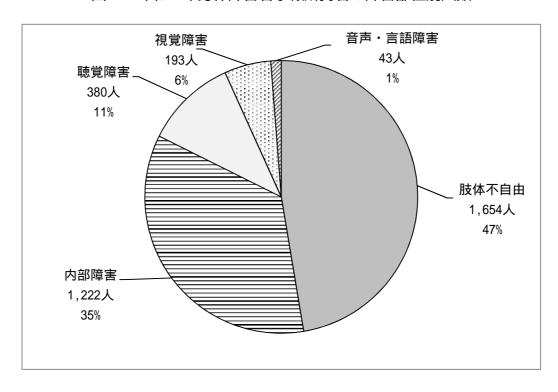
視覚障がい者が 22 人、肢体不自由者が 262 人少なくなっている一方、内部障がい者が 54 人増加 しています。令和2年において、障害の種類では、最も多いのは肢体不自由者で 1,654 人(47.4%)、 次いで多いのは、内部障がい者で 1,222 人(35.0%)となっています。

障害の種類別 身体障がい児・者の状況

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成 31 年	令和 2 年
視覚障害	215	209	207	192	190	193
聴覚障害	385	378	386	383	377	380
音声·言語障害	38	39	40	44	44	43
肢体不自由	1,916	1,878	1,845	1,774	1,732	1,654
内部障害	1,168	1,195	1,205	1,207	1,214	1,222
合 計	3,722	3,699	3, 683	3,600	3,557	3,492

図3 令和2年身体障害者手帳所持者の障害部位別人数



年龄区分別

年齢区分別では、令和 2 年は 65 歳以上が 2,663 人(76.3%)、18 歳以上 65 歳未満は 769 人(22.0%)で、18 歳未満は 60 人(1.7%)となっており、障がい者の高齢化が進んでいます。

障害の種類別 身体障がい児・者の状況

(人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18歳未満	平成 29 年	33	13	9	3	0	3	61
1 0 /J/X//\/J WJ	令和 2 年	33	13	7	4	0	3	60
18~65歳	平成 29 年	271	150	157	147	43	48	816
未満	令和 2 年	260	136	156	127	41	49	769
65歳以上	平成 29 年	672	395	653	743	130	213	2,806
0.7 成以工	令和 2 年	618	364	643	718	118	202	2,663
△÷⊥	平成 29 年	976	558	819	893	173	264	3,683
合計	令和 2 年	911	513	806	849	159	254	3,492

各年4月1日現在

平成29年から令和2年の推移

図4-1 18~65 歳未満の身体障害者手帳所持者数

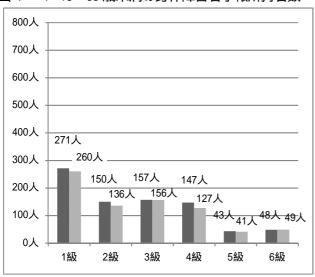


図4-2 65歳以上の身体障害者手帳所持者数

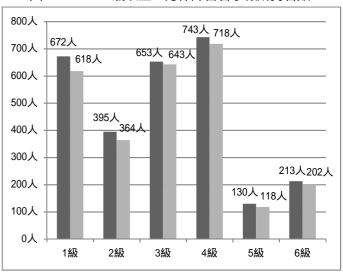
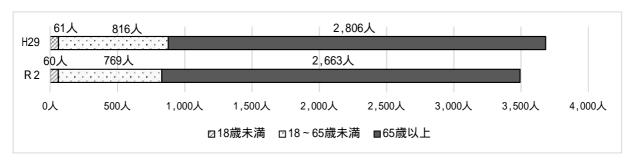


図5 身体障害者手帳所持者の年齢別内訳



(2)知的障がい児・者の状況

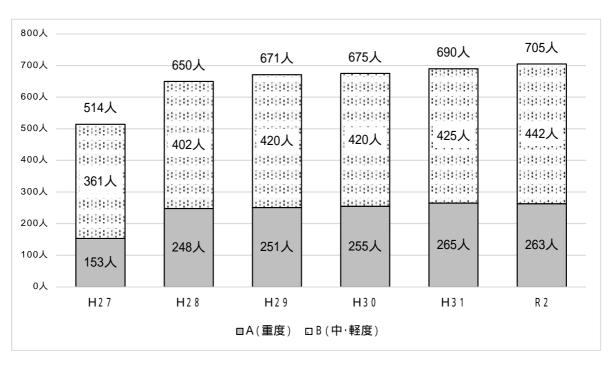
知的障がい児・者の障害の程度を見ると、令和 2 年ではA (重度)が 263 人(37.3%)、B (中・軽度)が 442 人(62.7%)となっています。療育手帳 所持者は年々増加しており、平成 27 年から 5 年間で 191 人増加し、療育手帳Aの所持者は 1.7 倍、療育手帳 B の所持者は 1.2 倍になっています。

知的障がい児・者の状況

(単位:人)

	平成 27 年	平成28年	平成29年	平成30年	平成 31 年	令和 2 年
A(重度)	153	248	251	255	265	263
B(中·軽度)	361	402	420	420	425	442
合計	514	650	671	675	690	705

図6 療育手帳所持者の推移



(3)精神障がい者の状況

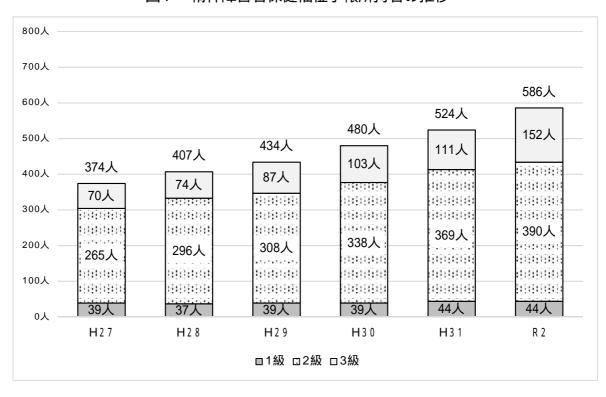
精神障がい者の障害の程度を見ると、令和2年では1級が44人(7.5%)、2級が390人(66.6%)、3級が152人(25.9%)となっています。精神障害者保健福祉手帳 所持者は年々増加しており、平成27年から5年間で212人増加し、特に3級の所持者は2.2倍になっています。

精神障がい者の状況

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成 31 年	令和2年
1級	39	37	39	39	44	44
2級	265	296	308	338	369	390
3級	70	74	87	103	111	152
合計	374	407	434	480	524	586

図7 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



(4)障害支援区分認定者の状況

障害支援区分 認定者の認定期間は最長36か月です。各年知的障がい者の認定が最も多くなっています。

また、精神障害者保健福祉手帳の取得者が年々増加していますが、障害支援区分の認定者の増加には影響ありません。その理由として、精神障がい者においては、障害支援の区分が必要でない就労系サービスの利用者が多いことが要因と考えられます。

障害支援区分認定者数

各年度末現在

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
	平成 29 年	0	2	3	6	6	12	29
身体	平成 30 年	0	1	1	7	4	13	26
	令和 元 年	0	0	3	5	2	10	20
	平成 29 年	0	0	6	18	19	48	91
知的	平成 30 年	0	0	3	10	17	41	71
	令和 元 年	1	2	3	10	16	33	65
	平成 29 年	0	1	5	3	3	0	12
精神	平成 30 年	0	2	5	6	4	1	18
	令和 元 年	0	1	7	3	4	1	16
身体	平成 29 年	0	0	0	0	5	21	26
知的	平成 30 年	0	0	0	1	1	19	21
VHUJ	令和 元 年	0	0	0	0	3	10	13
知的	平成 29 年	0	0	0	0	0	0	0
精神	平成 30 年	0	0	0	0	0	0	0
4H1.1.	令和 元 年	0	0	0	0	0	0	0
身体	平成 29 年	0	0	0	0	0	0	0
知的	平成 30 年	0	1	0	0	0	0	1
精神	令和 元 年	0	0	0	0	0	0	0
	平成 29 年	0	0	0	0	0	0	0
難病	平成 30 年	0	0	0	1	1	0	2
	令和 元 年	0	0	0	1	0	0	1
	平成 29 年	0	3	14	27	33	81	158
合計	平成 30 年	0	4	9	25	27	74	139
	令和 元 年	1	3	13	19	25	54	115

^{*} 障害支援区分とは、障害福祉サービスの種類や量を決定するための、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる、標準的な支援の度合を総合的に示すもの

3 障がい者の福祉ニーズの把握

(1)障がい者福祉に関するアンケート調査結果(抜粋)

調査目的

障害者手帳所持者の生活状況・意向等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的にアンケート 調査を実施しました。

調査方法

実態の把握を的確に行うための項目を工夫し、調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。 (設問数46 問)

調査期間

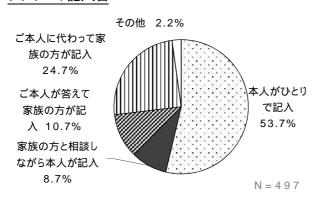
令和2年6~7月

調査対象者と回収結果

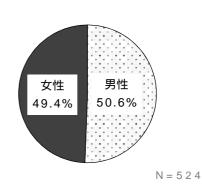
対象	配布数	回答数	回答率
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉			
手帳 所持者の約2割	1,000票	536票	53.6%
(全数 4,783 名 令和2年4月1日現在)			

アンケート結果 Nは未記入を除く回答者数

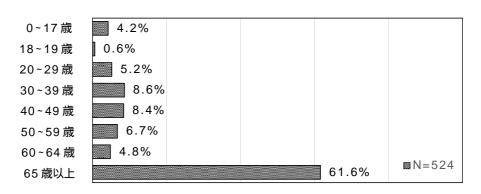
アンケート記入者



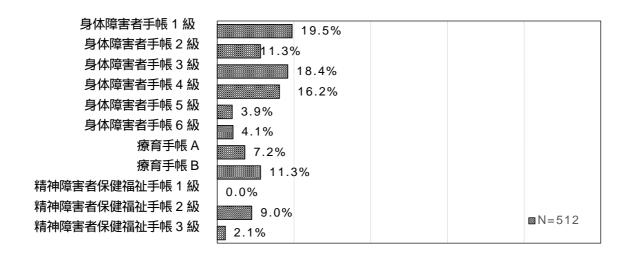
調査対象者の性別



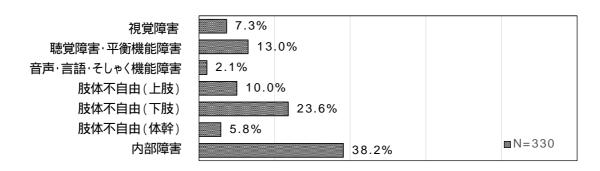
手帳所持者の年齢



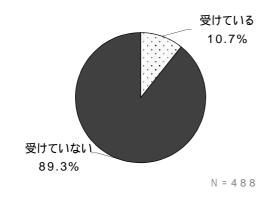
お持ちの障害者手帳はどれですか。



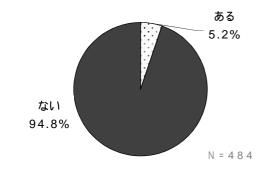
身体障害者手帳の主たる障害をお答えください。



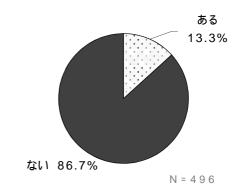
難病 (特定疾患)の認定を受けていますか。



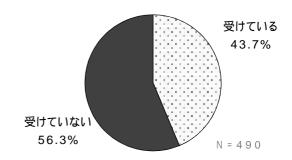
高次脳機能障害 と診断されたことはありますか。



発達障害 と診断されたことはありますか。

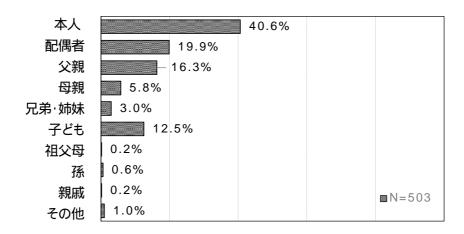


現在、医療(的)ケアを受けていますか。

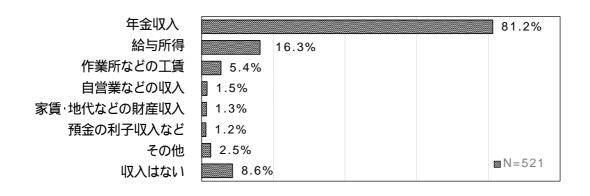


日常生活や就労について

問2 世帯で主に生計を支えている方はどなたですか。

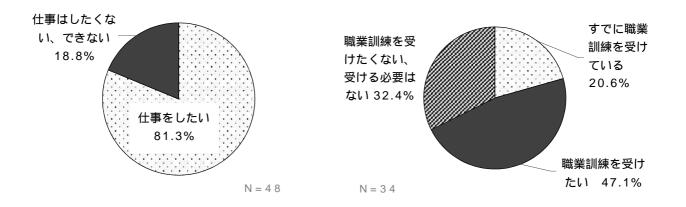


問3 ご自身の収入はどれにあたりますか。(複数回答)

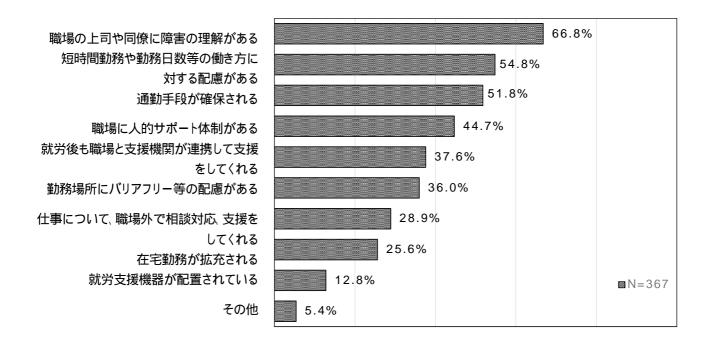


問5 今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。 (平日の日中の過ごし方で、「仕事」以外と答えた 18~64歳の方のみ)

問6 収入を得る仕事を得るために、職業訓練を受けたいと思いますか。



問7 障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

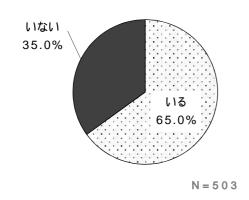


障がい者の就労に必要な条件として、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「短時間勤務や勤務日数等の働き方に対する配慮があること」、「通勤手段が確保されること」などの回答が多くあり、社会的障壁を除去するための障害特性に関する理解促進や環境の整備が求められています。〔問7〕

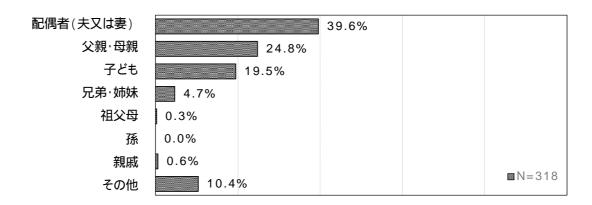
就労継続支援A型・B型の事業所は、市内に11か所ありますが、障がい者にとって身近な場所での職業訓練や就労の場の提供、就労定着のための支援が必要と考えられます。計画では、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所A型の設置に向けて働きかけ、就労支援の強化を図ります。

介助の状況について

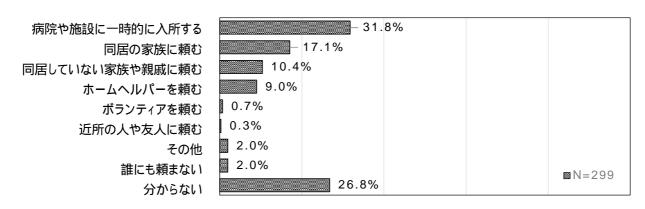
問8 介助者はいますか。



問9 主な介助者はどなたですか。(問8で、介助者が「いる」と答えた方のみ)



問10 主な介助者が介助できなくなった場合、どのようにしようとお考えですか。



介助者が「いる」と答えた方は、327人で65%を占めています。〔問8〕

主な介助者は、「配偶者」が39.6%(126人)、「父親・母親」が24.8%(79人)の順に多くなっており、合わせて64.4%となっています。〔問9〕

主な介助者が介助できなくなった時の対応は、「病院や施設に一時的に入所する」が31.8%(95人)で最も多く、施設を希望する傾向が見られます。次いで、「分からない」との回答が26.8%(80人)となっており、家族やその他の手段の選択肢より高くなっています。〔問10〕

介助者の年齢層が高いことや、地域における相談機能の充実が求められていることから、計画では相談 支援体制の充実・強化を図ることとしています。

住まいや暮らしについて

問14 現在どのように暮らしていますか。

グループ

ホームで暮

らしている

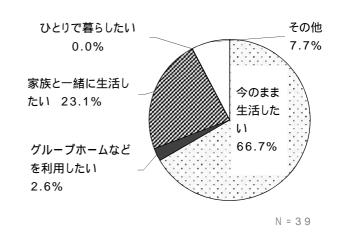
1.1%

病院に入院し その他 福祉施設(障害 者支援施設、高 齢者支援施設) で暮らしている 4.2%

N=522 家族と暮らしている 78.5%

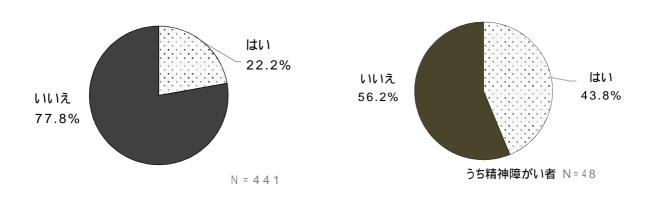
問15 将来、地域で生活したいですか。

(問14で、現在「福祉施設に入所」、「病院に入院」していると 答えた方のみ)



問16 将来、一人で暮らしたいと思いますか。

(問 14 で、現在「一人で暮らしている」、「家族と暮らしている」、「グループホームで暮らしている」と答えた方のみ)



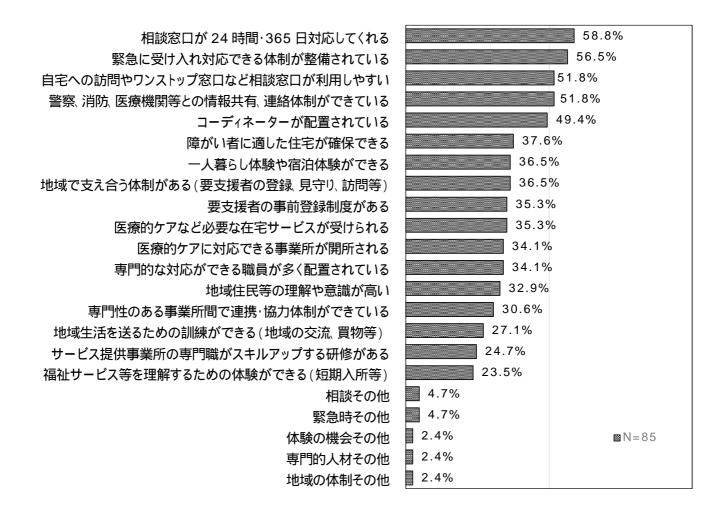
現在の暮らし方については、「家族と暮らしている」との回答が78.5%(410人)で最も多くなっています。 [問14]

現在、「福祉施設に入所」又は「病院に入院している」と回答した方の将来の地域での生活意向については、「今のまま生活したい」との回答が66.7%(26人)となっています。〔問15〕

また、現在「一人で暮らしている」、「家族と暮らしている」、「グループホームで暮らしている」などと答えた方の将来の一人暮らしの意向については、「一人暮らしをしたい」との回答が22.2%(98人)となっています。障害別にみると、精神障がい者の43.8%(21人)が一人暮らしの意向を持っており、他の障がい者に比べ高い値となっています。〔問16〕

問17 地域で生活し続けるために、必要だと思う機能はどれですか。(複数回答)

(問 16 で、「一人で暮らしたい」と答えた方のみ)

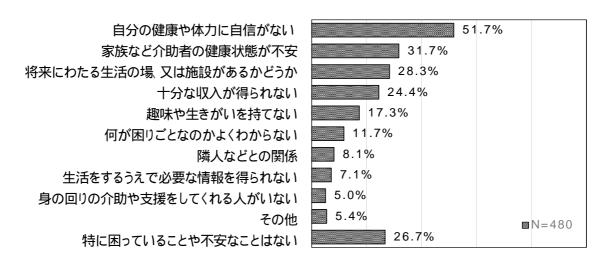


一人暮らしの意向があると回答された方が求める地域に必要な機能については、「24 時間・365 日いつでも相談対応してくれる」ことや、「緊急時の受け入れ対応ができる体制」が整備されていることが上位となっています。〔問17〕

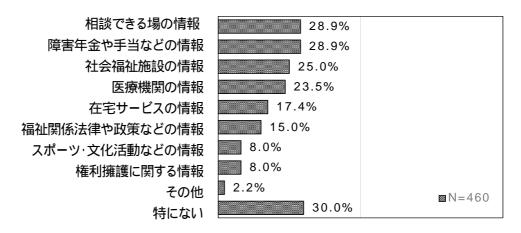
計画では、地域生活支援拠点等を整備するとともに、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、 専門性、地域の体制づくりの機能を充実することとしています。

生活全般について

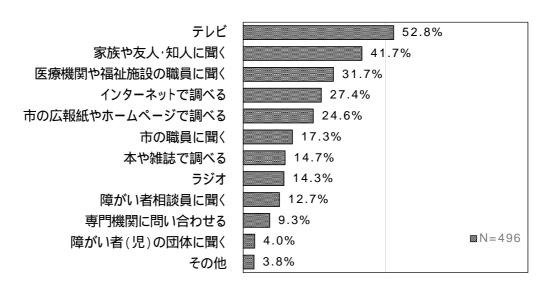
問19 現在の生活で困っていることや不安に思っていることはありますか。(複数回答)



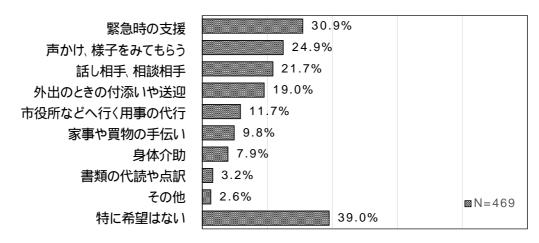
問20 今、必要と感じる情報はどのようなものですか。(複数回答)



問21 知りたい情報を収集する方法はどれですか。(複数回答)

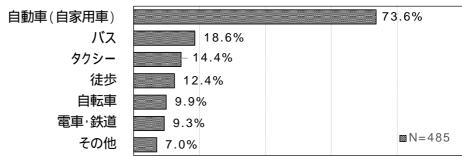


問23 福祉サービスやボランティアに頼みたいことはどれですか。(複数回答)



問24 外出する際の交通手段は何ですか。)

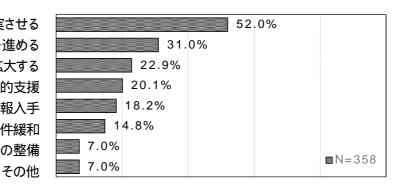
(複数回答)



問26 外出の際の支援として求められることは

何ですか。(複数回答)

社会参加のための事業を充実させる 道路や駅のバリアフリー化などを進める 移動支援の利用時間を拡大する バスや電車の利用時の介助や声掛け等の人的支援 乗物や公共施設のバリアフリーに関する情報入手 通勤・通学のための移動支援の要件緩和 大人も利用可能なおむつ交換用の簡易ベッドの整備



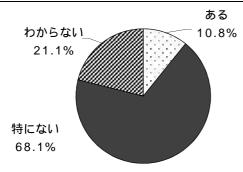
生活の困りごとや不安については、「自分の健康や体力に自信がない」が51.7%(248 人)、「家族など介助者の健康状態が不安」が31.7%(152 人)、「将来にわたる生活の場(住居)、又は施設があるかどうか」が28.3%(136 人)と続いています。[問19]

必要と感じる情報については、「特にない」との回答が30.0%(138人)で最も多く、次いで「相談できる場の情報」、「障害年金や手当などの情報」がともに28.9%(133人)となっています。〔問 20〕

福祉サービスやボランティアに対して頼みたいことは、「緊急時の支援」が30.9%(145 人)で最も多く、「声かけ・見守り」が24.9%(117 人)、「話し相手・相談相手」21.7%(102 人)が続いています。〔問23〕 この結果からも、安心して地域生活を継続するための相談機能の充実や、地域の体制づくりが求められていることがわかります。

差別解消について

問28 日頃、障害があることで差別を感じることはありますか。



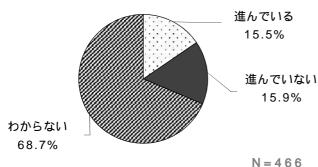
N = 473

問29 差別を感じた具体的な内容をお書きください。(問28で差別を感じると答えた方のみ)

(抜粋)

- ・買い物時にジロジロ見られる。近所の住民から冷たい目で見られる。
- ・嫌な顔をされる。差別的発言をされる。馬鹿にされる。
- ・話をしようとしない。目をそらされる。無視される。
- ·陰口をたたかれる。
- ・歩行が困難なのに他人に早く歩くように言われた。
- ・店員に不親切にされた。台車をぶつけられ転倒しても見て見ぬふりをされた。
- ・公共交通機関を利用しにくい。車いすに対して手助けをしようとする乗客がほとんどいない。バリアフリー化が全く進んでいない。
- ・内部障害の場合、身障者スペースに駐車すると文句を言われる。
- ・タクシーで障害割引をお願いしたが、割引されなかった。

問31 平成 28 年に障害者差別解消法が施行されましたが、以前に比べ、障害に対する理解が進んでいる と感じますか。



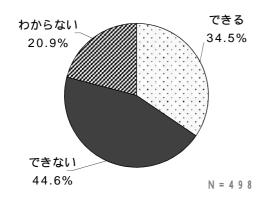
14 – 400

障がい者の差別経験については、「差別を感じたことが特にない」が68.1%(322人)です。[問28] 市では、差別や偏見を解消し、虐待防止の取組を一層推進するため、障がい者差別解消支援地域協議会 や、障がい者虐待防止ネットワーク会議を設置して、その対応や協議を行っています。

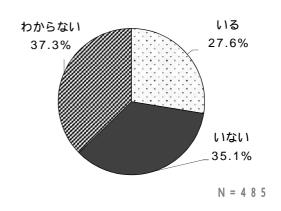
虐待に関する相談は、市窓口や障がい者地域活動支援センターだけではなく、福祉事業所すべてが窓口となるよう拡充を図ることとしています。

災害時の避難等について

問35 災害時に一人で避難できますか。

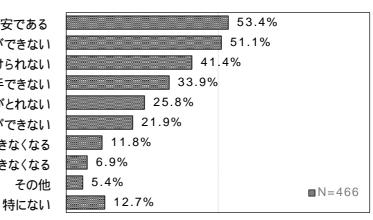


問36 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、 近所に助けてくれる人はいますか。

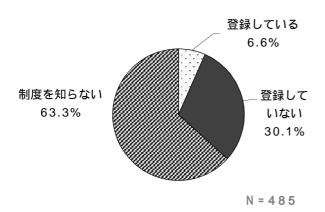


問37 災害時に困ることは何ですか。(複数回答)

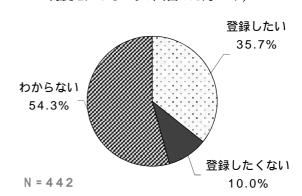
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安である安全なところまで、迅速に避難することができない病院での治療や投薬が受けられない避難場所や被害の状況などの必要な情報が入手できない周囲とコミュニケーションがとれない救助を求めることができない補装具や日常生活用具が入手できなくなる補装具の使用ができなくなるその他



問38 射水市避難行動要支援者台帳に 登録していますか。



問39 今後、射水市避難行動要支援者支援制度に 登録したいですか。(問38で「登録していない」 「制度を知らない」と回答した方のみ)

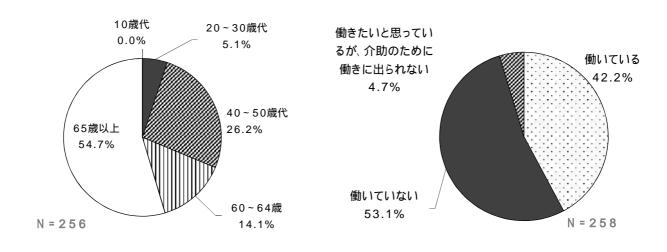


アンケート結果から、災害時の対策を早急に講じる必要があることがわかります。避難行動要支援者支援制度の推進や福祉避難所の拡充に向け、避難支援等関係者と連携した情報の共有や、要支援者一人ひとりについての個別計画の策定、防災訓練への参加呼びかけ等の取組を進めることとしています。

介助をしている方について

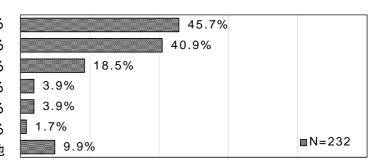
問42 介助をしている方の年齢は。

問44 介助者の方は、現在仕事をしていますか。

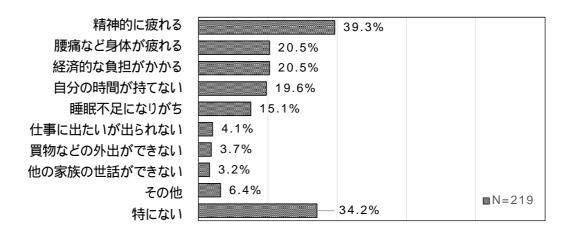


問45 介助者が、病気や旅行などで一時的に介助できない場合、どのようにされていますか。(複数回答)

家族の別の者が介助してくれる だれにも頼まず自分でできる範囲で頑張っている 短期入所(ショートステイ)を利用している ヘルパーの方に来てもらっている 近所の知り合いなど(友人も含む)に頼んでいる 家政婦など有料の人材派遣を頼んでいる その他



問46 介助者の方がお困りのことはありますか。(複数回答)



介助者の年齢別の内訳は、65歳以上が54.7%(140人)と半数以上を占めています。〔問42〕また、介助者の方の困っていることは、「精神的に疲れる」が39.3%(86人)と最も多くなっています。〔問46〕計画では、介助者の負担減を図るよう訪問系、日中活動系の福祉サービス利用の目標を高く設定しています。

(2) 難病団体及び障害福祉サービス事業者の調査結果

調査目的

「第6期射水市障害福祉計画」の策定にあたり、難病 団体や、障がい者を支援する事業所の率直な意見を伺い、計画策定の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

調査対象

·難病団体:1団体

・障害福祉サービス事業所等: 16 法人

調査期間

令和2年7~8月

調査のまとめ

サービス利用や安心した生活等

制度間の調整

・医療保険と介護保険で制度が分かれているのは理解できるが、診療とリハビリテーションを同日に受けることができないのは少し不便に感じる。

災害時の避難

・災害時に避難できるイメージが湧かない。自分一人では、うまく避難できないと思う。よく知った 人であれば避難の援助をお願いしやすいが、知らない人には少し頼みづらい面がある。

障がい者福祉施設の現況・課題等

新型コロナウイルス感染症への対応

- ・感染防止対策に、職員の確保や環境整備のための負担が増加している。
- ・利用者の密を避けるためのスペースの確保に苦慮している。
- ・外出自粛等により活動内容が制限される。
- ・施設外就労等実習先の仕事や工賃が減少している。
- ・感染に対する利用者の心理的不安へのサポートが必要となっている。
- ・利用者減となった場合の経営上の不安がある。

人材の確保等

- ・従業員の高齢化により、重度の利用者への対応が難しくなっている。
- ・職員が不足しているため、新規利用希望への対応が困難である。
- ・職員の専門性の向上が必要であるが、人材育成を行う余裕がない。
- ・丁寧な療育のためには、人の配置(人数)が必要である。

利用者への対応等

- ・利用人数が定員を下回っている。稼働率が低い。
- ・新規利用者が安定的に確保できない。
- ・利用者の高齢化、重度・重複化により、利用者に対応した設備改修や、車いす、電動ベッド等備 品の充実が必要となってきている。

- ・定員の関係で、新規の利用希望や日数増の希望等に十分応えられない。
- ・精神障害や発達障害に対する認知度が高まったことにより、利用者は今後も増えていくと思う。
- ・発達障害など対人に対する理解を苦手とする利用者や、協調が難しい人への対応が課題

質の高いサービスの提供等

就労支援事業所

- ・一般就労につなげるための訓練、受け入れ先企業の開拓
- ・一般就労に向けたスキルアップのための仕組みづくり
- ・利用する方の障害や疾病に合った支援を行うための企業とのつながりや仕事内容の開拓、訓練内容の充実等
 - ・工賃アップへの取組み
 - ・利用者が取り組みやすく、収入が見込める作業の獲得

児童のサービス

- ・学校と事業所とが連携をとれる体制を整備してほしい。学校と事業所とで連続した対応が望ま しいため、支援計画についての意見交換の場があればよい。
- ・児童の社会スキルを積み上げる場として他事業所との連携が課題である。
- ・保健センターや、児童発達支援センター等との情報共有、連携強化、施設紹介等の流れがあればよい。
- ・年々、事業所間の連携は取りやすくなってきている。
- ・児童発達支援センターは、市内の人口、発達障がい児の放課後等デイサービスの利用の増加、相談の多さからみて準備の段階と思われる。

地域の課題 体制整備等

事業所数や内容の拡充

- ・医療的ケア児、重症心身障がい児、強度行動障がい児等、専門性の必要な方の利用希望が多いが、受け入れる事業所が市内に少ない。
 - ・土曜、日曜、祝日にサービスを利用できる事業所が市内に少ない。
- ・移動支援や行動援護を行える事業所が市内に少ない。特に、感染対策上、個別の外出や余暇 支援の必要性が高まっている。
- ・子育て支援において、ライフステージに対応した切れ目のない支援のためには、拠点となる児童 発達支援センターの機能が市内に必要である。

関係機関等との連携強化

- ・高齢・障がい者の世帯は、支援を受け入れようとしない傾向があり、福祉だけでなく医療と連携した面的な支援が必要である。
- ・他事業所、関係機関との連携を図り、ニーズの把握をしたい。
- ・地域との交流、連携を図りたい。
- ・行政からの情報提供、説明の場があればよい(利用者ニーズ、需要と供給の状況等)。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者総合支援法の基本理念において、障がい児・者の日常生活・社会生活を営むための支援は、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され」「相互に人格と個性を尊重しあいながら共生社会を実現する」ことを目的に、総合的・計画的に行われなければならないとされています。

本市では、この基本理念に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等が総合的・計画的に実施できるよう支援体制を構築するとともに、情報提供体制の充実等により社会参加の機会を確保し、住み慣れた地域で自らが望む生活を継続できるための令和5年度末の数値目標を定めます。

2 福祉サービス等の現況と課題及び目標値の設定

本計画においては、基本指針に基づくとともに、平成30年度以降の実績等を考慮し、次のとおり目標値を見直します。現計画にも設定した目標については継続、今回新たに設定した目標については新規としています。

(1)令和5年度末の目標値

福祉施設入所者の地域生活への移行(継続)

	13 (11-11-17-0)	
	令和元年度末実績 (施設入所者数)	107人
令和5年度末時点で、令和元年度末の施設 入所者数の 6%以上が地域生活に移行すること。	国 指 針 (地域移行者数)	7人
ا ا	市の目標設定 (地域移行者数)	4人

地域の実情を鑑み、地域移行者は4人を目標値として設定します。

	令和元年度末実績 (施設入所者数)	107人
令和5年度末時点で、令和元年度末の施設 入所者数から1.6%以上を削減すること。	国 指 針 (施設入所者数)	105人
	市の目標設定 (施設入所者数)	105人

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(継続)

令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場(障がい者総合支援協議会の専門部会等)を設置し、個別支援や支援体制、市内の地域基盤の整備等について検討する機会を年に2回以上、目標設定及び評価する機会を年に1回以上設けます。また、県が設置する高岡圏域での協議の場を通じて、依存症等多様な精神疾患等への対策について、重層的な連携による支援体制を構築することを目標とします。

協議の場への参加者数は、保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、 家族等の関係者ごとに1人以上を見込みます。

県が策定する長期入院患者の地域への移行に伴う、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者)は、46人を見込みます。

地域生活支援拠点等が有する機能の充実(継続)

相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの5つの機能を備えた面的な体制(地域生活支援拠点)を整備するとともに、障がい者総合支援協議会において年1回以上運用状況を検証し、拠点の在るべき姿を検討することにより、機能の一層の充実を目指します。

また、障がい者総合支援協議会専門部会(相談支援部会、センター連絡会)を定期的に開催し、地域生活を希望する障がい者が地域での暮らしを継続するために必要な機能の強化について、協議を継続します。

福祉施設から一般就労への移行等(継続)

令和元年度実績	12人
国 指 針	16人
市の目標設定	16人
令和元年度実績	5人
国指針	7人
市の目標設定	7人
令和元年度実績	3人
国指針	4人
市の目標設定	4人
令和元年度実績	3人
国指針	4人
市の目標設定	4人
	国指針 市の目標設定 令和元年度実績 国指針 市の目標設定 令和元年度実績 国指針 市の目標設定 令和元年度実績 国指針 市の目標設定

市内の就労支援事業所は11事業所です。(就労移行支援: 0、就労継続支援A型: 2、就労継続支援B型: 9)

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の7割が就労定着支援事業を利用することを 基本とします。

就労の場の創出については、障がい者が地域を支え、活躍する取組として、農福連携(農業と福祉の連携)や商福連携(商業と福祉の連携)の推進が求められています。農業、商業、福祉の関係機関同士の認識、理解を深めるための啓発に取り組みます。

障がい児支援の提供体制の整備等 (継続)

地域支援体制の構築については、圏域で設置された児童発達支援センターを中核として、保育所等訪問支援の利用促進を目指します。

保育園や認定こども園、放課後児童クラブ等の地域の保育、教育等の支援を円滑に受けることができるようにするため、利用ニーズを把握し、必要な方が必要なサービスを利用できるよう、障がい児支援のサービスの調整を図ります。

特別な支援が必要な重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援については、障がい者総合支援協議会の専門部会等を通じ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の連携を図るとともに、障がい児やその家族のニーズの把握や支援の在り方を検討し、適切な支援を受けられる体制の整備を目指します。

事業所に養成研修の受講等を働きかけ、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数の拡充、強度行動障害や発達障害を有する障がい児に対する支援体制の充実を目指します。また、重症心身障がい児等を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を令和5年度末までに市内又は圏域内で1か所以上確保するように努めます。

項目	目標値
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所以上
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所以上
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	8人

相談支援体制の充実・強化等 (新規)

障がい者総合支援協議会において年1回以上、相談支援体制の検証・評価を行います。

また、相談支援機能強化事業において、地域の相談機関との連携を図りながら、次のとおり障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化を目指します。

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施

発達障がい児及び発達障害が疑われる幼児に対して、身近な保健センターの母子保健総合相談室で実施している保護者に対するペアレントトレーニング や保護者同士等の集まる場の提供等を継続し、保護者支援と幼児・児童への療育支援を受けられる体制を確保します。

また、保護者支援講座を年間にわたり企画し、発達障害の特性と理解を踏まえたライフステージに繋がる支援の場を設けます。

障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組 (新規)

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、利用状況の把握、検証等を行い、令和5年度末までに質を向上させるための体制の構築を目指します。

項目	目標値
障害福祉サービス等に係る研修への参加	1人1回以上
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析内容を	年1回以上
事業所等と共有する回数	

ひきこもり施策の推進 (継続)

ひきこもりの状態にある方や家族が安心して地域で暮らし続けることができるよう、相談窓口や 支援場所の周知を図り、適切な支援につなげるとともに、ひきこもり支援に携わる人材の養成に努めます。

ひきこもり支援推進協議会において、ひきこもりに関する理解や支援を推進する施策等を検討、 関係機関と連携して事業を実施し、地域の支援体制の確立を目指します。

差別の解消の推進及び障がい者虐待の防止(継続)

障害特性や合理的配慮についての理解を深めるため、広報等による情報提供のほか、福祉教育の推進、交流・ふれあい活動の支援等を通じ、啓発活動に努めます。

また、虐待防止に対する高い意識を持ち、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待の早期発見、虐待が発生した場合の障がい者の保護及び自立の支援等を実施するため、障がい者虐待防止センターに専門職を配置し、迅速かつ適切な対応、再発の防止等に努めます。

障がい者差別解消支援地域協議会及び障がい者虐待防止ネットワーク会議において、相談事例の情報共有や協議を通じ、差別の解消、虐待の防止のための取組を実施します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応 (新規)

感染症拡大防止のため各事業所へ情報提供や資器材提供を行います。また、感染症拡大防止対策について国、県、各事業所と連携して取り組むとともに、感染が発生した場合においても必要な障害福祉サービス等が継続的に提供できる体制の構築に努めます。

障がい者総合支援協議会の機能強化 (新規)

射水市障がい者総合支援協議会運営要綱に規定した協議会及び専門部会を積極的に開催し、協議会の活性化を図ります。

専門部会においては、障害福祉サービスの提供について情報共有や研修を実施するとともに、障害のある人が地域で生活するために必要な地域づくりに向けた分野ごとの課題、支援体制の構築について協議を行います。

障がい者総合支援協議会 全体会

- ・相談支援事業実施及び射水市障害者地域活動支援センター事業内容の実施状況及び運営評価
- ・関係機関によるネットワーク構築
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議
- ・社会資源の開発、改善に関する協議
- ·障がい者基本計画及び障害福祉計画に関する協議

相談支援部会

射水市「定例」障がい者総合支援協議会

- ・個別支援会議の報告(情報や課題の共有化)
- ・相談事例等の報告(ニーズの共有化)
- ・相談支援体制に関する協議
- ・個別支援会議等の情報集約、地域課題の明確化
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議
- ・障害福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に向けた 意見集約
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に 向けた協議(令和3年度~)

センター連絡会 (運営会議)

- ・障がい者総合支援協議会の事務局会議
- ・地域活動支援センター事業の検討、活動報告
- ・相談支援体制の整備
- ・地域生活支援拠点等整備に向けたワーキング (令和2年度~)

専門部会

こども部会

- ・幼児から就学、 就労への継続し たフォロー体制の 強化
- ·教育と福祉の連 携強化
- ・医療的ケア児、 発達障がい児支 援のための協議 (令和元年度~)

就労支援部会

- ·就労支援ネット ワークの強化
- ·地域資源の開 発

サービス事業者部会

- ·サービスの利用 調整
- サービスの改善開発

当事者部会

- ・現行の施策や サービス実施状 況等の情報交換
- ・地域課題の把握等

権利擁護部会

・障がい者虐待 防止ネットワーク 会議、障がい者 差別解消支援地 域協議会を通じ た相談体制、連 携の強化



個別支援会議

(2)現況と課題及び目標値の設定

自立支援給付により実施される障害福祉サービス等の各年度における1か月当たりの見込量を設定します。平成 30 年度及び令和元年度は 3 月利用分実績値、令和 2 年度は実績見込を記載しています。

訪問系サービス

【居宅介護】

自宅において、ヘルパーによる入浴、排せつ、食事等の身体介護や、調理、掃除等家事援助を行うもの

第5期計画							第6期計画見込量			
区分	平成3	0年度	令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度	
利用者数(人/月)	40	30	42	31	44	31	36	38	40	
総利用時間数(時間/月)	400	235	420	303	440	341	360	380	400	

【重度訪問介護】

重度障がい者で常時介護が必要な方に、介護、家事援助、移動支援等総合的な支援を行うもの

第5期計画							第6期計画見込量		
区分	平成3	0年度	年度 令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0	1	1	1
総利用時間数(時間/月)	92	0	92	0	92	0	240	240	240

【同行援護】

視覚障害のある方に、外出時の移動に必要な視覚情報の提供や移動の支援等を行うもの

第5期計画							第6期計画見込量			
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度	
利用者数(人/月)	13	14	14	12	15	13	15	16	17	
総利用時間数(時間/月)	234	311	252	169	270	195	300	320	340	

【行動援護】

知的障がい者や精神障がい者に、外出時の危険回避の援護や排せつ、食事等介護を行うもの

第5期計画								期計画見	込量
区分	平成30年度 令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	3	2	4	2	5	5	6	7	8
総利用時間数(時間/月)	12	9	16	38	20	47	60	70	80

【重度障害者等包括支援】

重度障がい者で、意思疎通困難な方等に、居宅サービス、日中活動等総合的な支援を行うもの

			第5其	計画			第6	期計画見	込量
区分	平成3	0年度	令和元	定年度	令和?	2年度	令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画 実績見込		3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0	0	0	1

第5期計画の実績

居宅介護は、利用者数、利用時間数とも計画を下回って推移しています。重度訪問介護は利用実績がありません。行動援護及び同行援護の利用者数は概ね横ばいで推移しています。重度障害者包括支援は、県の指定事業者、利用者数ともに実績がありません。

見込量の考え方

介護する家族の高齢化や、家族機能の脆弱化、障がい者の地域移行の推進等から、居宅介護は利用者増を見込みます。同行援護及び行動援護では、社会参加活動の推進による利用者増を見込みます。

利用時間数は、これまでの実績から、居宅介護及び行動援護は1人当たり月10時間、同行援護は月20時間で推計します。

見込量確保の方策

介護保険 の訪問介護事業所が障害福祉サービスの居宅介護の指定を受けることがほとんどです。 障がい者やその家族が安心して地域生活を継続するため、 障害特性を理解し、引き続き指定を受けるよう働きかけます。 また、同行援護や行動援護の指定についても働きかけていきます。

日中活動系サービス

【生活介護】

常時介護が必要な方に、日中、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供するもの

			第5其	計画			第6	期計画見	込量	
区分	平成3	0年度	令和元	令和元年度 令和2年度				令和	令和	
	計画	計画 実績 計画 実績 計画 実績見込						4年度	5年度	
利用者数(人/月)	272	256	280	253	288	258	260	265	270	
総利用日数(日/月)	5,440							5,300	5,400	

第5期計画の実績

生活介護は、利用者数、利用日数とも計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

特別支援学校高等部卒業予定の利用者の増加を見込みます。利用日数は、これまでの実績から、 1人当たり月20日で推計します。

見込量確保の方策

日中活動の場として必要量を確保し、適切なサービスの利用につなげます。富山型デイサービス 事業所や近隣市町村の事業所とも連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【自立訓練(機能訓練)】

身体障がい者が自立した日常生活や社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生産能力の向上 に必要な訓練を行うもの

			第5	期計画		第6	期計画見	込量	
区分	平成3	平成30年度 令和元年度			年度 令和2年度			令和	令和
	計画	実績	計画 実績 計			実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	2	1	2	1	2	3	4	5
総利用日数(日/月)	18	38	18	33	18	44	54	72	90

第5期計画の実績

自立訓練(機能訓練)は、利用者数、利用日数とも横ばいで推移しています。

見込量の考え方

施設から地域生活への移行の推進に伴い微増を見込みます。利用日数は、これまでの実績から 1 人当たり月 18 日で推計します。

見込量確保の方策

引き続き事業所の拡充に努めます。

【自立訓練(生活訓練)】

知的障がい者や精神障がい者が自立した日常生活や社会生活を送れるよう、一定期間生活能力向上に必要な訓練を行うもの

			第5其	計画			第6	期計画見	込量
区分	平成3	0年度	令和元	年度	令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	5	2	6	0	7	1	3	4	5
総利用日数(日/月)	75	22	90	0	105	15	45	60	75

第5期計画の実績

自立訓練(生活訓練)は、利用者数、利用日数とも計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

現在、精神障がい者の利用者が多く、長期入院患者の地域移行の推進に伴い微増を見込みます。 利用日数は、これまでの実績から 1 人当たり月 15日で推計します。

見込量確保の方策

地域での自立した生活を目指し、障がい者の状態や希望に合わせて利用できるように、事業所との調整を図ります。

【就労移行支援】

一般企業等への就職を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練や就労定着のための訓練などを行うもの

			第5其	計画		第6	期計画見证	<u>入量</u>	
区分	平成3	0年度	令和元	年度	令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	21	18	24	3	27	9	15	16	17
総利用日数(日/月)	420	307	480	61	540	174	300	320	340

第5期計画の実績

就労移行支援は、利用者数、利用日数ともに計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

離職経験者や特別支援学校卒業予定の利用者が微増すると見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月20日で推計します。

見込量確保の方策

市内に事業所がないことから、国・県の指導のもと事業所の拡充を求めるとともに、近隣市町村の事業所と連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【就労継続支援 A 型】(雇用型)

一般企業等での就労が困難な方に、事業所と雇用契約を結んで就労し、就労継続に必要な知識の習得を指導し、能力の向上に必要な訓練その他の支援を行うもの

			第5其	計画			第6	期計画見	込量
区分	平成3	平成30年度 令和元年度 令和2年度					令和	令和	令和
	計画	計画 実績 計画 実績 計画 実績見込						4年度	5年度
利用者数(人/月)	80	87	84	90	88	92	95	97	99
総利用日数(日/月)	1,600	1,600 1,654 1,680 1,715 1,760 1,73						1,940	1,980

第5期計画の実績

就労継続支援 A 型は、利用者数、利用日数ともに計画を上回って推移しています。

見込量の考え方

最低賃金が保障されるため、在宅障がい者の中でも利用希望が多いことから、増加を見込みます。 利用日数は、これまでの実績から1人当たり月20日で推計します。

見込量確保の方策

関係機関と連携を図り、適切なサービス利用につながるように努めます。市内に事業所が少ないことから、事業所の開設や拡充を求めるとともに、近隣市町村の事業所と連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【就労継続支援 B 型】(非雇用型)

一般企業等での就労が困難な方に、就労や生産活動の機会を提供し、就労や生活継続に必要な支援を行うもの

			第5其	計画			第6	期計画見達	<u>入量</u>
区分	平成3	0年度	令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	計画 実績 計画 実績 計画				実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	110	124	112	160	114	160	160	165	170
総利用日数(日/月)	1,870	2,004	1,904	2,553	1,938	2,747	2,880	2,970	3,060

第5期計画の実績

就労継続支援 B 型は、利用者数、利用日数ともに計画を上回って推移しています。

見込量の考え方

平成30年度以降の利用実績の伸び、特別支援学校高等部卒業予定の新規利用のニーズ、高齢の障がい者の社会参加や就労に関するニーズ等から、増加を見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月18日で推計します。

見込量確保の方策

生活能力の向上のための支援も受けることができるため、利用者に十分説明し、障害の状態に合わせて調整します。作業内容の選択肢を増やすよう努めます。

【就労定着支援】

福祉施設から一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を行うもの

			第5其	計画			第6	期計画見記	λ量
区分	平成3	平成30年度 令和元年度 令和23				2年度	令和	令和	令和
	計画					実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	0	0 0 1 2 1 2						4	6

第5期計画の実績

就労定着支援は、利用者数が計画に近い数値で推移しています。

見込量の考え方

一般就労後の支援を見込みます。

見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

【短期入所】

介護者が一時的に病気等で介護できなくなった場合に、短期間、夜間も含め施設で介護その他必要な支援を行うもの。福祉型は障がい者支援施設等で、医療型は病院、診療所、介護老人保健施設で実施する。

				第5其	計画			第6	期計画見	,込量
	区分	平成30年度		令和元	定年度	令和:	年度	令和	令和	令和
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
福祉型	利用者数(人/月)	40	32	45	29	50	30	35	40	45
量	総利用日数(日/月)	200	182	225	132	250	150	175	200	225
医療型	利用者数(人/月)	7	9	8	7	9	8	9	10	11
型型	総利用日数(日/月)	35	40	40	30	45	40	45	50	55

第5期計画の実績

短期入所(福祉型)は、利用者数、利用日数ともに計画を下回って推移しています。短期入所(医療型)は、利用者数、利用日数ともに計画に近い数値で推移しています。

見込量の考え方

家族機能の脆弱化、介護家族の高齢化等から利用者の増加を見込みます。利用日数にはばらつきがありますが、これまでの実績から1人当たり月5日で推計します。

見込量確保の方策

施設の他、NPO法人等で短期入所の受け入れができるよう、事業所拡充に努めます。

【療養介護】

医療と常時介護が必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行うもの

			第5其		第6	期計画見	<u>入量</u>		
区分	平成3	0年度	令和元	年度	令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	25	28	25	28	25	28	28	29	30

第5期計画の実績

療養介護は、利用者数が計画を上回って推移しています。

見込量の考え方

重度障がい者が対象のサービスであり、これまでの実績から微増を見込みます。

見込量確保の方策

療養上の医療管理、機能訓練、看護等が必要なことから、現在の施設利用が維持できるよう施設との連携に努めます。

居住系サービス

【自立生活援助】

施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)から一人暮らしへの移行を希望する方に、定期的な巡回訪問等により、日常生活における課題を把握し、地域生活に必要な支援を行うもの

			第5其	/計画		第6	期計画見	入量	
区分	平成3	0年度	令和元	元年度	令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	0	0 0 1 0 1 0						0	1

第5期計画の実績

自立生活援助は、県の指定事業者、利用者ともに実績がありません。

見込量の考え方

施設入所支援利用者や入院中の精神障がい者の地域移行による利用を見込みます。

見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

【共同生活援助(グループホーム)】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の支援を行い、介護が必要な方には、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの

			第5其		第6	期計画見	入量		
区分	平成3	0年度	令和元	年度	令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	48							51	52

第5期計画の実績

共同生活援助は、利用者数が計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

事業所の新設のほか、現在の利用者の継続利用、施設入所支援利用者や入院中の精神障がい者の地域移行の推進等から微増を見込みます。

見込量確保の方策

施設や事業所等へ働きかけ、グループホームの新規開設を目指します。また、地元住民の理解が得られるよう支援します。

【施設入所支援】

施設に入所している障がい者に、主として夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談や必要な支援等を行うもの

		第5期計画						第6期計画見込量		
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度	
利用者数(人/月)	110	108	110	107	110	107	107	106	105	

第5期計画の実績

施設入所支援は、利用者数が計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

国指針に基づき、令和5年度末の施設入所者数が、令和元年度末時点から 1.6%以上削減することを見込みます。

見込量確保の方策

障がい者の希望や状況を踏まえながら、地域生活への移行を働きかけます。

相談支援(サービス利用計画作成)

【計画相談支援】

サービスを利用する障がい者(児)の心身状態や生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、必要なサービスの利用計画を作成するもの

			第5其	第6期計画見込量					
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	100	111	110	158	120	133	140	150	160

第5期計画の実績

計画を上回って推移しています。

見込量の考え方

近年の障害福祉サービス利用者数の実績状況から、増加を見込みます。

見込量確保の方策

特定相談支援事業所の設置への働きかけ及び相談支援従事者研修の受講の呼びかけを行い、人員の拡充を図ります。また、研修等を通じて相談支援専門員の資質向上を図ります。

【地域移行支援】

施設・病院から退所・退院する予定の障がい者に対して、地域移行への様々な相談や住居の確保、同行支援、関係機関との調整などを行うもの

第5期計画						第6	期計画見	<u>入量</u>	
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0	1	2	3

第5期計画の実績

地域移行支援は、利用実績がありません。

見込量の考え方

施設・病院からの退所・退院予定者が利用することを見込みます。

見込量確保の方策

施設・病院等に制度の周知を行い、適切な支援、サービスにつながるよう努めます。 関係機関の連携を促進し、相談支援専門員の資質向上を図ります。

【地域定着支援】

施設・病院から退所・退院し、家族から独立し家族の支援を受けられない障がい者に対し、常時の 連絡体制を確保し、緊急時の訪問や相談を行うもの

第5期計画						第6期計画見込量			
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	1	1	1	2	1	2	2	3

第5期計画の実績

地域定着支援は、計画に近い数値で推移しています。

見込量の考え方

施設・病院からの退所・退院予定者のうち、共同生活援助(グループホーム)移行者以外の数を見込みます。

見込量確保の方策

一般相談支援事業所と、地域の事業所、医療機関等とを連携し、サービスの利用につなげます。

補装具費の支給

身体機能を補完・代替し、長時間にわたって継続して使用される補装具(義肢、装具、補聴器、車いす等)の購入、修理及び一部貸与のための費用を支給します。

3 地域生活支援事業の現況と課題及び今後の見込み

障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、 障害者総合支援法 に基づいた「射水市地域生活支援事業」を実施しています。

1年間の見込量を設定します。

(1)必須事業 現況と課題及び目標値の設定

理解促進研修·啓発事業

【理解促進研修·啓発事業】

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等や障害特性に関する地域住民の理解促進を図る教室やイベント開催等の啓発活動を実施するもの

	第5期計画		第6期計画見込量			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
有	有	有	有	有	有	

見込量確保の方策

民生委員 や一般住民を対象とした研修会を、地域活動支援センター や障がい者相談員との連携のもと積極的に実施し、障がい者への理解促進のため、障害特性の説明、接し方などを紹介します。障がい者週間(12月3日から9日まで)に合わせ、障害のある方の作品展示や事業所製品の販売等を行い、理解と啓発を図ります。

自発的活動支援事業

【社会活動支援事業】

障がい者や家族が互いの悩みの共有や、情報交換のできる交流会を行い、また障がい者の社会参加の意向を尊重し、自ら企画・立案した活動を実施するため、情報提供・連絡調整・助言等を行うもの

	第5期計画		第6期計画見込量			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
有	有	有	有	有	有	

見込量確保の方策

障がい者団体に事業を委託し、活動を支援していきます。

【ボランティア活動支援事業】

障がい者自らが行う地域のごみ拾いや除草、美化ボランティア活動等に対し必要な支援を行うもの

	第5期計画		第6期計画見込量			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
有	有	有	有	有	有	

見込量確保の方策

市内の事業所に委託し、障がい者自らのボランティア活動を推進していきます。

相談支援事業

【相談支援事業】

障がい者や障がい児の保護者、又は障がい者の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報を提供し、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がい者等が自立し、地域で安心して生活を営むことができるようにするもの

	第5期計画		第6期計画見込量			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	

見込量の考え方

虐待の防止やその対応、成年後見制度 利用支援、ひきこもり支援など、様々な相談支援ニーズへの対応が求められています。

見込量確保の方策

多様なニーズの相談を受ける中で、権利擁護のために必要な支援ができるように継続的かつ専門的な研修を行い、相談支援専門員の資質向上を図ります。

【障がい者総合支援協議会】

福祉、雇用、医療、教育等の関係機関で構成される障がい者総合支援協議会(専門部会あり)を設置しています。サービス提供体制の確保や関係機関のネットワーク構築、中立・公平な相談支援事業の実施及び推進に向けた協議を行います。また、障害福祉計画、社会資源の開発等について検討しています。

	第5期計画		第6期計画見込量			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
有	有	有	有	有	有	

見込量確保の方策

各サービスが有機的な連携を図り、障がい者の生活課題を解決していけるよう全体会及び各専門部会(相談支援、サービス事業者、就労支援、子ども、当事者、権利擁護)を定例開催し、研修会の実施、雇用先の開拓などを行い、支援体制を強化していきます。

【相談支援機能強化事業】

医療、福祉及び地域の社会基盤との連携体制を強化します。また、地域住民のボランティアを育成し、障害に対する理解促進を図ることで、障がい者の地域生活を支援します。

	第5期計画		第6期計画見込量			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
有	有	有	有	有	有	

見込量確保の方策

障がい者の生活を地域全体で支えるため、総合的・専門的な相談支援やサービスのコーディネートを実施するための体制確保、地域の社会資源との連携体制の強化、障害に対する理解促進の活動等により、地域の体制づくりを行います。

そのため、地域活動支援センター と地域との包括的な連携強化及びボランティアの育成等により、 障がい者理解促進を図ります。

成年後見制度利用支援事業

【成年後見 制度利用支援事業】

知的障害や精神障害などで、判断能力が不十分な障がい者に対し、法定代理人を決めて財産管理や、 日常生活での様々な契約等の支援を行う成年後見制度の利用について、相談会を実施し申立て支援等 を行うもの

		第5期計画						第6期計画見込量			
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度		
相談会利用者(人/年)	3	4	4	3	5	3	3	4	5		
市長申立件数(件/年)	1	1	2	0	3	1	1	2	3		
報酬支払件数(件/年)	1	0	1	3	1	3	4	5	6		

第5期計画の実績

申立支援件数は、計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

家族機能の脆弱化などから、今後さらに成年後見制度利用の相談や申立て件数の支援件数が微増するものと見込みます。

見込量確保の方策

成年後見制度利用相談会を今後も継続し、制度の説明や、申立て支援を行います。また、財産がない場合に、報酬の支払を行います。

成年後見制度法人後見支援事業

【成年後見制度法人後見支援事業】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するもの

	第5期計画		第6期計画見込量			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	有	有	有	有	有	

見込量確保の方策

県内呉西6市で設置した呉西地区成年後見センターにおいて、相談から法人後見まで一貫した支援を行うほか、市民後見人の養成、市民後見人バンクの運営等の業務を行います。

意思疎通支援事業

【意思疎通支援事業】

聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者が必要とする場合に、手話通訳者、要約筆記者を派遣して、意思疎通を円滑にし、社会参加を促進するもの

区分			第5其	/計画			第6	期計画見	込量
	平成30				令和2年度		令和	令和	令和
利用件数(件/年)	(件/年) 計画		計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
手話通訳派遣事業	7.5	84	77	75	70	7 5	79	82	84
要約筆記者派遣事業	75	4	//	3	79	3	5	6	7

見込量の考え方

近年の実績から見込量を推計します。

見込量確保の方策

実績がある社会福祉法人富山県聴覚障害者協会に委託し実施します。また、様々な機会でサービス利用の啓発に努めるとともに、市・県の研修参加を促し、手話通訳者及び要約筆記者を確保していきます。

日常生活用具給付等事業

【日常生活用具給付等事業】

障がい者の日常生活の支援用具を支給するもので、次の6種類に大別されます。

区分	内容
介護·訓練支援用具	ベッド、リフト、訓練椅子など
自立生活支援用具	頭部保護帽、便器、移動・移乗支援用具、火災報知器など
在宅療養等支援用具	ネブライザー 、電気式吸引器、酸素ボンベ運搬車など
情報·意志疎通支援用具	情報·通信支援用具、視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置など
排せつ管理支援用具	ストーマ 装具 紙おむつ 収尿器など
居宅生活動作支援用具	障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修(手摺り、段差解消、 洋式便器など)

区分			第5其	計画			第6	期計画見	込量
	平成30年度		元成30年度 令和元年度			2年度	令和	令和	令和
利用件数(件/年) 	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
介護·訓練支援用具	7	7	7	12	7	12	12	12	12
自立生活支援用具	18	10	19	12	20	11	11	11	11
在宅療養等支援用具	21	16	24	16	27	17	18	20	22
情報·意思疎通支援用具	31	26	32	12	33	19	18	18	18
排せつ管理支援用具	2,170	2,273	2,180	2,210	2,190	2,234	2,260	2,280	2,300
居宅生活動作補助用具	6	0	6	3	6	5	5	5	5

第5期計画の実績

介護・訓練支援用具及び排せつ管理支援用具は、計画を上回って推移しています。その他の日常生活用具は計画を下回っています。

見込量の考え方

近年の実績から見込量を推計します。

見込量確保の方策

日常生活用具の提供業者は、県内・県外事業者が多数あり、適時に購入が可能なことから、今後の見込量に十分対応可能であると考えます。適切に給付されるよう事業の周知を行います。

手話奉仕員養成研修事業

【手話奉仕員養成事業】

聴覚障がい者等との交流活動を促進し、社会参加を支援するため、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修するもの

		第5期計画						第6期計画見込量			
区分	平成3	0年度	令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度		
事業数	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
全課程修了者数(人/年)	26	21	26	20	26	1 0	0	20	20		

第5期計画の実績

第5期計画の修了者数は、入門講座修了者と基礎講座修了者を合計した人数を記載しています。

見込量の考え方

手話奉仕員養成事業(全課程 46 回講座)と、研修事業(全課程修了者に対するフォローアップ教室)の2事業を実施します。受講者人数は一定量を見込みます。令和3年度は入門講座のみ実施するため、修了者はいません。

見込量確保の方策

射水市社会福祉協議会 に委託し、聴覚障害者協会、手話サークルの協力を得て実施していきます。講習参加者募集については、市報、HP などで広く周知します。

移動支援事業

【移動支援事業】

1人で外出が困難な障がい児・者に対して、外出時に必要な介護等の支援を行うことで、地域での 自立生活や社会参加を促進するもの(個別支援型、グループ支援型、車両移送型)

		第5期計画 第6期計画								
区分	平成3	0年度	令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度	
実利用者数(人)	20	26	20	17	20	15	15	15	15	
延利用時間数(時間/月)	670	609	670	414	670	345	345	345	345	

第5期計画の実績

利用者数、利用時間数ともに、計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

近年の実績は減少傾向にありますが、地域生活や社会参加活動の推進により一定量を推計します。

見込量確保の方策

委託契約をしている実施事業所は、令和2年 11 月現在13 事業所あり、利用者のニーズに対応可能と考えます。移動支援事業の周知に努め、利用を促します。

地域活動支援センター事業

【 型】

権利擁護、困難事例への対応などの相談支援事業に加え、専門職員による医療、福祉、地域の関係機関との連携強化、地域のボランティア育成、障がい者理解促進普及啓発事業と基礎的事業を行うもの(委託事業)

【基礎的事業】

総合相談窓口としての機能を持つとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、障がい者の余暇活動や社会との交流促進を図るもの(委託事業)

	第5期計画								込量
区分	平成3	0年度	令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
1型 事業所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基礎的事業所数(か所)	3	3	3	3	3	3	3	3	3

第5期計画の実績

事業所数は、計画どおり推移しています。

見込量の考え方

型は、1か所への委託を継続していきます。基礎的事業については、身近な地域での総合相談窓口及び活動の機会と交流の場等を確保するため、NPO法人等へ委託を継続していきます。

見込量確保の方策

型センターと基礎的事業センターが連携し、地域での相談支援体制を強化していけるよう、研修等を実施し、資質向上を目指します。また、利用を促進するため、様々な機会を通じ、地域への周知を図ります。

(2)任意事業

訪問入浴サービス事業

【訪問入浴サービス】

自宅の浴槽での入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、居宅に浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供するもの

身体障がい者は、障害支援区分 5以上と認定されたもの、身体障がい児は13歳以上で身体障害者手帳1、2級に該当し医師が必要と認めたもの(13歳未満の場合は医療的ケアが必要な者として市長が認めるものに限る。)を利用対象とする。

			第5其		第6期計画見込量				
区分	平成3	平成30年度 令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
実利用者数(人)	2	2	2	4	2	4	4	4	4
利用延回数(回/年)	-	161	_	118	_	200	200	200	200

第5期計画の実績

利用者数は、概ね計画どおり推移しています。

見込量の考え方

生活介護、短期入所等での入浴の機会を確保できることから、一定量を見込みます。

見込量確保の方策

現在、訪問入浴サービスを提供している事業所が2か所あり、十分対応可能と考えます。相談支援事業所等に周知を図り、必要な方が利用できるよう支援します。

生活支援事業

【生活訓練等事業】

障がい者リハビリ教室や陶芸教室等を実施し、障がい者の日常生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの

	第5期計画		第	6期計画見込	星
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有	有	有	有	有	有

見込量確保の方策

障がい者団体が実施する訓練事業に補助をしています。障がい者団体を通して事業の周知を図り、 社会参加を促進します。

日中一時支援事業

【日中一時支援事業】

障がい児・者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害福祉サービス事業所等で障がい児・者に日中の活動の場を提供し、見守りや預かり等の支援を行うもの

			第5		第6期計画見込量				
区分	平成3	成30年度 令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
実利用者数(人)	100	105	100	94	100	92	90	88	86
利用延回数(回/年)	1	3,512	-	3,420	-	3,220	3,150	3,080	3,010

第5期計画の実績

利用者数は、概ね計画どおり推移しています。

目が畳の老え方

平成 27年度に放課後等デイサービスの個別給付が出来たことなどから、実利用者は減少傾向にありますが、1 人当たりの利用回数は増加しており、一定の利用者数・回数を見込みます。

見込量確保の方策

日中一時支援事業の契約事業所は20か所あります。利用者のニーズを見極めながら、障害福祉サービス提供事業所等に働きかけ、必要量の確保に努めます。

社会参加促進事業

【点字·声の広報等発行事業】

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳その他わかりやすい方法により、市の広報、障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活を継続する上で必要度の高い情報を定期的に提供するもの

			第5其		第6期計画見込量				
区分	平成3	0年度	令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
事業数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
登録者数(人)	52	63	52	61	52	6 1	60	60	60

第5期計画の実績

登録者数は、概ね計画どおり推移しています。

見込量の考え方

近年の実績から推計します。

見込量確保の方策

ボランティアサークル(音訳・あゆの風、点友会)に依頼し、市報の点訳、音訳、新聞のリーディングサービス事業等を実施します。

【奉仕員養成研修事業】

朗読奉仕員及び点訳奉仕員を養成し、視覚障がい者の社会参加を促進することを目的とするもの 朗読又は点訳に必要な技術を習得した朗読奉仕員、点訳奉仕員の養成を行います。

区分			第5其	期計画			第6	期計画見	込量
	平成3	0年度	令和元	年度	令和	2年度	令和	令和	令和
受講者人数(人/年)	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
朗読奉仕員養成研修	40	37	40	36	40	2 0	40	40	40
点訳奉仕員養成研修	10	6	10	4	10	5	10	10	10

第5期計画の実績

受講者数は、計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

近年の実績を参考にし、受講者人数は一定量を見込みます。

見込量確保の方策

射水市社会福祉協議会 に委託し、ボランティアサークル(音訳・あゆの風、点友会)の協力を得て、 実施します。講習会の参加者募集については、市報、HP などで広く周知します。

【自動車運転免許取得·改造助成事業】

身体障がい者の自立や社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得にかかる訓練費の助成 や、自動車の改造に要する経費の一部を助成するもの

区分			第5其		第6期計画見込量				
レカ 利用者数(人/年)	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
利用自然(人/牛)	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
自動車運転免許取得事業	1	1	1	1	1	1	1	1	1
自動車改造助成事業	4	4	4	3	4	3	3	3	3

第5期計画の実績

利用者数は、概ね計画どおり推移しています。

見込量の考え方

近年の利用実績から推計します。

見込量確保の方策

各自動車学校と委託契約可能であり、改造事業所と合わせ十分対応可能です。

第4章 障がい児の計画 (第2期障がい児福祉計画)

1 福祉サービス等の現況と課題及び目標値の設定

福祉サービス等の各年度における1か月当たりの見込み量を設定します。平成30年度及び令和元年度は3月利用分実績値、令和2年度は実績見込みを記載しています。

(1)障がい児通所支援

【児童発達支援】

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等専門的な療育を行うもの

		第1期計画					第2期計画見込量		
区分	平成30年度		令和元年度		令和:	2年度	令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	60	57	65	55	70	56	57	58	59
総利用日数(日/月)	360	337	390	279	420	330	342	348	354

第1期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

近年の利用実績及び増加傾向にある発達障がい児の早期発見・早期療育の方針に基づき推計します。利用日数は、これまでの実績により1人当たり月6日で推計します。

見込量確保の方策

市内に指定を受けている事業所が少ないことから、身近な地域で必要な支援を受けることができるように療育の場の確保に努めます。

【医療型児童発達支援】

肢体不自由児に対し、理学療法等の機能訓練及び医療的管理下の支援を行うもの

		第1期計画					第2期計画見込量		
区分	平成30年度		令和元年度		令和:	2年度	令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	5	4	6	4	7	4	5	5	6
総利用日数(日/月)	50	27	60	20	70	20	30	30	36

第1期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

近年の実績に基づき利用者数を推計します。利用日数は、これまでの実績により1人当たり月6日で推計します。

見込量確保の方策

安定してサービスを提供するため、事業所との連携を十分図り、機能訓練等の充実に努めます。

【放課後等デイサービス】

障がい児に対し、授業終了後又は学校の休業日に、事業所に通い、生活能力向上に必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行うもの

		第1期計画				第2期計画見込量			
区分	平成30年度		令和	元年度	令和:	令和2年度		令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	90	106	95	107	100	110	115	120	125
総利用日数(日/月)	900	1,120	950	1,213	1,000	1,240	1,265	1,320	1,375

第1期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を上回って推移しています。

見込量の考え方

近年の利用実績、利用者のニーズを勘案し、利用者の増を見込みます。利用日数は、これまでの実績により1人当たり月 11 日で推計します。

見込量確保の方策

市内にサービスを提供する事業所は増えており、対応可能と考えています。重症心身障がい児が、 居住する地域において適切な支援を受けることができるよう事業所への働きかけを行うとともに、近 隣市町村にある事業所とも連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【保育所等訪問支援】

保育所等を訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、集団生活に馴染むための専門的な支援等を行うもの

		第1期計画					第2期計画見込量		
区分	平成30年度		令和元年度		令和:	2年度	令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	1	1	1	2
総利用日数(日/月)	1	0	1	0	1	1	1	1	2

第1期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

指定事業所は圏域に1か所あり、サービス利用は一定数を見込みます。

見込量確保の方策

ニーズに対応して専門的な支援が受けられるように、子ども子育て総合支援センター(キッズポートいみず)、子育て支援課、事業所等と連携し、制度周知を行い、必要な療育支援の充実に努めます。

【居宅訪問型児童発達支援】

重度の障害により外出が著しく困難な児童に、居宅を訪問して発達支援を行うもの

		第1期計画					第2期計画見込量		
区分	平成30年度		令和元年度		令和:	2年度	令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	0	0	0	1
総利用日数(日/月)	1	0	-	0	-	0	0	0	1

第1期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

重症心身障がい児の利用を見込みます。

見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

(2)障がい児相談支援(サービス利用計画作成)

【障がい児相談支援】

サービスを利用する障がい児の心身状態や生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、必要なサービスの利用計画を作成するもの

		第1期計画					第2	期計画見込量		
区分	平成30年度		令和元	元年度	令和?	2年度	令和	令和	令和	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度	
利用者数(人/月)	30	20	32	34	34	35	36	36	37	

第1期計画の実績

利用者数は計画に近い数値で推移しています。

見込量の考え方

障がい児通所支援サービス利用者数から見込みます。

見込量確保の方策

障がい児相談支援事業所の設置への働きかけ及び相談支援従事者研修の受講の呼びかけを行い、人員の拡充を図ります。また、研修を通じて、相談支援専門員の資質向上を図ります。

(3)医療的ケア児に対する支援

【医療的ケア児に対する支援】

医療的ケア児に対する関連分野を調整するため、コーディネーターとして養成された相談支援専門員 を配置するもの

	第1期計画				第2期計画見込量				
区分	平成30年度		令和元年度		令和	口2年度	令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
医療的ケア児に対する									
関連分野の支援を調整	0	0	٥	4	1	_	0	0	0
するコーディネーターの	U	U	U	ı	ļ	5	8	8	8
配置人数(人)									

見込量の考え方

地域におけるニーズ等を勘案し、コーディネーターとして相談支援専門員の配置を見込みます。 見込量確保の方策

施設や事業所等へ研修の受講を働きかけます。

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理と評価

(1)計画の評価体制

この計画は、3年ごとに作成し、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供を確保するために、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携し、進捗状況を確認しながら推進していくことが必要になります。

このため、計画にPDCAサイクルを導入し、成果目標と活動指標を設定します。年に1回、障がい者総合支援協議会において、この目標達成の進捗状況を把握し、分析・評価を行い、課題がある場合は、計画の変更や事業の見直しなど必要な対策を実施するための協議を行っていきます。

また、計画の推進に当たっては、庁内各課の緊密な連携を図り全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、市内の関係機関との連携を図りながら、必要に応じて障がい者・家族及び関係者の意見が反映できる機会を設定する等、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

(2)成果目標と活動指標

【成果目標 】 【活動指標 】 居宅介護など訪問系サービスの利用者数、利用時間数 施設入所者の地域生活への移行 生活介護の利用者数、利用日数 地域生活移行者の増加 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数 施設入所者の削減 就労移行支援の利用者数、利用日数 就労継続支援(A型·B型)の利用者数、利用日数 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数 自立生活援助の利用者数 共同生活援助の利用者数 施設入所支援の利用者数 施設入所者の削減 自 地域相談支援(地域移行、地域定着支援)の利用者数 精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築 寸 保健、医療機関及び相談事業所と 障がい者総合支援協議会専門部会の開催回数(協 の連携 議 目標設定及び評価の回数) لح 保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の参加者数 共 地域生活支援拠点等の機能の充実 障がい者総合支援協議会で運用状況を検証及び検討す 地域生活支援拠点の整備、運用 牛 る回数 状況の検証 社 福祉施設から一般就労への移行 就労移行支援の利用者数、利用日数 会 福祉施設利用者の一般就労への 就労定着支援の利用者数 移行者の増加 を ○児童発達支援の利用児童数、利用日数 就労移行支援事業の利用者の増加 ○放課後等デイサービスの利用児童数 利用日数 実 ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数 現 障がい児支援の提供体制の整備 ○居宅訪問型児童発達支援の利用児童数 利用日数 医療機関及び相談事業所との連携 ○障害児相談支援の利用児童数 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコ ーディネーターの配置人数 相談支援体制の充実・強化 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的 総合的・専門的な相談支援 な指導・助言件数 地域の相談支援体制の強化 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 障害福祉サービス等に係る研修への参加人数 障害福祉サービス等の質の向上 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果 障害福祉サービス等に係る研修等 の分析内容を事業所等と共有する回数

参考資料

1 第6期射水市障害福祉計画の策定経過

開催日	会議等	検討内容
令和2年6月3日	第 1 回射水市障がい者総合 支援協議会全体会	・障害福祉計画の策定について
令和2年6月17日~7月20日	アンケート調査実施	
令和2年11月18日	第 2 回射水市障がい者総合 支援協議会全体会	・障害福祉計画(素案)について ・パブリックコメント の実施につ
令和2年 12月 18日~ 令和3年1月18日	パブリックコメント実施	
令和3年3月4日 令和3年2月26日	射水市障がい者総合支援協議 会専門部会 ・サービス事業所部会 ・当事者部会	・障害福祉計画(素案)について
令和3年2月12日 令和3年2月9日 令和3年1月28日	·就労支援部会 ·子ども部会 ·相談支援部会	
令和3年2月10日	第3回射水市障がい者総合 支援協議会全体会	・パブリックコメントの結果 ・障害福祉計画について

2 射水市障がい者総合支援協議会委員名簿 令和3年3月現在

組織団体	所属	役職名	氏 名
相談支援事業者代表	(福)射水福祉会あいネットいみず	施設長	岸谷 茂
障害福祉サービス事業者代表	特定非営利活動法人ふらっと	理事長	宮袋 季美
障がい者団体代表	射水市身体障害者協会	会長	久々江除作
障がい者団体代表	地域家族会いみず野	会長	滝 義光
障がい者団体父母の会代表	射水市手をつなぐ育成会	副会長	村中 大治
学識経験者	富山福祉短期大学	助教	中村 尚紀
ハローワーク代表	高岡公共職業安定所	統括職業指導官	善光 さつき
障害教育機関代表	富山県立高岡支援学校	教頭	齊藤 和枝
警察署代表	射水警察署	生活安全課長	新暢哉
民生委員児童委員代表	射水市民生委員·児童委員協議会	会長	中川由紀子
社会福祉協議会	射水市社会福祉協議会	常務理事	稲垣 和成
医師会代表	木戸クリニック	院長	木戸日出喜
厚生センター	富山県高岡厚生センター射水支所	支所長	竹内 智子
商工会議所代表	射水商工会議所	事務局長	砂原 良重
地域振興会代表	射水市地域振興会連合会	常任理事	川腰喜久雄
連合婦人会代表	元射水市婦人会	副会長	岡田 順子
ボランティア団体代表	射水市ボランティア連絡協議会	副会長	山崎 京子
射水市中学校長会代表	小杉中学校	校長	杉本 茂
射水市小学校長会代表	大門小学校	校長	金瀬 志津

は協議会会長、 は副会長 (敬称略:順不同)

3 射水市障がい者総合支援協議会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項第 1 号及び射水市相談支援事業実施要綱(平成18年射水市告示第 161 号。以下「相談支援事業実施要綱」という。)第 5 条の規定により設置する射水市障がい 者総合支援協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1)相談支援事業実施要綱第3条及び射水市障害者地域活動支援センター 事業実施要綱(平成18年射水市告示第158号)第5条に規定する事業内容の実施状況及び運営評価に関すること。
- (2)関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3)困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4)社会資源の開発、改善に関すること。
- (5)障がい者福祉計画及び障害福祉計画に関すること。
- (6)その他協議会が必要と認める事項に関すること。 (組織)
- 第 3 条 協議会の委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱したもの(以下「委員」 という。)をもって組織する。
 - (1)法に基づく指定相談支援事業者
- (2)法に基づ〈障害福祉サービス事業者
- (3)保健・医療の関係者
- (4)教育・雇用の関係者
- (5)学識経験者
- (6)障害者等及びその家族
- (7)その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によるものとし、副会長は、会長の指名により選出する。
- 3 会長は会議を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会は、市長が招集する。
- 2 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が 協議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - (1) 射水市情報公開条例(平成17年条例第20号)第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に 関して協議する場合
 - (2) 公開することにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 3 市長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。 (相談支援部会及び専門部会)
- 第7条 協議会に相談支援部会を置くとともに、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以降の最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成19年11月 21日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

「障害」の表記について

「障害」の表記のあり方については、障がい者制度改革推進本部において、『「障害」の表記に関する作業チーム』が設置され、平成22年11月22日に『「障害」の表記に関する検討結果について』がまとめられています。その結果では、特定の表記は決定されず、法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることとされました。

しかし、「障害」の「害」を人に対して使用する場合、負のイメージが強く不快さを感じる場合があることから、法律、府省令、条例、規則等で使用されている用語、関係団体・関係施設の名称、固有名詞(国の事業、制度の名称、専門用語)については「障害」の表記を、それ以外の場合は「障がい」の表記としました。

あ行	
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童をいいます。
S D G s (エステ゛ィシ゛ース゛)	平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標で、17の目標(1貧困、2飢餓、3保健、4教育、5ジェンダー、6水・衛生、7エネルギー、8成長・雇用、9イノベーション、10不平等、11都市、12生産・消費、13気候変動、14海洋資源、15陸上資源、16平和、17実施手段)で構成されています。
か行	
介護保険制度	平成12年4月に施行された「介護保険法」により、日常生活に支援や介護が必要になった高齢者(特定疾病16については、40歳以上含む)に、介護サービスの支給を行う制度です。本人及び家族のニーズに沿って、訪問系サービスや通所系サービス、高齢者施設関係など多様なサービスを選択し利用できます。
活動指標	都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的な考え方、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するものです。
高次脳機能障害	頭部外傷や脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となっている状態のことをいいます。
子ども・子育て支援法	すべての子どもに良質な生育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等について定めた法律です。平成24年8月に成立し、段階的に施行しています。障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じることになっています。
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、市町村が子どもの健やかな成長への支援や、家庭や地域での子育て支援について、体制の整備や環境づくり等の取組方針を策定するものです。射水市においては、射水市次世代育成支援行動計画(後期計画)」の基本的な考え方を継承するとともに、市町村母子保健計画としての位置づけもされています。令和2年度から令和6年度までの5か年の計画となっています。
さ行	
自閉症	先天性の脳の機能障害の1つと考えられており、ことばの発達の遅れや偏り、社会性や対人関係の障害、特定の物に興味を示す、同じ動作を繰り返す、決まったパターンを好む、情緒の障害、睡眠障害などの特徴があります。このうち、知的障害を伴わない場合を「高機能自閉症」といいます。
社会福祉協議会	社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき設置されています。社会福祉協議会は、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域の住民が住み慣れたまちで安心して生活することができる地域づくりをめざした様々な活動を行っています。

障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加支援等のため、基本的理念、国・地方公共団体等の責務、施策の基本的事項を定めるとともに、施策を総合的計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とする法律です。平成23年に障がい者の定義などが改正されました。
障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月17日成立、平成24年10月1日施行)。主な内容は、障がい者虐待(1養護者による虐待、2 障がい者福祉施設従事者等による虐待、3 使用者による虐待)と、虐待の行為(1 身体的虐待、2 性的虐待、3 心理的虐待、4 介護放棄、5 金銭搾取)を定義するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定をおき、障がい者虐待防止に係る具体的な対応を定めたものです。なお、年齢により、18歳未満の場合は児童虐待防止法、65歳以上の場合は高齢者虐待防止法をそれぞれ適用することになっています。
障害者権利条約	障がい者の人権や基本的自由の共有を確保し、障がい者固有の尊厳を尊重することを目的に、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されたもので、2006年12月国連総会で採択されました。日本は、2007年に条約に署名しました。その後、2011年障害者基本法の改正、2012年障害者総合支援法の成立及び障害者虐待防止法の施行、2013年障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正など、国内法が整備されたことに伴い、2014年に障害者権利条約を締結し、発効しました。この条約の締結により、国内において、障害者の権利の実現に向けた取組みが一層強化されることになります。
障害者差別解消法	障害者差別解消法は2013年に成立し、2016年4月から施行となりました。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置を定めることにより、差別の解消を推進し、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としたものです。国及び地方公共団体や国民の責務を明らかにし、環境の整備を求めるものです。
障害支援区分	障がい者サービスのうち、介護給付(居宅介護、短期入所、生活介護、療養介護、施設入所支援等)は、障害支援区分に応じて利用することが可能となります。 障害支援区分は、障害の程度(重さ)ではなく、障がい者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。 身体介護や日常生活における支援の状況、行動障害の状況等80項目について調査を行い、コンピューターによる一次判定を行い、支援区分認定審査会において審議します。
障害者総合支援法	障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に則り、福祉サービスや公費負担医療等について共通の制度で一元化するとともに、地域生活支援や就労支援等を定め、地域で安心して生活することができる社会の実現を目的とする法律です。障害者自立支援法の一部改正と法律の題名変更により平成24年から施行されました。
	【障がい者のための国際シンボルマーク】 全ての障がい者を対象としたもので、車いす利用者限定ではありません。障がい者が利用しやすい施設等を示すものです。 【身体障がい者標識】
	運転手が肢体不自由者であることの表示です。このマークへの車両の 無理な幅寄せや割り込み等は禁止されています。
	【聴覚障がい者標識】 運転手が聴覚障がい者であることの表示です。このマークへの無理な幅寄せや割り込み等は禁止されています。
	【聴覚障がい者シンボルマーク】 聴覚障がい者であることを示すマークです。表示時には、「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」等の協力を求めるものです。

	【視覚障がい者を表示する国際マーク】 視覚障がい者の世界共通のマークです。こちらから「何かお手伝いしましょうか」と声掛けをお願いするものです。
障がい者マーク	【ほじょ犬マーク】 身体障がい者補助犬同伴啓発のマークです。公共施設、交通機関、デ パートやスーパー、レストラン等民間施設でも同伴できます。
	【オストメイトマーク】 人工肛門、人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための施設が あることを表示しています。
	【ハートプラスマーク】 身体内部(心臓、じん臓、直腸等)に障害がある方は、外見からわかり にくいため、このマークを見たら配慮をお願いするものです。
	【ヘルプマーク】 義足や人工関節、内部障害や難病、妊娠初期の方は、外見からわかり にくいため、このマークを見たら配慮をお願いするものです。
	【富山県ゆずりあいパーキング(障がい者等用駐車場)利用証制度】 車椅子使用者や障害のある方など歩行が困難な方が、障がい者等用 駐車場を円滑に優先利用できるように、優先利用の対象者や障がい 者等用の駐車区画であることを示す表示です。パーキング・パーミット 制度といわれている制度です。
情報提供体制の充実	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)が令和元年6月に施行されました。これは、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進することにより、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するものです。地方公共団体は、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。 また、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(電話リレー法)が令和2年6月に公布されました。これは、聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供を目指すものです。本市では法の趣旨及び障がい者の多様なニーズを踏まえ、必要な情報が的確に伝わるよう、情報提供・表示などの充実に努めていきます。
人権擁護委員	人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する民間のボランティア(任期3年)で、全国の市町村に設置されています。委員は、地域において、住民の基本的人権が侵犯されることがないように監視し、もし侵犯された場合には、その救済のためにすみやかに適切な処置をとるなどの対応をはかったり、自由人権思想に関する啓発を行うなど人権擁護に必要な活動を行っています。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に規定されている手帳です。視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能又は咀嚼機能、肢体(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能)、内部障害(心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝機能)などに永続的な障害があり、身体障害者福祉法別表に定める身体障がい者等級表に該当する一定以上の障がい者に対して、申請に基づいて障害等級を認定し、法に定める身体障がい者として、都道府県知事が交付するものです。

ストーマ	ストーマとは、様々な病気や障害などが原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口のことで、人工肛門や人工膀胱を言います。ストーマは、肛門や尿道口のように括約筋がないため、排泄を我慢することができません。また、便や尿を溜める働きもないため、腸内で消化吸収されるたび便が排泄されることになります。そのため、ストーマ装具を用いて排泄の管理を行います。ストーマ装具は、皮膚保護材という直接皮膚に貼りつく板と便を受け止める袋で作られています。袋に排泄物が溜まる度にトイレで出します。ストーマを持っている人を「オストメイト」と呼びます。
成果目標	障がい福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて、国全体で達成すべき目標として設定するものです。
精神障害者保健福祉 手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されている手帳です。精神障がい者の社会復帰、自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患(統合失調症、躁鬱病、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患)を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があり、判定基準に該当する一定以上の障がい者に対して、法に定める精神障がい者として都道府県知事が交付するものです。日常生活への支障の程度によって、1級から3級までの等級があります。
成年後見制度	平成11年12月の民法の一部改正により規定されたものです。認知症高齢者、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難し〈不利益を受けたり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守る支援(財産管理、身上監護)をする制度です。家庭裁判所の審判による「法定後見」と、本人が判断能力が十分なうちに候補者と契約をしてお〈「任意後見」があります。「法定後見」は、本人の判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3類型があり、「代理権」(利用者本人に代わって契約等の法律行為を行う)、「同意権」(本人の行為について同意する)、「取消権」(本人のみで行った不利益な契約などの行為を取り消す)の及ぶ範囲が異なります。
相談支援専門員	障害者総合支援法に基づく障がい者サービスを利用する場合には、平成27年度から、相談支援事業所の相談支援専門員が利用者本人及び家族等の意向を十分に把握した上でサービス利用計画を立案し、市に提出してもらうことが必要となっています。相談支援専門員は、社会福祉士、精神保健福祉士等一定の資格と実務経験を有し、障害特性や障がい者の生活実態に関する詳細な知識と経験を持つ専門員で、県が実施する相談支援従事者研修(初任者・実務者)を修了した方となります。
た行	
地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等が通所して創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を図るためのセンターです。射水市では、4か所の地域活動支援センター【あいネットいみず(七美)、ふらっと(太閤町)、つどい(三ケ)、むげん(棚田)】に委託しており、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を配置し、障がい者の日中活動の機会の場の提供や、障がい者理解促進のため、地域との連携を図っています。
地域生活支援事業	障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、市町村が実施する事業です。 障がい者や障がい児が個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む ことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を計画的に実 施し、障がい者の福祉の増進を図るとともに、安心して暮らすことができる地域社 会の実現を目指すものです。

な行	
難病	難病とは、原因が不明で、治療方針も未確定であり、後遺症を残す恐れが少なくない病気で、慢性的な経過をたどり、本人及び家族の経済的、身体的、精神的負担が大きい疾患とされています。障害者総合支援法の対象となる疾病は361となっています。(令和元年7月1日から適用)
ネブライザー	ネブライザーとは、薬を霧状にして、鼻や口から吸いこむための霧状にさせる機械のことです。肺疾患などのための痰を柔らかくする薬や、気管支を拡張させる薬等気管支や肺へ直接作用させる薬を霧状にして、粒子を小さくすることで、直接細かい粒子の薬を吸い込み肺胞まで届くようにするものです。現在は、超音波方式や振動式等があります。
は行	
発達障害	発達障害者支援法(平成16年法律第167号)において、「発達障害」が規定されています。この法律における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとするとなっています。自閉症には、3つの特徴(社会性の障害、 コミュニケーションの障害、 こだわりが強く興味や行動が極めて限られている障害)の組み合わせとして診断されます。自閉症スペクトラムは、自閉症、アスペルガー症候群、その周辺にあるどちらの定義も厳密には満たさない一群を加えた比較的広い概念となります。典型的な自閉症からアスペルガー症候群、重度の知的障害を伴う例から、知的な遅れが伴わない例まで連続した一続きとみなすものです。学習障害は、全般的な知的発達の遅れがないにも関わらず、文字や文章を読むこと、書くこと、計算することなど特定の課題、あるいは双方に困難を示す場合を言います。これらは、勉強不足からくるものではなく、視空間認知(物の見え方が違う)の障害からくるのではないかと言われています。注意欠陥多動性障害(ADHD)は、注意が散漫で気が散りやすい「不注意」や、じっとしていられないという「多動」、何か思いつくと後先考えず行動してしまう「衝動性」などが特徴となります。
パブリックコメント	「意見公募手続き」のことで、行政機関が政策の立案などを行おうとする際に、 その案を公表し、これに対して広く市民から意見を募る方法です。射水市パブリック・コメント手続に関する要綱に基づいて、実施しています。
バリアフリー	障がい者が、社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味です。以前は、物理的な障壁の除去という意味合いが強かったのですが、現在は、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられています。
避難行動要支援者支援制度	災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」と名称変更になりました。「避難行動要支援者」とは、災害が発生し、又は災害発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方で、迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方をいいます。避難行動等に支援が必要と思われる方を事前に把握し、避難行動要支援者台帳を作成し、自主防災組織の代表や、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防本部などに情報提供し、災害が発生したときの支援に役立てるとともに、普段から要支援者を見守る地域づくりを目指すものです。65歳以上の一人暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯のうち、介護保険要介護1以上の方、身体障害者手帳1,2級の方、療育手帳Aの方、精神障害者保健福祉手帳1,2級の方、日常的に支援を受けている方、避難行動等に困難が生じる方、その他支援が必要と思われる方などが対象となります。

ペアレントトレーニング (ペアトレ)	発達障がい児者支援施策における家族支援の一つです。環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方、心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。 発達障害のある子どもを育てた経験のある親で、同じ親の立場で相談相手となれる人をペアレント・メンターといいます。
ら行	
療育手帳	厚生省通知「療育手帳制度について」、富山県療育手帳交付要綱に規定されている手帳です。知的な障害があり、上記要綱に定める基準に該当する一定以上の障がい児・者に対して、申請に基づいて障害程度を認定し、要綱に定める知的障がい児・者として、都道府県知事が交付するものです。IQがおおむね35以下で療育手帳A、おおむね75以下で療育手帳Bとなります。

(再掲) 第6期障害福祉計画・第2期障がい児福祉計画の活動指標 訪問系サービス (1か月当たりの見込量)

	単位 -			計画見込量	
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数	人	36	38	40
	利用量	時間	360	380	400
重度訪問介護	利用者数	人	1	1	1
(全) (全) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中	利用量	時間	240	240	240
同行援護	利用者数	人	15	16	17
	利用量	時間	300	320	340
行動援護	利用者数	人	6	7	8
11 1 至// 12 位	利用量	時間	60	70	80
重度障害者等包括支援	利用者数	人	0	0	1
合計	利用者数	人	58	62	67
	利用量	時間	960	1,010	1,060
うち精神障がい者	利用者数	人	10	11	11
	利用量	時間	110	121	121

日中活動系サービス (1か月当たりの見込量)

,	単位		計画見込量		
	十 平	<u> </u>	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	人	260	265	270
土冶八碳	利用量	人日分	5,200	5,300	5,400
うち精神障がい者	利用者数	人	4	4	4
	利用量	人日分	48	48	48
ー 自立訓練(機能訓練)	利用者数	人	3	4	5
自立训练 (1发起训练)	利用量	人日分	54	72	90
自立訓練(生活訓練)	利用者数	人	3	4	5
自立訓練(土/百訓練)	利用量	人日分	45	60	75
うち精神障がい者	利用者数	人	1	1	1
	利用量	人日分	15	15	15
 就労移行支援	利用者数	人	15	16	17
机力约11又按	利用量	人日分	300	320	340
うち精神障がい者	利用者数	人	3	3	4
ひろ柄仲厚かい名	利用量	人日分	30	30	40
就労継続支援A型	利用者数	人	95	97	99
机力能微义技术主	利用量	人日分	1,900	1,940	1,980
うち精神障がい者	利用者数	人	54	55	57
	利用量	人日分	1,080	1,100	1,140
就労継続支援B型	利用者数	人	160	165	170
がり にがく えりま	利用量	人日分	2,880	2,970	3,060
うち精神障がい者	利用者数	人	81	83	86
	利用量	人日分	1,296	1,328	1,376
就労定着支援	利用者数	人	2	4	6
療養介護	利用者数	人	28	29	30
短期入所(福祉型)	利用者数	人	35	40	45
<u> </u>	利用量	人日分	175	200	225
うち精神障がい者	利用者数	人	1	1	2
	利用量	人日分	5	5	10
短期入所(医療型)	利用者数	人	9	10	11
应知八川 (区凉主 <i>)</i>	利用量	人日分	45	50	55

居住系サービス (1か月当たりの見込量)

	単位 -		計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	人	0	0	1
うち精神障がい者	利用者数	人	0	0	0
共同生活援助	利用者数	人	50	51	52
うち精神障がい者	利用者数	人	13	13	14
施設入所支援	利用者数	人	107	106	105
地域生活支援拠点等	箇所数	箇所	1	1	1
	検証及び検討の 実施回数	回	1	1	1

相談支援 (1か月当たりの見込量)

	当	'	計画見込量		
	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	人	140	150	160
うち精神障がい者	利用者数	人	38	41	44
地域移行支援	利用者数	人	1	2	3
うち精神障がい者	利用者数	人	1	1	2
地域定着支援	利用者数	人	2	2	3
うち精神障がい者	利用者数	人	1	2	2

障がい児通所支援 (1か月当たりの見込量)

	単位 -			計画見込量	
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	人	57	58	59
九里元廷文版	利用量	人日分	342	348	354
医療型児童発達支援	利用者数	人	5	5	6
	利用量	人日分	30	30	36
放課後等デイサービス	利用者数	人	115	120	125
が味を守り上り、ころ	利用量	人日分	1,265	1,320	1,375
保育所等訪問支援	利用者数	人	1	1	2
休月川寺別回文坂	利用量	人日分	1	1	2
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	0	0	1
[[[] [[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [利用量	人日分	0	0	1

障がい児相談支援 (1か月当たりの見込量)

1110 : 70111111777777 (10					
	当	単位		計画見込量	
				令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	利用者数	人	36	36	37

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

	単位			計画見込量	
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置人数	配置人数 人		8	8	8

発達障がい者に対する支援

	単位		計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペア レント支援プログラム等の受講 者数	受講者数	延人数	60	90	90

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	単位			計画見込量	
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者に よる協議の場の開催回数	回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人数	人	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回数	回	1	1	1

相談支援体制の充実・強化のための取組

	単位		計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対す る訪問等による専門的な指 導・助言回数	回数	回	0	0	1
地域の相談支援事業者の人 材育成の支援件数	回数	回	0	0	1
地域の相談機関との連携強化 の取組の実施回数	回数	回	0	0	1

第 6 期 射 水 市 障 害 福 祉 計 画 (第2期射水市障がい児福祉計画)

発行日:令和3年3月

発 行:射水市

編 集:射水市福祉保健部社会福祉課

T E L: 0766-51-6626 F A X: 0766-51-6658

E-mail:fukushi@city.imizu.lg.jp

福祉保健部 介護保険課 地域福祉課 資料 1 3月定例会 民生病院常任委員会 令和 3 年 3 月 1 1 日

射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について

1 射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)のパブリックコメントについて

(1) 実施期間

令和2年12月18日(金)から令和3年1月18日(月)まで

(2)閲覧場所等

射水市ホームページ 窓口等での閲覧(市介護保険課、各地区センター及び中央図書館)

(3)寄せられたご意見等

意見等の提出者数 15名意見等の件数 23件

(4) ご意見等の概要・ご意見等に対する考え方

	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
1	全般	「 K D B データ」等一般 の人には馴染みのない言葉 について、略さずわかりや すく表現してほしい。	巻末に用語集を掲載し、計画書中の用語を解説します。 また、文中の用語に用語集に説明があることがわかるように明記します。	有
2	全般	計画の内容について、市 民へ分かりやすく情報発信 してほしい。	計画の内容を分かりやすくまとめた概要版を作成し、市ホームページで公開するほか、地区センターや図書館に設置します。 また、出前講座等で計画の周知に努めます。	無
3	全般	限りある財源を有効に活 用するため、在宅介護を中 心に地域包括事業を推進す る必要があると思う。	国が推進する地域包括ケアの 方針に沿って、地域の社会資源を 有効に活用しながら市民の健康 寿命の延伸を目指します。	無
4	第2章 市の現状 3 アンケート調査結果の 概要(P17~)	「地域共生社会」を目指すのであれば、若い世代が高齢者に対してどう思っているかアンケートを実施してはどうか。	次回、アンケートを実施する際 の参考とさせていただきます。	無

	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
	第2章 市の現状	どのようにして地域包括	周知の手段についてのアンケ	
	3 アンケート調査結果の	 支援センターを認知したか	ート結果を追加します。	
5	概要(P25)	アンケートをすれば、周知	地域包括支援センターについ	有
		の手段が見えてくると思	 て、引き続き周知に努めます。	
		う。		
	第2章 市の現状	地域包括支援センターに	中学校や高校での認知症サポ	
	3 アンケート調査結果の	ついて知ってもらうため、	ーター養成講座の開催時に、地域	
6	概要	中学校や高校に講演会を行	包括支援センターについても紹	無
	(P25)	えばどうか。	介する等の取り組みを推進しま	
			す。	
	第4章 施策の展開	基本目標 1 と基本目標 2	「基本理念」の実現を目指し、	
	(P53~)	を統合して、介護予防と生	全ての基本目標が相互に関連し	
7		きがいづくりを一体的に進	ているものでありますが、体系化	無
		めてはどうか。	することで個々の目標を明確に	
			しています。	
	第4章 施策の展開	生活習慣病の予防につい	腰痛の原因には、日頃の姿勢や	
	1 健康づくりと介護予防の	て、若いうちから腰痛対策	生活習慣による筋疲労、体の歪み	
8	推進	に取り組んでほしい。	が関係しており、運動習慣の普及	無
	(1) 健康づくりの推進		啓発をさらに推進し、その中で腰	
	(P53)		痛予防の視点も取り入れます。	
	第4 施策の展開	こころの健康に関し悩み	悩みや問題を抱えている人は、	
	1 健康づくりと介護予防の	を言い出せず、相談会に参	何らかのサインを出していると	
	推進	加しない高齢者も多い。積	言われ、早期に気づく人材の育成	
	(1) 健康づくりの推進	極的に情報収集して支援を	として地域包括支援センター職	
9	(P55)	する必要がある。	員向けのゲートキーパー養成研	無
			 修を行いました。老人クラブや民	
			 生委員、理美容組合向けにも順次	
			開催し、引き続き地域での見守り	
			体制の構築に努めます。	
	第4章 施策の展開	地域の通いの場の参加者	参加者数は、県内平均と比較し	
	1 健康づくりと介護予防の	数が少ない。高齢者が興味	高い水準となっておりますが、引	
10	推進	の持てる活動があればいい	き続き普及啓発等に努めます。	無
	(2) 介護予防の推進 (P56)	と思う。		
	第4章 施策の展開	高齢者レクリエーショ	市政出前講座において「ニュ	
	2 社会参加の推進と生きが	ン、スポーツの推進につい		
11	いの創出	て、今時のスポーツを取り	スポープ・アンスポーク教皇] を開催しており、引き続き誰で	無
' '	(1) 交流の促進	入れることで、新たな趣味		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	(P57)	が見つかると思う。	も気軽に運動できる機会の創出	
	第 4 辛 佐竿の屈眼	古数字日十 サルナカラ	に努めます。	
	第4章 施策の展開	高齢者同士、世代を超え	できるだけ多くの方々の参加	
	2 社会参加の推進と生きが	た契がは否かく、恵からか	│につながる効果的な周知に努め │ まま	
12	いの創出	広報だけでなく、車から放	ます。	無
	(1) 交流の促進	送して行事等をPRしては		
	(P57)	どうか。		

	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
13	第4章 施策の展開 2 社会参加の推進と生きが いの創出 (1) 交流の促進 (P57)	世代を超えたふれあいづくりについて、「孫」との行事だけでなく、「子」との交流もあると良い。	地区コミュニティセンターでは、世代交流が生まれる特色ある生涯学習事業を実施しています。引き続き地域住民が参加しやすい事業を推進します。	無
14	第4章 施策の展開 2 社会参加の推進と生きが いの創出 (1) 交流の促進 (P57)	世代を超えたふれあいづくりについて、家族のいない高齢者もいるので、学生ボランティア等との交流があればいいと思う。	地域のニーズを把握し、様々 な団体や関係機関と連携を図る ことで、幅広い世代間交流につ ながるよう事業の充実に努めま す。	無
15	第4章 施策の展開 2 社会参加の推進と生きがいの創出 (2)活躍する場の確保 (P58)	シルバー人材センターの 運営支援につて、シルバー 人材センターと意見交換を 行ってください。	引き続き、高齢者の方々の活力 や技術を活かし、シルバー人材セ ンターが持つ力を発揮できるよ う協力します。	無
16	第4章 施策の展開 2 社会参加の推進と生きがいの創出 (2) 活躍する場の確保 (P58)	市民に理解しやすいように、表現を「職業安定所」を「ハローワーク」に変更するよう検討してください。	正式名称(呼称)と表記するな ど、市民が理解しやすい表現に変 更します。	有
17	第4章 施策の展開 4 支え合いみんながつなが る社会の推進 (2) 在宅医療と介護連携の 推進 (P65)	24 時間 365 日の在宅医療・介護サービスの提供は可能か。	射水市医師会の「在宅医療いみずネットワーク」と介護事業所との連携により、24 時間体制で医療・介護サービスを提供しています。	無
18	第4章 施策の展開 4 支え合いみんながつなが る社会の推進 (3) 認知症の人と家族への支 援の強化 (P67)	みまもりあいアプリの活 用について、携帯電話やス マートフォンを持っていな い人も見守り活動に参加で きるようにしてほしい。 アプリのダウンロード数 が増えるよう PR してほし い。	高齢者の見守りについては、行方不明高齢者の捜索アプリの活用以外に、社会全体で認知症の人や家族を見守り、支援することができるようにすることが必要です。認知症を理解し、適切な対応ができるように「認知症サポーター養成講座」を地域や企業で開催していきます。また、各イベントや出前講座でのアプリの普及を推進していきます。	無
19	第4章 施策の展開 5 介護サービス基盤の充実 (1) 介護保険事業のサービス 利用量の実績と見込み (P71~)	各種サービスについて、 どのような体の状態だと、 このサービスが適している と書いてあると良い。	サービス内容については、介護 サービスを利用する方に向けた 「サービス利用ガイド」を別に用 意しています。本計画では、サー ビスの概要について説明します。	無

	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
20	第4章 施策の展開 5 介護サービス基盤の充実 (3) 人材の確保及び質の向上 (P84)	「いみず企業見学バスツア ー」を県全体に広げてはど うか。	実施主体である射水市雇用対 策推進協議会及び県等と連携し、 事業展開について検討します。	無
21	第4章 施策の展開 5 介護サービス基盤の充実 (3) 人材の確保及び質の向上 (P84)	射水市は若い介護福祉士 を育てる必要がある。	県内及び近隣の教育機関と連携し、射水市奨学資金貸与事業の 利用促進を図ります。	無
22	第4章 施策の展開 5 介護サービス基盤の充実 (3) 人材の確保及び質の向上 (P84)	介護人材の確保について、実際に介護職で働く人が中学校で講演会を行えばどうか。	県介護福祉士会や県老人福祉施設協議会が実施する小・中学生や高校生を対象にした出前講座や施設見学等について周知し、介護職に対するイメージアップを図ります。	有
23	第4章 施策の展開 5 介護サービス基盤の充実 (3) 人材の確保及び質の向上 (P85)	福祉用具等のアイディア を高校生に募り、福祉に興 味を持ってもらえるように してはどうか。	全国の高校生を対象にした「福祉用具アイデアコンテスト」について、SNS等を活用して市内の高校生に周知します。	無

2 射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)

別添

射水市高齢者保健福祉計画· 第8期介護保険事業計画

(案)

令和3年3月

射水市

目 次

3
3
3
4
5
5
『の概要6
9
9
9
「数の推移と将来推計11
計12
15
17
『査17
45
45
45
47
53
53
53
53
53
55

基本目標2 社会参加の推進と生きがいの創出	57
【現状と課題】	57
【施策の方向性】	57
基本施策(1)交流の促進	57
基本施策(2)活躍する場の確保	58
基本目標3 在宅生活を支援する取組の充実	59
【現状と課題】	59
【施策の方向性】	59
基本施策(1)生活の維持・向上	59
基本施策(2)安心・安全の推進	61
基本目標4 支え合いみんながつながる社会の推進	64
【現状と課題】	64
【施策の方向性】	64
基本施策(1)自立支援・重度化防止の推進	64
基本施策(2)在宅医療と介護連携の推進	65
基本施策(3)認知症の人と家族への支援の強化	66
基本施策(4)高齢者の虐待防止と権利擁護の推進	68
基本施策(5)地域共生社会構築の推進	69
基本目標5 介護サービス基盤の充実	71
【現状と課題】	71
【施策の方向性】	71
基本施策(1)介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み	71
基本施策(2)介護サービスの基盤整備の目標	81
基本施策(3)人材の確保及び質の向上	84
基本施策(4)介護保険制度の適正運営	85
基本施策(5)事業費及び保険料の算定	87
第5辛 計画の推進について	0.5
第5章 計画の推進について	95
1 推進•評価体制	95
(1) 高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会の設置	95
(2) 市民、関係機関、福祉事業所等との協働による推進体制	95
(3) 国・県との連携	95
2 計画の公表と周知	95
資料編	99
資料編	99
1 計画策定の経緯	99
2 計画策定の体制	100

	(1) 庁内の策定体制	100
	(2) 県との調整の実施	100
	(3) 射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会の開催	100
	(4) 住民の参加	100
3	日常生活圏域別の高齢者人口及び高齢化率の推移と推計	101
4	日常生活圏域別の要介護等認定者数の推計	104
5	日常生活圏域別の認知症高齢者数の推計	106
6	射水市高齢者保健福祉•介護保険事業計画推進委員会委員名簿	107
7	射水市高齢者保健福祉•介護保険事業計画推進委員会設置要網	108
8	用語集	110

文中に※印のある用語については、110ページからの用語集にて説明があります。

第 1 章

計画の策定について

第1章 計画の策定について

1 計画の位置づけ

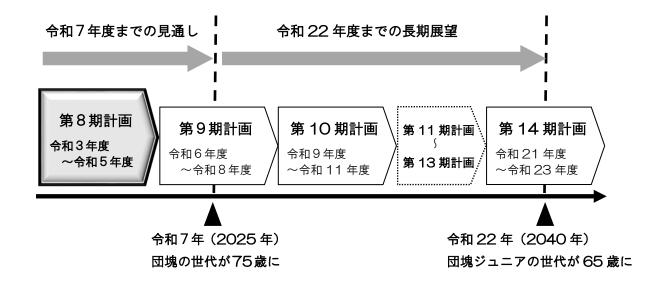
射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(以下、「本計画」という。)は、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したもので、このたび、令和2年度をもって現行の第7期計画の期間が終了となるため、令和3年度を初年度とする新たな計画とします。

本計画は、いわゆる団塊の世代がすべて 75 歳以上となる令和 7年 (2025 年) 及び現役世代が急減する令和 22 年 (2040 年) を見据えたサービス基盤の整備や、今後 3 年間における高齢者の保健・福祉・介護サービス分野の基本的な政策目標とその実現に向けて取り組むべき施策をお示しするものです。

2 計画策定の期間

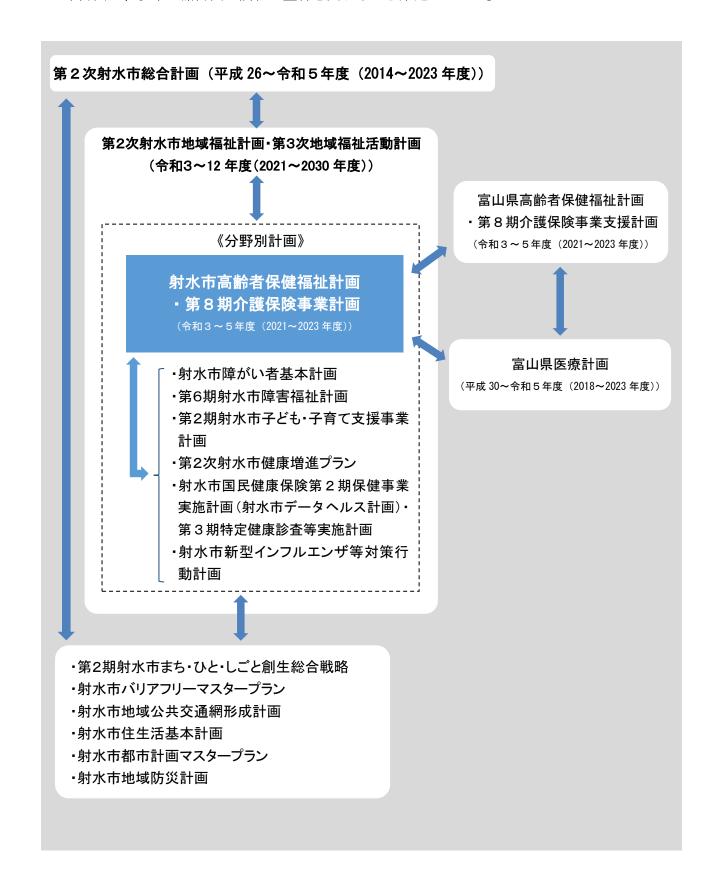
本計画は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。



3 他計画等との関連・計画策定の期間

本計画は、以下の諸計画と調和・整合を図りながら策定しました。



4 第8期計画における法律等の改正点

本計画は、以下の法律や基本指針等を基に策定しました。

(1) 社会福祉法等の改正

「地域共生社会**実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)」による改正の概要は以下のとおりです。

地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

1 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- (1) 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を 規定
- (2) 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定
- (3)介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅*の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

3 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができる旨の規定など

4 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加するとともに、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、 更に5年間延長するなど

5 社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設

(2) 計画において記載を充実する事項の概要

厚生労働省から介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針が 令和3年1月29日に厚生労働省告示第29号にて示されました。その中で、第8期介護保険事 業計画に記載を充実する事項の概要は以下のとおりです。

記載を充実する事項の概要

1 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

2025・2040 年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえる。

2 地域共生社会の実現

地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

- (1) 一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクル*沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」
- (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- (3) 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等
- (4)総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえる。
- (5) 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進
- (6) 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化
- (7) 要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標
- (8) PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- (1) 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況
- (2) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5 認知症施策推進大綱※を踏まえた認知症施策の推進

- (1) 認知症施策推進大綱に沿って、5つの柱に基づき記載(普及啓発の取組やチームオレン ジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載)
- (2) 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステム※を支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- (1) 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性
- (2)介護現場における業務仕分けやロボット・ICT*の活用、元気高齢者の参入による業務 改善など、介護現場革新の具体的な方策
- (3)総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等
- (4) 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性
- (5) 文書負担軽減に向けた具体的な取組

7 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性

第 2 章

市の現況

第2章 市の現況

1 高齢者を取り巻く現状と将来推計

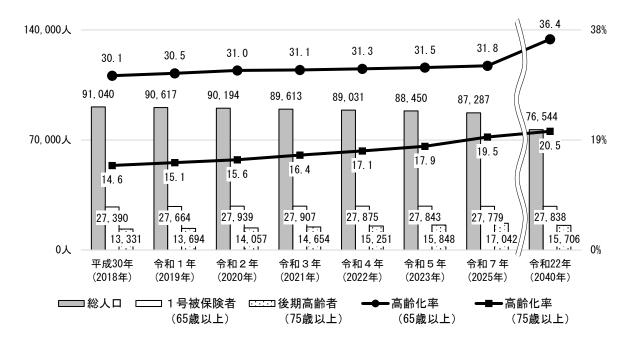
(1) 高齢者人口の推移と将来推計

本市の総人口は緩やかな減少が続いています。高齢者人口をみると、65歳以上の高齢者人口は令和2年の27,939人から微減が続き、令和5年には27,843人と見込まれる一方、75歳以上の高齢者人口は令和2年の14,057人から増加が続き、令和5年には15,848人と推計されています。65歳以上の高齢化率をみると31%台が続きますが、75歳以上の高齢化率は増加が続くと見込まれています。

(単位:人、%)

		第7期			第8期		第9期	第 14 期
	平成 30 年 (2018 年)	令和 1 年 (2019 年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和 22 年 (2040 年)
総人口	91, 040	90, 617	90, 194	89, 613	89, 031	88, 450	87, 287	76, 544
1 号被保険者 (65 歳以上)	27, 390	27, 664	27, 939	27, 907	27, 875	27, 843	27, 779	27, 838
前期高齢者 (65 歳~74 歳)	14, 059	13, 971	13, 882	13, 253	12, 624	11, 995	10, 737	12, 132
後期高齢者 (75 歳以上)	13, 331	13, 694	14, 057	14, 654	15, 251	15, 848	17, 042	15, 706
2号被保険者 (40歳~64歳)	30, 045	29, 927	29, 808	29, 668	29, 528	29, 389	29, 109	23, 226
高齢化率 (65 歳以上)	30. 1	30. 5	31. 0	31. 1	31. 3	31. 5	31.8	36. 4
高齢化率 (75 歳以上)	14. 6	15. 1	15. 6	16. 4	17. 1	17. 9	19. 5	20. 5

資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基に算出



(2) 高齢者の世帯状況

「65 歳以上の高齢者のいる世帯」は、増加が続いていますが、令和2年から令和7年は減少に転じ、「高齢者夫婦のみの世帯」は、令和2年以降は25%台で横ばいが続くと推計されています。

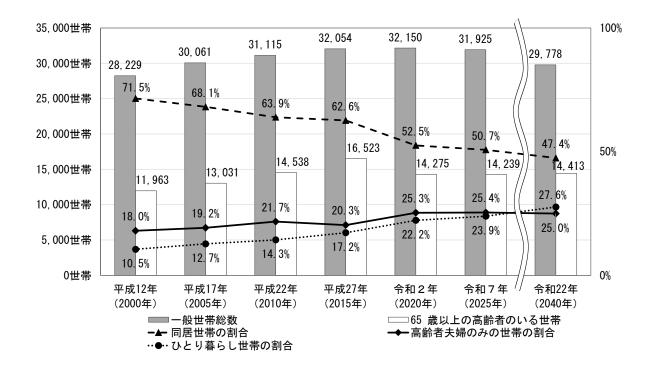
ただし、高齢者の「ひとり暮らし世帯」については、一貫して増加するものと推計しています。

(単位:世帯、%)

	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和 22 年 (2040 年)
一般世帯総数①	28, 229	30, 061	31, 115	32, 054	32, 150	31, 925	29, 778
65歳以上の高齢 者のいる世帯②	11, 963	13, 031	14, 538	16, 523	14, 275	14, 239	14, 413
2/1	42. 4%	43. 3%	46. 7%	51. 5%	44. 4%	44. 6%	48. 4%
65歳以上の高齢 者のいる世帯②	11, 963	13, 031	14, 538	16, 523	14, 275	14, 239	14, 413
同居世帯③	8, 553	8, 873	9, 295	10, 341	7, 495	7, 224	6, 837
3/2	71. 5%	68. 1%	63. 9%	62. 6%	52. 5%	50. 7%	47. 4%
高齢者夫婦の みの世帯④	2, 151	2, 501	3, 158	3, 346	3, 607	3, 614	3, 597
4/2	18.0%	19. 2%	21. 7%	20. 3%	25. 3%	25. 4%	25. 0%
ひとり暮らし 世帯(5)	1, 259	1, 657	2, 085	2, 836	3, 173	3, 401	3, 979
5/2	10. 5%	12. 7%	14. 3%	17. 2%	22. 2%	23. 9%	27. 6%

資料:国勢調査(平成27年まで)

※令和2年以降については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計(都道府県別推計)』(2019 年推計)」を基に算出し、「65歳以上の高齢者のいる世帯」の推計は、「家族類型別世帯主 65歳以上の世帯数の推移」を基に推計。



(3) 事業対象者数及び要介護等認定者数の推移と将来推計

令和3年以降は、事業対象者及び要支援・要介護等認定者数は、いずれも増加が続くと推計 されています。

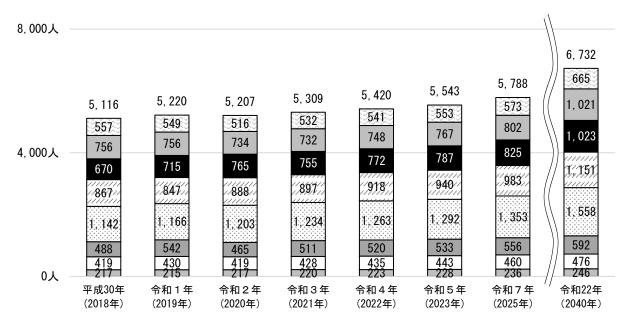
特に要介護1の増加が他の介護度等に比べて大きくなっています。

(単位:人)

	第7期			第8期			令和 22 年	
	平成 30 年 (2018 年)	令和1年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	(2040年)
事業対象者	217	215	217	220	223	228	236	246
要支援1	419	430	419	428	435	443	460	476
要支援2	488	542	465	511	520	533	556	592
要介護 1	1, 142	1, 166	1, 203	1, 234	1, 263	1, 292	1, 353	1, 558
要介護 2	867	847	888	897	918	940	983	1, 151
要介護3	670	715	765	755	772	787	825	1, 023
要介護 4	756	756	734	732	748	767	802	1, 021
要介護 5	557	549	516	532	541	553	573	665
計	5, 116	5, 220	5, 207	5, 309	5, 420	5, 543	5, 788	6, 732

資料:地域包括ケア「見える化」システム (平成30年~令和2年は9月末実績。令和3年以降は推計値)

(事業対象者数は令和2年以降推計値)



□事業対象者 □要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 ■要介護3 □要介護4 □要介護5

(4) 年齢区分別認定率の推移と将来推計

年齢区分別の認定率は、1号被保険者の認定率は増加傾向がみられ、令和4年以降は18%を超えると推計されています。しかし、前期・後期高齢者別の認定率はやや減少傾向と推計されています。

これは前期高齢者における人口と認定者数は減少しますが、人口の減少の方が多いためと、後期高齢者における人口と認定者数は増加しますが人口の増加の方が多いため、と考えられます。

(単位:%)

	第7期			第8期			第9期	令和 22 年
	平成 30 年 (2018 年)	令和 1 年 (2019 年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	(2040年)
1号被保険者 (65歳以上)	17. 5	17. 7	17. 5	17. 9	18. 3	18. 7	19. 6	23. 0
前期高齢者(65~74歳)	3. 7	3. 7	3. 7	3. 7	3. 6	3. 6	3. 6	3. 3
後期高齢者(75歳以上)	32. 0	32. 1	31. 0	30. 7	30. 4	30. 2	29. 7	38. 2
2号被保険者 (40~64歳)	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2

資料:地域包括ケア「見える化」システム(令和2年10月16日推計を基に算出) (「認定者数÷高齢者人口推計値(9ページ)」で算出)

(5) 認知症高齢者の推移と将来推計

認知症高齢者数は、令和2年まではほぼ横ばいで推移していますが、令和3年から令和7年まで増加が続くと推計されています。その後も、75歳以上の高齢者人口は令和12年まで増加が続くと見込まれていることから、認知症高齢者数も令和12年まで増加が続くと推計見込まれます。

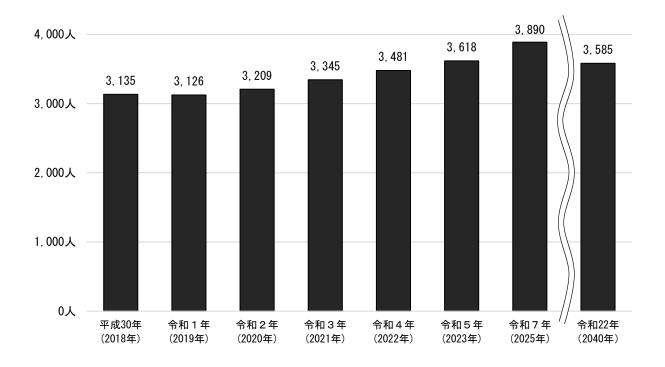
※「日常生活自立度 II a 以上」…たびたび道に迷ったり、買い物や事務、金銭管理など、これまでできたことに ミスが目立つ状態

(単位:人)

第7期				第8期			第9期	令和 22 年
	平成 30 年 (2018 年)	令和1年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	(2040年)
認知症 高齢者数	3, 135	3, 126	3, 209	3, 345	3, 481	3, 618	3, 890	3, 585

資料:各年10月1日現在

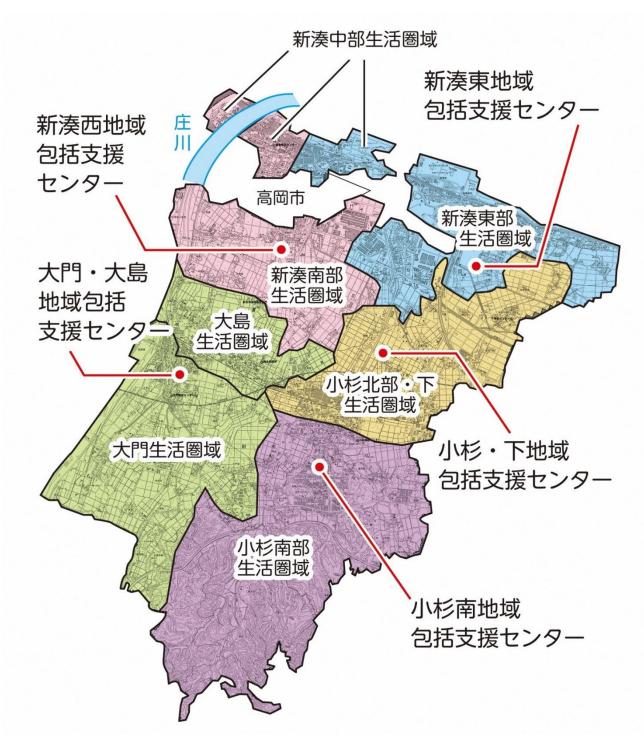
(平成30年と令和1年は9月末実績。令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計 人口(平成30(2018)年推計)の75歳以上人口を基に算出)



2 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情に加え、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備その他の社会的条件等を総合的に考慮し、以下の7圏域を定めています。

また、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう総合相談窓口として、 地域包括支援センター**を市内5か所に設置しています。



日常生活圏域の状況

ı	日常生活圏域	地域
1	新湊中部	庄西町、港町、庄川本町、本町、放生津町、中央町、桜町、西新湊、三日曽根、 善光寺、緑町、立町、八幡町、中新湊、二の丸町、越の潟町、海王町
2	新湊南部	塚原地区、作道地区
3	新湊東部	片口地区、堀岡地区、海老江地区、本江地区、七美地区
4	小杉北部・下	三ケ地区、戸破地区、大江地区、下地区
(5)	小杉南部	橋下条地区、金山地区、黒河地区、池多地区、太閤山地区、 中太閤山地区、南太閤山地区
6	大門	大門地区
7	大島	大島地区

地域包括支援センター一覧

地域包括支援 センター名	所在地	電話番号 Fax 番号	担当地区
新湊西	朴木211番地1 (射水万葉苑内)	83-7171 82-8283	庄西町、港町、庄川本町、本町、放生津町、中央町、桜町、西新湊、三日曽根、 善光寺、緑町、塚原地区、作道地区
新湊東	七美 891 番地 (七美ことぶき苑内)	86-2125 86-2960	立町、八幡町、中新湊、二の丸町 越の潟町、海王町、片口地区、堀岡地区、 海老江地区、本江地区、七美地区
小杉・下	大江 333 番地 1 (大江苑内)	55-8217 55-5885	三ケ地区、戸破地区、大江地区、下地区
小杉南	中太閤山 18 丁目 1 番地 2 (太閤の杜内)	56-8725 56-8231	橋下条地区、金山地区、黒河地区 池多地区、太閤山地区、中太閤山地区、 南太閤山地区
大門・大島	中村 20 番地 (こぶし園内)	52-0800 52-6800	大門地区、大島地区

3 アンケート調査結果の概要

(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

65 歳以上の高齢者の日常生活や健康づくり、社会参加等に係る現状と今後の活動意向や施策の認知度等を把握することを目的とし、次のとおり実施しました。

調査対象	要介護認定を受けている方を除く市内在住の 65 歳以上の方
配布数	5,000 人を無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年1月23日~2月6日

配布数	回収数	有効回収数		
5,000 人	3, 736 人 (回収率 74. 7%)	3, 736 人 (回収率 74. 7%)		

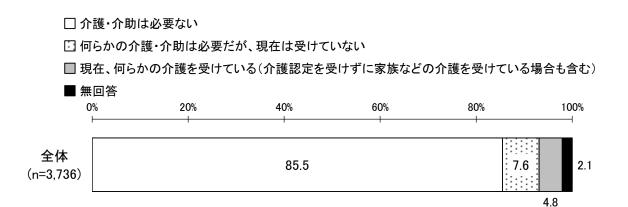
<結果をみる際の注意>

- ・回答項目の比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出している ため、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答については、合計が100.0% を超える場合があります
- ・図表中の「n=○○」とは、集計対象者総数(又は分類別の該当対象者数)を示しています。

<調査結果の概要>

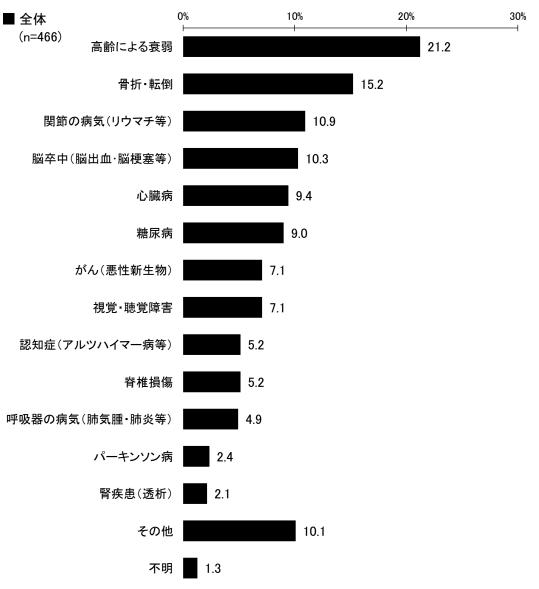
① 介護・介助の必要性

介護・介助の必要性については、全体では「介護・介助は必要ない」の割合が 85.5%で最も高く、8割半ばを占めています。次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)」(7.6%)、「現在、何らかの介護を受けている」(4.8%) の順となっています。



② 介護・介助が必要になった原因

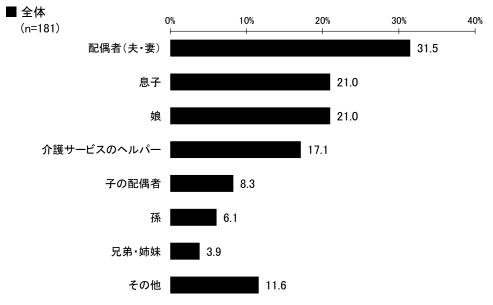
介護・介助が必要になった原因については、全体では「高齢による衰弱」の割合が 21.2% で最も高く、次いで「骨折・転倒」(15.2%)、「関節の病気(リウマチ等)」(10.9%) などの順となっています。



【複数回答】

③ 主な介護・介助者

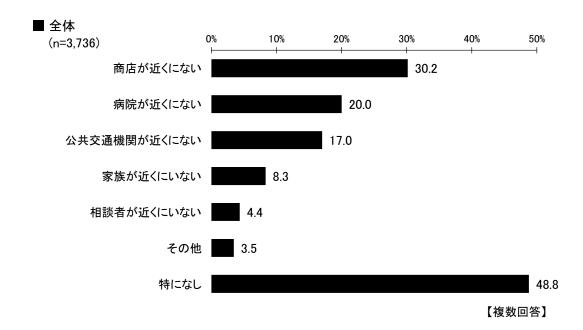
介護・介助者については、全体では「配偶者(夫・妻)」の割合が31.5%で最も高く、次いで「息子」「娘」(同率21.0%)、「介護サービスのヘルパー」(17.1%)などの順となっています。



【複数回答】

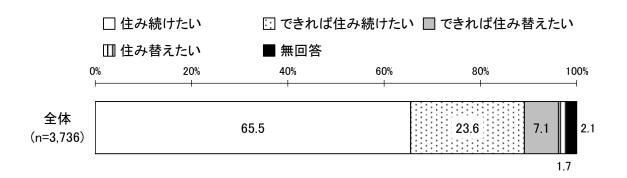
④ 住んでいて困っていること

住んでいて困っていることについては、全体では「商店が近くにない」の割合が 30.2%で最も高く、次いで「病院が近くにない」(20.0%)、「公共交通機関が近くにない」(17.0%) などの順となっています。なお、「特になし」は 48.8% となっています。



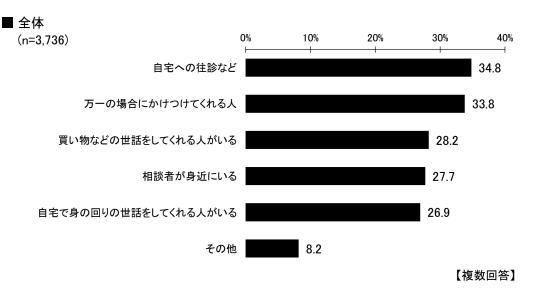
⑤ 定住意向

定住意向については、全体では「住み続けたい」の割合が 65.5%で最も高く、次いで「できれば住み続けたい」(23.6%)、「できれば住み替えたい」(7.1%) などの順となっています。



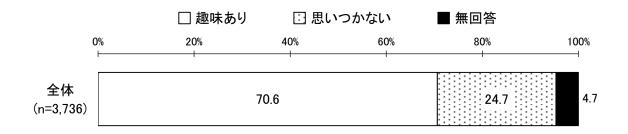
⑥ 定住に必要な環境

定住に必要な環境については、全体では「自宅への往診など」の割合が34.8%で最も高く、次いで「万一の場合にかけつけてくれる人」(33.8%)、「買い物などの世話をしてくれる人がいる」(28.2%)などの順となっています。



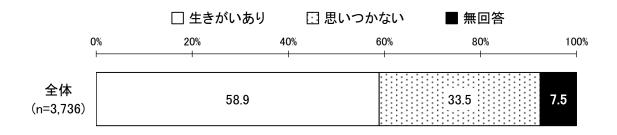
⑦ 趣味の有無

趣味の有無については、全体では「趣味あり」の割合が 70.6%で、「思いつかない」(24.7%) を上回っています。



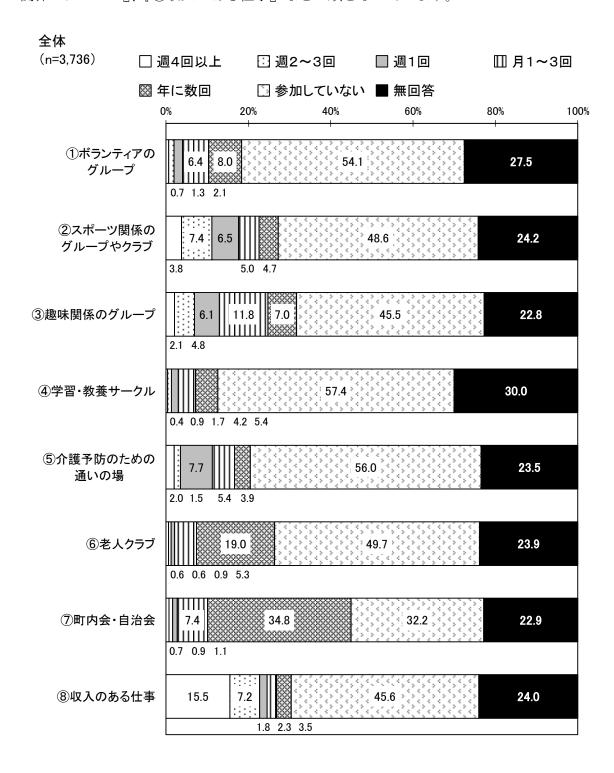
⑧ 生きがいの有無

生きがいの有無については、全体では「生きがいあり」の割合が 58.9%で、「思いつかない」 (33.5%) を上回っています。



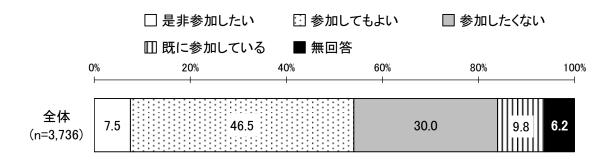
⑨ 地域活動への参加状況

地域活動への参加状況については、『⑦町内会・自治会』は「年に数回」、それ以外の会・グループは「参加していない」の割合がそれぞれ最も高くなっています。「年に数回」以上に回答した"参加している"の割合をみると、『⑦町内会・自治会』が最も高く、次いで『③趣味関係のグループ』、『⑧収入のある仕事』などの順となっています。



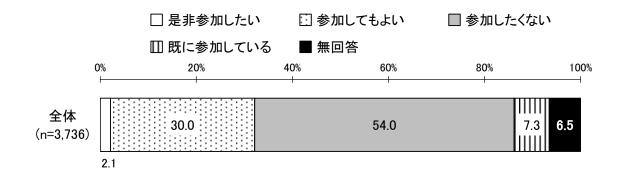
⑩ 地域活動へ参加者としての参加意向

地域活動へ参加者としての参加意向については、全体では「是非参加したい」(7.5%)と「参加してもよい」(46.5%)を合わせた"参加意向あり"の割合が54.0%で、「参加したくない」(30.0%)を上回っています。なお、「既に参加している」の割合は9.8%となっています。



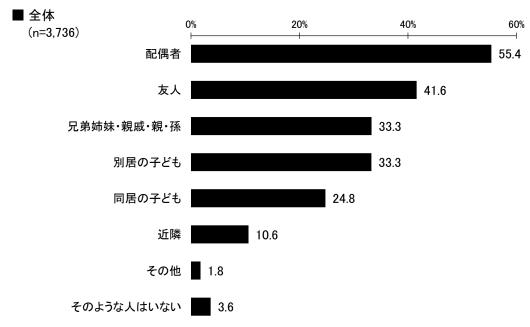
⑪ 地域活動へ企画・運営としての参加意向

地域活動へ企画・運営としての参加意向については、全体では「参加したくない」の割合が54.0%で、「是非参加したい」(2.1%)と「参加してもよい」(30.0%)を合わせた"参加意向あり"(32.1%)を上回っています。なお、「既に参加している」の割合は7.3%となっています。



① 心配事や愚痴を聞いてくれる人

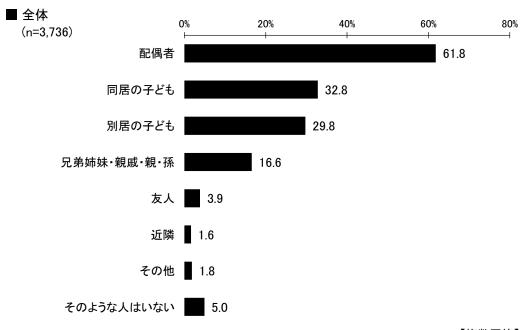
心配事や愚痴を聞いてくれる人については、全体では「配偶者」の割合が 55.4%で最も高く、次いで「友人」(41.6%)、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」「別居の子ども」(同率 33.3%) などの順となっています。



【複数回答】

① 看病や世話をしてくれる人

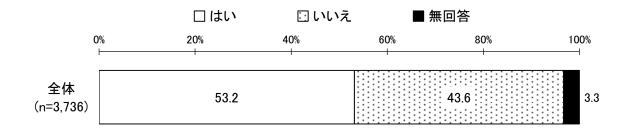
看病や世話をしてくれる人については、全体では「配偶者」の割合が 61.8%で最も高く、 次いで「同居の子ども」(32.8%)、「別居の子ども」(29.8%) などの順となっています。



【複数回答】

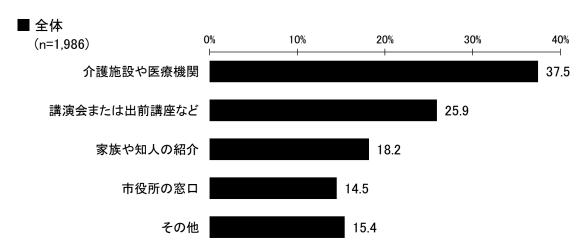
14 地域包括支援センターの認知

地域包括支援センターの認知については、全体では「はい」の割合が 53.2%で、「いいえ」 (43.6%) を上回っています。



⑤ 地域包括支援センターを知ったところ

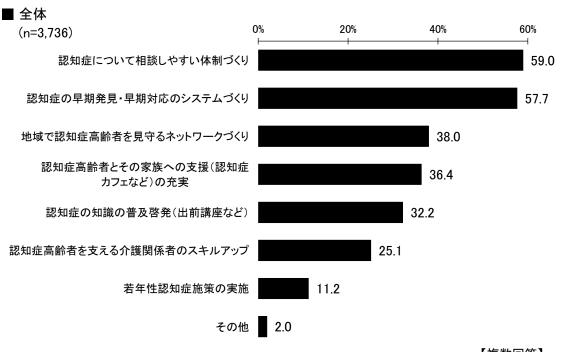
地域包括支援センターを知ったところについては、全体では「介護施設や医療機関」の割合が 37.5%で最も高く、次いで「講演会または出前講座など」(25.9%)、「家族や知人の紹介」(18.2%) などの順となっています。



【複数回答】

16 認知症の人が地域で暮らしていくために必要な支援

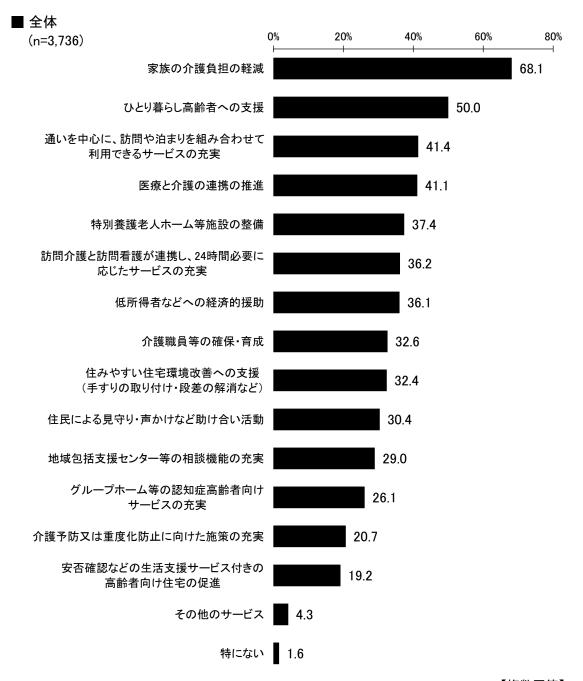
認知症の人が地域で暮らしていくために必要な支援については、全体では「認知症について相談しやすい体制づくり」の割合が 59.0%で最も高く、次いで「認知症の早期発見・早期対応のシステムづくり」(57.7%)、「地域で認知症高齢者を見守るネットワークづくり」(38.0%)などの順となっています。



【複数回答】

① 高齢者保健福祉施策で市が力を入れていくべきもの

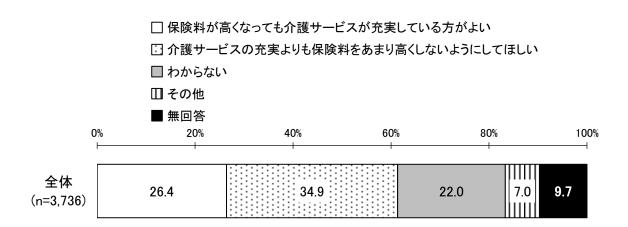
高齢者保健福祉施策で市が力を入れていくべきものについては、全体では「家族の介護負担の軽減」の割合が 68.1%で最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者への支援」(50.0%)、「通いを中心に、訪問や泊まりを組み合わせて利用できるサービスの充実」(41.4%) などの順となっています。



【複数回答】

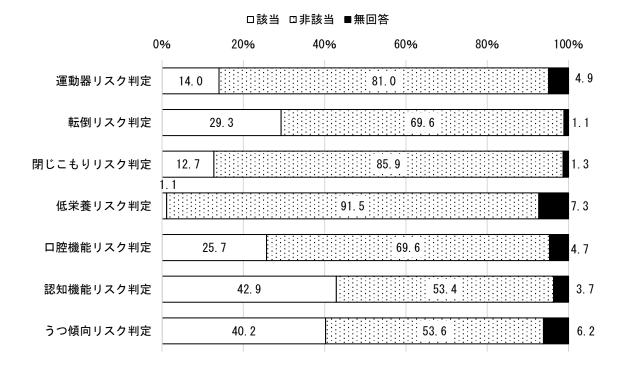
18 今後の保険料について

今後の介護保険料については、全体では「介護サービスの充実よりも保険料をあまり高くしないようにしてほしい」の割合が34.9%で最も高く、次いで「保険料が高くなっても介護サービスが充実している方がよい」(26.4%)、「わからない」(22.0%)などの順となっています。



⑨ 生活機能リスク判定

各リスク判定について30%を超えているのは、「認知機能リスク判定」と「うつ傾向リスク判定」となっています。また、「転倒リスク判定」もほぼ30%となっています。



28

<調査結果からの課題>

- 1 高齢による衰弱により介護が必要になった方が多いことから、フレイル*予防が重要です。
- 2 主な介護者は配偶者や息子や娘に多いことから、家族(介護・介助者)への支援の充実と 介護負担の軽減が求められます。
- 3 現在の場所に住み続けるにあたり必要な環境は、自宅への往診や万が一の場合にかけつけてくれる人がいることなどとなっていることから、かかりつけ医を持つことや医療・介護連携の強化、ケアマネジャー等とのつながりを持つことなどが重要です。
- 4 趣味や生きがいが思いつかない人に対するきっかけの提供、地域活動への参加を促すな ど、生活の充実や他者とのかかわりを図っていくことが必要です。
- 5 心配事や愚痴を聞いてくれる人や看病や世話をしてくれる人がいない人に対する支援が重要です。
- 6 認知症の人が地域で暮らしていくために必要と思われている、相談しやすい体制や早期発 見・早期対応のシステムを構築し、充実していくことが重要です。

(2) 在宅介護実態調査

在宅で生活をしている要介護認定を受けている方と、主な介護者の方を対象として、サービス利用の実態やニーズの所在を把握することを目的とし、次のとおり実施しました。

調査対象	要介護1から5の認定を受けている方
配布数	600 人
調査方法	調査員による聞き取り調査
調査期間	令和2年1月23日~4月30日

配布数	回収数	有効回収数
600 1	600 人	600 人
600 人	(回収率 100.0%)	(回収率 100.0%)

<結果をみる際の注意>

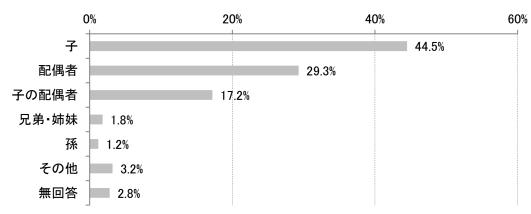
- ・回答項目の比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出している ため、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答については、合計が100.0% を超える場合があります
- ・図表中の「n=○○」とは、集計対象者総数(又は分類別の該当対象者数)を示しています。

<調査結果の概要>

① 主な介護者の本人との関係

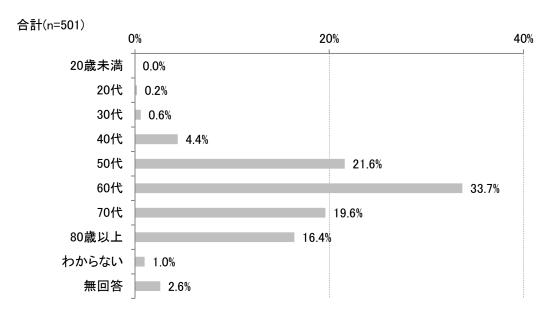
主な介護者は「子」の割合が 44.5%と最も高く、次いで「配偶者」(29.3%)、「子の配偶者」(17.2%) などの順となっています。





② 主な介護者の年齢

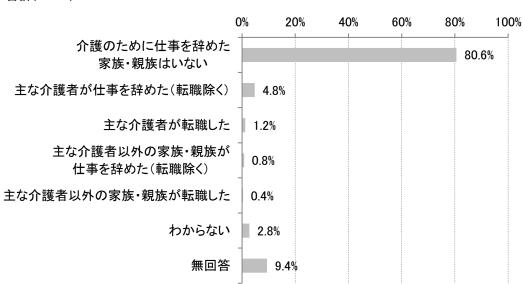
主な介護者の年齢は、「60 代」が 33.7%で最も高く、次いで「50 代」(21.6%)、「70 代」(19.%) などの順となっています。



③ 介護のための離職の有無

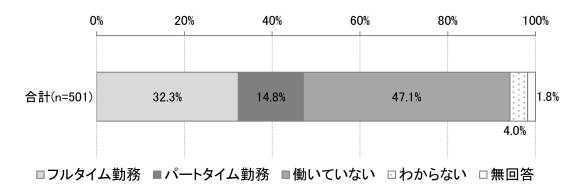
介護のための離職の有無は、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が80.6%で最も高くなっています。主な介護者が仕事を辞めた割合は4.8%となっています。





④ 主な介護者の勤務形態

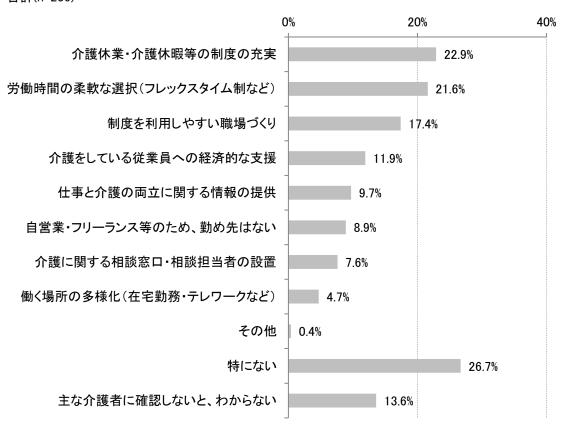
主な介護者の勤務形態は、「働いていない」の割合が 47.1%で最も高く、次いで「フルタイム勤務」(32.3%)、「パートタイム勤務」(14.8%) などの順となっています。



⑤ 就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援

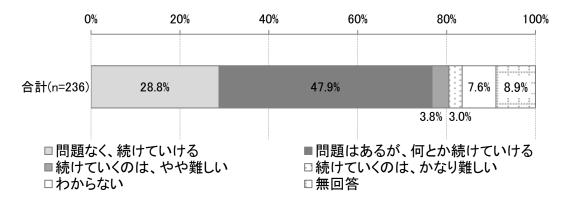
就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援は、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」の割合が22.9%で最も高く、次いで「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」(21.6%)、「制度を利用しやすい職場づくり」(17.4%)などの順となっています。また、「特にない」が26.7%となっています。

合計(n=236)



⑥ 主な介護者の就労継続の可否に係る意識

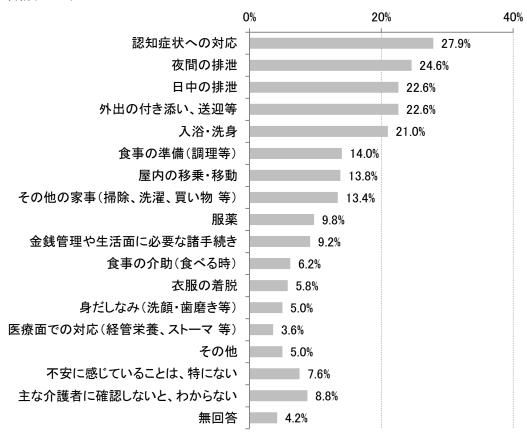
主な介護者の就労継続の可否に係る意識は、「問題はあるが、何とか続けていける」の割合が 47.9%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」(28.8%) などの順となっています。



⑦ 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護は、「認知症状への対応」の割合が27.9%と最も高く、次いで「夜間の排泄」(24.6%)、「日中の排泄」と「外出の付き添い、送迎等」がともに22.6%となっています。





<調査結果からの課題>

- 1 主な介護者は子や配偶者であり、介護者の年齢が 50 代~70 代でほぼ 20%を超えていることから、在宅介護の負担軽減と介護者のリフレッシュの充実が求められます。
- 2 介護が理由で離職した方がゼロになるよう、離職防止に向けた取組の促進が重要です。
- 3 就労の継続に向けては、介護休業や介護休暇等の制度の充実やフレックスタイム制などの 労働時間の柔軟な選択、また、制度を利用しやすい職場づくりが効果的な支援と考えられ ています。
- 4 在宅生活の継続に向けて介護者が不安に感じていることとして、認知症状への対応、日中 や夜間の排泄、外出の付き添い・送迎等であることから、不安を軽減できる支援の提供が 重要です。

(3) 事業者調査

サービス提供者の実態・意向等を確認することを目的とし、次のとおり実施しました。

調査対象	市内サービス事業者
配布数	167 件
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年4月1日~4月17日

配布数	回収数	有効回収数
167 件	122 件	122 件
107 14	(回収率 73.1%)	(回収率 73.1%)

<結果をみる際の注意>

- ・回答項目の比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出している ため、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答については、合計が100.0% を超える場合があります
- ・図表中の「n=○○」とは、集計対象者総数(又は分類別の該当対象者数)を示しています。

<調査結果の概要>

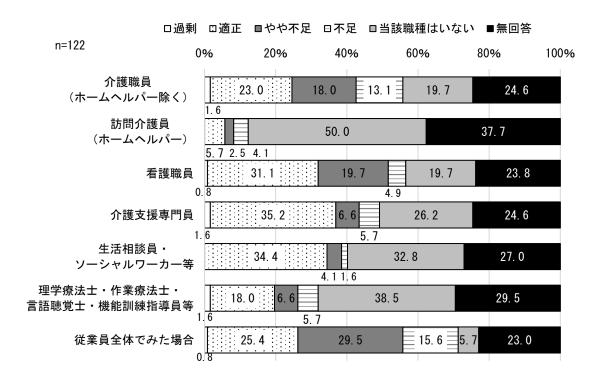
① 令和元年度の職員

令和元年度の退職者数は合計で 159 人、平均すると 1.3 人となっています。また、新規採用者数の互恵は 146 人で、平均すると 1.2 人となっています。

	合計人数	平均人数	最少人数	最大人数
退職者	159 人	1.3人	0人	10 人
新規採用者	146 人	1.2人	0人	9人

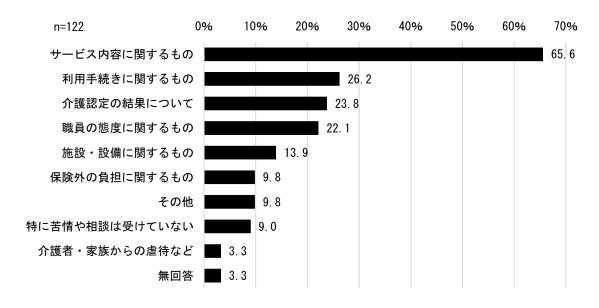
② 職員の充足状況

職員の充足状況について、「当該職種はいない」を除くと、「適正」の割合がどの職種も高くなっています。「不足」と「やや不足」を足した"不足"の割合が最も高い職種は介護職員(ホームヘルパー除く)の31.0%となっています。



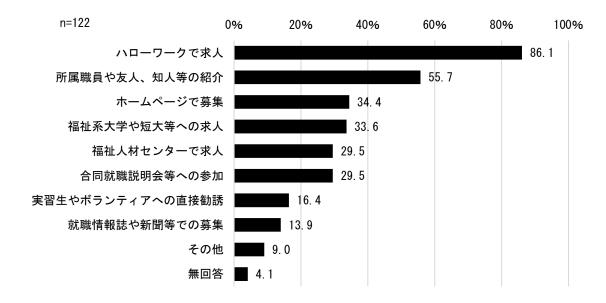
③ 利用者や家族からの相談・苦情内容

利用者や家族からの相談や苦情内容は、「サービス内容に関するもの」が65.6%と最も高く、 次いで「利用手続きに関するもの」(26.2%)、「介護認定の結果について」(23.8%)などの順 となっています。



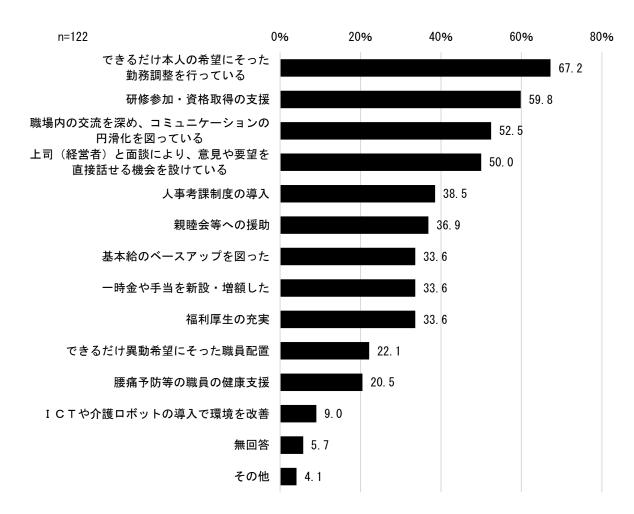
④ 人材確保のために実施している取組

人材確保のためには、「ハローワークで求人」が86.1%と最も高く、次いで「所属職員や友人、知人等の紹介」(55.7%)、「ホームページで募集」(34.4%)などの順となっています。



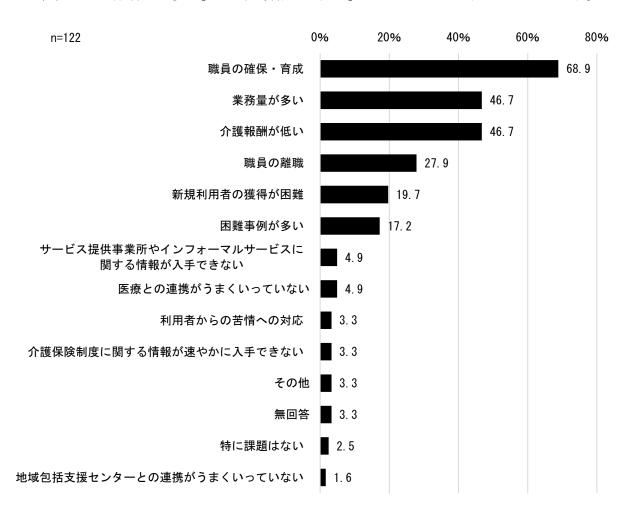
⑤ 人材定着のために実施している取組

人材定着のためには、「できるだけ本人の希望にそった勤務調整を行っている」が 67.2% と最も高く、次いで「研修参加・資格取得の支援」(59.8%)、「職場内の交流を深め、コミュニケーションの円滑化を図っている」(52.5%) などの順となっています。



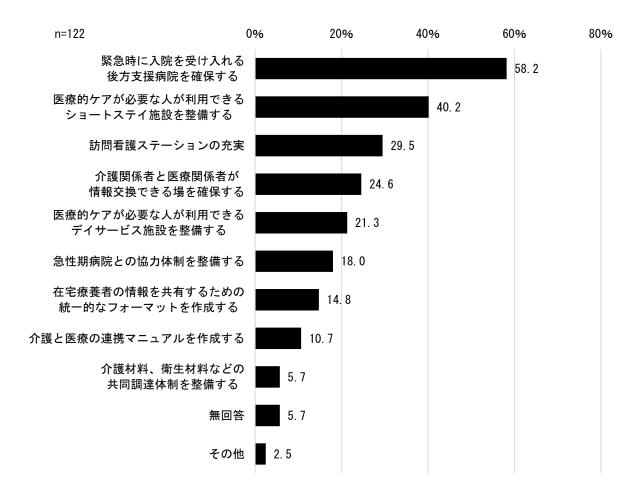
⑥ 事業を展開するうえで、課題として感じること

事業を展開するうえで、課題として感じることは、「職員の確保・育成」が 68.9%と最も高く、次いで「業務量が多い」と「介護報酬が低い」がそれぞれ 46.7%となっています。



⑦ 在宅療養支援の促進のために事業所・医療機関・行政が必要な取組

在宅療養支援の促進のために事業所・医療機関・行政が必要な取組は、「緊急時に入院を受け入れる後方支援病院を確保する」が 58.2%と最も高く、次いで「医療的ケアが必要な人が利用できるショートステイ施設を整備する」(40.2%)、「訪問看護ステーションの充実」(29.5%) などの順となっています。



<調査結果からの課題>

- 1 令和元年度の施設の職員は退職者の方が新規採用者より多くなっており、職種別にみると 介護職員が不足している傾向があるため、介護職員等の不足しがちな職種に焦点を絞った 人材の確保方策が求められます。
- 2 利用者や家族からの相談は、「サービス内容に関するもの」が 65.6%と他の項目に比べ圧倒的に高くなっています。サービスの質の向上のほか、事前のサービス内容の周知や接遇の向上など、相談・苦情内容を有効に活用していく必要があります。
- 3 人材の確保については、「ハローワークで求人」「所属職員や友人、知人等の紹介」が高くなっており、人材の定着については「できるだけ本人の希望にそった勤務調整を行っている」「研修参加・資格取得の支援」「職場内の交流を深め、コミュニケーションの円滑化を図っている」などで 50%を超えています。ハローワークと縁故による採用以外の方策の拡充や、就職する利点等についてアピールしていくことが求められます。
- 4 事業を展開するうえでの課題についても「職員の確保・育成」が 68.9%と最も高くなっており、最も重要視すべき課題となっています。また、「業務量が多い」と「介護報酬が低い」も 46.7%となっており、業務量を減らす取組や介護報酬についても何らかの対策を講じることが求められています。
- 5 在宅療養支援の促進には、緊急時に受け入れ態勢の確保のほか、医師・看護師・医療ソーシャルワーカー・リハビリテーション専門職等の医療職やケアマネジャー・介護サービス事業所等、医療や介護にかかわる多職種間の有機的な連携が不可欠であり、今後更に強化していくことが重要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

健康寿命**の延伸は、全ての市民の究極的な願いであると同時に、介護保険制度をはじめとする 我が国の社会保障制度そのものの持続可能性が懸念されている今日において、その社会的意義はま すます高まっています。

また、高齢者の方々が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進し、誰もが役割を持ち、支え合う地域共生社会の実現が求められています。

このことを踏まえ、本計画では、

みんなが活躍し ともに支え合う 自分らしく安心して暮らせるまち 射水 ~地域共生社会の実現に向けて~

を基本理念に掲げ、以下の5つの基本目標の達成に向け、着実に施策を展開していくこととします。

2 基本目標

基本理念に基づき、誰もが地域の担い手となり支え合いながら、みんなが自分らしくいきいきと 安心して暮らすことができるよう、本計画の基本目標を次のように設定します。

1

健康づくりと介護予防の推進

地域住民の健康づくり・介護予防に係る取組を支援するとともに、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防施策を推進します。また、施策をより効果的・効率的に進めるため健康づくりと介護予防を一体的に行うなど、市民と行政が力を合わせて健康寿命延伸に取り組みます。

2 社会参加の推進と生きがいの創出

高齢になっても役割を持ち、社会に貢献することが生きがいの創出につながります。意欲ある 高齢者が様々なフィールドで自分らしく活躍できるよう、各種団体と連携した生きがいづくりを 推進します。

3 在宅生活を支援する取組の充実

ボランティアや民間事業者等と連携し、多様な生活支援サービスの効果的かつ効率的な提供に努めます。

併せて、住宅のバリアフリー化への支援や防災体制の充実や感染症への対策も含め、高齢者が 在宅で安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

支え合いみんながつながる社会の推進

地域包括支援センターの一層の機能強化を図るとともに、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、高齢者を取り巻く複合化・複雑化した様々な課題に対し、我が事として取り組み、様々な資源を用いて解決していくための体制づくりを推進します。

併せて、医療と介護の連携、認知症対策の強化に取り組みます。

5 介護サービス基盤の充実

4

介護保険事業の適正運営を通じ、市民からより信頼される保険者を目指すとともに、必要な介護サービスを安心して受けられるようサービス基盤の充実を図ります。

また、介護人材の確保に向けた取組を進めるとともに、事業所が行う人材育成の支援に努めます。

3 計画の体系図

基本理念

みんなが活躍し ともに支え合う自分らしく安心して暮らせるまち 射水 〜地域共生社会の実現に向けて〜

基本目標1

健康づくりと介護予防の推進

基本施策(1)健康づくりの推進

- ア 生活習慣病の発症予防と重症化予防
- イ 特定健診、健康診査、がん検診の受診率向上
- ウ 運動習慣の普及啓発
- エ 健康的な食習慣の普及啓発
- オ 口腔機能の維持向上
- カ こころの健康に関する知識の普及啓発
- キ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

基本施策(2)介護予防の推進

- ア 介護予防対象者の把握
- イ 自主的・総合的な介護予防の推進
- ウ 地域ぐるみの介護予防活動の支援

基本目標2

社会参加の推進と生きがいの創出

基本施策(1)交流の促進

- ア 高齢者レクリエーション、スポーツの推進
- イ 世代を超えたふれあいづくり

基本施策(2)活躍する場の確保

- ア 自主的な社会貢献活動の促進
- イ 老人クラブ活動への支援
- ウ シルバー人材センターの運営支援
- エ 豊かな経験や高い能力を生かす雇用の促進

基本目標3

在宅生活を支援する取組の充実

基本施策(1)生活の維持・向上

- ア 在宅生活の支援
- イ 精神的・経済的負担の軽減
- ウ 生活を支援する施設の活用
- エ 住宅改修指導の推進

基本施策(2)安心・安全の推進

- ア 高齢者の見守り活動の推進
- イ 防犯・交通安全対策の推進
- ウ 防災対策の推進
- エ 感染症対策の推進

基本目標4

支え合いみんながつながる社会の推進

基本施策(1)自立支援・重度化防止の推進

ア 地域ケア会議の定着・充実

基本施策(2)在宅医療と介護連携の推進

- ア 地域資源の把握
- イ 課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のないサービス提供体制の構築推進
- エ 相談支援体制の充実
- オ 市民への普及啓発
- カ 情報の共有支援
- キ 研修会の開催

基本施策(3)認知症の人と家族への支援の強化

- ア 認知症に関する理解促進
- イ 早期発見・早期対応システムの充実
- ウ 認知症の人とその家族への支援
- エ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

基本施策(4)高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

- ア 高齢者虐待※と権利擁護に対する意識啓発
- イ 高齢者虐待の早期発見・早期対応の推進
- ウ 成年後見制度※の利用支援と市民後見人の育成支援
- エ 消費者被害の防止

基本施策(5)地域共生社会構築の推進

- ア 地域支え合いネットワーク事業の推進
- イ 共生社会の構築
- ウ 地域包括支援センターの体制・機能強化

基本目標5

介護サービス基盤の充実

基本施策(1)介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み

- ア 居宅サービス
- イ 介護予防サービス
- ウ 地域密着型サービス
- エ 地域密着型介護予防サービス
- オ 施設サービス
- カ リハビリテーション指標の設定

基本施策(2)介護サービスの基盤整備の目標

- ア 居宅サービスの整備
- イ 施設整備等(ア)地域密着型サービス
 - (イ) 在宅・施設サービス
 - (ウ) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
- ウ 介護予防・生活支援サービスの体制整備

基本施策(3)人材の確保及び質の向上

- ア 人材の確保・育成への支援・離職防止
- イ 潜在的有資格者等への就業支援
- ウ 富山県事業との連携
- エ 働き先として選ばれる福祉事業所づくりへの支援
- オ 介護予防・生活支援サービス従事者の養成
- カ 認知症の人を支える介護関係者の対応力向上支援
- キ 介護サービスの質的向上

基本施策(4)介護保険制度の適正運営

- ア 円滑な提供体制の整備
- イ 相談・苦情への対応
- ウ 介護保険指定事業者等への指導・監督
- エ 公平かつ適正な認定業務の実施
- オ 介護サービス情報公表システムの活用
- カ 介護保険料の収納率の向上対策の推進
- キ 介護給付適正化への取組

基本施策(5)事業費及び保険料の算定

- ア 第8期介護保険料の状況
- イ 保険料額の算定
- ウ 保険料の段階

第 4 章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「とてもよい」(7.5%)と「まあよい」(71.6%)を合わせた"良好"の割合が79.1%と、主観的な健康状態は良好な方が多くを占めています。

一方、現在治療中又は後遺症のある病気について、「ない」が13.1%であるのに対し、「高血圧」が44.9%を占めており、生活習慣へ留意する必要性が伺えます。

また、近年では健常な状態から要介護状態になるまでに、「フレイル」という中間的な段階を経ていると考えられるようになっており、加齢に伴う筋力の衰えや疲れやすさ、閉じこもり傾向などの年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般について、ケアをしていくことが求められます。

高齢者自身が健康増進や生活習慣病の発生予防・重症化予防に向けた意識を持ち、生活の質の向上や健康寿命を延ばすための健康づくり・介護予防に主体的に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

健康寿命の延伸を目指し、市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、それを社会全体で支援するための環境づくりを行うことにより、健康づくりを推進します。

また、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、要介護状態を防ぐためのフレイル予防の3つの柱「栄養・身体活動・社会参加」の重要性を啓発し、介護予防の取組を推進します。

さらに、関係機関との連携を図り、保健事業と介護予防を一体的に行うことで、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を目指します。

基本施策(1)健康づくりの推進

ア 生活習慣病の発症予防と重症化予防

がんや糖尿病による死亡率は、県や国に比較し高い状況にあり、特に糖尿病の有所見者や患者数は増加傾向にあります。市民がより健康的な生活習慣を生活に取り入れ、自ら取り組めるよう、8つの行動目標「Let'sトライ!IMIZUSHI健康8」を普及し、健康づくりを支援していきます。また、生活習慣病の早期発見・早期治療に関する知識の普及を図り合併症や症状の進行予防など重症化予防も重視した取組を行います。

イ 特定健診、健康診査、がん検診の受診率向上

生活習慣病の発症及び重症化予防のため、国民健康保険被保険者の特定健康診査、後期高齢者の健康診査の受診率向上を図るとともに、射水市データヘルス計画に基づき、効果的・効率的に行動変容につながるよう特定保健指導(ハイリスクアプローチ)を実施します。

定期的にがん検診を受けることは、がんの早期発見、早期治療につながるため、より受診しやすい体制を整える(節目・重点年齢への受診費用の助成、夕方検診の実施、特定健康診査との同日検診の実施)など、受診率の向上に努めます。

■指標 (単位:%)

受診率	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
特定健康診査(40歳~)	52	54	56	60	
胃がん検診(40歳~)	19. 1				
子宮がん検診(20歳~)	27. 8				
乳がん検診(30歳~)	28. 0	2			
大腸がん検診(40歳~)	22. 2				
肺がん検診(40歳~)	22. 2				

※ 表中、令和2年度(2020年度)は実績見込値 令和3年度(2021年度)以降は見込値(以下同じ)。

ウ 運動習慣の普及啓発

運動習慣は健康づくりの基本であり生活習慣病予防や介護予防につながるため、「目指そういつもの生活に+10(プラステン)の運動を!」をヘルスボランティアと連携して普及啓発します。

働き盛りから運動への関心を持ち、日常生活に運動を取り入れるきっかけになるよう、広報 やインターネットを利用した情報提供を行います。また、自分に合った運動方法を見つけ運動 するきっかけになるよう、地域で講演会等を開催します。高齢者のフレイルやサルコペニア* 予防の運動についても併せて普及します。

エ 健康的な食習慣の普及啓発

健康な食生活を学ぶ機会の提供や食生活改善推進員と連携した事業により、糖尿病、メタボリックシンドローム*等の生活習慣病予防や低栄養予防を主としたフレイル予防、介護予防普及啓発を推進します。

糖尿病、高血圧の治療を受けている方の比率が高いことを踏まえ、食事バランスガイド*の活用等によるバランスの良い食習慣の定着、野菜摂取量の増加や食塩摂取量の減少に重点を置いた取組を推進します。

オ 口腔機能の維持向上

口腔機能の低下は口に関する"ささいな衰え"(滑舌低下、食べこぼし、噛めない食品の増加、むせ)から始まり、更には心身の機能低下までにつながります。自分の口の状態に早めに気づけるよう、口腔機能チェックの重要性を啓発し、歯科医療機関などの受診につなげ、「オーラルフレイル」の普及啓発を図ります。

カ こころの健康に関する知識の普及啓発

本市では、自殺者の性別割合は男性が女性の3倍以上であり、特に60歳以上の自殺割合が全体の約5割を占めており、高齢者の孤立化・孤独化の防止や健康不安に対する支援等、こころの健康問題について気軽に相談できるよう、保健センターや地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実を図ります。

また、地域で健康づくり事業に取り組んでいるボランティアや高齢者からの悩みや変化に気づきやすい介護支援専門員等を対象としたゲートキーパー*の役割を担う人材の育成に取り組み、高齢者のこころのケアを推進します。

こころの悩みを抱える方に対する相談会の開催や地域で健康づくり事業に取り組んでいるボランティアを対象としたゲートキーパーの育成に取り組みます。

キ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者は、加齢に伴う機能低下や健康状態の悪化、精神・心理的な脆弱性など特有で多様な課題を抱えています。そのような特性を踏まえ、KDB*データに基づき、低栄養の防止や生活習慣病予防などを目的に実施するハイリスク者への個別支援や、フレイル予防講座や健康講座を実施することによる地域の通いの場への積極的な関与など、関係課が連携して保健事業と介護予防等を一体的に実施します。

基本施策(2)介護予防の推進

ア 介護予防対象者の把握

地域包括支援センターが高齢者実態把握調査、地域の集いの場へ出向くこと等により、介護予防対象者の早期発見に努めます。

また、民生委員や地域住民とも緊密な連携を図り、対象者の把握に努めます。

イ 自主的・総合的な介護予防の推進

自主的な介護予防の取組の重要性について、一般高齢者を対象に出前講座を開催する等啓発に努めるとともに、認知症の人の増加を見据え、認知症予防や早期発見に向けた出前講座を積極的に行います。

また、運動・栄養・口腔・認知症予防を組み合わせた総合的な介護予防教室や、うつ・閉じこもり予防の教室を開催するほか、リハビリテーション専門職の関与による介護予防に取り組みます。

さらに、公園の整備とともに新たに健康器具を設置するなど、気軽に出かけて自然に健康になれる環境を創出します。その中で適切な運動習慣を獲得できるような健康増進事業の推進に努めます。

■指標 (単位:回)

介護予防普及啓発事業	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
出前講座等(実施回数)	60	105	110	115
介護予防教室(実施回数)	20	40	45	50
運動機能向上体操教室(実施回数)	80	104	104	104
うつ・閉じこもり予防教室(実施回数)	20	30	30	30

^{*} 令和2年度の実績見込み回数は新型コロナウイルス感染症の影響により予定開催数を下回っています。

ウ 地域ぐるみの介護予防活動の支援

サロン活動**やきららか射水100歳体操**を継続して実践するグループづくりの支援を行い、 歩いて行ける身近な場所で誰でも参加でき、週1回程度集まる住民主体の集いの場の普及を目 指します。

きららか射水 100 歳体操については、新たに取り組むグループに対し体操指導や体力測定などを行うほか、既存グループに対しては、リハビリテーション専門職が体操指導等で関与することにより、効果がより実感でき、モチベーションアップにつながるよう取組の継続を支援します。

また、地域支え合い講演会や研修を通じてボランティア(住民サポーター*)の養成を図るなど、地域の主体的な介護予防活動を支援します。

■指標 (単位:グループ、人)

地域通いの場 実施活動		令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
サロン活動	グループ数	84	85	85	85
サロン活動	参加者数	2, 290	2, 300	2, 300	2, 300
きららか射水 100 歳体操	グループ数	140	155	170	185
	参加者数	2, 000	2, 225	2, 450	2, 675
스타	グループ数	224	240	255	270
合計	参加者数	4, 290	4, 525	4, 750	4, 975

■指標 (単位:人)

住民サポーター	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
講演会(参加者累計)	690	810	930	1, 050
研修 (参加者累計)	240	270	300	330

基本目標2 社会参加の推進と生きがいの創出

【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域活動への参加状況について「参加していない」が多くを占める一方、趣味等のグループ活動については、54.0%方が参加者としての参加意向を示し、32.1%の方が企画・運営への参加意向を示しています。

また、これまで培われてきた豊かな経験や能力などを地域活動に生かすことのできる機会を増やすなど、社会参加を促すための様々な機会やきっかけの提供を増やすことが重要です。

具体的な活動を行うことにより、社会参加や生きがい創出の契機とし、地域における支え合い や連携の基盤が強固になることも期待されます。

【施策の方向性】

高齢者の社会参加を図るため、高齢者レクリエーションやスポーツ環境の充実や世代間交流の促進など、参加者自身が楽しめ、健康の維持・向上にも寄与できるよう、他者との交流の機会を提供します。

また、シルバー人材センターにおけるマッチングや高齢者の就業の場の確保や就労的活動支援 コーディネーター設置の検討など、これまでの経験を生かすことができ、生きがいの創出にもつ ながるよう、取組を推進します。

基本施策(1)交流の促進

ア 高齢者レクリエーション、スポーツの推進

認知症予防や健康づくりだけでなく、仲間づくりや生きがいにつながることから、囲碁・将棋や健康マージャン、パークゴルフやカローリングなどの高齢者レクリエーションやスポーツに親しめる環境の充実に取り組みます。

イ 世代を超えたふれあいづくり

孫などかけがえのない家族や地域の子どもたちとのふれあいは、幸福感をもたらすとともに生きがいにつながることから、「孫とおでかけ支援事業^{*}」や「じいちゃんばあちゃんの孫育て談義^{*}」等、地域における三世代交流事業を通じ、ふれあいの機会が増えるよう取組を推進するとともに、生涯学習への参加促進を図ります。

基本施策(2)活躍する場の確保

ア 自主的な社会貢献活動の促進

高齢者が地域や社会の一員として、豊かな地域社会づくりに貢献できるよう、ボランティア 団体とのマッチングの場を設けるとともに、ボランティア活動に対するモチベーションの維持・向上につながる取組を検討するなど、一層の社会参加を促進します。

イ 老人クラブ活動への支援

地域での健康づくり活動に加え、介護予防や認知症予防に向けた活動を展開できるよう、老人クラブ活動の活性化を支援します。

ウ シルバー人材センターの運営支援

高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。

定年退職後の再雇用の広がりとともに、人材の確保が困難となっていることから、会員数の増加を図るとともに、より生産性の高い新たな事業(介護予防・日常生活支援総合事業*など)への参入を促します。

エ 豊かな経験や高い能力を生かす雇用の促進

労働力不足が深刻化する中、高齢者が豊富な知識や技術を生かして、社会の活力維持に貢献することが求められています。

このことを踏まえ、商工団体、職業安定所(ハローワーク)等と連携し、高齢者雇用に係る 事業所向けの助成制度の周知に努めるなど、元気で働く意欲のある高齢者の就業の場の確保を 図るとともに、高齢者の学び直し(リカレント教育)への支援を検討します。

基本目標3 在宅生活を支援する取組の充実

【現状と課題】

本市の「一般世帯総数」に対する「65 歳以上の高齢者のいる世帯」の割合は 51.5%と半数を超え、そのうち「ひとり暮らし世帯」及び「高齢者夫婦のみの世帯」がそれぞれ約 20%を占めており、老老介護や認認介護の増加が懸念されます。

また、現在の場所に住み続けるのに必要な環境は、「万一の場合にかけつけてくれる人」が33.8%、「買い物などの世話をしてくれる人がいる」が28.2%などと、周囲からのサポートが重要となってきていることが示されています。

今後、こうした要援護性の高い世帯の更なる増加が見込まれることや在宅での生活を希望する 人が増えてきていることから、日常生活を送る上での支援や負担の軽減のほか、あらゆる高齢者 が安心して過ごすことができるよう、見守り等の必要性が高まっています。

【施策の方向性】

日常生活の維持・向上を図るため、ボランティアや民間事業者等と連携し、ニーズに合ったきめ細かな生活支援サービスの効果的・効率的な提供に努めます。

また、住み慣れた住まいのバリアフリー化等を支援するとともに、防犯の充実を図るなど、高齢者がいつまでも安心して在宅で暮らすことのできる環境づくりを推進します。

さらに近年では毎年のように地震や豪雨等による災害が発生しており、本市においても大規模 災害の発生に備えていくことが重要なことから、防災の備えについて促進していきます。また、 令和2年1月頃から国内でも感染が確認された新型コロナウイルスは、現在でも完全な収束が難 しい状況です。今後も新たな感染症が出てくることも予測される中、少しでも感染拡大を防止で きるよう、感染症対策を進めていきます。

基本施策(1)生活の維持・向上

ア 在宅生活の支援

介護が必要になっても自宅や住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、在宅での 生活を支援する各種サービスを実施します。

事業名	事業の概要等
配食みまもりサービス事業	民間事業者と連携し、ひとり暮らし高齢者の安否確認と食の確保を目 的として、栄養のバランスのとれた食事を配達します。
寝具丸洗い乾燥事業	寝具類の衛生管理が困難な寝たきり高齢者等のいる世帯に対し、清潔で快適な生活を送るための支援として、寝具の洗濯、乾燥等のサービスを実施します。
寝たきり高齢者等おむつ 支給事業	在宅の寝たきり高齢者等で、常時おむつを使用している要介護高齢者 に紙おむつ等を支給します。 なお、受益者負担の適正化及び経費の節減を図るため支給要件等を検 討します。

事業名	事業の概要等
高齢者が住みよい住宅改 善支援事業	介護が必要になっても在宅での生活の継続を図るため、所得税非課税 世帯の高齢者を対象に、住宅のバリアフリー工事に伴う費用の助成を行 います。
バリアフリー化の推進	バリアフリー法や射水市バリアフリーマスタープランに基づき、公共 施設、歩道及び公共交通機関など、まち全体のバリアフリー化の推進に 努めます。
軽度生活援助事業	除草や除雪等軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を図ります。 なお、介護予防・生活支援サービス事業の提供体制の進展状況を踏まえ、同事業への移行を検討します。
ひとり暮らし高齢者等除 雪助成事業	除雪作業が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で、所得税 非課税世帯の者に対し、住居の屋根の除雪に要した経費の一部を助成し ます。
外出支援サービス事業	公共交通機関等の利用が困難な高齢者等の外出を支援するためのタクシー券を交付するほか、通院時の送迎を行う移送サービス事業を実施します。
公共交通機関の利便性向 上と利用促進	車の運転に不安を感じる高齢者の増加を見据え、高齢者がより利用し やすい公共交通網の整備に努めます。
訪問理容サービス事業	自ら理容店等で調髪を受けることが困難な高齢者に、居宅での理容サ ービスの利用を支援します。
民間事業者や I o T **を活 用した買い物支援	移動販売や宅配等を行う民間事業者の取組を支援するほか、民間事業 者による I o T を活用したサービスの利用促進を検討します。
高齢者向けスマートフォン使い方教室	高齢者に対し、スマートフォン等の使い方教室を実施し、インターネットや SNS 等の基本的な使い方を研修して I o T を活用したサービスの利用促進を図ります。
ミドルステイ事業	中期にわたり在宅での生活が困難となった高齢者に対し、介護保険のショートステイと合わせ最長3か月間、特別養護老人ホーム等の利用を支援します。 また、地域ケア会議等を活用し、スムーズな在宅復帰につなげます。
節目祝い事業	百歳という節目は、家族や地域においても関心が高く、高齢者の目標ともなっており、市民が長寿を喜び合う契機となるよう、事業の意義について広く周知を図ります。

イ 精神的・経済的負担の軽減

高齢者や介護者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、次の事業を実施します。

事業名	事業の概要等
在宅要介護高齢者福祉金 支給事業	要介護4又は要介護5に認定された在宅の高齢者で、本人及び世帯の 生計中心者が一定の所得以下の方に福祉金を支給します。
在宅福祉介護手当支給事業	要介護4又は要介護5に認定された高齢者を同一世帯で介護している 方に対し介護手当を支給します。

事業名	事業の概要等
家族介護支援事業	要介護高齢者を介護する家族に対し、認知症やその他適切な介護知識・ 技術を習得することを目的とした介護教室や介護者の交流会を開催します。 また、参加する家族のリフレッシュだけでなく、介護負担の軽減を図る ことができる場となるよう充実した内容の教室・交流会を開催します。
介護休暇制度の普及啓発	介護休暇制度等の周知・広報を図るほか、時短勤務、自宅勤務など、働き方改革推進の機運を高めます。

ウ 生活を支援する施設の活用

住環境や経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者に対して、養護老人ホームへの入 所措置を行い、社会復帰の促進及び自立のための必要な支援を行います。

エ 住宅改修指導の推進

高齢者向けに居室等の改修を希望する者に対し、住宅改修に関する専門的知識及び技術を有する理学療法士等を派遣し、事前調査及び事後調査を通じて実態を把握しながら、住宅改修に関する相談や助言を行います。

基本施策(2)安心・安全の推進

ア 高齢者の見守り活動の推進

ひとり暮らし高齢者や孤立しがちな高齢者等が安心して生活できるよう、継続的な見守りを 実施するネットワークの充実を図ります。

事業名	事業の概要等
高齢福祉推進員設置事業	ひとり暮らし高齢者等で援護を必要とする方に対し、定期的な安否確
	認や見守りを行う高齢福祉推進員を委嘱します。
	また、高齢福祉推進員の担い手が不足している地域があることから、引き続き人材確保に取り組みます。
緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らし高齢者が急病又は事故等の緊急時に、迅速かつ適切な対 応を図るため、緊急通報装置を貸与します。
地域見守りネットワーク	高齢者や障がい者など支援を必要とする方の見守り体制を強化するた
事業	め、民間事業者が日常業務中に何らかの異変を察知した場合、速やかに
	市又は関係機関へ連絡・通報します。
	また、既存の加入事業者と定期的な情報交換を行うとともに、新規加 入を促進します。
いのちのバトン事業	地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会や消防等と連携し、救急隊員 が必要な情報を迅速に把握し、救急活動に役立てるための緊急医療情報 キット(医療情報等を収めた筒型の容器)を配置する「いのちのバトン」 の普及を図ります。

事業名	事業の概要等
避難行動要支援者支援事	要支援者が災害時等における支援を地域の中で受けられるよう、関係
業	機関と連携し、要支援者の把握や情報の共有に努めます。

イ 防犯・交通安全対策の推進

高齢者が安全・安心な生活が送ることができるよう、警察や関係機関と連携し、次の事業を 実施します。

事業名	事業の概要等
犯罪被害防止のための連 携強化	悪質な訪問販売や特殊詐欺等の犯罪から高齢者を守るため、市広報を 通じた情報提供を行うほか、警察や関係機関と連携し、地域ぐるみで被 害防止に取り組みます。 また、被害発生時には、民生委員や地域包括支援センターに対し、迅速 に情報を提供します。
消費生活に関する啓発・相談	被害防止のための出前講座、老人クラブや地域の行事等における啓発 事業や消費生活相談を実施します。 また、近年、消費者を取り巻く環境が多様化・複雑化していることから、関係機関や地域との連携を強化するとともに、高齢者自らが考え行動し、被害を未然に防ぐ力を養うとともに、被害軽減のための相談窓口の充実を図ります。
交通安全意識の啓発	高齢者の交通事故を防止するため、老人クラブを対象とした交通安全 教室を開催するとともに、交通安全教室などに参加しない高齢者を含む 市内の全高齢者を対象に反射材を交付するなど、高齢者の交通安全意識 の啓発に努めます。 また、コミュニティバス及びデマンドタクシー*の無料乗車証等を交付 するなど高齢者の運転免許自主返納を支援します。

ウ 防災対策の推進

全国各地で地震や風水害などが頻発していることから、平時からの災害に対する備えの重要性が増しています。

市の総合防災訓練や市政出前講座などで住民の防災意識の高揚を図るほか、地域振興会や 自主防災組織、介護サービス事業者等が主体となった防災訓練などを通じて、地域の防災力を 強化するなど、実際の災害発生を想定した備えを進めます。

事業名	事業の概要等
自主防災組織の育成と防	自主防災組織のリーダー育成のため、県が主催する研修等への積極的
災体制の強化	な参加を促し、組織の活性化を推進します。
	また、市の総合防災訓練や市政出前講座などでの防災意識の啓発を通
	じ、住民の防災意識の高揚と災害対策の強化を図ります。

事業名	事業の概要等
要配慮者等の安全確保	自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等、要配慮者に向けた 支援体制づくりを推進します。 また、災害時に手助けを必要とする人に対する避難行動要支援者支援 制度の普及啓発を進めます。
事業所等との連携	事業所等と連携し、災害や防災に関する研修や訓練等を行います。
福祉避難所の設置・運営訓 練の実施	災害時に備え、市の総合防災訓練などで福祉避難所の設置・運営訓練 を実施するとともに、関係団体等に対し、福祉避難所に関する知識の普 及啓発に努めます。

エ 感染症対策の推進

近年、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の新しい病原体による新興感染症の発生・感染拡大が起きています。そのため、住民や事業所等に対する予防啓発がこれまで以上に重要となってきています。

事業所等における感染発生時の備え等について定期的に確認するなど、感染の発生を想定しながら事業所等と連携していきます。

また、病原体や環境の変化による再流行についても、対策を進めます。

事業名	事業の概要等
感染症予防の啓発	感染症の発生前、発生時、感染拡大時など、それぞれの発生段階に応じた情報提供を行います。 また、感染症に関する講座の開催など、様々な機会を通じて意識啓発を行います。
事業所等との連携	事業所等と連携し、感染症対策に関する研修や訓練等を行います。 また、感染予防に必要な物資の確認や調達・確保を支援します。
感染症に関する相談	未発生時は健康相談にて随時相談を受けていますが、感染拡大等に応じて相談体制の強化を行います。

基本目標4 支え合いみんながつながる社会の推進

【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの認知度は53.2%と、その認知度は半数にとどまっています。

また、今後高齢者の増加に伴い認知症の人の増加も予想されます。認知症に関する相談窓口の認知度は30.2%となっていることや、認知症の人が地域で暮らしていくために必要な支援については、「認知症について相談しやすい体制づくり」が59.0%となっています。

本市が力を入れていくべき施策として、「ひとり暮らし高齢者への支援」が 50.0%、「在宅医療・介護の連携の推進」が 41.1%、「住民による見守り・声かけなど助け合い活動」が 30.4%となっているなど、可能な限り在宅での生活を続けることができるような施策の推進が求められています。

国の方針としても、医療と介護の連携や認知症施策の推進等が求められている中、地域包括ケアとして対応が求められる施策の充実を図り、地域共生社会の構築を目指していくことが求められています。

【施策の方向性】

高齢者やその家族が、地域において安心して日常生活を送ることができるよう、地域包括支援 センターの体制・機能強化と周知を図るとともに、高齢者虐待防止等の施策を推進します。

在宅医療と介護の連携のさらなる推進を図るため、入退院や看取りへの支援や切れ目のないサービス提供体制の構築を引き続き進め、医療と介護の狭間で取り残されないよう支援を行います。 また、認知症の人と家族への支援について、従来は見落とされがちだった認知症の人本人の考えや視点も取り入れながら施策を進めるなど、認知症への理解促進の充実を図ります。

地域の様々な課題等に対しては、保険者機能強化推進交付金等を活用しながら、課題の解決に向けた取組を強化していくなど、地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会構築を目指し、今後も取り組んでいきます。

基本施策(1)自立支援・重度化防止の推進

ア 地域ケア会議の定着・充実

高齢になっても住み慣れた地域で尊厳のある生活が継続できるよう、地域包括支援センターが中心となって「地域ケア会議」を開催します。

(ア) 個別事例会議

支援が困難なケースに対し、多職種や地域の支援者等により具体的な支援方法を検討し、地域のネットワークを構築します。

(イ) 自立支援型ケアマネジメント会議

自立支援に向けたケアプランについて、リハビリテーション専門職を含めた多職種で検討 し、ケアマネジメントの質及び高齢者の生活の質の向上を図ります。

(ウ) 地域課題会議

地域ごとに開催し、地域の課題を明確化し、地域課題の解決や地域資源の開発などを検討します。

必要に応じて、広域的な支援体制の整備を図る政策提言会議を開催します。

■指標 (単位:回)

地域ケア会議	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
個別事例会議実施回数	20	25	30	35
自立支援型ケアマネジメント会議(いみず GENKI にすっぞ!会議・GENKI 式包括 会議)実施件数	13	16	16	16
地域課題会議実施回数	20	25	27	27

基本施策(2)在宅医療と介護連携の推進

ア 地域資源の把握

在宅医療・介護連携を推進するため、地域の医療・介護サービス資源の把握・整理を行い、 市ホームページ等で公表します。

イ 課題の抽出と対応策の検討

射水市在宅医療・介護連携推進協議会を開催するとともに、「在宅支援ワーキング部会」、「情報共有ワーキング部会」、「普及啓発ワーキング部会」の3つのワーキング部会を設置し、課題の解決に向け、より具体的な対応策を検討します。

ウ 切れ目のないサービス提供体制の構築推進

高齢者の多様なニーズに応じ、一人ひとりの状態に応じて24時間365日の在宅医療・介護サービスを提供できる体制を構築します。

エ 相談支援体制の充実

市地域福祉課に設置してある在宅医療介護連携支援相談窓口において、ケアマネジャーや病院関係者等からの相談支援体制を充実させ、連携を推進します。

オ 市民への普及啓発

在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布など、医療や介護が必要となっても本人、家族の状況に応じて生活の場を選択できるよう普及啓発を行います。

カ 情報の共有支援

地域の医療・介護関係者間で、医療・介護等に関する情報を速やかに共有できるよう、多職 種連携支援システム (ICTツール*) の活用を推進します。

キ 研修会の開催

在宅医療・介護連携を推進するため、在宅療養者の看取りや認知症対応力の強化を目的に研修会を実施し、多職種の顔が見える関係づくりを行います。

基本施策(3)認知症の人と家族への支援の強化

ア 認知症に関する理解促進

認知症の人の意思が尊重され、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域を目指し、「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症への社会の理解を深め、早期診断・早期対応に向けた体制整備及び認知症の人と家族への支援体制を構築します。

(ア) 認知症サポーター*の養成と普及啓発

地域住民や学校・企業を対象に「認知症サポーター養成講座」を積極的に開催し、認知症 を正しく理解し、認知症の人と家族を手助けする認知症サポーターを養成します。

また、認知症への理解促進等のため、広報いみずや市ホームページ、ケーブルテレビ等を活用するほか、認知症の人本人の視点を反映させた取組を行うなど、認知症への理解を深めるのと同時に、当事者の声を反映させていきます。

■指標 (単位:回、人)

認知症サポーター養成講座	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	50	50	50	50
参加者数	700	1, 400	1, 400	1, 400
養成者累計人数	14, 000	15, 400	16, 800	18, 200

(イ)認知症に関する相談窓口の設置と認知症ケアパス※の活用

幅広い年齢層の地域住民が認知症に関する相談ができるよう地域包括支援センターに認知症地域支援推進員*を配置し、認知症相談窓口を開設しています。

また、認知症が疑われる人とその家族が「認知症ケアパス」を積極的に活用できるよう認知症に関する情報とともに具体的な相談先や受診先の利用方法等について周知を行います。

イ 早期発見・早期対応システムの充実

(ア) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを目指し、 地域で「きららか射水 100 歳体操」等を行う集いの場を拡充できるよう支援します。

また、地域において「認知症に関する出前講座」等を開催し、本人や家族が小さな異変を 感じた際に速やかに相談対応ができるよう認知症の早期発見・早期対応について普及啓発を 進めます。

認知症サポート医*が行う認知機能検診を地域住民に周知し、軽度認知障害(MCI*)の疑いのある人を早期に発見し、適切な対応を行うことで認知症の重症化を予防します。

■指標 (単位:%)

認知症予防に資する集いの場の開催	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
	(2020 年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
参加率	7. 3	7. 6	7. 9	8. 3

(イ) 認知症初期集中支援チーム*の活動の推進

認知症サポート医や専門職(保健師、社会福祉士等)で構成される認知症初期集中支援チームを設置しています。

認知症が疑われ支援が必要な人や家族に対し相談や訪問を集中して行い、早期に医療や介護サービスにつなげるよう、ケアマネジャー、かかりつけ医及び認知症疾患医療センター等と連携し、支援を行います。

ウ 認知症の人とその家族への支援

認知症の人を介護する家族が正しく認知症を理解し、対応することで認知症の症状を緩和することが可能であることから、家族介護教室の充実や認知症カフェ**の開催など、家族への支援体制を充実します。

また、みまもりあいステッカーとみまもりあいアプリを活用した「みまもりあい事業」の取組を進め、認知症により行方不明になった人をより早く発見、保護ができるよう地域の見守り体制を構築します。

■指標 (単位:人)

みまもりあい事業	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
	(2020 年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
みまもりあいアプリダウンロード者累計 人数	800	1, 320	1, 840	2, 360

エ 認知症パリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

認知症サポーター養成講座の受講者を対象に「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、「ささえ隊メイト」を養成します。「ささえ隊メイト」は認知症の人と家族の支援ニーズに合わせ、できる範囲で手助けを行うボランティアであり、地域で活動できるよう支援を行います。

また、若年性認知症の人は、経済的問題、ダブルケア*(育児と介護の同時進行)など、本人や家族の不安が大きいこと等から、相談しやすい体制を整備し、富山県若年性認知症支援コ

ーディネーターと連携した支援を行います。

■指標 (単位:人)

ささえ隊メイト	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
	(2020 年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
養成者累計人数	100	125	150	175

基本施策(4)高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

ア 高齢者虐待と権利擁護に対する意識啓発

高齢者への虐待防止に向け、関係機関と連携し、出前講座等を通じて市民への意識啓発を行います。

イ 高齢者虐待の早期発見・早期対応の推進

弁護士等の専門職や保健・医療・福祉関係機関、地域の代表者等で構成する「高齢者虐待防 止ネットワーク会議」を設置し、関係機関の連携強化、虐待防止及び対応力の向上を図ってい きます。

今後も、ケアマネジャーや介護施設従事者を対象に研修会を開催し、施設職員による虐待防止の啓発を図るとともに、地域包括支援センター等関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図ります。

ウ 成年後見制度の利用支援と市民後見人の育成支援

身寄りがない高齢者等に対する成年後見制度の申立ての支援や、低所得高齢者に対する成年後見人等への報酬助成を行うほか、定期的な相談会を開催し、高齢者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援します。

また、呉西地区後見センター※と連携し、市民後見人養成講座の開催や法人後見を行います。

■指標 (単位:回)

成年後見相談会	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
	(2020 年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
実施回数	12	12	12	12

■指標 (単位:回、人)

人材育成	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
講座開催回数	1	1	1	1
養成人数	1	5	5	5
市民後見人バンク登録者数	14	14	19	19

エ 消費者被害の防止

訪問販売等や特殊詐欺の被害を未然に防止するため、消費生活センター等との連携を強化します。

また、手口が巧妙化している状況を踏まえ、地域や関係機関との連携を強化し、パンフレット・啓発物品の配布や出前講座の開催など、高齢者の消費者被害の防止に努めます。

基本施策(5)地域共生社会構築の推進

ア 地域支え合いネットワーク事業の推進

の支え合い体制づくりを支援していきます。

地域支え合いネットワーク事業を全市に展開、充実し、高齢になっても、支援が必要となっても、安心して住み慣れた地域で生活ができるよう地域での支え合い体制の構築を進めます。 また、引き続き市域全体を担当する第1層、地域包括支援センター圏域を担当する第2層、地域振興会圏域の第3層にそれぞれ生活支援コーディネーター**及び協議体を設置し、地域で

イ 共生社会の構築

地域支え合いネットワーク事業を基盤に、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の構築を目指します。

事業の実施に当たっては、庁内各課や、関係機関との連携を強化し、「相談支援」「参加支援」 「地域づくり」の3つの機能の一体的実施に努めます。

「相談支援」については、既存のどの窓口で相談を受けても必要な支援につながる連携型の体制とし、「参加支援」については、市社会福祉協議会が開設した「射水市ふくし総合相談センターすてっぷ」を中心として支援を実施していきます。また、「地域づくり」については、地域支え合いネットワーク事業を発展・拡充し、高齢者のみならず、子ども、障がい者、ひきこもりの方などの支援や地域の様々な方々が寄り合い、地域課題等を共有するプラットフォームの創出を支援していきます。

■指標 (単位:地域)

第3層生活支援体制	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
生活支援コーディネーター・協議体の設 置地域数	25	27	27	27
共生型事業実施地域数	0	1	1	2

ウ 地域包括支援センターの体制・機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの要として、また高齢者の生活支援の窓口として、その役割がますます期待されており、地域包括支援センター運営協議会に諮るとともにそれぞれの業務が適切かつ効率的に運営できるよう努めます。

事業名	事業の概要等
体制強化職員の配置	高齢者人口に応じた体制強化職員を加配するなど、人員体制の強化を 図るとともに、引き続き、人員の適正配置に努めます。
職員研修の開催	職員の知識の習得や技術の向上に向けた研修を行うなど、引き続き職員の資質向上に努めます。
包括圏域の適正化	高齢者人口の推移、世帯構成の変化を把握し、それぞれの業務が適切 かつ効率的に運営できるよう、包括圏域の適正化を図ります。

基本目標5 介護サービス基盤の充実

【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、本市が力を入れていくべき高齢者保健福祉施策として、「家族の介護負担の軽減」が 68.1%を占め、在宅介護実態調査では、介護者が不安に感じる介護等について、「認知症への対応」が 27.9%となっています。

介護保険料については、「介護サービスの充実よりも保険料をあまり高くしないようにしてほしい」といった意見が34.9%を占めています。介護保険料の水準に配慮しつつ、介護ニーズに応えられるサービスの提供基盤を整備するとともに、介護給付の適正化への取組を充実・強化する必要があります。

また、事業所調査では、事業を展開するうえで課題として感じることに「職員の確保・育成」 が 68.9%を占め、介護や福祉に係る人材の確保や質の向上といった育成についても重要な問題と なってきています。

【施策の方向性】

介護保険事業を健全かつ円滑に運営し、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス基盤の充足と充実を図るとともに、給付の適正化に取り組みます。介護サービスの見込量等については、第7期の給付実績を基に、要介護認定者数の推計結果を踏まえて設定しました。

基本施策(1)介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み

サービスごとの実績と見込量は以下のとおりとなっています。なお、令和2年度(2020年度)の実績は見込み、人数は月平均、給付費は年間累計額となっています。

ア 居宅サービス

(ア) 訪問系サービス

家庭を訪問するサービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の5種類のサービスがあります。

		Š	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
計明人業	人数(人)	529	546	553	557	577	595	
訪問介護	給付費(千円)	491, 761	507, 983	536, 805	538, 999	566, 453	589, 517	
-+ 88 3 W A -#	人数(人)	49	56	61	61	64	66	
訪問入浴介護	給付費(千円)	33, 106	37, 018	39, 115	41, 429	44, 485	46, 050	
訪問看護	人数(人)	283	322	357	368	378	389	
初 问	給付費(千円)	142, 692	156, 918	179, 036	188, 073	195, 195	203, 402	
訪問リハビリテー	人数(人)	39	53	59	64	66	68	
ション	給付費(千円)	13, 906	18, 847	21, 045	22, 724	23, 361	24, 000	
居宅療養管理指導	人数(人)	274	296	299	310	323	334	
后 七 惊 侯 目 垤 旧 导	給付費(千円)	19, 609	21, 018	21, 123	22, 074	23, 005	23, 773	

(イ) 通所系サービス

日帰りで施設に通うサービスには、通所介護 (デイサービス) と通所リハビリテーション (デイケア) があります。

			第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
凌元人#	人数(人)	1, 117	1, 154	1, 189	1, 256	1, 307	1, 361	
通所介護	給付費(千円)	976, 844	985, 076	951, 059	979, 521	996, 862	1, 031, 026	
虚別 リハビック	人数(人)	227	246	239	241	253	258	
	給付費(千円)	148, 505	167, 632	157, 325	163, 386	172, 689	176, 890	

(ウ) 短期入所サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や短期入所施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、必要な医療などを行うサービスで、短期入所生活介護と短期入所療養介護があります。

			第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
短期入所生活介護	人数(人)	420	420	383	377	389	403	
	給付費(千円)	434, 601	445, 660	406, 493	404, 454	419, 818	437, 161	
短期入所療養介護	人数(人)	13	15	13	13	13	13	
	給付費(千円)	18, 238	21, 698	20, 662	20, 759	20, 654	20, 654	

(工) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスなどに入居している要介護者に対し、入浴、 排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

		Ą.	第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
特定施設入居者 生活介護	人数(人)	5	5	9	9	9	10	
	給付費(千円)	11, 935	11, 119	18, 726	18, 841	18, 851	20, 431	

(オ) その他の在宅サービス

その他の在宅で利用できるサービスに、福祉用具貸与・購入、住宅改修があります。

			第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
短型 田 B 代 F	人数(人)	1, 518	1, 617	1, 747	1, 812	1, 878	1, 925	
福祉用具貸与	給付費(千円)	217, 970	226, 772	244, 226	246, 986	254, 914	261, 850	
短机 田目 唯 3	人数(人)	21	20	25	25	27	27	
福祉用具購入給	給付費(千円)	6, 615	6, 458	8, 289	8, 289	8, 940	8, 940	
住宅改修	人数(人)	20	20	22	24	24	25	
	給付費(千円)	20, 839	20, 083	20, 962	22, 919	22, 919	23, 661	

(カ) 居宅介護支援(介護サービス計画の作成) サービス

介護支援専門員が、介護サービスを利用する場合に必要となる「ケアプラン (介護サービス計画)」を作成します。

		第7期(実績)			第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
居宅介護支援	人数(人)	2, 188	2, 231	2, 319	2, 332	2, 417	2, 504	
	給付費(千円)	370, 444	384, 297	399, 457	402, 496	416, 675	431, 642	

イ 介護予防サービス

(ア)介護予防訪問系サービス

要支援者を対象に、家庭を訪問する介護予防サービスには、介護予防訪問入浴介護、介護 予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導の4種類のサ ービスがあります。

		Î	第7期(実績)		第	8期(見込量))
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防	人数(人)	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	給付費(千円)	67	34	0	0	0	0
介護予防	人数(人)	26	32	40	45	47	48
訪問看護	給付費(千円)	8, 373	11, 636	16, 184	20, 157	21, 117	21, 592
介護予防訪問リハ	人数(人)	4	3	6	6	6	6
ビリテーション	給付費(千円)	1, 544	856	1, 865	1, 682	1, 683	1, 683
介護予防	人数(人)	11	17	14	16	16	16
居宅療養管理指導	給付費(千円)	688	940	812	945	946	946

(イ) 介護予防通所系サービス

日帰りで施設に通うサービスには、介護予防通所リハビリテーション (デイケア) があります。

		第7期(実績)			第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防通所リハ ビリテーション	人数(人)	90	97	86	84	87	91	
	給付費(千円)	33, 632	37, 638	34, 684	34, 804	36, 497	38, 437	

(ウ) 介護予防短期入所サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や短期入所施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、必要な医療などを行うサービスで、介護予防短期入所生活介護と介護予防短期入所療養介護があります。

		É	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防	人数(人)	13	10	5	5	5	5	
短期入所生活介護	給付費(千円)	6, 309	3, 556	1, 484	1, 331	1, 332	1, 332	
介護予防 短期入所療養介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	
	給付費(千円)	72	95	0	0	0	0	

(工)介護予防特定施設入居者生活介護

ケアハウス等に入居している要支援者を対象に、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話 や機能訓練を行うサービスです。

		, in	第7期(実績)			8期(見込量))
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護予防特定施設 人数 入居者生活介護 給付	人数(人)	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

(オ) その他の介護予防在宅サービス

その他の在宅で利用できるサービスに、介護予防福祉用具貸与・購入、住宅改修があります。

		ġ	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防	人数(人)	408	456	457	495	515	529	
福祉用具貸与	給付費(千円)	25, 697	29, 005	29, 272	31, 684	32, 974	33, 890	
介護予防	人数(人)	7	9	7	8	8	9	
福祉用具購入	給付費(千円)	1, 876	2, 607	1, 660	1, 906	1, 906	2, 132	
介護予防	人数(人)	13	11	10	10	10	10	
住宅改修	給付費(千円)	14, 214	13, 327	9, 573	9, 573	9, 573	9, 573	

(カ)介護予防支援(介護予防サービス計画の作成)サービス

介護支援専門員が、介護予防サービスを利用する場合に必要となる「ケアプラン (介護予防サービス計画)」を作成します。

		第7期(実績)			第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
人类又吐土坪	人数(人)	470	513	506	537	555	568	
介護予防支援 	給付費(千円)	25, 135	27, 338	26, 930	28, 756	29, 736	30, 433	

ウ 地域密着型サービス

(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、自宅において介護福祉士等による入浴、排泄、食事などの日常生活 上の世話や看護師等による療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
定期巡回・随時対	人数(人)	28	30	34	38	38	39
応型訪問介護看護	給付費(千円)	47, 618	51, 429	64, 746	73, 050	73, 091	75, 650

(イ) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回又は通報により、訪問介護員が自宅を訪問し、入浴、排泄、 食事などの日常生活上の世話や緊急時の対応を行います。

		第7期(実績)				8期(見込量))
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
夜間対応型	人数(人)	2	3	2	2	2	2
訪問介護	給付費(千円)	538	757	399	401	401	401

(ウ) 認知症対応型通所介護

認知症の要介護者が対象で、デイサービスセンターへ通い、日帰りで入浴や食事、交流、 生活訓練などを行います。

		Ŷ.	第7期(実績)		第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症対応型	人数(人)	103	111	111	120	125	129
通所介護	給付費(千円)	122, 116	130, 004	139, 298	147, 182	149, 611	152, 007

(エ) 小規模多機能型居宅介護

住み慣れた地域で、「通い」を中心に今までの暮らしを維持しながら、利用者等の希望や 状況に応じ、「泊まり」や「訪問」を組み合わせた多機能なサービスを行います。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
小規模多機能型	人数(人)	224	244	248	286	293	301
居宅介護 給付費(千円)		483, 352	554, 854	566, 203	652, 606	669, 065	688, 757

(才) 認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者等に、小グループでの共同生活の中で、入 浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
認知症対応型共同	人数(人)	228	224	227	251	251	254
生活介護	給付費(千円)	662, 161	670, 437	678, 126	755, 026	755, 607	764, 553

(力) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の特別養護老人ホームにおいて、入浴・排泄・食事などの日常生活 上の世話や療養上の世話、健康管理、機能訓練を行います。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
地域密着型介護老人福	人数(人)	30	30	29	29	29	29
祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	102, 251	102, 881	96, 632	97, 225	97, 279	97, 279

(キ) 看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護の複数のサービスを組み合わせ、介護と看護のサービスを一体的に行います。

		Ŷ.	第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
看護小規模多機能	人数(人)	4	25	28	57	57	57	
型居宅介護	給付費(千円)	17, 388	69, 832	79, 461	161, 121	161, 211	161, 211	

(ク) 地域密着型通所介護

定員 18 人以下の事業所で入浴、食事の提供や機能訓練などを行います。

		À	第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
地域密着型通所介	人数(人)	333	327	336	341	343	367	
護	給付費(千円)	304, 781	292, 288	299, 284	302, 958	307, 778	334, 592	

(ケ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホーム等の介護専用型特定施設において、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話や療養上の世話を行います。

		Ė	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
地域密着型特定施	人数(人)	0	0	0	0	0	0	
設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	

エ 地域密着型介護予防サービス

(ア)介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要支援者が対象で、デイサービスセンターへ通い、日帰りで入浴や食事、交流、 生活訓練などを行います。

		٩	第7期(実績)		第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防認知症	人数(人)	2	0	0	0	0	0
対応型通所介護	給付費(千円)	1, 289	0	0	0	0	0

(イ) 介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者が、住み慣れた地域で「通い」を中心に今までの暮らしを維持しながら、利用者等の希望や状況に応じ、「泊まり」や「訪問」を組み合わせた多機能なサービスを行います。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防小規模 人数(人)		24	20	21	22	22	22
多機能型居宅介護	給付費(千円)	19, 531	17, 457	16, 646	17, 731	17, 741	17, 741

(ウ) 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援者が対象で、小グループでの共同生活の中で、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防認知症対 人数(人) 応型共同生活介護 給付費(千円)		0	0	0	0	0	0
		0	725	0	0	0	0

オ 施設サービス

(ア)介護老人福祉施設

日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な場合、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話等を行います。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
^#*\\#\\#=\\#=\	人数(人)	600	560	562	562	562	562
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1, 696, 613	1, 731, 093	1, 777, 213	1, 788, 128	1, 789, 120	1, 789, 120

(イ) 介護老人保健施設

病状が安定し入院治療の必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする入 所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等を行いま す。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
介護老人保健施設	人数(人)	233	211	193	193	193	193
	給付費(千円)	714, 581	716, 107	658, 665	662, 710	663, 078	663, 078

(ウ)介護療養型医療施設

長期間にわたり療養が必要な入所者に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、必要な医療等を行います。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
介護療養型医療施 人数(人)		79	20	5	5	3	0
設	給付費(千円)	320, 120	89, 814	22, 695	22, 834	13, 451	0

(エ)介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、常時医療管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活支援としての機能を兼ね備えた介護保険施設として創設されました。要介護者に対し、長期療養のための医療と介護を一体的に提供します。

サービスの利用見込みについては、現状の利用者のほか、介護療養病床と医療療養病床からの転換分を見込んでいます。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
人群医病院	人数(人)	11	65	80	85	87	90
介護医療院 給付費(千円)		40, 175	310, 546	381, 394	407, 855	417, 734	431, 973

カ リハビリテーション指標の設定

要支援・要介護認定者が、リハビリテーションにより身体機能等の改善や維持を図ることが 重要です。リハビリテーションサービスについて指標を設定し、評価・改善等を行います。

今後はリハビリテーション利用率の増加を目指したうえで、施設数等について検討していきます。

	Ŷ	第7期(実績)	7期(実績) 第8期(見		8期(見込量)
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
		ストラクチャ	7一指標※			
介護老人保健施設数	3	3	3	3	3	3
介護医療院数	0	1	1	1	1	1
訪問リハビリテーション事業 所数	2	2	2	2	2	2
通所リハビリテーション事業 所数	5	5	5	5	5	5
		プロセス	指標※			
介護老人保健施設リハビリテ ーション利用率	4. 83%	4. 35%	4. 18%			
介護医療院リハビリテーショ ン利用率	0. 23%	1. 35%	1. 52%	1 20 hp		
訪問リハビリテーション利用 率	0. 90%	1. 14%	1. 23%	· 增加		
通所リハビリテーション利用 率	6. 57%	7. 07%	6. 98%			

ストラクチャー指標にある施設・事業所数は、年度中に1回以上サービス提供の実績があった施設・事業所数となっています。

プロセス指標の令和1年度利用率は令和2年2月サービス提供分まで、令和2年度利用率は令和2年3月サービス提供分までとなっています。

基本施策(2)介護サービスの基盤整備の目標

団塊の世代がすべて 75 歳以上となる令和 7年 (2025 年) 及び現役世代が急減する令和 22 年 (2040 年) を見据えながら、持続可能な介護サービス供給量を確保するため、それぞれのサービスの基盤整備を図ります。

また、「太閤山リノベーション計画」との連携を図りながら、高齢者が地域で住み続けられるための住宅整備を8期計画期間中に進めていきます。

ア 居宅サービスの整備

介護や医療を必要とする状態となっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で利用者が24時間安心を享受できる在宅サービス(通い・訪問・泊まり)の確保を目指します。

整備内容	令和 2 (2020) 年度末	第8期整備数	令和5(2023) 年度末
通所介護	17 事業所 (652 人)	1 事業所 (30 人)	18 事業所 (682 人)

イ 施設整備等

既存施設の利用状況や生活圏域ごとの整備状況、今後の利用見込みや事業者の要望等を 考慮し、以下のとおりとします。

(ア) 地域密着型サービス

整備内容	令和 2 (2020) 年度末	第8期整備数	令和5(2023) 年度末
小規模多機能型居宅介護	11 事業所 (296 人)	1 事業所 (29 人)	12 事業所 (325 人)
認知症対応型共同生活介護	17 事業所 (251 人)	1 事業所 (9 人)	18 事業所 (260 人)
地域密着型通所介護	14 事業所 (209 人)	2 事業所 (28 人)	16 事業所 (237 人)

(イ) 在宅・施設サービス

本計画期間中の整備予定はありません。

(ウ) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

	整備内容	令和 2 (2020) 年度末	第8期整備数	令和 5 (2023) 年度末
有	料老人ホーム	8 事業所 (160 人)	_	8 事業所 (160 人)
	うち、特定施設の指定を受けるもの	_	_	_
ť	ービス付き高齢者向け住宅	8 事業所 (191 人)	1 事業所 (30 人)	9 事業所 (221 人)
	うち、特定施設の指定を受けるもの	_	_	_

ウ 介護予防・生活支援サービスの体制整備

高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活が営めるよう、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスに加えて、多様な主体による多様なサービスの展開に努めていきます。

対象者は、要支援1・2の要支援認定を受けた方、基本チェックリストによる生活機能の 低下がみられた方等で、次ページの類型でサービス提供を行います。

また、住民型サービスについては、「地域支え合いネットワーク事業」を実施し、令和3年(2021年)を目途に市内全域でのサービス提供基盤を整備し、地域で支援が必要な人を含めて、多様な人々が集える「地域共生の場」づくりを目指します。

■指標 (単位:件)

訪問型サービス事業	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防訪問介護相当サービス利用件数	386	380	390	400
訪問型サービスA (緩和型*) 利用件数	1, 210	1, 180	1, 200	1, 220

■指標 (単位:件)

通所型サービス事業	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防通所介護相当サービス利用件数	4, 798	4, 770	4, 820	4, 870
通所型サービスA(緩和型)利用件数	814	860	870	880
通所型サービスC(短期種中型)利用件数	75	75	75	75

■指標 (単位:組織)

支援組織数	25	27	27	27
地域支え合いネットワーク事業	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
	(2020 年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)

図 介護予防・生活支援サービス体制の類型

		訪問型サービス	通所型サービス
事	現行型	①訪問介護相当サービス 内 容:掃除、洗濯、調理などの家事援助 入浴介助などの身体介護 実施方法:事業者を指定 提供主体:訪問介護事業者	①通所介護相当サービス 内 容:機能訓練、食事、入浴などの提供 生活機能改善プログラムなど 実施方法:事業者を指定 提供主体:通所介護事業者
事業所等がサービス提供	緩和型	②訪問型サービスA 内容:掃除、洗濯、調理などの家事援助 (身体介護は利用できません) 実施方法:事業者を指定/事業委託により実施 提供主体:訪問介護事業者/委託先事業者	②通所型サービスA 内 容:レクリエーション活動、機能訓練 食事、入浴の提供など 実施方法:事業者を指定/事業委託により実施 提供主体:通所介護事業者/委託先事業者
提供	短期集中型		③通所型サービス C 内 容:週2回の生活機能改善プログラム など3か月間で集中的にリハビリテーションを行い、機能回復を図る 実施方法:事業委託により実施 提供主体:委託先事業者
地域の支え合いの中で実施	住民型	④訪問型サービスB 内 容: ゴミ出し、掃除など簡単な生活援助話し相手、見守りなど 実施方法:補助 提供主体:住民団体等 (例)地域振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人など	

基本施策(3)人材の確保及び質の向上

ア 人材の確保・育成への支援・離職防止

射水市雇用対策推進協議会が行う「いみず企業見学バスツアー」に協力し、介護や福祉の職場に就職を希望する学生に、市内の介護施設等の職場に触れる機会を提供するとともに、富山県が実施する小・中・高校生を対象とした介護体験や出前講座、キャリア教育等と連携することで、介護職のイメージアップを図るほか、「射水市奨学資金貸与事業[※]」や県社会福祉協議会が実施する介護福祉士等修学資金貸与事業等の活用を促進することで介護福祉士等を目指す学生を支援します。

また、福祉用具や介護ロボットの導入やICTツール活用の支援、外国人人材の活用、介護の資格に係らない人材の確保や定着を目指すなど、県や事業所等と連携しながら、人材確保・育成と離職防止の支援を両輪で進めることができるよう検討を行います。

イ 潜在的有資格者等への就業支援

介護労働安定センターが実施する「潜在介護福祉士等復職支援事業」と連携し、潜在介護福祉士等が研修等を通じて不安感を払拭することで復職を促し、人材の呼び戻し及び確保を図ります。

ウ 富山県事業との連携

富山県が実施する「介護人材移住応援事業」と連携し、首都圏等在住の介護人材の県内への移住をサポートすることによって、介護人材の確保を図ります。また、社会福祉施設の適正で安定した経営と福祉施設の利用者へのサービス向上を目的に、富山県社会福祉協議会が実施する「社会福祉施設経営相談室」の利用を促進します。

エ 働き先として選ばれる福祉事業所づくりへの支援

多くの産業で人手不足による影響が深刻化する中、今後も安定して介護人材を確保していくためには、学生と親双方が持つ「介護」に対するネガティブなイメージを刷新する必要性が指摘されています。

一方、全国には新たな事業に積極的に参入したり、地域共生社会の理念を実践したりする 等先駆的経営を展開することでイメージアップに成功し、全国から人材が集まっている社会 福祉法人等があることから、こうした成功事例を調査・研究するなど、働き先として選ばれ る福祉事業所づくりを支援します。

オ 介護予防・生活支援サービス従事者の養成

緩和型サービスを提供する事業所でサービス提供に従事する方や地域の支え合い活動に 参加する方に対し、高齢者への接し方や認知症の知識、介護の基本的な知識等について研修 を行うなど、総合事業のサービス提供者の育成を図ります。 ■指標 (単位:人)

介護予防・生活支援サービス従事者研修	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
	(2020 年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
研修への参加者累計数	50	60	70	80

カ 認知症の人を支える介護関係者の対応力向上支援

認知症ケアの向上を図るため、対応困難な事例を抱えるケアマネジャーやサービス事業所に対する研修会を開催します。

また、家族や地域住民に対して認知症に関する正しい知識の啓発を行うほか、習得・情報 交換する場を提供します。

キ 介護サービスの質的向上

介護サービス事業者が職員のための研修等を実施し、知識の習得やサービスの質の向上を 図るための必要な情報を提供するとともに、介護保険制度についての説明会や認知症に関す る研修会を開催します。

また、福祉用具や介護ロボット、ICTツールの導入を支援するとともに、文書負担軽減に係る取組を実施することで、事業所の業務量の削減と職員への研修機会の寄与することで、介護サービスの質的向上に努めます。

基本施策(4)介護保険制度の適正運営

ア 円滑な提供体制の整備

各事業者が適切なサービス計画を作成することができるよう、事業者間の連携を促進し、 適切な介護サービスの提供のための体制の整備を進めます。

イ 相談・苦情への対応

介護サービス利用者や家族から寄せられる、介護保険制度やサービスに関する疑問や不満、苦情について、適切かつ丁寧に対応します。また、市内の介護保険施設に「あったか介護保険相談員」を派遣し、介護サービスの現状を把握するとともに、利用者からの苦情や相談に応じることで、質の高い介護サービスの提供に努めます。

ウ 介護保険指定事業者等への指導・監督

地域密着型サービス及び居宅介護支援事業所に係る事業者の指定に当たっては、指定業務の適正な執行に努めるとともに、事業者への適切な指導・監督を実施します。

また、国の方針に基づき、申請様式や手続きを簡素化し、ICTツール等の活用を進め、

文書負担の軽減を図ります。

エ 公平かつ適正な認定業務の実施

要介護度の認定業務については、公平かつ適切な実施が求められていることから、認定審査会委員や訪問調査員に対する研修会を実施し、必要な知識や技術を習得します。

オ 介護サービス情報公表システムの活用

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、医療・介護サービスの情報や、地域包括支援 センターの所在地などについて、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムの活 用を促進します。

カ 介護保険料の収納率の向上対策の推進

介護保険財政の健全性を維持するとともに、被保険者間における負担の公平性を確保するため、介護保険制度の趣旨について、より一層の周知や啓発を進めるとともに、口座振替の利用促進や収納業務のコールセンターの活用など、介護保険料の収納率の向上対策を推進します。

キ 介護給付適正化への取組

介護給付の適正化を図るため、認定調査の事後点検を実施するほか、ケアプランの点検を 強化し、介護支援専門員に適切な指導や助言を行います。また、被保険者に介護給付費を通 知するとともに、住宅改修に関する審査や調査を実施するなど、給付の適正化に取り組みま す。

■指標 (単位:件)

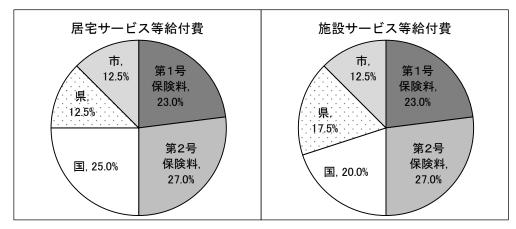
実施件数	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定調査状況チェック	5, 400	5, 400	5, 400
ケアプランの点検	100	100	100
住宅改修等の点検	50	50	50
医療情報との突合・縦覧点検	2, 000	2, 000	2, 000
介護給付費通知	20, 000	20, 000	20, 000

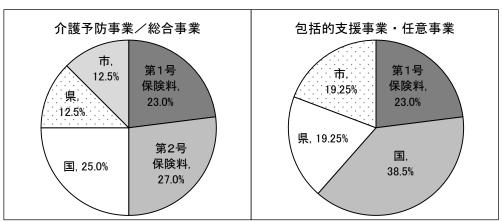
基本施策(5)事業費及び保険料の算定

ア 第8期介護保険料の状況

(ア) 保険給付費及び地域支援事業の財源

第8期における第1号被保険者分と第2号被保険者の負担分は、以下のとおりです。





(イ) 上昇要因

- ・ 高齢化の進展による要介護認定者数の増加 (増加率 +0.5%)
- ・ 介護サービス基盤の整備 (整備数 5事業所)
- 介護報酬の改定 (改定率(全体) +0.67%(令和3年度 +0.7%))
 ※うち、新型コロナ感染症に対応するための特例的な評価が0.05%(令和3年9月までの間)

(ウ) 抑制要因

- ・ 特定入所者介護(予防)サービス費*(食費・居住費の補足給付)の改定 ①利用者負担段階区分の細分化(自己負担限度額の引き上げ) ②該当要件の見直し(預貯金等の資産額に係る上限額の引下げ)
- ・ 高額介護(予防)サービス費の改定(令和3年8月施行) 利用者負担段階区分(高所得世帯(現役並み所得者))の細分化に伴う上限額の引上げ

(エ) その他

保険料段階区分の設定

第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料については、これまで同様に細分化・弾力化を図り、負担能力に応じたきめ細やかな保険料段階を設定します。

• 第4段階調保険料率の引き下げ

第1段階から第3段階を対象に実施した低所得者への保険料軽減策を拡充し、第4段階の保険料率を0.95から0.90に引き下げます。

イ保険料額の算定(案)

第8期の介護保険料基準額は、次の手法で算出しました。

保険料収納必要額(3年間分)

((ア)標準給付費+(イ)地域支援事業費)×第1号被保険者負担分(23%))

- +(ウ)保健福祉事業費
- +(工)調整交付金不足額
- +(才)財政安定化基金償還金
- 一(力)介護保険事業財政調整基金取崩金
- ÷ (**‡**) 保険料収納率
- ÷(ク)第1号被保険者数

÷ 12か月



第8期保険料基準額 月額 6, 163 円 (案)

(ア) 標準給付費 = 26,556,740,855円

介護保険の給付のために必要な費用は、利用者の負担を除いた介護給付費及び予防給付費、これに特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費^{*}、高額医療合算介護サービス費^{*}、審査支払手数料を加え、合計した額(標準給付費)となります。

■標準給付費見込額

(単位:円)

	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	計
標準給付費見込額	8, 713, 234, 412	8, 827, 909, 718	9, 015, 596, 725	26, 556, 740, 855
総給付費	8, 299, 756, 000	8, 435, 112, 000	8, 615, 866, 000	25, 350, 734, 000
特定施設入居者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	230, 694, 051	208, 252, 219	212, 533, 682	651, 479, 952
特定入所者介護サービス費等給付額	283, 820, 531	289, 550, 346	295, 502, 677	868, 873, 554
見直しに伴う財政影響額	53, 126, 480	81, 298, 127	82, 968, 995	217, 393, 602
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	153, 246, 606	154, 647, 776	157, 826, 895	465, 721, 277
高額介護サービス費等給付額	156, 564, 811	159, 725, 566	163, 009, 070	479, 299, 447
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	3, 3318, 205	5, 077, 790	5, 182, 175	13, 578, 170
高額医療合算介護サービス費等給付額	20, 072, 535	20, 477, 763	20, 898, 728	61, 449, 026
算定対象審査支払手数料	8, 606, 220	8, 779, 960	8, 960, 420	26, 346, 600
審査支払手数料一件あたり単価	70	70	70	-
審査支払手数料支払件数	122, 946	125, 428	128, 006	376, 380
審査支払手数料差引額	0	0	0	0

(イ) 地域支援事業費 = 1,170,235,429 円

地域支援事業費については、政令により介護予防事業・日常生活支援総合事業費、包括的 支援事業・任意事業費に分けて、上限額等が定められています。なお、地域支援事業の財源 は、介護給付費と同様に23%を第1号保険料で負担しています。

■地域支援事業費見込額

(単位:円)

	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	計
地域支援事業費	388, 317, 032	390, 077, 906	391, 840, 491	1, 170, 235, 429
介護予防・日常生活支援総合事業費	195, 520, 032	197, 280, 906	199, 043, 491	591, 844, 429
包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営) 及び任意事業費	135, 505, 000	135, 505, 000	135, 505, 000	406, 515, 000
包括的支援事業(社会保障充実分)	57, 292, 000	57, 292, 000	57, 292, 000	171, 876, 000

(ウ) 保健福祉事業 = 24,078,800円

福祉保健事業については、国から交付される保険者機能強化推進交付金を財源として実施しています。

■福祉保健事業費見込額

(単位:円)

	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	計
保険者機能強化推進事業費	11, 208, 000	6, 435, 400	6, 435, 400	24, 078, 800

(x) 調整交付金不足額 = 456, 126, 264 円

調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、国から保険給付費の5%相当分が交付されるものですが、後期高齢者の加入割合と第1号被保険者の所得分布状況により、本市への交付割合を3.33%(令和3年)、3.32%(令和4年)、3.31%(令和5年)として算出しました。

(才) 財政安定化基金償還金 = 0 円

財政安定化基金は、計画策定時に見込んだ給付見込を実際の給付が大幅に上回った場合 や保険料収入の見込を実際の保険料収入が下回った場合に生じる財源不足を補てんするた めに、資金の貸付を行う県が設置する基金です。第8期計画では、償還はありません。

(力)介護保険事業財政調整基金取崩金 = 295,000,000 円

介護保険事業財政調整基金は、市が毎年度の介護保険事業の決算によって生じた剰余金 を積み立てるために設置しています。もし、予想を超える急激な介護給付費の増加で予算に 不足が生じたとき等は、この基金から不足額を繰り入れます。

(キ) 保険料収納率 = 99.2 %

保険料収納率は、過去の収納実績を参考に99.2%を見込んでいます。

(ク) 第1号被保険者数 = 88,595 人

3年間の第1号被保険者数です。所得段階別に補正を行った後の数値です。

ウ 保険料の段階

所得段階別保険料については、12段階とし、負担能力に応じた保険料を設定します。

所得段階	対象となる方	保険料年額 (月額平均)	基準額に 対する割合
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非 課税で課税年金収入額と所得金額の合計が 80 万円以下の方		18, 500 円 (0. 25)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と所得金額の合計が80万円超120万円以下の方		29, 600 円 (0. 40)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と所得金額の合計が 120 万円超の方		48, 100 円 (0. 65)
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の方		66, 600 円 (0. 90)
第5段階 (基準額)	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と所得金額の合計が80万円超の方		74, 000 円 (1. 00)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の方	74, 000 円	88, 800 円 (1. 20)
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 190 万円 未満の方	(6, 163 円)	92,500円 (1.25)
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上 250 万円 未満の方		114, 700 円 (1. 55)
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 250 万円以上 290 万円 未満の方		136, 900 円 (1. 85)
第 10 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 290 万円以上 400 万円 未満の方		140, 600 円 (1. 90)
第 11 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 700 万円 未満の方		144, 300 円 (1. 95)
第 12 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 700 万円以上の方		74, 000 円 (2. 00)

第 5

計画の推進について

第5章 計画の推進について

1 推進•評価体制

(1) 高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会の設置

PDCA サイクルを機能させ、計画の着実な実施や評価、見直し等を進めていくため、学識経験者や保健・医療関係者、被保険者等からなる推進委員会を設置します。

(2) 市民、関係機関、福祉事業所等との協働による推進体制

本計画を推進するためには、市民をはじめ関係機関、福祉事業所等の参画が不可欠であることから、緊密な連携を図り、協働しながら計画を推進します。

(3)国・県との連携

高齢者の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。そのため、施設整備や人材確保、定着支援、医療・介護の連携、感染症の対策等の連携が必要な施策について、国や県と連携しながら本計画の確実な推進を図ります。

2 計画の公表と周知

市民等と協働して計画を推進するためには、計画の趣旨や内容等について理解を深めていただくことが重要であることから、広報、ホームページへの掲載や出前講座の実施など、様々な機会を通じ、計画の公表と周知に努めます。

資 料 編

資料編

1 計画策定の経緯

月日	内容
	令 和 2 年
1月23日~	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
2月 6日	(本市在住の65歳以上の男女〔5,000人〕)
1月23日~	在宅介護実態調査の実施
4月30日	(本市在住の要支援・要介護認定者〔600人〕)
4月 1日~	事業者調査の実施
4月17日	(市内介護サービス事業者〔158件〕)
	第1回射水市高齢者保健福祉·介護保険事業計画推進委員会
6月25日	(1)令和元年度の進捗状況等について
	(2)第8期介護保険事業計画の策定について
	第2回射水市高齢者保健福祉·介護保険事業計画推進委員会
8月18日	(1)第8期介護保険事業計画に向けた国指針(案)について
	(2)高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の骨子(案)について
11月10日	第3回射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会
	(1)高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の素案について
12月18日	計画(素案)に係るパブリックコメントを実施
~1月18日	計画 (条条) に体のハブリックコメントを美胞
	令 和 3 年
2月15日	第4回射水市高齢者保健福祉·介護保険事業計画推進委員会
2/,134	
3月19日	介護保険条例の一部改正(案)を議決(3月定例会)
,, = - 1.	

2 計画策定の体制

(1) 庁内の策定体制

庁内の策定体制については、地域福祉課及び介護保険課が中心となり、関連する様々な関係 部門と密接な連携をとり、計画を策定する体制を確保しました。

(2) 県との調整の実施

老人福祉法第20条の8第8項及び介護保険法第117条第7項の規定に基づき、県の意見を 聴くなどの調整を行いました。

(3) 射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会の開催

学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、被保険者代表、費用負担関係者で構成する「射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会」において審議しました。

(4) 住民の参加

住民意見等を把握し、本計画に反映するため、上記推進委員会に被保険者代表の委員を置くともに、広くアンケート調査及びパブリックコメントを実施しました。

3 日常生活圏域別の高齢者人口及び高齢化率の推移と推計

住民基本台帳を基に、日常生活圏域別の高齢者人口と高齢化率の推移と推計を示します。項目の 単位は「人」及び「%」です。

①新湊中部生活圏域

		7期計画			8期計画		9期計画	1 4 期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総人口	11,969	11,747	11,400	11,326	11,253	11,179	11,032	9,675
高齢者人口	5,000	4,941	4,953	4,948	4,942	4,936	4,925	4,936
高齢化率	41.8%	42.1%	43.4%	43.7%	43.9%	44.2%	44.6%	51.0%
前期高齢者(65~74歳)	2,303	2,194	2,165	2,067	1,969	1,871	1,674	1,892
構成比	46.1%	44.4%	43.7%	41.8%	39.8%	37.9%	34.0%	38.3%
後期高齢者(75歳以上)	2,697	2,747	2,788	2,881	2,973	3,065	3,251	3,044
構成比	53.9%	55.6%	56.3%	58.2%	60.2%	62.1%	66.0%	61.7%

②新湊南部生活圏域

		7期計画			8期計画		9期計画	1 4 期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総人口	8,839	8,880	8,618	8,562	8,506	8,451	8,340	7,313
高齢者人口	2,541	2,585	2,591	2,589	2,586	2,583	2,577	2,582
高齢化率	28.7%	29.1%	30.1%	30.2%	30.4%	30.6%	30.9%	35.3%
前期高齢者(65~74歳)	1,333	1,344	1,326	1,266	1,206	1,146	1,026	1,159
構成比	52.5%	52.0%	51.2%	48.9%	46.6%	44.4%	39.8%	44.9%
後期高齢者(75歳以上)	1,208	1,241	1,265	1,323	1,380	1,437	1,551	1,423
構成比	47.5%	48.0%	48.8%	51.1%	53.4%	55.6%	60.2%	55.1%

③新湊東部生活圏域

\odot									
			7期計画			8期計画		9期計画	14期計画
		平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総	人口	12,594	12,484	12,115	12,037	11,959	11,881	11,725	10,282
高	齢者人口	3,424	3,446	3,455	3,451	3,447	3,443	3,435	3,442
	高齢化率	27.2%	27.6%	28.5%	28.7%	28.8%	29.0%	29.3%	33.5%
	前期高齢者(65~74歳)	1,712	1,670	1,648	1,573	1,498	1,424	1,274	1,440
	構成比	50.0%	48.5%	47.7%	45.6%	43.5%	41.4%	37.1%	41.8%
	後期高齢者(75歳以上)	1,712	1,776	1,807	1,878	1,949	2,019	2,161	2,002
	構成比	50.0%	51.5%	52.3%	54.4%	56.5%	58.6%	62.9%	58.2%

④小杉北部・下生活圏域

		7期計画			8期計画		9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総人口	17,959	18,143	17,607	17,493	17,380	17,266	17,039	14,942
高齢者人口	4,717	4,755	4,767	4,761	4,756	4,751	4,740	4,750
高齢化率	26.3%	26.2%	27.1%	27.2%	27.4%	27.5%	27.8%	31.8%
前期高齢者(65~74歳)	2,467	2,433	2,401	2,292	2,183	2,074	1,857	2,098
構成比	52.3%	51.2%	50.4%	48.1%	45.9%	43.7%	39.2%	44.2%
後期高齢者(75歳以上)	2,250	2,322	2,366	2,469	2,573	2,677	2,883	2,652
構成比	47.7%	48.8%	49.6%	51.9%	54.1%	56.3%	60.8%	55.8%

⑤小杉南部生活圏域

		7期計画			8期計画		9期計画	1 4 期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総人口	17,684	17,633	17,112	17,002	16,891	16,781	16,560	14,522
高齢者人口	5,197	5,272	5,285	5,279	5,273	5,267	5,255	5,266
高齢化率	29.4%	29.9%	30.9%	31.0%	31.2%	31.4%	31.7%	36.3%
前期高齢者(65~74歳)	2,935	2,856	2,818	2,690	2,563	2,435	2,180	2,463
構成比	56.5%	54.2%	53.3%	51.0%	48.6%	46.2%	41.5%	46.8%
後期高齢者(75歳以上)	2,262	2,416	2,467	2,589	2,710	2,832	3,075	2,803
構成比	43.5%	45.8%	46.7%	49.0%	51.4%	53.8%	58.5%	53.2%

⑥大門生活圏域

_									
			7期計画			8期計画		9期計画	1 4 期計画
		平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総	人口	12,928	12,847	12,467	12,387	12,307	12,226	12,065	10,580
启	齢者人口	3,888	3,896	3,906	3,901	3,897	3,892	3,883	3,892
	高齢化率	30.1%	30.3%	31.3%	31.5%	31.7%	31.8%	32.2%	36.8%
	前期高齢者(65~74歳)	1,982	1,967	1,941	1,853	1,765	1,677	1,501	1,696
	構成比	51.0%	50.5%	49.7%	47.5%	45.3%	43.1%	38.7%	43.6%
	後期高齢者(75歳以上)	1,906	1,929	1,965	2,048	2,132	2,215	2,382	2,196
	構成比	49.0%	49.5%	50.3%	52.5%	54.7%	56.9%	61.3%	56.4%

⑦大島生活圏域

		7期計画			8期計画		9期計画	1 4 期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和 2 2 年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
総人口	11,220	11,207	10,876	10,806	10,736	10,665	10,525	9,230
高齢者人口	2,933	2,974	2,981	2,978	2,975	2,971	2,964	2,971
高齢化率	26.1%	26.5%	27.4%	27.6%	27.7%	27.9%	28.2%	32.2%
前期高齢者(65~74歳)	1,617	1,605	1,584	1,512	1,440	1,368	1,225	1,384
構成比	55.1%	54.0%	53.1%	50.8%	48.4%	46.0%	41.3%	46.6%
後期高齢者(75歳以上)	1,316	1,369	1,397	1,466	1,535	1,603	1,739	1,587
構成比	44.9%	46.0%	46.9%	49.2%	51.6%	54.0%	58.7%	53.4%

4 日常生活圏域別の要介護等認定者数の推計

①新湊中部生活圏域

	7期計画				8期計画		9期計画	1 4 期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和 2 2 年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	42	43	42	45	44	45	47	48
要支援1	101	96	83	84	87	88	91	95
要支援 2	108	114	107	117	120	123	130	135
要介護1	267	256	256	262	269	275	288	333
要介護 2	190	183	197	200	204	209	218	255
要介護3	133	154	160	158	161	165	172	216
要介護4	173	163	145	143	148	152	157	202
要介護5	100	103	98	101	102	104	110	126
計	1,114	1,112	1,088	1,110	1,135	1,161	1,213	1,410

②新湊南部生活圏域

		7期計画			8期計画		9期計画	14期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	16	15	16	16	16	16	17	18
要支援1	31	37	30	31	31	32	33	34
要支援 2	39	48	48	53	54	55	57	61
要介護1	95	99	103	106	108	111	116	133
要介護 2	60	66	73	74	75	77	81	95
要介護3	65	70	75	74	76	77	81	100
要介護4	70	75	84	84	86	88	92	117
要介護 5	52	49	39	40	41	42	43	50
計	428	459	468	478	487	498	520	608

③新湊東部生活圏域

		7期計画			8期計画		9期計画	1 4 期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	38	37	38	38	39	40	41	43
要支援1	63	67	73	75	76	77	80	83
要支援 2	54	70	62	68	69	71	74	79
要介護1	161	157	164	168	172	176	184	212
要介護 2	128	123	109	110	113	115	121	141
要介護3	98	97	120	118	121	123	129	160
要介護4	94	102	95	95	97	99	104	132
要介護 5	69	69	64	66	67	69	71	82
計	705	722	725	738	754	770	804	932

④小杉北<u>部・下</u>生活圏域

		7期計画			8期計画		9期計画	1 4 期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	47	46	47	47	48	49	51	53
要支援1	71	71	90	92	93	95	99	102
要支援 2	73	91	88	97	98	101	105	112
要介護1	152	147	188	193	197	202	211	243
要介護 2	106	112	133	134	137	141	147	172
要介護3	85	98	104	103	105	107	112	139
要介護 4	99	90	118	118	120	123	129	164
要介護 5	82	64	79	81	83	85	88	102
計	715	719	847	865	881	903	942	1,087

⑤小杉南部生活圏域

		7期計画			8期計画		9期計画	1 4 期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	28	28	28	28	29	29	30	32
要支援1	61	64	54	55	56	57	59	61
要支援 2	86	95	68	75	76	78	81	87
要介護1	184	205	182	187	191	195	205	236
要介護 2	153	150	141	142	146	149	156	183
要介護3	120	132	122	120	123	126	132	163
要介護4	129	144	121	121	123	126	132	168
要介護 5	118	102	93	96	98	100	103	120
計	879	920	809	824	842	860	898	1,050

⑥大門生活圏域

		7期計画			8期計画		9期計画	1 4 期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	30	30	30	30	31	32	33	34
要支援1	50	54	58	59	60	61	64	66
要支援 2	93	86	58	64	65	66	69	74
要介護1	168	184	176	181	185	189	198	228
要介護 2	130	119	141	142	146	149	156	183
要介護3	107	101	114	113	115	117	123	152
要介護 4	124	125	104	104	106	109	114	145
要介護 5	79	93	82	85	86	88	91	106
計	781	792	763	778	794	811	848	988

⑦大島生活圏域

		7期計画			8期計画		9期計画	1 4 期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	15	15	15	15	15	16	16	17
要支援1	39	38	29	30	30	31	32	33
要支援 2	34	36	32	35	36	37	38	41
要介護1	105	109	120	123	126	129	135	155
要介護 2	94	84	83	84	86	88	92	108
要介護3	54	58	63	62	64	65	68	84
要介護4	64	52	61	61	62	64	67	85
要介護5	52	65	58	60	61	62	64	75
計	457	457	461	470	480	492	512	598

⑧住所地特例

		7期計画			8期計画		9期計画	1 4 期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
事業対象者	1	1	1	1	1	1	1	1
要支援1	3	3	2	2	2	2	2	2
要支援 2	1	2	2	2	2	2	2	3
要介護1	10	9	14	14	15	15	16	18
要介護 2	6	10	11	11	11	12	12	14
要介護3	8	5	7	7	7	7	8	9
要介護4	3	5	6	6	6	6	7	8
要介護 5	5	4	3	3	3	3	3	4
計	37	39	46	46	47	48	51	59

5 日常生活圏域別の認知症高齢者数の推計

,		7期計画			8期計画		9期計画	1 4 期計画
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2025年	2040年
新湊中部	659	664	681	712	740	769	827	760
新湊南部	278	291	299	311	324	337	362	334
新湊東部	435	434	446	464	483	502	540	498
小杉北部・下	391	378	388	404	421	437	470	434
小杉南部	539	558	573	597	621	646	694	640
大門	551	504	517	539	561	583	627	578
大島	282	297	305	318	331	344	370	341
計	3,135	3,126	3,209	3,345	3,481	3,618	3,890	3,585

6 射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会委員名簿

	区分	氏 名	備考
1	学識経験を有する者	◎宮嶋 潔	富山福祉短期大学教授
2		〇新鞍 真理子	富山大学准教授
3	保健・医療関係者	矢野 博明	射水市医師会在宅医療いみずネットワー ク代表
4		竹内 智子	高岡厚生センター射水支所長
5	福祉関係者	徳島・紀子	射水市社会福祉協議会地域福祉課係長
6		中川 由紀子	射水市民生委員児童委員協議会会長
7		義本 幸子	射水市ボランティア連絡協議会会長
8		川口彰俊	特別養護老人ホーム七美ことぶき苑施設 長
9		渋谷 智子	射水市居宅介護支援事業者連絡協議会副 会長
10	被保険者代表	新中 孝子	射水市老人クラブ連合会副会長
11		小林 静香	認知症の人と家族の会富山県支部
12		寺林 志朗	射水市地域振興会連合会常任理事
13		稲垣 俊之	公 募
14		岡田 順子	公 募
15	費用負担関係者	砂原 良重	射水商工会議所事務局長
16		武部 賢昭	射水市商工会事務局長

7 射水市高齢者保健福祉 • 介護保険事業計画推進委員会設置要綱

平成 17 年 11 月 1 日 告示第 80 号

(目的)

第1条 射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の見直し及び計画の 円滑な実施に資するため、射水市高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 事業計画の見直し及び実施
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織及び委員の任期)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者から、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表
- (5) 費用負担関係者
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、市長が招集する。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部介護保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第3項の規定にかかわらず、この告示の施行後の最初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則(平成18年5月26日告示第88号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年3月3日告示第26号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第108号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第●●号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

8 用語集

	用語	解説	掲載
あ	10T (P1 1- 71-)	(Internet of Things)あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする技術の総称。	58
	ICT (71)- 71-)	(Information and Communication Technology)「情報通信技術」の略。	64
	射水市奨学資金貸与事業	将来射水市において介護福祉士として勤務しようとする学生に奨学 資金を貸与するとともに、市内の介護事業所に一定期間勤務した場 合に返済を全額免除するもの。	82
	MCI (IL 9- P1)	(Mild Cognitive Impairment)「軽度認知障害」の略。 認知症の前段階といわれ、健常者と認知症の中間で、認知機能(記憶・決定・理由づけ・実行等) のうち 1 つの機能に問題が生じてはいるが、日常生活上は支障がない状態のこと。	65
か	介護予防・日常生活支援総合 事業(総合事業)	要支援又は要支援状態となるおそれのある高齢者を対象に、住み 慣れた地域でできる限り健康で自立した生活を送ることができるよう、多様な社会資源や多様な実施主体を活用した生活支援サービス を総合的に提供する事業。	56
	緩和型サービス	総合事業で国が示しているサービス類型のうち、ホームヘルプサービスやデイサービスの人員及び運営基準等を緩和して行うサービス。実施基準や内容については市町村が定めることとなっており、本市では要支援相当者に対し、訪問して調理、掃除等の生活援助を行うサービスや、簡単なレクリエーションや見守りによる入浴の提供等を行う通いのサービスを実施している。	80
	きららか射水 100 歳体操	高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康でいきいきと した生活を送るために、身近な場所で週1回程度行う、重りを使っ た筋力運動の体操。	54
	KDB	国保連合会が各種業務を通じて管理する給付情報(健診・医療・介護)等を基に作成する統計情報。	53

	用語	解説	掲載
	ゲートキーパー	職場・学校や家庭などで自殺の兆候がみられる人に対し、声を掛けて話を聞いたり、専門機関で必要な支援が受けられるよう勧めたり、その後の経過を見守ったりすることにより、自殺防止につなげる役割を担う人。	53
か	健康寿命	日常的・継続的な医療介護を要しない状態で自立した生活ができ る期間。	43
	高額医療合算介護サービス費	同一世帯の医療費と介護サービス費の自己負担額が高額となった 場合、その負担額が一定額を超えたとき、その超過分の払い戻しを 行う。	88
	高額介護サービス費	介護サービスを受けるときの自己負担額が一定額を超えたとき、 その超過分の払い戻しを行う。	88
	高齢者虐待	高齢者が養護者や介護サービス事業所の職員などにより、基本的 人権を侵害するような虐待行為を受けること。身体的虐待、心理的 虐待、経済的虐待、ネグレクト(介護や世話の放棄)、性的虐待など がある。	46
	呉西地区後見センター	成年後見制度の相談から後見まで一貫した支援を受けることができるセンターで、呉西圏域連携事業として平成31年度に設置された。	66
さ	サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)	高齢者住まい法の改正により、従来の高齢者専用賃貸住宅(高専賃)の登録要件(床面積・設備等)に加え、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービス(安否確認・生活相談は必須)を提供する施設が併設された高齢者向けの賃貸住宅。 利用者保護のため、契約内容について一定のルールが課せられる。	5
	サルコペニア	加齢によって起こる全身の筋肉量減少と、それに伴う筋力低下、身体機能が低下した状態のこと。	52
	サロン活動 (地域ふれあいサロン)	高齢者を対象に地域の民生委員やボランティアグループ等が運営 し単位自治会公民館等で開催されるサロン。健康保持、認知症の予 防及び孤独感の解消等を目的に様々な活動が実施されている。	54
	じいちゃんばあちゃんの孫育 て談義	孫育て(子育て)をする中で、日頃感じていることを語り合う座 談会。	55

	用語	解説	掲載
	住民サポーター	地域で、支え合い活動等を実践するボランティア。	54
	食事バランスガイド	「何を」「どれだけ」食べたらよいかをわかりやすくコマのイラストを用いて、「主食」「副菜」「主菜」「牛乳」「乳製品」「果物」の5つの料理グループに区分し、区分ごとに「1つ」、「2つ」という「つ(SV・サービング)」単位を用いて1日の目安を示したもの。	52
	ストラクチャー指標	介護保険における介護サービスを提供する施設や事業所の物的資源、 人的資源、地域の実態増を表す指標。(本計画では施設数)	78
	生活支援コーディネーター	地域で、支え合いを実践する団体間を連絡・調整し、ネットワークを作ったり、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源をつないだりする役割を担う人。地域支え合い推進員。	67
	成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人が、 財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利 益をこうむることがないよう本人の権利と財産を守り支援する制度。 家庭裁判所が本人の障害の程度や事情を確認して本人を支援する人 (成年後見人等)を選任する。	46
た	ダブルケア	少子化と高齢化が同時に続き、親の介護と子育てが同時に発生す る状況。	65
	地域共生社会	高齢者、障がい者及び子ども等全ての人々がそれぞれに役割を持ちながら、主体的に地域に参加し、共に支え合う社会。	5
	地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で その有する能力に応じて自立して日常生活を営むことができるよう、 医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括 的に確保される体制。	6
	地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり及び介護予防のための援助等を行い、高齢者の保健医療福祉の増進を包括的に支援していく施設。	14
	デマンドタクシー	タクシー車両を利用して、予約した人の家まで迎えに行き目的地 まで運行する「予約制の乗合タクシー」。	60

	用語	解説	掲載
	特定入所者介護サービス費	低所得者が介護保険施設に入所したときや短期入所サービスを利用したとき、所得に応じて居住費(滞在費)と食事の自己負担に上限を設け、それらの基準費用額と自己負担との差額が施設へ支給される。	86
な	認知症カフェ	認知症高齢者等や家族、地域の方や医療・介護の専門職等誰もが 気軽に参加でき、交流や情報交換をする場。	65
	認知症ケアパス	認知症高齢者等の状態に応じた適切なサービス提供の流れ。	64
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい 知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してでき る範囲で手助けする人。認知症を支援する「目印」として、「オレン ジリング」をつけている。	64
	認知症サポート医	認知症高齢者等やその疑いのある人が、早期から地域の中で医療や介護につながることができるよう認知症初期集中支援チームの核として診断・治療から介護など様々な支援が受けられるようサポートする医師。	65
	認知症施策推進大綱	認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会の実現を目指し、令和元年6月に策定された国の認知症施策。	6
	認知症初期集中支援チーム	医療と介護の専門職(保健師、看護師、社会福祉士等)及び認知症サポート医が本人や家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症高齢者等及び家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を集中的(おおむね6か月)に行うチーム。	65
	認知症地域支援推進員	認知症高齢者等ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、医療・介護の関係機関の連携づくりや認知症高齢者等やその家族を支援する専門的な相談業務等を行う人。保健師、看護師、社会福祉士等の有資格者等で、射水市では地域包括支援センターに各1名配置。	64
は	PDCAサイクル(ピーディーシ ーエーサイクル)	Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点を取り込むことで不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。	6

	用語	解説	掲載
	フレイル	高齢化に伴い、身体機能や精神機能の低下、社会との繋がりの低下によって心身が弱った状態になること。	28
	プロセス指標	介護サービスを提供する施設や居宅介護支援事業所との連携、事業 所の活動や、事業所や施設間の連携体制を測る指標。	78
ま	孫とおでかけ支援事業	高齢者の外出の機会を促進するとともに、世代間交流を通じて家族の絆を深めるために、祖父母と孫(ひ孫)が一緒に来館された場合に観覧料を全額減免し、地域の文化や歴史、科学への関心を幅広い年齢層に広めることを目的に実施されている。	55
	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓 病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態。	52

射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行日: 令和3年3月

発 行 : 射水市

編集: 射水市 福祉保健部 地域福祉課·介護保険課 TEL: 0766-51-6625 (地域福祉課)

0766-51-6627 (介護保険課)

福祉保健部 保険年金課 資料 1 3月定例会 民生病院常任委員会 令和 3 年 3 月 1 1 日

後期高齢者医療保険料の均等割保険料の軽減基準額の引き上げについて

1 概要

平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるととともに、基礎控除を10万円引き上げることとされた。これに伴い、所得情報を活用している社会保障制度において、不利益が生じないよう、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和3年1月1日に施行されたため、富山県後期高齢者医療広域連合で所要の改正が行われたことからその内容について報告するもの。

2 内容

所得の少ない者に係る保険料の減額

軽減判定所得の算定において基礎控除相当分の基準額を43万円(現行33万円)に引き上げるとともに、世帯に給与所得者又は年金所得者が2人以上いる場合は、当該給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

軽減割合			軽	減	判	定	所	得	の	基	準	額	
		現	行								改	正	後
7	空山	甘油焼っって田いて					基準額43万円						
/	割	基準額 <u>33万円</u> 以下				<u>+ 1 0 万円×(給与所得者等の数 - 1)</u> 以下							
_	호네	基準額33万円			基準額 <u>43万円</u> +(28.5万円×被保険者数)								
5	割	+ (28.5万円×被保険者数)以下					<u>+ 1 0 万円×(給与所得者等の数 - 1)</u> 以下						
2 84		基準額 <u>33万円</u>					基準額 <u>43万円</u> +(52万円×被保険者数)						
2	割	+ (5 2 万円 × 被保	険者数	女)以	大下		+ 1	0万	7円 >	〈 (約	合与戶	斤得 者	音等の数 - 1 <u>)</u> 以下

3 適用

令和3年度以後の年度分保険料から適用する。

福祉保健部 子育て支援課 資料1 3月定例会 民生病院常任委員会 令和3年3月11日

公立保育園給食調理業務委託に係る公募型プロポーザルの結果について

1 委託保育園

片口保育園(給食数 180食) 大門きらら保育園(給食数 336食) (給食数は、令和3年2月1日現在)

2 応募事業者数

3 者

3 受託事業者及び契約金額

保育園	受託事業者	契約金額
	株式会社メフォス	
片口保育園	代表取締役 岡田 泰紀	49,540 千円
	東京都港区赤坂2丁目23番1号	
	株式会社魚国総本社 北陸支社	
大門きらら保育園	執行役員支社長 志水 哲夫	78,527 千円
	富山市西大泉12番地10	

4 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)

5 【参考】これまでの経過

令和2年12月25日 公募開始

令和3年 1月14日 現地見学会(片口保育園)

15日 現地見学会(大門きらら保育園)

20日 申請書類の提出期限

22日 第1次審査結果通知

2月 3日 第2次審査

2月12日 第2次審査結果通知(業務受託候補者の選定)

福祉保健部 保健センター 資料1 3月定例会 民生病院常任委員会 令和3年3月11日

第3次射水市食育推進計画(案)について

- 1 第3次射水市食育推進計画(素案)に対する意見募集結果について
- (1) 実施期間 令和2年12月18日(金)から令和3年1月18日(金)まで
- (2)閲覧を行った書類第3次射水市食育推進計画(素案)
- (3)書類の閲覧場所等 射水市ホームページ

窓口等での閲覧(6箇所:保健センター、各地区センター、中央図書館)

(4)寄せられたご意見等

意見等の提出者数 7名意見等の件数 11件

(5)ご意見の提出方法

直接提出7件郵送0件FAX3件電子メール1件

- (6)ご意見等の概要・ご意見に対する考え方 別紙のとおり
- 2 第3次射水市食育推進計画(案)

別添 1

意見等の概要及び意見等に対する市の考え方等

別紙

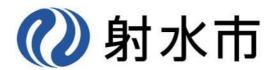
	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正の 有無
1	第1章	第2次射水市健康増進プラ	各計画の制定年月と期	有
	2計画の位置	ン等、射水市の各計画につい	間について明記します。	
	づけ	て、制定年月及び改定年月を		
	(P3)	明記することにより市民に対		
		して理解しやすいものになる		
		と思われる。		
2	第2章	朝食を毎日食べている子ど	同一の出典名に修正し	有
	2 第 2 次計画	もの割合は、第2章ではとや	ます。	
	の成果	まゲンキッズ作戦、第4章で		
	(p7)	は学校保健会保健統計を記載		
	第4章	しているが、同一の出典名を		
	いみずの推進	記載した方が市民に理解しや		
	目標	すい。		
	(p22)			
3	第3章	健康寿命の男性と女性の年	グラフが分かりやすく	有
	2健康寿命と	齢がグラフからわかりにく	見えるよう修正します。	
	生活習慣病	ι ₀		
	(p10)			
4	第4章	指標名は同一表現になるよ	指標名の表現を統一し	有
	いみずの推進	う検討を願う。	ます。	
	目標			
	(p22 ~ 24)			
5	第4章	目標値について、増加や減	現状より改善を目指す	有
	3 射水の推進	少と書かれている部分と具体	ため、国や県の指標が参考	
	目標(基本目	的な数値が書かれている部分	可能な項目については具	
	標)	があり、設定方法について解	体的な数値目標を設定し	
	(p22~24)	説があると良い。	ました。	
6	第5章	2人以上で食事の部分で今は	新型コロナウィルス感	有
	1家庭におけ	コロナなどにより難しい場合	染症による影響は食育に	
	る食育の推進	にどうするのか、もっと例な	関する多くの施策に及ぶ	
	(p26)	どを追加したら良いのではな	ことから、第1章1計画策	
		いか。	定の背景(p2)に、計画全	
			体において感染症対策に	
			留意しながら施策を展開	
			する文言を追加します。	

7	第5章	コロナ禍において新しい生	「 家庭における手作	有
	¹¹	活様式に対応した「情報通信	り料理の推進」に「また、	13
	る食育の推進	機器等を活用した食育推進」	ケーブルテレビや動画配	
	(p26)	について具体的に記載される	信等を活用し、家庭で実践	
	,	と良い。第2次計画の実施状	できるよう支援します。」	
		 況に「ケーブルテレビ」での料	の文言を追加します。	
		 理レシピの紹介とあり、第3		
		 次計画でも「 ケーブルテレビ 」		
		│ │や「動画配信」でのレシピ紹介		
		等食育の推進について明記さ		
		れると良い。		
8	第5章	高齢期の項目について「家	高齢期については単身	有
	4 ライフステ	族と団らんの時間をつくる」	や夫婦のみの世帯も多く、	
	ージに応じた	という言葉を加えると良い。	地域とのかかわりも重要	
	健康増進につ	一人暮らしの高齢者が増えて	であることから、「家族、友	
	ながる食育の	いる中、団らんで感じる温か	人、地域の人等と一緒に食	
	推進	さを再確認する必要があると	事を楽しみましょう」の文	
	○ライフステ	思う。家族とのかかわりの中	言を加えます。	
	ージに応じた	で健康に対する意識に影響す		
	食育実践のヒ	ると思う。		
	ント			
	(p31)			
9	参考資料	用語解説を一番後ろに入れ	同一用語が複数存在す	無
	用語解説	るのではなく、ページ毎の余	るため、最終ページに用語	
	(p41)	白に書いていった方がよい。	解説を集約します。	
10	全体	計画書の中にもっと写真や	写真やコラムを追加し	有
		イラストがあるとわかりやす	ます。	
		l I _o		
11	全体	市内に住んでいる外国人に	課題抽出のための調査	無
		向けて課題が見つからなかっ	等は外国の方にも実施し	
		た。	ており、本計画は外国籍の	
			方も含めた全ての射水市	
			民を対象としています。	

第3次射水市食育推進計画

(案)

令和3年3月



目 次

第1章	計画策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章	第 2 次計画の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	食育の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	第 2 次計画の成果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3章	食をめぐる現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
	人口・世帯構造	
-	ペロ・世帝傳道 ····································	
2		
3	食習慣と栄養バランス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	食の安全・安心に対する関心・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	食育への関心 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
6	地産地消 ···································	
7	食品ロス ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	20
第4章	食育推進の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1	基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	21
2	計画推進の視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	21
3	いみずの推進目標(基本目標)	21
第5章	食育の推進施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	25
<子と	ごもの健全育成 >	
1	家庭における食育の推進	26
2	保育園、学校等における食育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
< 健身	長に過ごす人生>	
3	市民食育推進運動の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	29
4	ライフステージに応じた健康増進につながる食育の推進 ・・・・・・・・	30
5	地域における食育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
6	食の選択力の向上及び安全性の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

< 地産	€地消を通じた地域の活性化 >	
7	地場産品への愛着の形成 3	34
8	食文化の伝承・創造 3	35
9	食の循環や環境を意識した食育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
第 6	。 6 章 計画の推進方法 ······ 3	37
1	計画の推進 3	37
2	計画を推進するための役割分担 3	37
3	計画の進行管理・評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	39
4	計画の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	39
参考資料	·	
用語	5解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ŀ1
射水	<市食育推進会議条例 4	ŀ3
射水	〈市食育推進会議委員名簿 ······4	15
第3	。 3 次計画策定の経過 ······ 4	15



1 計画策定の背景

近年、急速な経済発展に伴う生活水準の向上、世帯構造の変化等により、 食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、食に関する国民の価値観やラ イフスタイル等の多様化が進んでいます。

そのような中、日本は世界でも有数の長寿国となり、今後も平均寿命が延びることが予測される一方、栄養の偏りや食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病、逆に若い女性のやせ、高齢者の低栄養⁽¹⁾傾向等、健康寿命⁽²⁾の延伸を妨げるリスクの顕在化も指摘されています。

また、日本は食料を海外に大きく依存しており、食料自給力の維持向上が 急務となっている一方で、大量の食品廃棄物を発生させ、環境への大きな負 荷を生じさせています。さらに、地域の伝統的な食文化の継承が難しくなっ てきていることも危惧されています。

そこで国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的に平成 17 年 7 月に食育基本法を施行しました。

また、平成27年に国連サミットで採択された、国際社会共通の目標であるSDGs⁽³⁾(持続可能な開発目標)のうち「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任つかう責任」等の目標は、食育の推進によって貢献が可能であるとしています。

SUSTAINABLE GALS



【SDGsの17の目標】

本市では食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として、 平成 23 年度から「射水市食育推進計画」<計画期間平成 23 年度~27 年度> 及び「第 2 次射水市食育推進計画」<計画期間平成 28 年度~令和 2 年度>を 策定し、関係機関等と連携しながら、市民一人ひとりが食育に関心をもち、 健全な食生活を実践できるよう食育を推進してきました。

この結果、市民の半数以上は食育へ関心を持っているものの、朝食の欠食や野菜の摂取不足等、健全な食生活の実践には結びついていないことなどから、今後も様々な関係者がそれぞれの特性を生かしながら連携、協働し、なお一層食育を推進する必要があります。

しかし、新型コロナウィルス感染症により、家族と過ごす時間が増える一方で、地域での共食の機会が減る等の影響が発生している状況です。

本市ではこのような状況を背景として、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次射水市食育推進計画を策定します。

第3次計画では、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた食育の推進や多様な関係者が連携・協働した食育の推進、環境と調和のとれた食糧生産と消費に配慮した食育の推進に視点をおき、感染症対策に留意しながら施策を展開することとします。

2 計画の位置づけ

この「第3次射水市食育推進計画」は、食育基本法第18条第1項の規定に基づき、国の第3次食育推進基本計画及び第3期富山県食育推進計画を基本として策定するものです。

また、第2次射水市総合計画を上位計画とし、食育に関連する施策をこれまでも展開してきた各種計画との整合性を図りながら、射水市における食育を推進する計画とします。

第2次射水市総合計画

平成26年6月策定(計画期間H26~R5)

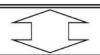


第3次射水市食育推進計画

【射水市の動き】

平成23年3月 射水市食育推進計画策定 平成28年3月 第2次射水市食育推進計画策定

令和 3年3月 第3次射水市食育推進計画策定



第3次食育推進基本計画(国)

【国の動き】

平成17年7月 食育基本法施行 平成18年3月 食育推進基本計画策定 平成23年3月 第2次食育推進基本計画策定 平成28年3月 第3次食育推進基本計画策定

第3期富山県食育推進計画(県) 【県の動き】

平成18年8月 富山県食育推進計画策定 平成24年8月 第2期富山県食育推進計画策定 平成30年3月 第3期富山県食育推進計画策定

第2次射水市健康増進プラン 令和2年3月策定(計画期間R2~R6)

射水市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)

·第3期特定健康診査等実施計画 平成30年3月策定(計画期間H30~R5)

第二期射水市子ども·子育て支援事業計画 令和2年3月策定(計画期間R2~R6)

教育振興基本計画(後期計画) 令和2年2月策定(計画期間R2~ R6)

射水市高齢者保健福祉計画·第8期介護保険事業計画 令和3年3月策定(計画期間R3~R5)

射水市バイオマス産業都市構想 平成26年7月策定(計画期間H26~ R6)

第2次射水市環境基本計画 平成30年3月策定(計画期間H30~R9)

射水市観光振興計画 平成30年3月策定(計画期間H30~R4)

3 計画の期間

この「第3次射水市食育推進計画」が対象とする期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

1 食育の取組状況

射水市では、「射水の恵みを育み 射水の恵みに育まれ 健康で心豊かな人が育つまち」の基本理念に基づき、3つの推進目標を定めて食育に取り組んできました。

(1) いっしょに食べよう、育もう 子どもの食習慣 (子どもの健全育成)

- ・食に関する体験活動の推進のため、保育園における家庭菜園体験、小・中学校 における農業体験、幼児・児童による稚魚の放流体験などを実施しました。
- ・学校教諭や栄養職員が中心となり、各学校の食に関する年間指導計画に基づき 学校給食を通じた指導を実施しました。
- ・園児や児童生徒の保護者へ、望ましい食習慣を記載した「食育だより」や「給食だより」を定期的に配布し、生活習慣の振り返りと改善を促しました。
- ・地元スーパーと連携して店内にPOPを掲示する等、家族いっしょに食事を作ったり、食べたりする家族だんらんの大切さを普及啓発しました。



保育園での野菜栽培



食育だより (保育園)



栄養教諭の指導(小学校)



スーパーと連携した取組(折込広告)

(2) みずから知ろう、実践しよう 食で健康生活 (健康に過ごす人生)

- ・地域に健全な食習慣の実践を普及するため、食生活改善推進員(4)の養成や育成を通じて、朝食や野菜摂取の重要性について普及しました。
- ・生活習慣病予防を目的に、食事バランスガイドを参考にした栄養バランスのとれた食生活について普及啓発を図り、各種健康づくり教室を開催しました。
- ・家庭における手作り料理の推進のため、ケーブルテレビや広報いみずを通じ、 簡単な料理レシピの紹介を行いました。



食生活改善推進員の育成(研修会)



栄養士による指導(脂肪バイバイ教室)



食生活改善推進員のおすすめレシピ (広報いみずに毎月掲載)

食事パランスガイドとは

「何を」「どれだけ」食べた らよいかなど、わかりやす くコマ形のイラストで示し たものです。1日にとる料理 の組み合わせとおおよその 量を表しています。



(3)ずっと伝えよう、育てていこう 射水の恵み (地産地消を通じた地域の活性化)

- ・呉西圏域内の農林水産物を使った共通の献立を「呉西(ゴーセイ)な日」として学校給食で提供し、子どものみならず保護者が地場産物に興味を抱くことで、ブランドの育成につながる土壌を育むとともに、圏域の消費の定着化を図りました。
- ・保育園給食における食育の推進として、「射水きときとの日」を設定し、旬の地場産食材を給食に使用しました。
- ・市内の小学 5、6年生を対象に、農作物の定植から収穫、調理(加工)の体験を通じて、農業を身近に感じてもらうとともに、射水市農産物への理解を深めました。



チャレンジ農業(枝豆の収穫)



「呉西(ゴーセイ)な日」の給食

- ・枝豆サラダ(射水市産黒大豆枝豆使用)
- ・メンチカツ(射水市産キャベツ使用)
- ・6 市ミックスゼリー (射水市産梨果汁使用)



射水きときとの日 (給食で食べた白えびを実際に見て 関心を寄せる園児)



射水市産小麦でうどん作り

2 第2次計画の成果

第2次食育推進計画では食育推進の成果を客観的に把握するため、「数値指標」を設定しており、達成状況は次の通りです。

達成度の判定		達	成:目標値を達成
	0	改	善:現状値(実績)が策定時より改善している
		不	調:現状値(実績)が策定時から改善していない

(1) いっしょに食べよう、育もう 子どもの食習慣<子どもの健全育成>に 係る目標指標

指標名		策定時 (H26)	現状値 (R1)	目標値	評価
朝ご飯を毎日食べてくる 児童生徒の割合	小学校	99.3%	99.2%	100%	
(出典:学校保健会保健統計)	中学校	97.9%	98.0%	100%	0
小学校で実施している「小 慣病予防検診」(すこやか板 「要医療」「経過観察」に該 童の割合 (出典:学校教育課調べ)	11.9%	15.4%	減少		
1日に1回は家族の人と 一緒に食事をとっている	小学校	99.6%	99.4%	4.00%	
児童生徒の割合 (出典:学校保健会保健統計)	中学校	97.6%	97.9%	100%	0

(2) みずから知ろう、実践しよう 食で健康生活 < 健康に過ごす人生 > に係る目標指標

指標名	策定時 (H26)	現状値 (R1)	目標値	評価
朝食を欠食する人の減少(20歳以上)	12.8%	15.3%	10%以下	

指標名	策定時	現状値	目標値	評価
274, 102, 11	(H26)	(R1)		
外食や食品を購入するときに栄				
養成分表示を参考にする人の増	38.2%	39.4%	50%以上	0
加				
自分の食生活に問題があると思	68.0%	-		
う人のうち、食生活の改善意欲			80%以上	
のある人の増加	-	49.5%		
食生活の改善意欲のある人	42.9%	45.6%		0
野菜の摂取量が適正量 (野菜料	32.0%	26.6%	40%以上	
理を1日5皿以上)の人の増加	32.0%	20.090	40%以上	
主食、主菜、副菜がそろった食	68.2%	-		
事を1日2食は食べている人の	 		80%以上	
増加	-	35.9%		

(出典:第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査)

策定時は主観的質問、現状値は客観的質問による集計

(3)ずっと伝えよう、育てていこう 射水の恵み < 地産地消を通じた地域の活性化 > に係る目標指標

指標名	策定時 (H26)	現状値 (R2)	目標値	評価
学校給食において射水市産食材 を使用する割合(金額ベース) (出典:学校教育課調べ)	16.8%	15.4%	増加	
保育園給食において射水市産食 材を使用する割合 (金額ベース) (出典:子育て支援課調べ)	3.9%	4.0%	7.8%	0
直売所及びインショップ ⁽⁶⁾ にお ける販売額 (出典:農林水産課調べ)	123,907 千円	206,819 千円	140,000 千円	
とやま食の匠 ⁽⁷⁾ 認定者数 (出典:農林水産課調べ)	19 人	21 人	23 人以上	

第3章 食をめぐる現状と課題

1 人口・世帯構造

本市の総人口は徐々に減少しており、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人 口(15~64歳)は減少傾向にある一方、老年人口(65歳以上)は増加傾向に あります。 令和 7年(2025年)には高齢化率が31.8%に増加すると推定され、 少子高齢化が進んでいます。

本市の世帯数は、ここ数年増加し続けています。一方、世帯当たりの人員 は減少を続け、核家族化、ひとり暮らし世帯の増加が進んでいると考えられ ます。



年齢3区分人口の割合の推移と将来推計

出典:平成12年~27年 国勢調査 令和元年 富山県人口移動調査 令和2~7年 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」



出典:富山県人口移動調査

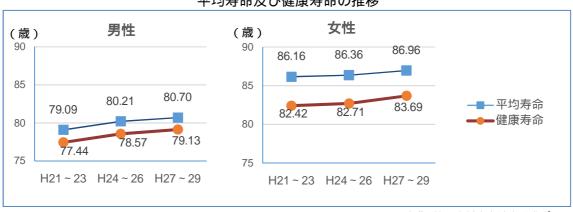
2 健康寿命と生活習慣病

本市の健康寿命は、男性で 79.13 歳、女性で 83.69 歳と少しずつ伸びています。

国民健康保険加入者の特定健診受診者における有所見割合より、特にHbA1c⁽⁸⁾が74.4%と県や国と比べ高い割合を示しています。また、内臓脂肪の蓄積に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が重なることにより、心臓病や脳卒中等になりやすい状態となるメタボリックシンドローム⁽⁹⁾の該当者及び予備群の割合は、市32.7%、国30.2%となっており、国に比べ高い割合を示しています。

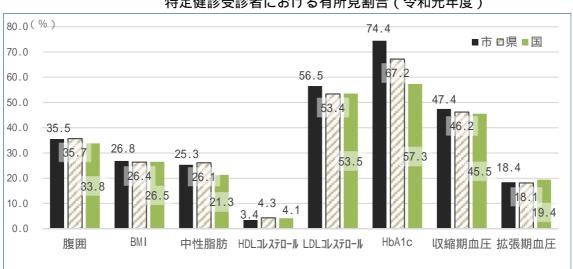
一方、低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合は、国の目標(令和4年度22%)より低いものの、65~74歳の16.5%に対し、75歳以上の高齢者は、18.7%と低栄養の割合が高くなっています。

健康寿命を延ばすには、生活習慣病の発症・重症化を予防し、高齢者の低栄 養状態を改善することが重要です。



平均寿命及び健康寿命の推移

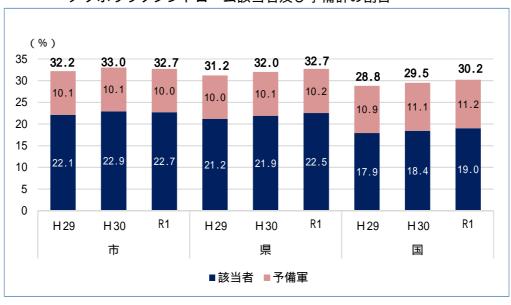
出典:第2次射水市健康増進プラン



特定健診受診者における有所見割合(令和元年度)

出典: KDBシステム「(様式5-2)有所見者割合」

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合



出典:KDBシステム「地域の全体像の把握」

高齢者の低栄養傾向の割合(BMI 20以下)

		65~74 歳		75 歳以上			総数
	受診者 (人)	人数(人)	割合(%)	受診者 (人)	人数(人)	割合(%)	割合(%)
平成 29 年	4,904	869	17.7	4,696	902	19.2	18.4
平成 30 年	4,720	831	17.6	4,798	920	19.2	18.4
令和元年	4,526	745	16.5	4,925	919	18.7	17.6

出典: KDBシステム

厚生労働省様式 5 - 2 健診有所見者状況

介入支援対象者一覧

3 食習慣と栄養バランス

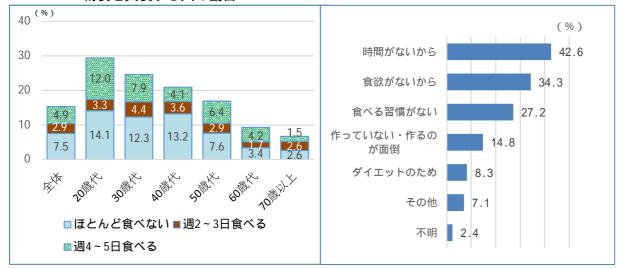
(1)朝食の欠食

朝食を欠食する人の割合は 20 歳代・30 歳代の若い世代で多く、特に 20 歳代では 14.1%、30 歳代では 12.3%がほとんど朝食を食べていません。朝食を食べない理由は「時間がないから」が最も多く 42.6%、次いで「食欲がないから」が 34.3%、「食べる習慣がない」が 27.2%でした。

母親が朝食をとらない家庭では子供の朝食欠食率は 18.7%と母親が毎日朝食をとる家庭より高く、親の食習慣が子の食習慣に影響を及ぼすとみられます。朝食の欠食は生活リズムや学力、心の健康と関係することから、家族ぐるみで朝食をとる習慣を身に付けることが重要です。

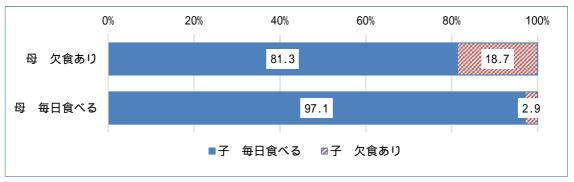
朝食を欠食する人の割合

朝食を食べない理由



出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」

母と子の朝食摂取状況の関連

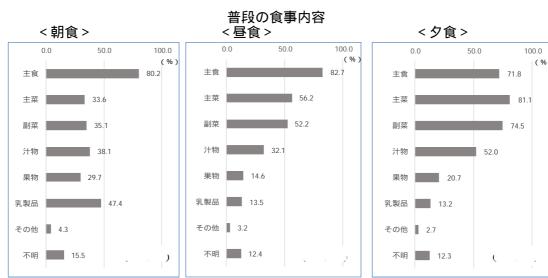


出典:「令和元年度射水市3歳6か月児健康診査時アンケート」

(2)主食・主菜・副菜がそろった食事

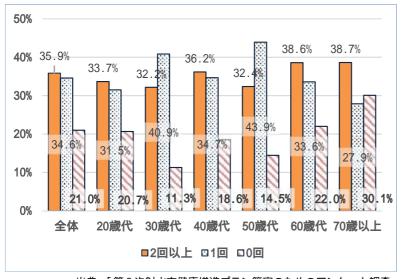
主食、主菜、副菜から構成された「日本型食生活(10)」は栄養バランスに優れています。食事の内容をみると主食は朝・昼・夕食とも 70~80%が食べていますが、主菜や副菜などおかずを食べる人は夕食で約 80%、次いで昼食で約50%、朝食では約35%でした。

1日に主食、主菜、副菜がそろったバランスの良い食事を2回以上とる人は全体で35.9%であり、年代による大きな違いはありませんでした。一方、バランスの良い食事が0回の人は70歳以上で30.1%と最も多く、次いで60歳代で22.0%と高齢者で多い結果でした。高齢者の低栄養予防の観点からも主食・主菜・副菜がそろった食事をする人を増やすことは大切です。



出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」

1日に主食・主菜・副菜がそろった食事を食べている回数



出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」

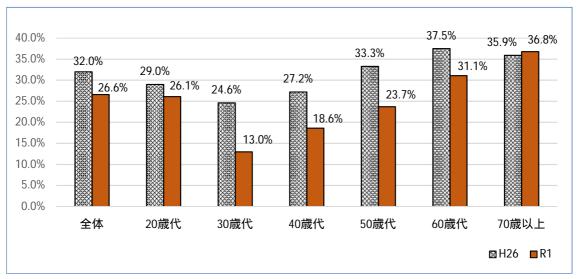


(3)野菜摂取量

1日5皿以上の野菜料理(野菜350gに相当)を食べている人の割合は、全体として前回調査時より減少しており、30歳代で13.0%、40歳代で18.6%と、特に働き盛り世代で野菜不足の傾向が強く見られます。

県においても市と同様、全ての年代において野菜不足の状況です。1日に野菜料理をあと1皿(野菜約70g相当)を多く食べる取組が大切です。

1日5皿以上の野菜料理を食べている人の割合(年代別)



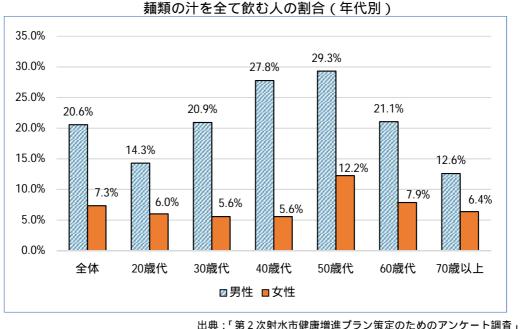
出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」 富山県民(成人)の野菜摂取量(1日当たり)

400 摂取目標量 350g 298.0 295.7 280.0 282.0 300 259.6 264.0 246.0 200 322.3 322.0 294.9 283.2 273.4 246.4 239.5 100 0 総数 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代以上 2010 (H22) ■2016 (H28)

出典:「県民健康栄養調査」(富山県)

(4)食塩が多い食品の摂取

麺類の汁を全て飲む人の割合は40~50歳代の男性で約3割と最も多く、漬 物や梅干しを食べる頻度は年齢が高くなるほど多い傾向にあります。麺類の 汁を全て飲むことや、漬物や梅干しを食べる頻度が多いことは、食塩のとり すぎにつながります。食塩は様々な生活習慣病と関連することから、薄味で も美味しく食べられる工夫等が大切です。



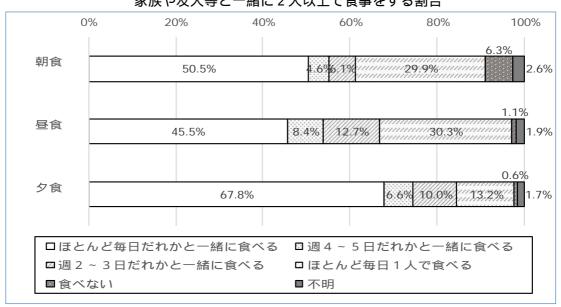
漬物や梅干しを食べる頻度 (%) 100 15.6 16.6 26.6 35.7 80 47.0 52.2 24.2 36.9 60 43.9 40 44.7 40.9 35.7 37.0 34.4 20 21.4 15.1 16.5 6.5 16.7 3.0 9.1 0.0 0 3.3 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳以上 ■1日に2回以上 ■1日に1回 回週2~3回 回ほとんど食べない ■不明

出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」

(5)一緒に食べる「共食⁽¹¹⁾」

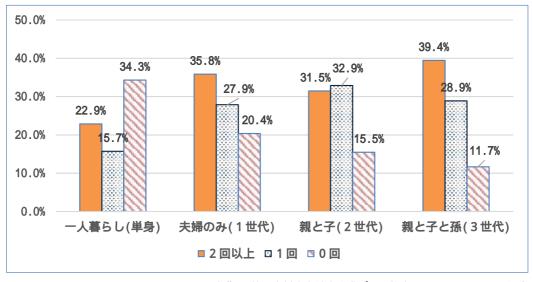
家族や友人等と一緒に2人以上で食事をする割合では、朝食と昼食では約 50%、夕食では約70%の人が2人以上で食事をしている一方、朝食と昼食で は約30%、夕食では13.2%が1人で食事をしていました。

家族構成別にみると、単身世帯では主食・主菜・副菜がそろっていない人 が34.3%と他の世帯に比べ多く、食事のバランスがとりにくい傾向がありま す。家族や友人と一緒に食べる「共食」は、規則正しい食生活を送ることや、 多様な食品を摂取することに関係しており、感染対策を行い、会話を楽しみ ながら食事をとることは心の栄養となる面からも大切です。



家族や友人等と一緒に2人以上で食事をする割合



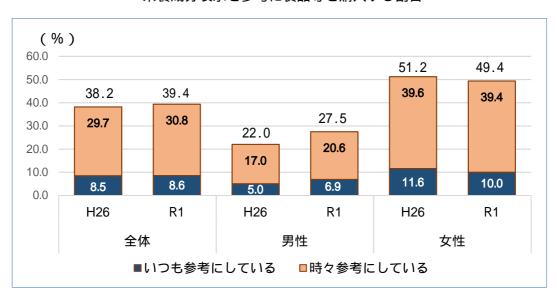


出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」

4 食の安全・安心に対する関心

食中毒の発生、食品の偽装表示など、消費者の食品の安全性に対する関心 は高まっています。また、健康志向の高まりにより、加工食品の栄養成分表示 の義務化等、食品表示制度が施行されています。健全な食生活を送るためには 正しい情報を適切に選別し活用することが必要です。

栄養成分表示を参考に食品等を購入する割合は男性より女性が多く、全体では前回調査より1.4%増えていました。より多くの市民が食品の表示を参考にする取組が大切です。



栄養成分表示を参考に食品等を購入する割合

出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」

栄養成分表示とは

容器包装に入れられた加工食品等には、栄養成分表示として、「エネルギー」「たんぱく質」「脂質」「炭水化物」「ナトリウム(食塩相当量に換算したもの)」の5項目が表示されることとなっています。栄養成分表示を活用することによって、必要な栄養素等をバランスよく摂取することに役立てることができます。

1 食分当たりで表示しているものと 100g 当たりで表示しているものがあります。

表示例

YOGURT

1食(110g) 当たり
エネルギー 89kcal
たんぱく質 3.8g
脂質 3.4g
炭水化物 10.9g
食塩相当量 0.1g

5 食育への関心

食育に関心がある人の割合は、第1次計画策定時の平成22年度は84.3%で高かったものの、第2次策定時の平成26年度は59.1%に減少し、令和元年度も59.9%と6割程度で定着しています。

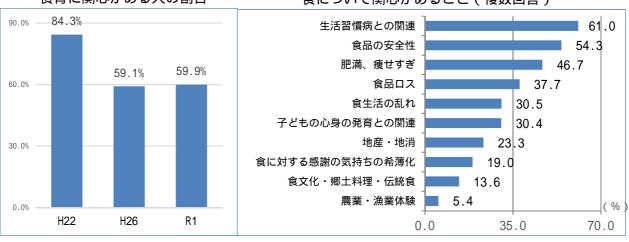
生活水準が向上していく中で多様な食生活を楽しむことが可能になり、食と健康、食と安全の関連に関心を持つ人が多く、現在の自身の食生活で問題があると感じていることは「食事バランスの乱れ」が 64.3%と最も多く、次いで「塩分の取りすぎ」「早食い」の順でした。

一方、各地域でこれまで育まれてきた郷土料理等の食文化や、農業・漁業体験など食物の生産に関する関心は低くなっています。

地域の旬の食材を取り入れた昔ながらの料理は栄養面でも優れ「地産地消」を支えます。また自然の恩恵を受けた地域の食文化を次の世代へ引継ぐことは、食に対する感謝の気持ちを育むことにもつながり重要であると考えられます。

食育に関心がある人の割合

食について関心があること(複数回答)



出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」

食事バランスの乱れ 17.3 47.0 塩分のとりすぎ 12.2 44.6 早食い 19.3 33.7 食べすぎ 13.6 35.1 油っぽい食事のとりすぎ 12.2 35.9 ■問題がある 就寝前の飲食 11.4 27.5 ■少し問題がある 食べる時間が不規則 12.5 21.7 n 20 40 60 80

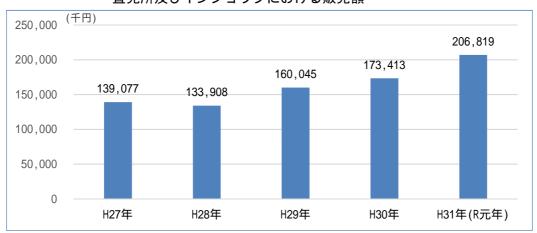
現在の食生活の問題

出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」

6 地産地消

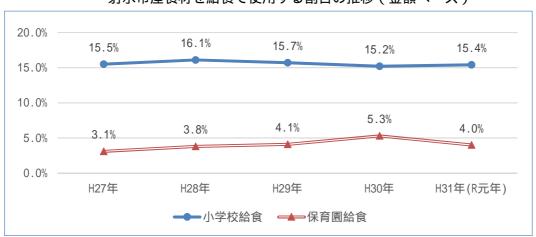
地元で生産された、新鮮で安全・安心な食材を地元で消費する「地産地消」 を進める上では「直売所等の増設」が効果的であると考えられます。直売所及 びインショップの販売額は増加傾向にありますが、安定した地場産食材を供 給するためには、生産の拡大と流通システムの構築が重要です。

また、食のブランド化を図り情報発信するなど、射水の食を通じた地域の活性化や、小・中学校、保育園の給食に地場産食材を取り入れ、故郷を大切にする気持ちや食に対する感謝の心を育む取組を推進することが重要です。



直売所及びインショップにおける販売額

出典:射水市農林水産課調べ



射水市産食材を給食で使用する割合の推移(金額ベース)

出典:射水市学校教育課・子育て支援課調べ

7 食品ロス

近年、食品ロス(食品廃棄物)に関する国際的な関心が高まり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」でも、食料廃棄の減少が重要な柱として位置づけられました。

また、2016年に本県で開催されたG7富山環境大臣会合において「富山物質循環フレームワーク⁽¹²⁾」が採択され、食品ロス等の削減の推進や、食品廃棄物の効果的なリサイクルなどの取組を着実に実施していくこととされました。

富山県では手付かずの食品を廃棄する割合が、全国より多くなっています。 こうしたなか食品ロスに関しては、県等との連携を図りながら実態把握に努 めるとともに、効率的かつ効果的な減量化及び資源化対策を検討する必要が あります。

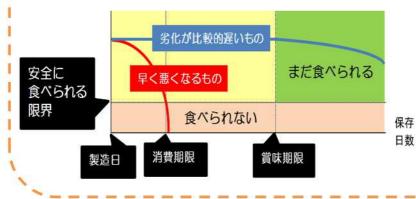


出典:富山県食品ロス削減推進計画(H28~H29 可燃ごみ組成調査)

消費期限と賞味期限とは

いずれも開封していない状態で、表示されている保存方法 で保存した場合の期限が表示されています。

消費期限と賞味期限のイメージ



消費期限

食べても安全な期限です。期限前に食べきりましょう。

賞味期限

おいしく食べることができる期限です。期限を過ぎてもすぐに廃棄せず、自分で食べられるかどうかを判断することも大切です。

第4章 食育推進の方向性

1 基本理念

第3次射水市食育推進計画における基本理念を次のとおりとします。

「射水の恵みを育み、射水の恵みに育まれ、健康で心豊かな人が育つまち」

射水市は、海、川、野、そして、里山という豊かな自然が背景となり、様々な農林水産物に恵まれています。その自然の恩恵に感謝しながら、自然を守り育て、「地産地消」を推進することで、食に関わる産業を維持し、人々の触れ合いや地域の活性化を図ります。

また、「食」という文字は「人」を「良」くすると表記されるように、子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」により健康な生活を送るとともに、「食」を通じて、楽しさ、喜び、感謝の心、文化との触れ合いなど、精神的な豊かさを実感し成長していくことを理想とします。

2 計画推進の視点

第3次計画では次の3つを計画推進の視点とし、食育を推進します。

- (1) 乳幼児から高齢者まで生涯を通じた食育の推進
- (2) 多様な関係者が連携・協働した食育の推進
- (3) 環境と調和のとれた食糧生産と消費に配慮した食育の推進

3 いみずの推進目標(基本目標)

基本理念を実現するため、1次、2次計画の3つの推進目標を継承します。 それぞれの目標ごとに達成状況を客観的に把握するための数値目標を示して おり、その数値は計画の目標(最終)年度である令和7年度における数値とし ています。

いっしょに食べよう、育もう 子どもの食習慣 子どもの健全育成

みずから知ろう、実践しよう 食で健康生活 健康に過ごす人生

ずっと伝えよう、育てていこう 射水の恵み

地産地消を通じた地域の活性化

将来を担う子どもたちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間 性を育んでいくための基礎となることから子どもの時期の食育は特に重要です。

家庭は最も食に接する機会が多く、それぞれの家庭の味や、食習慣の原点が形成されます。小さい頃から家族と一緒に食事をとることはもとより、生活の多様化により家族と食事ができない場合でも、家族以外の誰かと一緒に食事をとることで食事の楽しさを実感し、食に対する関心や理解を深め、望ましい食習慣が定着するよう食育を推進します。

また、子どもに対する食育を推進する上で、学校や保育園等は大変重要な役割を担っています。日頃から、園児・児童生徒が望ましい食習慣を身に付け、「食」への関心と理解を深めるよう取り組んでいるほか、地場産食材を取り入れた給食をはじめ、学校菜園や生産現場における作業体験など、あらゆる機会と場所を利用して、積極的に食育を推進します。

このように、家庭や学校等における食育を推進し、"子どもの健全育成"を目指します。

【数値目標】

指標名 < 指標の出典 >		現状 (R1)	目標(R7)
却会を与り会がでいる。これの割合	1歳6か月児	97.3%	100%
朝食を毎日食べている子供の割合	3歳6か月児	94.3%	100%
<乳幼児健康診査問診票·学校保健会保健 統計>	小学生	99.2%	100%
#VG = 1 ≥	中学生	98.0%	100%
朝食で赤・黄・緑の食材を食べている児童生徒の割合	小学生	50.9%	増加
マ学校保健会保健統計>	中学生	58.2%	増加
偏食せずに栄養バランスを考えて 食べている児童生徒の割合	小学生	91.1%	増加
マ学校保健会保健統計>	中学生	97.0%	増加
1日に1回は家族の人と一緒に食	小学生	99.4%	100%
事をとっている児童生徒の割合 <学校保健会保健統計>	中学生	97.9%	100%
子ども食堂 ⁽¹³⁾ 開設数 <子育て支援課>		1件	2 件



ずから知ろう、実践しようを食で健康生活

市民一人ひとりが食の問題に気づき、朝食を必ずとることなど、毎日の食事を質の良いものにできるよう、食に関わる関係団体・機関と連携し、地域が一体となった食育に取り組んでいきます。

特に、乳幼児期からの食習慣の形成は重要であり、子育て中の保護者や、働き盛り世代、生活環境が大きく変化する若者世代に対し、その重要性を普及啓発するよう努めます。

さらに、小学4年生を対象にすこやか検診及びすこやか教室⁽¹⁴⁾を実施し、小児生活習慣病の予防に努めます。

また、健康寿命の延伸を目指し、食事バランスガイドを活用した各種健康づく り教室等を開催し、生活習慣病予防やメタボリックシンドローム予防の食生活 改善事業や、高齢者の低栄養予防事業に取り組みます。

このように、市民一人ひとりが食育に対する意識を高め、食に関する知識を身に付け実践に結び付けることで"健康に過ごす人生"を目指します。

【数値目標】

指標名 < 指標の出典 >		現状 (R1)	目標(R7)
子育て世代の朝食を毎日食べる人の	父親	69.1%	75%
割合 <3 歳 6 か月児健診アンケート>	母親	83.2%	85%
小児生活習慣病予防検診で「要医療」「該当者のうち「すこやか教室」に参加し 割合 <小児生活習慣病予防検診結果、すこやか教室	た児童の	11.2%	増加
40 歳から 74 歳までのメタボリックシンドローム 該当者及び予備群の割合 KDB システム		32.7%	30%
低栄養傾向(BMI20以下)高齢者の割合 抑制 < KDBシステム>	の増加の	17.6%	22%

今後、高齢者人口のうち 75 歳以上の高齢者の占める割合が増えることから、低栄養傾向の高齢者の割合は増加が見込まれるが、自然増により見込まれる割合を上回らないことを目指す。



っと伝えよう、育てていこう 射水の恵み

射水市が、元気で活気あふれるまちを目指すためには産業振興は欠かせません。「地産地消」を推進し、食に直接関係する農林水産業を発展させる必要があります。そのため、「地産地消」の取組と一体となって6次産業化⁽¹⁵⁾を進め、農林水産業者の所得確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、安全で安心な「食」を消費者に届けることを推進します。

また、射水市は豊かな自然からもたらされる様々な食材に恵まれ、長い年月をかけてそれぞれの地域で食文化が形成されてきました。その貴重な食文化を伝承するとともに、地場産食材を生かした料理など、新たな射水ブランドによる食文化の創造を図ります。

一方、G 7 富山環境大臣会合において「富山物質循環フレームワーク」が採択されたことを契機に、食品ロス・食品廃棄物の一層の削減等、環境に配慮した食育を更に推進していくことが必要です。

このように、生産から消費まで一連の食の循環が生産者をはじめとする多くの関係者により支えられていることを意識し、地産地消の推進と、食文化の伝承及び創造により、"地産地消を通じた地域の活性化"を目指します。

【数値目標】

指標名 < 指標の出典 >		現状 (R1)	目標(R7)
学校給食において射水市産食材を	保育園	4.0%	増加
使用する割合(金額ベース) <保育園給食費・学校給食費収支状況>	小中学校	15.4%	増加
直売所及びインショップにおける販	売額	(千円)	(千円)
<農林水産課>		206,819	210,000
とやま食の匠認定者数 <農林水産課>		21 人	23 人以上
射水ブランド商品開発等支援件数 <港湾・観光課>		4 件	10 件
いみず環境チャレンジ 10 事業の実施 <環境課>	色数	15 校	維持

市内の全小学校での実施の継続 県事業6校、市事業9校の合計

第5章 食育の推進施策

計画を推進するための施策の体系

基本理念

射水の恵みを育み	射水の恵みに育まれ	健康で心豊かな人が育つまち
733737770777 - 1377	73.3.4.7.10.4.7.10.1.4	

射水の恵みを育み 射	水の恵みに育まれ 健康で心豊か	\な人が育つまち
基本目標	基本施策	取り組むべき施策
子どもの健全育成		望ましい食習慣や知識の習得 子どもの生活リズムの向上
し っしょに食べよう、 育もう	1 家庭における食育の推進	テともの生活り入立の同工 2人以上で食事を食べることの推進 家庭における手作り料理の推進 よく噛む習慣の定着 子どもの食事マナーの習得
子どもの食習慣	2 保育園、学校等における食育 の推進	教育活動における食育の推進 食に関する体験活動の推進 保育園・学校給食における食育の推進
健康に過ごす人生		「食育月間」及び「食育の日」における食育の推進 各種団体との連携・協力体制の確立
	3 市民食育推進運動の展開	音権団体との建携・脇力体制の確立 「日本型食生活」の実践 食事パランスガイドの普及 ポランティアなどの人材育成
み ずから知ろう、	【重点】 4 ライフステージに応じた 健康増進につながる食育の推進	妊産婦や乳幼児に対する食育の推進 学童・思春期に対する食育の推進 青・壮年期に対する食育の推進 高齢期に対する食育の推進
実践しよう食で健康生活	5 地域における食育の推進	ポランティア等による食育の推進 地域振興会等における食育の推進 食に関する専門的な支援 職場における食育の推進 外食等における食育の推進
	6 食の選択力の向上及び安全性 の確保	食品に関する情報の発信 食品に関する安全性の確保と相談体制の確立 消費者への情報提供の推進 生産・流通管理の徹底
地産地消を通じた地域の活性化	K	地場産食材の積極的な使用の推進と消費の拡大
	一 7 地場産品への愛着の形成	農林水産業者との交流の推進 魅力的な地場産品による射水ブランドの育成 射水の食材の情報発信
すっと伝えよう、 育てていこう 射水の恵み	8 食文化の伝承・創造	郷土料理や伝統的な食文化の伝承 射水プランドによる新たな食文化の創造
3323 	9 食の循環や環境を意識した食育の推進	食品ロスの低減 自然環境や食べ物を大切にする心の醸成

いっしょに食べよう、育もう 子どもの食習慣 <子どもの健全育成 >

1 家庭における食育の推進

家庭は食育の基本の場です。生涯にわたって健全で豊かな食生活を実践するためには、子どもの頃からの食習慣が重要です。しかし、子どもを取り巻く環境は変化しています。家族と共食できない場合も同じように望ましい食習慣や食に対する関心と理解が得られるよう、家庭や地域、関係機関の協働による知識の普及・啓発を進めます。

また、家庭では大人が率先して望ましい食生活を実践し、子どもの手本となるよう努めるとともに、「食」を通じてコミュニケーションをとれるよう家族だんらんの機会を増やします。

取り組むべき施策	内容	行動主体
望ましい食習慣や知識の習得	乳幼児や小学生を持つ家庭に対し、家庭教育手帳の配付・活用を通じて、家族が食を楽しみながら望ましい食習慣や知識を習得できるよう啓発活動を行います。	市 (保健センタ ー、生涯学習・ス ポーツ課、子育て 支援課)
子どもの生活リズ ムの向上	「早寝早起き朝ごはん」の実施や学校・ 保育園等からの「給食だより」や「保健だ より」の配付等を通じ、子どもの基本的な 生活習慣の定着に努めます。	保育園、学校等 市(子育て支援 課、学校教育課、 保健センター)
2人以上で食事を 食べることの推進	家族のだんらんの中で豊かな人間性を 育み、家族そろって食事をとるよう努め ます。また周囲のサポートにより2人以 上で食事をとることのできる環境づくり を支援します。	家庭、地域 職場 市(生涯学習・ス ポーツ課、子育て 支援課、保健セン ター)
家庭における手作 り料理の推進	家庭料理で身に付いた味覚は、家庭への愛着やその人の情緒の形成にもつながることから、可能な限り手作りの料理を作るよう努めます。また、ケーブルテレビや動画配信等を活用し、家庭で実践できるよう支援します。	家庭 市 (保健センタ -)

よく噛む習慣の定着	噛むことは、唾液の分泌により消化を助けることなど、医学上様々な効果が実証されていることから、子どもに対するよく噛む習慣を定着させます。	家庭 保育園、学校等 市(子育て支援 課、保健センタ
子どもの食事マナ ーの習得	子どもが、箸の持ち方や基本的な食事 の作法を習得するほか、食事のあいさつ など食べ物に対する感謝の念の醸成に努 めます。	家庭 保育園、学校等 市(子育て支援 課、学校教育課)

2 保育園、学校等における食育の推進

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成にあたって大きな影響を及ぼします。子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは、非常に困難です。このため、成長期にある子どもへの食育は、健やかに生きるための基礎を培うことを主な目的としています。

このことから、家庭と並んで保育園や学校等が食育の中心の場となり、 生きた教材としての給食を通して、子どもたちが健康と食事のかかわりを理 解し、望ましい食習慣が定着するよう取り組みます。

また、環境や農林水産業などの体験活動や給食における地場産食材の活用を通して地域の食文化に触れ、地域の食材についての理解が深まるよう取り組みます。

取り組むべき施策	内容	行動主体
教育活動における 食育の推進	給食の時間、特別活動や総合的な学習の時間等で、食に関する正しい知識を身につけます。また、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めます。	保育園、学校等 市(学校教育課、 子育て支援課)
食に関する体験活 動の推進	農作業や稚魚等放流などの体験を通じ、 生産者や地域の方と触れ合いながら、地 域の食への理解を深める活動を推進し、 食料の生産、流通及び消費の理解を深め ます。	保育園、学校等 市 (子育て支援 課、学校教育課、 農林水産課、環境 課)

	1
また、知識だけではなく、家庭や地域と	
連携し、実際の経験を通じて「食に関する	
知識の習得」「食を選択する力」「望ましい	
食習慣の定着」を身に付け、健全な食生活	
を実践することができるよう取り組みま	
す。	
保育園・学校給食においては、安全で安	
心な給食の提供に努めるとともに、生産	保育園、学校、農
者団体等と連携し、地場産食材を積極的	林水産業者等
に取り入れ、豊かで魅力のある給食の実	等
施を推進します。	市(子育て支援
また、給食を通して「食」に関する知識	課、学校教育課、
を高め、良好な人間関係や感謝の心を育	農林水産課)
てる活動を推進します。	
	連携し、実際の経験を通じて「食に関する知識の習得」「食を選択する力」「望ましい食習慣の定着」を身に付け、健全な食生活を実践することができるよう取り組みます。 保育園・学校給食においては、安全で安心な給食の提供に努めるとともに、生産者団体等と連携し、地場産食材を積極的に取り入れ、豊かで魅力のある給食の実施を推進します。 また、給食を通して「食」に関する知識を高め、良好な人間関係や感謝の心を育



バランスの良い料理の 組合せを学ぶ授業



じゃが芋掘りで地域の方々と交流



クロダイの稚魚放流体験

みずから知ろう、実践しよう 食で健康生活 <健康に過ごす人生>

3 市民食育推進運動の展開

食育に関連する取組は、これまでにもそれぞれの立場において行われてきましたが、食育に関心を持っていない人も相当な割合で確認できます。

食育に関心を持つことや重要性への認識を深めるため、食に関わる人々や 関係団体が共通認識を持ち、射水市全体で食育を推進します。

取り組むべき施策	内容	行動主体
「食育月間(16)」及 び「食育の日(17)」に おける食育の推進	「食育の日」は、家族揃って夕食をとる 日とし、各家庭において定着するよう取 り組みます。 市ホームページなどの各種広報媒体を 利用し、「食育月間」や「食育の日」の情 報を発信し、食育推進運動への理解を深 めます。	家庭 地域 職場 市 (保健センタ ー、農林水産課、 子育て支援課)
各種団体等との連 携・協力体制の確立	情報の共有化等を通じて各種団体やボ ランティア等との連携・協力体制を構築 し食育を推進します。	地域 農林水産業者等 市 (保健センタ ー、農林水産課、 生活安全課)
「日本型食生活」の 実践	地場産食材を使用し、栄養バランスに 優れた「日本型食生活」の普及・啓発を推 進します。	地域 市 (保健センタ ー、子育て支援 課、学校教育課)
「食事バランスガ イド」の活用促進	各種健康教室の開催やイベントにおける啓発活動を行い、「食事バランスガイド」を参考にした、栄養バランスのとれた食生活について普及・啓発を進めます。	地域 市 (保健センタ ー、子育て支援 課、学校教育課)
ボランティアなど の人材育成	地域において食育推進の中心となる食 生活改善推進員などのボランティアを育 成するため、講習会などを開催します。	市 (保健センタ -)

4 ライフステージ(18)に応じた健康増進につながる食育の推進

市民が心身とも健康で、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、 ライフステージの各段階に応じた継続性のある食育が重要です。健全な食生 活を続けて生活習慣病や要介護状態を予防し、いつまでも自分らしく暮らし ていけるよう世代に応じた食育を推進します。

取り組むべき施策	内容	行動主体
妊産婦や乳幼児に対 する食育の推進	乳幼児健康診査、家庭訪問及び教室相 談を実施し、妊産婦や乳幼児等の発達段 階に応じた栄養指導の充実を図ります。 また、むし歯予防教室を実施し、歯磨きや 咀しゃく等の指導を行います。	医療機関 市 (保健センタ ー)
学童・思春期に対す る食育の推進	毎日の学校給食や定期健康診断等の機会を捉えて食育指導を行います。また、小学生を対象にすこやか検診・教室を実施し、早期の生活習慣病予防を図るとともに、小学校から中学校への切れ目ない指導を行います。	医療機関 市(学校教育課)
青・壮年期に対する 食育の推進	特定保健指導や各種健康教室の開催、健康相談等により、生活習慣病予防や重症化予防を推進します。 また、子育て中の保護者や、働き盛り世代に対し、朝食摂取をはじめとした望ましい食習慣の普及啓発に努めます。	医療機関 市(保険年金課、 保健センター)
高齢期に対する食 育の推進	糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の重症化予防と、低栄養・運動・口腔等のフレイル(19)予防に取り組み、健康寿命の延伸を図ります。	医療機関 市(保険年金課、 保健センター)

○ライフステージに応じた食育実践のヒント

乳幼児期 食習慣の基礎をつくる

- ・楽しく食べる子どもを育てましょう
- ・子どもにお腹がすくリズムを持たせましょう
- ・子どもが好き嫌いをつくらないようにしましょう
- ・うす味の料理を心掛け味覚を育てましょう
- ・噛む機能を育てましょう
- ・しつけを実践し、箸のもち方やマナーを教えましょう
- ・自然や食べ物と触れ合い、食べ物が作られる過程を知りましょう

学童期 食の大切さを学ぶ

- ・栄養のバランスや食事の適量を知りましょう
- ・よく噛んで食べましょう
- ・郷土料理に触れましょう
- ・家族や仲間と一緒に食事づくりや食事を楽しみましょう
- ・食べ物を作る体験などを通じ、食べ物への感謝の気持ちを育みましょう

思春期 正しい食習慣や知識を身に付ける

- ・身体の成長に合わせた食事をとりましょう
- ・家族と食事をとるように心掛けましょう
- ・健康や体に必要な栄養素など、食に関する幅広い知識を得ましょう
- ・食品選択や調理の基礎を身に付けましょう
- ・食料の生産・流通・消費の過程を認識しましょう

青年期 食について自己管理できるようにする

- ・生活習慣病を予防する知識を得ましょう
- ・食品の安全性に関する知識を得ましょう
- ・産地・栄養・添加物等の表示を知り食品選択の知識を身につけましょう
- ・郷土料理に親しみ、日本型食生活を実践しましょう
- ・調理技術を身につけましょう

壮年期 食を楽しみ病気を予防する

- ・生活習慣病の予防に努めた食生活を実践しましょう
- ・自ら健全な食生活を実践し、家族の手本になりましょう
- ·家族や友人との食事を楽しみましょう
- ・日本型食生活、郷土料理を実践しましょう
- ・家族で農林漁業と触れあい、地域の農業や食文化への理解を深めましょう

高齢期 健康への関心を高め次世代へ食を伝承する

- ・栄養状態を確認し、低栄養に注意しましょう
- ・適度な運動を生活習慣に取り入れましょう
- ・郷土料理や伝統料理を次世代に伝えましょう
- ・家族、友人、地域の人等と一緒に食事を楽しみましょう

5 地域における食育の推進

市民が健康で生き生きと暮らしていくためには、子どもの時期はもとより、 人生の各段階に応じた継続性のある食育が重要であり、家庭や学校とともに、 地域においても幅広く食育を推進することが求められます。

地域においては、ボランティアによる活動や地域振興会等の行事を通じ、市民一人ひとりの食育の取組を手助けし、多世代で交流をしながら、「食」に関する情報交換や料理教室などを通じた食生活の改善に取り組みます。

また、職場や外食産業等も含め、「食」に関わる様々な関係団体・機関とも連携しつつ、地域における食育を推進します。

取り組むべき施策	内容	行動主体
ボランティア等に よる食育の推進	食生活改善推進員や富山県が認定する「とやま食の匠」などのボランティアが中心となり、親子料理教室や高齢者料理教室等を開催し、食を楽しみながら学ぶ機会を創出します。	地域 市(農林水産課、 保健センター)
地域振興会等にお ける食育の推進	地域行事を通じて行われる、交流ふれ あい農園などの世代を超えた各種の食育 関連活動を推進します。	地域
食に関する専門的な支援	栄養や生活習慣に関する知識の普及に 努め、また、専門的な立場から、研修等を 通じてボランティアの資質向上を支援し ます。	市 (保健センタ -)
職場における食育 の推進	職場の食堂等において、地場産食材を使用し健康に配慮したメニューの提供や栄養、食生活等に関する情報の提供に努めます。	職場
外食等における食 育の推進	外食産業等は、地場産品等を使用し健 康に配慮したメニューの提供に努めま す。	食品関連事業者



食生活改善推進員 の地域食育活動

6 食の選択力の向上及び安全性の確保

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自らの 判断で食を選択していくことが必要です。そのため、食品の選択に困らない知 識の普及・啓発に取り組みます。

また、食中毒等の危害要因が判明した場合には、分かりやすく信頼できる情報を提供し、家庭、地域等と共有します。

さらに、食品の供給面においても、生産から販売までの各段階における安全 性に十分配慮します。

取り組むべき施策	内容	行動主体
食品に関する情報の発信	法的に義務付けられている食品の表示 制度等の周知や食材の保存等に関する情 報提供を行い、食品の栄養面や安全性を 確保するための知識の普及・啓発を進め ます。	市(生活安全課、農林水産課、保健センター)
食品に関する安全 性の確保と相談体 制の確立	食品に関する危機事案発生時における情報提供を徹底し、安全性に関する相談体制を確立します。	医療機関 市(生活安全課、 農林水産課)
消費者への情報提供の推進	農林水産業者や食品関連業者は消費者 に対し、シールの貼付等を通じ、法律等で 義務化されている表示内容以外にも、食 品や生産者等に関する情報の提供に努め ます。	農林水産業者等 食品関連事業者 市(農林水産課)
生産・流通管理の徹 底	GAP ⁽²⁰⁾ やトレーサビリティー ⁽²¹⁾ の推進を通じ、農林水産業者や食品関連事業者等に対して食の安全性を重視した生産や流通管理を徹底します。	農林水産業者等 食品関連事業者 市(農林水産課)

ずっと伝えよう、育てていこう 射水の恵み <地産地消を通じた地域の活性化>

7 地場産品への愛着の形成

「地産地消」を進め地場産食材の消費を促進することで、食材の供給者である農林水産業者の経営安定化につなげます。そのための食料生産の拡大と流通システムの構築を図ります。

また、生産者と消費者との交流を促進し、信頼性の高い「顔が見える」関係 を構築することで農林水産業に対する理解を深め、食べ物に対する感謝の念 や地場産食材への愛着を醸成します。

取り組むべき施策	内容	行動主体
地場産食材の積極 的な使用の推進と 消費の拡大	地場産食材の生産から販売までのネットワークを構築し、その消費を推進します。 家庭や学校・保育園等をはじめ、職場の社員食堂や外食産業においても、地場産食材を使用した食事のメニューを取り入れるよう、地場産食材の積極的な使用を推進します。 生産者と作り手との信頼関係が構築され、安全・安心な食材の提供が可能な直売	農林水産業者等 食品関連事業者 家庭 職場
農林水産業者との 交流の推進	所やインショップの設置を推進します。 生産者を学校等の給食へ招いたり、農 山漁村における作業体験などを通じ、農 林水産業者との交流を推進し、食や環境 に対する理解を深めるよう努めます。	農林水産業者等市(農林水産課、学校教育課)
魅力的な地場産品 による射水ブラン ドの育成	消費の促進につながる食材及び地場産 食材を使用した食品の開発など、射水ブ ランドの育成を支援し、地場産食材の消 費の促進へつなげます。	市(農林水産課、 港湾・観光課)
射水の食材の情報 発信	射水の食材に関する情報提供を行い、 旬を知り、旬のものを食べることにつな げます。地産地消をより身近なものとす るため、市のホームページやイベント等 において情報を発信し、普及・啓発を進め ます。	農林水産業者等 市(農林水産課、 子育て支援課、学 校教育課)

8 食文化の伝承・創造

地域の風土に根ざし、先人の知恵が詰まった昔ながらの伝統料理を伝承するとともに、地場産食材を使用した射水ならではの新たな料理の開発を支援するなど、各家庭や地域において食文化に親しめる取組を推進し、食文化に対する関心や理解を深めます。

取り組むべき施策	内容	行動主体
郷土料理や伝統的な食文化の伝承	地域に伝わる伝統料理や郷土料理等、 地域の食文化について情報を発信します。 食生活改善推進員や、富山県が認定する「とやま食の匠」などのボランティアが中心となり、講習会の開催などを通じて、伝統料理や郷土料理を伝えます。 地域行事等において、高齢者等が講師役となって伝統料理等を伝承することで世代間交流を進め、地域の活性化を促進します。 家族が郷土料理に慣れ親しみ、親から子へも受け継ぐことができるよう、食事の献立の中に郷土料理や伝統料理を取り入れるよう努めます。	地域 家庭 市 (農林水産課、 港湾・観光課、子育 て支援課、保健セン ター)
射水ブランドによ る新たな食文化の 創造	地元の特産品等を使用した射水ならではの料理の開発など、新たな射水ブランドとしての開発を支援し、食文化の創造を推進します。	食品関連事業者 市(港湾·観光課)



カニ学校給食



射水産の特選食材を使用した料理を 首都圏で提供(白エビの刺身)

9 食の循環や環境を意識した食育の推進

食べ物やそれを生み出す自然環境を大切にする心、「もったいない」の気持ちを育む取り組みを進め、食べ残しなど食品ロス等の削減につなげます。

取り組むべき施策	内容	行動主体
食品ロスの低減	食物への感謝の気持ちと環境への配慮から、家庭における食べ残しや作りすぎに留意します。また、商業施設においては、食品の加工残渣や売れ残りを有効に活用できるシステムの開発に努めます。食品の消費・賞味期限や正しい保存・取り扱い方法に対する理解の促進、「3010運動(22)」の普及等による残さず食べる心掛けや無駄なく食材を使い切る意識の啓発などにより、食品ロス等を減らす食生活の実践を図ります。	家庭 食品関連事業者 市(環境課)
自然環境や食べ物 を大切にする心の 醸成	生産者を学校等の給食へ招いたり、農山漁村における作業体験などを通じ、農林水産業者との交流を推進し、食や環境に対する理解を深めるよう努めます。(7- 再掲)	農林水産業者等 市 (農林水産課、 学校教育課)





令和2年度 食品ロス削減啓発ポスター 左:小学生の部 右:中学生の部

第6章 計画の推進方法

1 計画の推進

計画の推進に当たっては、市民一人ひとりが主役となり、様々な立場において計画の内容を具体的に実践することが必要です。

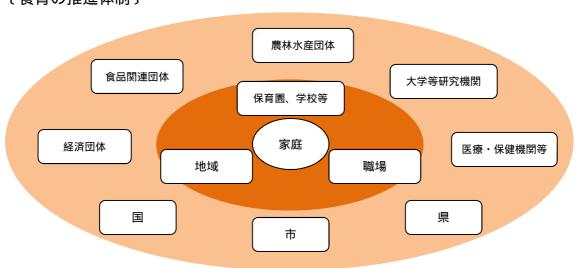
また、農林水産団体、食品関連団体及びその他の経済団体、さらには医療・保健機関や大学などの多様な関係機関が、それぞれにおける食育についての 責務を果たしつつ連携することで取組の相乗効果を図り、社会全体の機運を 高めながら計画を推進していきます。

なお、限られた財源の中で効率良く取組を進めるため、関連事業との摺り合わせや、関係諸団体との調整にも留意します。

2 計画を推進するための役割分担

計画の推進に当たっては、市民一人ひとりが「家庭」を中心に食育を進めることが基本になります。生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、「学校」、「職場」、「地域」など、毎日の生活の各場面においても、それぞれの立場で食育を進めることが必要です。そして、それぞれに関わる人々や機関が連携を強めることにより、知識や情報の共有化が進み、社会一体となって食育活動を推進することが可能になり、効果的に食育を推進することができます。

〔食育の推進体制〕



(1) 家庭の役割

家庭は、日常的な生活の場であると同時に、食習慣を形成する最も基本的な 食育の場です。まず、家族揃って朝ごはんを食べることからはじめ、家族全員 がよりよい食習慣を実践しましょう。

(2) 保育園、学校及び医療機関等の役割

保育、教育、保健、医療及び介護その他の社会福祉に関する職務に従事する 人々やそれらの関係機関及び団体は、専門的な知識や情報を保有し、食に対す る関心や理解の増進に果たすべき重要な役割を担っていることから、様々な 機会を捉え積極的に食育を推進しましょう。

(3) 地域の役割

地域における食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動に携わるボランティアの方々が中心となります。市とも連携をとりながら、地域における食育活動の充実に努めましょう。

また、地域振興会等における活動を通じて、各世代が交流を深めながら食文化を次の世代に引き継ぎ、食育の担い手を育成しましょう。

(4) 職場の役割

社内食堂等で地場産食材を積極的に使用しましょう。

また、食育の日はノー残業デーとするなど、家庭における食育の推進に協力しましょう。

(5) 農林水産業者等の役割

農林漁業に従事する人々や関係団体は、安全、安心な農林水産物の生産をはじめ、農林漁業に関する体験活動が食についての市民の関心と理解を増進する上で重要な役目を果たすことから、様々な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と生産活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めるとともに、教育分野に従事する人々や関係機関等と連携して食育の推進に関する活動をしましょう。

(6) 食品関連事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供に従事する人々や関係団体は、 その事業活動について、自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、国、 県及び市が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力しましょう。

(7) 市の役割

食育の推進に関し、国や県との連携を図ります。また、大学等研究機関や農林水産業者等との連携を通じ、地域の特性を生かした施策を総合的に実施するよう努めます。

3 計画の進行管理・評価

計画の進捗状況の評価は、食育の目標の達成状況を客観的に把握・評価する ために設けた「数値目標」を用いて行います。

具体的には、射水市食育推進会議を定期的に開催し、最新の数値に基づいて、これまでの数値目標の推移や目標年度(令和7年度)との関係を踏まえ、目標の達成状況の評価を行います。評価に対する食育推進会議での意見を踏まえ、翌年度の取組内容の充実を図ります。

4 計画の見直し

この計画は、食育基本法に基づき、国の第3次食育推進基本計画や県の第3期食育推進計画が示す方向性を重視し、本市における各種の計画との整合性を図りながら作成されたものです。

今後、社会情勢の変化により、食をめぐる環境も大きく変化する可能性が考えられることから、数値目標をはじめとした計画内容について、必要があると認められる場合には、射水市食育推進会議における協議を経て計画を見直すこととします。



参 考 資 料

用語解説

(1) 低栄養 (初出 p 1)

体を維持する「たんぱく質」と活動するための「エネルギー」が不足した状態。高齢期 は食が細くなりやすく、また咀しゃくや飲み込む機能が低下する等、食事の量が少なくな り低栄養になりやすい。

(2) 健康寿命(初出p1)

平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。

(3) SDGs(初出p1)

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。

(4) 食生活改善推進員(初出p5)

地域において栄養・食生活に関する知識や技術の普及・啓発を行うボランティア。

(5) すこやか検診(初出p7)

小学4年生を対象とした、小児生活習慣病予防検診のこと。

(6) インショップ(初出 p 8)

食品スーパー等小売店内に設置された常設コーナーで、生産者が価格・品目・規格を決定した青果物を販売する形態。

(7) とやま食の匠(初出p8)

地域で育まれてきた「とやまの食」について、卓越した知識と技能を有し、その普及活動を積極的に行える個人や団体(県が認定)。依頼に応じて学校、企業、団体等で普及活動を実施。

(8) HbA1c (初出 p 10)

血液中の糖化ヘモグロビン(ブドウ糖がヘモグロビンと結合したもの)がどのくらいの割合で存在しているかをパーセントで表したもの。血糖値の高い状態が続くと、ヘモグロビンに結合するブドウ糖の量が多くなり、HbA1c は高くなる。

(9) メタボリックシンドローム(初出 p 10)

内臓脂肪型肥満に加えて高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上あわせもった状態。

(10) 日本型食生活(初出 p 13)

ごはんを主食としながら、主菜、副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、 バランスの取れた食事。

(11) 共食(初出p16)

家族や仲間と一緒に食事をとること。それに対し、ひとりで食事をするのが「孤食」、同じ食卓に集まっていても家族等がそれぞれ別々のものを食べるのが「個食」とされる。

(12) 富山物質循環フレームワーク(初出 p 20)

G7富山環境大臣会合(2016(H28)年5月開催)において採択された国際的な枠組みで、食品ロス・食品廃棄物の削減など、資源効率性や3R(Reduce:発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用)の推進を国際的に強調して取り組むもの。

(13) 子ども食堂(初出p22)

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組。

(14) すこやか教室(初出 p 23)

小児生活習慣病予防検診(すこやか検診)で「要医療」「経過観察」に該当する児童と 保護者を対象に開催している教室。親子で生活習慣病予防への意識を高めることを目的と する。

(15) 6次產業化(初出p24)

農業者が生産(1次)・加工(2次)・販売(3次)まで主体的に行い、多角化・高度化する取組。

(16) 食育月間(初出p29)

国、県、市町村、関係団体等が協力して食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の浸透を図るための月間として国の食育推進基本計画によって定められ、毎年6月を食育月間としている。

(17) 食育の日(初出p29)

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、国の食育 推進基本計画によって定められ、毎月19日を食育の日としている。

(18) ライフステージ(初出 p 30)

年齢にともなって変化する生活段階、年代別の生活状況のこと。

(19) フレイル(初出p30)

加齢とともに心身の活力(例えば筋力や認知機能等)が低下し、生活機能障害、要介護 状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。

(20) GAP (初出p33)

Good Agricultural Practice (農業行動規範)の略で、農作業ごとに安全な農産物を 生産するための管理のポイントをまとめ、実施したリスク管理措置を記録する一連の取 組。これにより、農産物の安全性の確保と産地の信頼性の向上が図られる。

(21) トレーサビリティー(初出 p 33)

食品がいつどこで誰が生産し、どのような農薬や肥料、飼料が使われ、どんな流通経路をたどって消費者の手元に届けられたかという、生産、加工、流通の各履歴情報を確認できる仕組みのこと。

(22) 3010(さんまる いちまる)運動(初出 p 36)

食品ロスを減らすための運動で「宴会の開始から30分と閉宴10分前には席に座って食事を楽しみましょう」というもの。富山県では2017年に同様の取組を3015(さんまる いちご)運動として提唱している。

射水市食育推進会議条例

平成26年9月19日 条例第38号

(設置)

第1条 射水市における食育に関する施策を総合的に推進するため、射水市食育推進会議 (以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌し、必要に応じて市長に報告する。
 - (1) 射水市食育推進計画(以下「計画」という。)の策定に関すること。
 - (2) 計画の推進に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、食育の推進に関し必要と認める事項 (組織)
- 第3条 会議は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が召集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところに

よる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

- 第7条 計画の策定及び推進に関する調査、調整等を行うため、会議に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉保健部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に射水市食育推進会議設置要綱(平成23年射水市訓令第1号)第3条 第2項の規定により委嘱されている会議の委員(以下「旧会議委員」という。)は、第3条 第2項の規定により会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当 該委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧会議委員としての任期の残任期間 と同一の期間とする。

射水市食育推進会議委員名簿

(五十音順・敬称略) 令和3年3月31日現在

	氏	名		所属及び役職名	備考
稲	垣	素	代	射水市立太閤山小学校 栄養教諭	
尾	上	清	逸	射水市地域振興会連合会 監事	
尾	Щ	春	枝	新湊漁業協同組合 代表理事組合長	
亀	谷	順	子	射水市食生活改善推進協議会 副会長	副会長
木	田	和	典	射水市医師会 会長	会長
犀	藤	秋	美	いみず野農業協同組合女性部 部長	
城	岡	恭	子	射水市学校給食研究会 会長	
松	浦	正	明	射水青年会議所 副理事長	

第3次計画策定の経緯

年月日	内 容
令和元年8月9日~ 8月30日	健康増進プラン(食育推進計画)策定のための 市民アンケート実施
10月24日	令和元年度 射水市食育推進会議 ・食育に関するアンケート調査結果について
令和2年7月30日	令和2年度 第1回射水市食育推進会議 ・第3次射水市食育推進計画(骨子案)について
11月5日	令和2年度 第2回射水市食育推進会議 ・第3次射水市食育推進計画(素案)について
12月18日~ 令和3年1月18日	パブリックコメントの実施
2月18日	令和2年度 第3回射水市食育推進会議 ・パブリックコメント結果報告 ・第3次射水市食育推進計画(案)について
3月	第 3 次射水市食育推進計画策定

第3次射水市食育推進計画

発行日: 令和3年3月

発 行: 射水市

編 集: 射水市福祉保健部保健センター

T E L: 0766-52-7070

鼠径部ヘルニア日帰り手術センター(DHセンター)の開設について

1 背景

近年、高齢者の増加・生産年齢の減少等により、鼠径部ヘルニア(脱腸) ¹ の患者が増加しています。推定年間患者数は全国で約30万人といわれているなか、その約半数は手術せず放置されている² と考えられており、近隣病院においても患者数の増加に伴い日帰り手術の需要が急増しています。

2 センター開設の目的と効果

射水市民病院では、特色ある病院運営の新たな取り組みとして、令和3年4月から外 科領域において鼠径部ヘルニア日帰り手術センターを開設することとしました。

センター開設によって患者増が図られるだけでなく、当該手術が若手医師の育成にも 寄与することから、富山大学附属病院の協力施設として教育機会を増やすことができま す。これにより、若手医師の派遣増加や在籍医師の教育意識の向上が、組織活性化に繋 がるなど、富山大学附属病院との更なる連携強化が見込まれます。

3 業務内容

・センター外来診療 … 金曜日午後

・手術 … 金曜日午前

金曜日を鼠径部ヘルニア専門外来開設日とし、基本的に日帰り手術を想定しているが、患者の希望、全身状態等を考慮して必要があれば従来通り午後の手術により入院治療を行う。

4 開設までの経過

令和2年 12月 センター開設準備開始

令和3年1~2月 外来、病棟、手術クリニカルパス等の体制づくり

3月 開設に向けた関係機関への広報

4月 センター開設

1 鼠径部ヘルニア(脱腸)

鼠径部ヘルニアとは、いわゆる脱腸のことで、お腹の壁に穴ができ腸が飛び出す病気(下腹部の左右どちらか、または両方がポコッと膨らむ)で、自然には治らず、放置すれば歩行・排尿障害が起きるほか、腸がはまり血液がいかなくなることで重症化するといわれている。



2 射水市の患者状況

患者の約半数が放置されている状況から、射水市人口9万人とすると年間患者270人中135人が手術治療を行っていないと想定される。